目　　次
（令和２年）

○第５回臨時会

第１日目（７月21日）

会議録署名議員の指名 …… 3

会期の決定 …… 3

議案第34号　令和２年度中城村一般会計補正予算（第３号） …… 3

議案第35号　物品等購入の契約について …… 16

議案第36号　物品等購入の契約について …… 18

同意第５号　副村長の選任について …… 19

意見書第５号　在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染症防止対策を求める意見書 …… 20

決議第１号　在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染症防止対策を求める決議 …… 20

○第６回臨時会

第１日目（８月26日）

会議録署名議員の指名 …… 29

会期の決定 …… 29

意見書第６号　Ｆ-15戦闘機の部品落下事故に対する意見書 …… 29

決議第２号　Ｆ-15戦闘機の部品落下事故に対する抗議決議 …… 29

○第７回定例会

第１日目（９月７日）

会議録署名議員の指名 …… 38

会期の決定 …… 38

諸般の報告 …… 38

行 政 報 告 …… 39

議案第37号　中城村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場

合の同意について …… 41
議案第38号　中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 …… 44
議案第39号　中城村役場の位置を定める条例の一部を改正する条例 …… 45
議案第40号　中城村監査委員条例の一部を改正する条例 …… 47
議案第41号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 …… 49
議案第42号　中城村税条例の一部を改正する条例 …… 50
議案第43号　中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 …… 54
議案第44号　中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 …… 57
議案第45号　令和２年度中城村一般会計補正予算（第４号） …… 59
議案第46号　令和２年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号） …… 66
議案第47号　令和２年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号） …… 67
議案第48号　令和２年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第１号） …… 69
議案第49号　令和２年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号） …… 70
議案第50号　令和２年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号） …… 72
議案第51号　吉の浦公園野球場機能強化整備工事請負契約について …… 73
議案第52号　令和２年度村立学校通信環境整備工事請負契約について …… 75
議案第53号　物品等購入の契約について …… 77
議案第54号　物品等購入の契約について …… 79
議案第55号　令和元年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について …… 80
同意第６号　中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて …… 81
同意第７号　農業委員会委員の任命について …… 82
同意第８号　農業委員会委員の任命について …… 83
同意第９号　農業委員会委員の任命について …… 84
同意第10号　農業委員会委員の任命について …… 85
同意第11号　農業委員会委員の任命について …… 86
同意第12号　農業委員会委員の任命について …… 87

第２日目（９月８日）

一般質問

９番　比　嘉　麻　乃　議員 …… 91
１番　安　里　清　市　議員 …… 99
12番　金　城　　章　議員 …… 106
４番　屋　良　照　枝　議員 …… 115
14番　伊　佐　則　勝　議員 …… 119

第３日目（９月９日）

一般質問

13番　石　原　昌　雄　議員 …… 127
10番　安　里　ヨシ子　議員 …… 133
６番　玉那覇　　登　議員 …… 136
７番　新　垣　貞　則　議員 …… 140
２番　新　垣　　修　議員 …… 150

第４日目（９月10日）

一般質問

８番　大　城　常　良　議員 …… 157
11番　仲　松　正　敏　議員 …… 167
３番　渡嘉敷　眞　整　議員 …… 174
５番　桃　原　　清　議員 …… 179
15番　新　垣　善　功　議員 …… 183

第５日目（９月11日）

報告第８号　専決処分の報告について …… 191
報告第９号　令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について …… 191
報告第10号　令和元年度決算に係る健全化判断比率について …… 192
報告第11号　令和元年度決算に係る資金不足比率について …… 193
報告第12号　令和元年度決算に係る資金不足比率について …… 193
報告第13号　令和元年度決算に係る資金不足比率について …… 194
認定第１号　令和元年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について …… 195
認定第２号　令和元年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について …… 206

認定第３号　令和元年度中城村後期高齢者特別会計歳入歳出決算認定について　…… 210
認定第４号　令和元年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について　…… 213
認定第５号　令和元年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について　…… 216
認定第６号　令和元年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について　…… 218
認定第７号　令和元年度中城村水道事業会計決算認定について　…… 222

第６日目（９月12日）　休　　会（土）

第７日目（９月13日）　休　　会（日）

第８日目（９月14日）　委 員 会（月）　委員会審議

第９日目（９月15日）　委 員 会（火）　委員会審議

第10日目（９月16日）　委 員 会（水）　委員会審議

第11日目（９月17日）　委 員 会（木）　委員会審議（陳情等審査）

第12日目（９月18日）　委 員 会（金）　委員会審議（連合審査）

第13日目（９月19日）　休　　会（土）

第14日目（９月20日）　休　　会（日）

第15日目（９月21日）　休　　会（月）　敬老の日

第16日目（９月22日）　休　　会（火）　秋分の日

第17日目（９月23日）　委 員 会（水）　委員会審議（連合審査）

第18日目（９月24日）　委 員 会（木）　委員会審議（連合審査）

第19日目（９月25日）

認定第１号　令和元年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について …… 235

認定第２号　令和元年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について …… 236

認定第３号　令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について …… 237

認定第４号　令和元年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について …… 238

認定第５号　令和元年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について …… 240

認定第６号　令和元年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について …… 241

認定第７号　令和元年度中城村水道事業会計決算認定について …… 243

議案第38号　中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 …… 244

議案第55号　令和元年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について …… 246

陳情第８号　新型コロナウイルス感染症対策に係る定期予防接種並びにインフルエンザ予防接種について
の要望について …… 247

陳情第９号　地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請） …… 248

陳情第10号　県産品の優先使用について（要請） …… 249

陳情第11号　嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のＰＦＡＳ汚染水の取水を止める陳情
…… 250

陳情第12号　日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の
提出を求める陳情 …… 251

意見書第８号　日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書 … 251

意見書第７号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を
求める意見書 …… 254

第５回　臨　時　会

令和２年第５回中城村議会臨時会会期日程表

開　会　　令和２年７月21日
閉　会　　令和２年７月21日

会　期　１　日間

日　次	月　　日	曜日	開議時刻	会議名	事　　項
第１日	７月21日	火	午前10時	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第34号、35号、36号に対する説明、質疑、討論、採決 同意第５号に対する説明、質疑、討論、採決 意見書、決議に対する説明、質疑、討論、採決 閉会

令和２年第５回中城村議会臨時会（第１日目）

招集年月日	令和２年７月21日（火）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開会	令和２年７月21日　（午前10時00分）		
	閉会	令和２年７月21日　（午後０時13分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	安里清市	９番	比嘉麻乃
	２番	新垣修	10番	安里ヨシ子
	３番	渡嘉敷眞整	11番	仲松正敏
	４番	屋良照枝	12番	金城章
	５番	桃原清	13番	石原昌雄
	６番	玉那覇登	14番	伊佐則勝
	７番	新垣貞則	15番	新垣善功
	８番	大城常良	16番	新垣博正
欠席議員				
会議録署名議員	４番	屋良照枝	５番	桃原清
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	こども課長	金城勉
	副村長	比嘉忠典	企画課長	比嘉健治
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	仲村盛和
	総務課長	與儀忍	産業振興課長兼農業委員会事務局長	仲村武宏
	住民生活課長	義間清	上下水道課長	知名勉
	会計管理者	荷川取次枝	教育総務課長	比嘉保
	税務課長	大湾朝也	生涯学習課長	稲嶺盛昌
	福祉課長	照屋淳	教育総務課主幹	宮城政光
	健康保険課長	仲松範三		

議 事 日 程 第 1 号

日　　程	件　　名
第　1	会議録署名議員の指名
第　2	会期の決定
第　3	議案第34号　令和２年度中城村一般会計補正予算（第３号）
第　4	議案第35号　物品等購入の契約について
第　5	議案第36号　物品等購入の契約について
第　6	同意第５号　副村長の選任について
第　7	意見書第５号　在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染症防止対策を求める意見書
第　8	決議第１号　在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染症防止対策を求める決議

○議長　新垣博正　皆さん、おはようございます。ただいまより令和２年第５回中城村議会臨時会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、４番　屋良照枝議員、５番　桃原　清議員を指名します。

日程第２　会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日７月21日のみにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、本臨時会の会期は本日７月21日の１日間に決定いたしました。

日程第３　議案第34号　令和２年度中城村一般会計補正予算（第３号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは、議案第34号　令和２年度中城村一般会計補正予算（第３号）について御提案申し上げます。

議案第34号

令和２年度中城村一般会計補正予算（第３号）

令和２年度中城村一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ337,719千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,812,054千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和２年７月21日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15　国庫支出金		4,166,968	294,139	4,461,107
	2　国庫補助金	2,884,511	294,139	3,178,650

款	項	補正前の額	補正額	計
16　県支出金		1,256,569	1,800	1,258,369
	2　県補助金	628,952	1,800	630,752
19　繰入金		586,271	17,880	604,151
	2　基金繰入金	586,270	17,880	604,150
22　村債		690,813	23,900	714,713
	1　村債	690,813	23,900	714,713
歳　　入　　合　　計		11,474,335	337,719	11,812,054

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2　総務費		3,529,422	5,598	3,535,020
	1　総務管理費	3,332,867	5,598	3,338,465
3　民生費		3,497,025	25,178	3,522,203
	2　児童福祉費	2,100,411	25,178	2,125,589
4　衛生費		923,265	28,067	951,332
	1　保健衛生費	535,092	28,067	563,159
6　農林水産業費		232,232	2,000	234,232
	1　農業費	173,495	2,000	175,495
7　商工費		113,384	41,541	154,925
	1　商工費	113,384	41,541	154,925
9　消防費		286,425	8,120	294,545
	1　消防費	286,425	8,120	294,545
10　教育費		1,717,481	218,515	1,935,996
	1　教育総務費	238,401	193,197	431,598
	3　中学校費	67,114	0	67,114
	6　保健体育費	279,234	25,318	304,552
14　予備費		20,000	8,700	28,700
	1　予備費	20,000	8,700	28,700
歳　　出　　合　　計		11,474,335	337,719	11,812,054

第３表　地方債補正

起債の目的	補　正　前				補　正　後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円				千円			
公立学校施設整備事業債	124,700	証書借入又は証券発行	年５％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	特別の融資条件のあるものを除き償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は元金均等又は元利均等による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。	148,600	同じ	同じ	同じ

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

８番　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　おはようございます。

それでは、令和２年度中城村一般会計補正予算について質疑をいたします。

まず１点目、８ページをお願いします。

５目の企画費のほうです。委託料12節なんですけれども、この中で感染症影響調査委託料ということで220万円計上されておるんですけれども、これはアンケート調査ということで、議会前に説明を受けたんですけれども、それで調査対象あるいは詳細をもう少しちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

２点目に、９ページ、３款民生費の児童福祉総務費のほうで、これは19節扶助費なんですけれども、これは赤ちゃん応援給付金ということで2,500万円、これは比嘉麻乃議員の一般質問でもやられたものが取り入れられて、非常に素早い対応だなということであったんですけれども、これの本給付金は４月28日以降、来年の４月１日までに出生をした新生児に対して給付を予定しているが、250人分という予算を組んだ根拠を少し伺いたいと思います。

３点目に、給付に当たっての手続方法等はどういうことを予定しているのか、お願いします。

４点目に、10ページ、その下のほうです。これは母子衛生費、４款になるんですけど、12節の委託料、その中で１歳６か月、３歳時健診、乳児一般健診がトータルで42万円の減額補正になっているんですけれども、これはコロナの影

響で健診や健康診査を受けない方がいて、こういうふうに減額の補正になったのかどうか、伺いたいと思います。

５点目に、13ページ、消防施設費、９款なんですけれども、これの18節の負担金補助及び交付金の中で、新型コロナウイルス感染症予防対策事業補助金ということで812万円。

これは説明の中では、予防機器、倉庫、それから心臓マッサージ機、防護服というものを購入することを予定しているということなんですけれども、この予防対策で予防機材、それから倉庫、心臓マッサージ機、防護服、そういうものを購入するんですけれども、それについて、今回買えば、コロナの消防隊員がここに対応するに当たっての防護服は十分補えているのか、不足はしないのかどうか、その点を伺いたいと思います。

以上、５点ですけども、よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは、今回のアンケート調査についてですが、対象者については、今回、総合計画を策定するときに実施しました高校生以上を対象に考えております。それについては、現在、これまで行ったアンケート調査と今回の新型コロナウイルスによる自宅待機などの影響、この辺を調査して、今後の計画に反映させていきたいということで考えております。

詳細については、比較できるようにということで、アンケート内容は同様な内容をアンケートすることによって比較できるものだと考えておりますので、前回行ったアンケートの内容を実施してきたいと思っております。

詳細については、少し変更等はあるかもしれませんが、その点は検討していきたいというふうに考えています。以上です。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時１２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時１３分）

○議長　新垣博正　再開します。

こども課長　金城　勉。

○こども課長　金城　勉　お答えいたします。

３款２項１目の19節につきましては、2,500万の根拠は昨年度の新生児の人数プラス若干上乗せで250名の想定をしております。

手続方法につきましては、新生児が誕生した御家庭へ母子推進員が訪問をして、おめでとうございますを伝えながら、いろんな相談に乗りながら、その際に申請書をお持ちして、そこで書いてもらってそのまま持ち帰ってというところで、お手間をかけないように、母子推進員が先ほど申し上げたおめでとうと、あと、また相談に乗りながらというのも加えながら、方法として考えております。

10ページの４款１項３目12節の委託料の減額につきましては、その下に乳幼児健診委託料というのがございますけれども、当初予定していた各乳幼児健診につきましては、コロナ対策としての実施できる内容であるということからの組替えとなっております。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

消防費の１目消防施設費、18節の負担金補助金及び交付金について、お答えいたします。

中城北中城消防組合が必要とします防護服等の資機材、整備にかかる負担金でございます。

質問の中で、これで足りるのかというふうなことですけれども、補助金の交付の調整としまして、中城村と北中城村と中城北中城消防組合との調整、あるいはヒアリングを通しまして、このセットを購入すれば現時点では足りるというふうなことで認識をしております。ただ、新型コロナウイルス感染症の収束の時期というのが現段階では見通せませんので、100％足りるとまでは言えませんけれども、現時点では、消

防としてはこのセット数で十分であると、そのように認識をしております。

○議長　新垣博正　８番　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは、１点目から、アンケート調査、これは高校生以上ということなんですけれども、やはりいろいろな家庭での心配事、そういったこともたくさんあると思いますので、やっぱり各家庭に本当にできれば一番いいんですけれども、やはりこういう高校生以上であるとか、そういうのをしっかりと対応をしていただいて、どういう影響が今村内で起きているのかというのも十分踏まえて、しっかりとこれは対応をして、漏れなくぜひやっていただきたいというふうに思っております。

次、２点目に、これは250人分ということで、昨年の出生人数と、それからプラスアルファということで計算したということなんですけれども、これは本村250から300名ぐらいが常に毎年出生されているという子供たちの数なんですけれども、例えば250人以上になった場合は、その予算確保というのはしっかりまたできるのかどうか、その点をもう一点ちょっと伺いたいと思います。

あと、これの３点目の方法については、課長言われた母子推進員ですか、その方が自宅まで行って、しっかりと申請書を持って対応するということなんですけれども、それについて、申請書は例えば250名ほどが今から出生する家庭があるんですけれども、それは全て、例えばこの地域、地域の推進員がやるのか、それとも居ないところ、少ないところは全員でカバーして、この推進員がこの子供たち、新生児を割り当てていくのか、その方法というのがもうちょっと詳細にお願いしたいと思います。

あと、４点目の減額補正は組替えということでありますので、これはもうありませんので。

次、５点目、現時点では足りているということであるんですけれども、やはり新型コロナウイルスはやはり飛沫感染とかいろいろと、まだまだ大きい病気があちこちで蔓延している中で、やはりこの防護服を着た隊員がまたこれを別の隊員が着るというような場合になった場合、これこそまた汗とかそういうのがくっついて、様々なまた２次感染、３次感染につながると思うんですけれども、その辺は１人１枚というのかな、１着の予防対策というのかな、これはまたやはり村民の命を守ってくれる消防隊員がこうしてかかったと、こういう新型コロナウイルスにかかってしまったということにならないように、しっかりとこの消防隊員の安全を守るためにも、１人１着は取るべきではないかなという思いがあるんですけれども、その辺はどうなのか、もう一回、再度お聞きしたいというふうに思っております。

○議長　新垣博正　こども課長　金城　勉。

○こども課長　金城　勉　お答えいたします。

まず、赤ちゃん応援金の250名を超えた場合はどうするかという御質問ですが、村長が当初より人数の想定はしますけれども、超えたものについても単独予算でも実施するということで考えなさいという指示をいただきましたので、もし不足が出た場合は、補正でもって対応をしていきたいと考えております。

訪問する母子推進員につきましては、基本、地域割り当てをしておりますので、地域の母子推進員さんに回ってもらうというところでも、おっしゃっているような不足が出た場合には、ほかからあてがうというところで、なぜそうするかと申し上げますと、母子推進員さんと新生児の母子につきましては、今後長らく関係性を持ちますので、そのつながりの初めの機会としては、この赤ちゃん応援金訪問事業というのがいいきっかけになると思いますので、なるべくこの地域の担当の母子推進員さんをまず割り当ててというところで考えております。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

防護服の使い回しというのは、基本的に考えておりません。

これは隊員も１人１回につき１セットであると、そのように認識をしております。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　今のこども課の金城課長が、私が聞きたいなあということが答えてもらえましたので、また一つ、オーバーしても、それだけの予算確保というのをしっかりやっていただいて、それから、母子推進員の方々にも十分と説明をしてもらって、これから子供が出生したという段階から二十歳になるまでは、これから長いお付き合いですよということも踏まえながら、しっかり信頼関係を持って対応をしていただきたいと、そのように思っております。

あと、５点目の消防の防護服なんですけれども、１人１点ということなので、そのほうもぜひ毎日、毎日、昼夜、我々村民のために頑張っている消防隊員がこういった病気、新型コロナウイルスにかからないような対策を全て整えていただいて、しっかりと村民の命を守る体制を整えていただきたいと思いますので、しっかりとよろしくお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

12番　金城　章議員。

１２番　金城　章議員　それでは、令和２年一般会計補正予算の分で質問します。

まずは12ページの商工費、ちょっとこの詳細、細かな節の説明をちょっとお願いします。

２目の観光費12節委託料の中身、情報発信といっていますけど、どういったことをやるのか。

それと18節の負担金、それもちょっと中身をちょっとぜひお願いします。

事業が中止した中で、そういうのが入っているものですから、ちょっと説明をお願いします。

それと、14ページの教育費、事務局費ですか、そこの中身もちょっとぜひ、この12節の委託料、この無料塾の委託ですけど、そこも今稼働率どんなですか。ちょっと大分補正が入っているんですけど。

それと工事請負契費、この中身も。これ新年度予算で何か入っていたような気がするんですけど、17節の備品購入費のこれタブレット購入とは聞いていますけど、この貸出状況とか、どんな感じで管理をするのか、お願いします。

○議長　新垣博正　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　それではお答えします。

２款２項委託料なんですが2,200万、これは最近、Ｇｏ　Ｔｏトラベルの見直しも求められる中で、この事業については村の観光客に向けた取組を行うために、若者をメインに利用する情報発信サイトを活用して、いかに中城村を知ってもらうかを目的としています。

内容としましては、インターネットの配信画面に人気アイドルや強いファンを持つインフルエンサー、影響力のある人を活用して、リアルタイムでやり取りができるライブ動画を配信することで、いかに全国の若者、もしくは世界の若者に中城村を知ってもらうことが狙いになります。

11月に予定していたプロジェクションマッピングも、県内のイベントが相次いで中止が決定しましたので、中城村においても事業を中止しました。

そこで、プロジェクションマッピング事業に変わり、人を集めずに中城村をＰＲする事業として、ライブ発信している人気アイドル等に、日本の中に沖縄県があって、中城村がそこにありますよとか、中城村には立派な世界遺産がありますよとか、特産品である島にんじん、マンゴーなどを紹介して、または中城村のふるさと納税などを紹介してもらい、最終的にはふるさ

と納税につなげられていければよいと考えています。

あと、７款２項18節の負担金なんですが、中城城跡の４事業を計画しております。

まず１つは、三の郭の階段工事、この三の郭に上がる階段が急なため、三の郭を見学する観光客に支障を来している状態で今はあります。そのために、観光客の皆さんがスムーズに見学できるよう改善し、緩やかな階段、仮設階段を設置し、スムーズに見学できるように改善を目指しています。

あと、野外展示場各模型の修理になりますが、その最初の三の郭出口の馬場に設置してある野外展示場の中城城跡模型が老朽化により色あせている状態にありますので、その修繕を行い、中城城跡の背景が一目で分かるようにする整備になります。

あと、３点目に電動カートの８名乗り２台の事業になります。

現状としましては、今、５人乗りカート１台と８人乗りカートが１台ありますが、観光客が見学する、来場した際にカートに乗車する待ち時間が長く、長蛇の列をつくっている状況であります。

今回、８人乗りを２台導入することにより、観光客のスムーズな送迎ができることを目的としており、特に団体客、お年寄りや足腰の不安がある方に対しての配慮だと考えています。

一度に多くのお客さんをお送りすることにより待ち時間を短縮することで、来場者がゆとりを持って楽しく歓談できると考えています。

４点目です。中城城跡の城壁の整備。

以前、ライトアップした場所になるのですが、中城城跡の城壁に雑草の木々が生い茂っている状況であります。

世界遺産である中城城跡の城壁がまばらにしか見えない状況であるため、雑木等の除去することによって、外部からのすばらしい中城城跡を見せることが目的です。以上です。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　では、金城議員の質問です。

14ページの学習支援委託料、無料塾ということで242万4,000円を計上しているんですけれども、こちらは吉の浦会館隣の教育相談室、隣会議室で行っている無料塾の委託料ということで、一月20万2,000円の８か月分を見込んでおります。中学校３年生を対象としているものです。

それと、工事請負費については、事務局費では今回の計上が初めてで、学校施設の校内ＬＡＮ及びタブレットの倉庫の設置工事となります。

続いて、備品購入の機器材等のタブレットの管理なんですけれども、学校のほうで現在、児童生徒用のタブレット端末の１人１台整備にかかる経費という形のもので、タブレットを購入いたしまして、各小学校から中学校までの児童生徒にタブレットでの授業及び電子教科書での授業を進めていくものとなっています。

管理にしては、工事で行ったこの電源キャビネットというものがありまして、このキャビネットの中に入れながら、タブレットの充電を行っていくもので管理してまいります。以上です。

○議長　新垣博正　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

２番　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　同じように、先ほどの産業振興課長の話もありましたけれども、同じように７款商工費、観光費の中で2,200万に関してなんですけど、同じように財源の内訳、要は一般財源がこの中にどれだけ金額が含まれているのか、財源の内訳比率の金額を教えてください。

先ほど、金城議員の回答の中に、人気アイドルを活用して中城村をＰＲ、アピールしていくと、前回、副村長より若年層が利用する動画サ

イトを発信するという、大まかな説明を受けていたんだけども、そのように若年層に発信するサイトということで、金額的にも2,200万と大きな金額になるんですけど、これは１回限りのこの政策委託になるのか、先ほど言うように、動画を通してそのアイドルというか、そことの動画でやり取りができるというように話を聞いていますけども、そういった動画を発信して、相乗効果、費用対効果がどれぐらい見込まれるのか。

あと一点は、具体的な事例で今そういったものを活用している事例があるのかを教えてください。

そして、あと一つは14ページ、同じように17節備品購入費１億1,833万3,000円なんですけれども、これも説明の中で小中学校2,118台のタブレットを購入して、ソフト代金にも充てているというふうに説明を受けましたけども、その管理方法なんですけど、今、新聞でもありましたように、ここ最近、小学校が休校になったり、臨時休校になったりする可能性が、これから第２波、第３波に向けて発生すると思うんですけど、その場合はそのタブレットを使ってオンライン学習とかが可能になるのか。そして、どうしても自宅でオンライン学習をすると、その学習環境が整っていなければ、この機材も使えない状況にあると思うんだけど、そのようにオンライン学習が可能かどうか、そういったオンライン学習ができない環境が、今、世帯に何件ほどあるのか、そういった調査も行うのかどうか、その点を教えてください。

○議長　新垣博正　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　修議員の質問にお答えします。

事例につきましては、新しい試みですので、多分ないと思います。

あと、費用対効果についても初めての試みなので、どれだけの成果が出るかというのは未知数で、現在分かりません。

あと、１回限りの政策かということなんですが、そこも初めての試みでありますので、今後の反響または検証しながら、次回やるかやらないかということは、決定していきたいと思います。以上です。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは、新たな情報発信体制の構築事業2,200万の財源内訳についてお答えします。

今回の交付金、全体で７月補正が２億992万5,000円を今回歳入としておりまして、全体で各事業、約94％の配分をしております。

この事業につきましても2,200万のうち、交付金が2,066万8,000円を充当して、単費が133万2,000円となっております。以上です。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時３９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４０分）

○議長　新垣博正　再開します。

教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　では、新垣　修議員の質問に答えます。

学校機器等の備品購入については、タブレットの購入なんですけども、こちらのほうは各学校で活用できるような形のもので、工事費の中で各校内でＷｉ―Ｆｉの設置の工事が入りまして、学校の備品の電源のキャビネットで管理をしていくという、学校で活用していくこととしています。

オンライン授業については、主幹のほうから詳しく答弁をさせます。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時４１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４１分）

○議長　新垣博正　再開します。

教育総務課主幹　宮城政光。

○教育総務課主幹　宮城政光　新垣　修議員の質問にお答えしたいと思います。

ただいまＧＩＧＡスクール構想において、ハード面の整備を進めているところでございますが、現在、タブレットについては学校で使用することを前提に今整備しております。ただ、各家庭においてオンライン授業ができるかどうかについては、ただいまハード面、家庭の通信網の状況の把握が必要ですので、ただいま現在調査中でございます。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　まず、この商工費の件、事例もなく費用対効果も初めてということで分からないと、今後の反響を、進めながら、今後は考えていくというふうな話ですけども、先ほど言うように、この2,200万の内訳のうち、国の補助金が2,068万、それに単費で133万ほど使っているということになるんですけど、これは先ほど言ったように観光客の集客とか、中城村をアピールするというふうな話だけど、これは観光協会と何か連動した事業、あるいは活用になっているのか教えてください。

先ほど言ったタブレットなんですけど、学校内で今は活用する考えだと、今後、家庭環境でのこういったオンライン学習にはどうしてもＷｉ―Ｆｉというのが必要になりますので、それは調査中ということですので、今後、このオンライン授業というのは多分ＩＣＴ化を進める上では必然的になってくるようなものだと思うんですよ。臨時休校とかあったときに、多分、今この学校のあれで、もし万が一コロナで感染した場合は５日以上の学校一旦臨時休校しなさいというようなお触れが来ていると思うんだけど、その中で今言うようにできるだけ早い段階でやはりこういった環境調査をしてもらって、それと貧困対策問題もあると思います。それに対するＷｉ―Ｆｉの工事にかかる費用をどうするのか。それと貧困世帯の毎月のこのＷｉ―Ｆｉ使用料もどうするのか。これはもう７月８日の時点で県の教育委員会から、そういうふうに全部で38市町村にタブレットを配布するというのは決まっていたと思うんですよ。そうしたら、教育委員会としてもそういうものがあれば、早めにそういった話合いをして、そういったＩＣＴ化というか、オンライン学習、あるいは教職員、先生方のそういったオンライン学習とか勉強会もこれからどんどん早め早めに進めていかないと、後手になっちゃうとまた子供たちが少し授業が遅れる可能性もありますので、その辺は早め早めに対策を練って、補正の中でもどんどんこういった教育問題は進化していったほうがいいと思いますので、どんどん発信しながら、調査も早めに進めていってほしいなと思います。

商工費の件なんですけど、これは観光協会とのそういった整合性とかそういうのもあるんですか、その辺を教えてください。

○議長　新垣博正　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　お答えします。

観光協会と連動しているかということですが、予算は産業振興課には組まれてはいるんですけど、うちらのほうで契約は行って、事業の内容とか細かい点について、観光協会も交えて執行していく予定です。以上です。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　村長も観光協会の会長に就任なされて、今、観光協会のホームページでもツイッター、フェイスブック、それからインスタグラムでも、今日の新聞にもありましたけど、Ｇｏ　Ｔｏグスク、それも僕ツイッターで見たんですけど、今言うようにコロナ禍でなかなか観光客を呼べない、それからいろんなものを周知できないということで、やはりそう

いったインスタグラムとかツイッターとか、そういった通信情報網というのはいかに情報源を発信していいものかというのは、僕らも見ながら理解をしているんですけど、ただ、今言うように、そこに単費でまだ何というか、先も読めない、そういったものを投入するのはどうなのかなというのがちょっとありまして。

最後ですけども、仮に観光協会と少しそういった話合いができるんであれば、今、観光協会のホームページとか、産業振興課長もホームページを見られて、ゴープロで割といいものを発信しているんですよ。だから、これを委託でこんなに2,000万も使って先が見えないようなものをつくるんであれば、観光協会ともっと話合いをして、この2,000万を本当に有効活用できるような、今の若者はスマホでもそういった発信情報網、動画とか付けるような技術を持っていますので、それを全て業者に委託するような考え方というのはどうも中城村の魅力を発信するのには乏しいんじゃないかなという思いがありますので、できるだけ観光協会の事務局長とも、それぞれの職員とも話合って、こういうふうに事業があるけど、要するに各職員とかで中城村を発信するような魅力あるサイトづくりをやってほしいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

９番　比嘉麻乃議員。

９番　比嘉麻乃議員　それでは、令和２年度中城村一般会計補正予算（第３号）について質疑いたします。

先ほど大城議員のほうからもあったんですけれども、まず９ページの３款１目19節の赤ちゃん応援給付金、これは本当に素早い対応で計上してくれて、すごく高く評価したいと思います。ありがとうございます。

そこで、先ほど大城議員の答弁の中で、出生したときの申請方法が出生したときの母子推進員が訪問したときに申請書をお渡しするということだったんですけれども、私としては、この訪問だとすごく時間がかかるかなと思います。そして、あと里帰り出産とかしている人にとってはまた三、四か月ぐらいはそのふるさとのほうで子育ての手伝いをしてもらいながら過ごしていると思うんです。

せっかく今回、スピーディーに対応してくれたので、その後もやっぱりスピーディーに対応してほしいなと思うんです。

これまで、今日までにですよ。出産された方には郵送をして、これからまた出産する人に関しては、出生届を出すときに窓口でお渡ししたほうが早くその方々に、子育てしている方々に支給できるのではないかなと思います。

確かに母子推進員との絆は大切だと思うんですけれども、この10万円があってもなくてもしっかりと絆はできているのではないかな。相談を聞くことができるのではないかなと思うので、私は今回は、この給付金等をこの訪問は別として考えてもいいのではないかなと思います。これちょっと先ほどの大城議員のことがあったので、これ質疑します。

あともう一つは、対象が令和２年の４月28日から令和３年４月１日生まれの人が対象ということなんですけれども、そのほかに対象になるものとして、例えば母親が基準日である令和２年４月27日に村に住民登録があったものではないといけないとか、あるいはそのときはなかったんだけれども、今後、令和３年４月１日までの間に引っ越ししてきて、そういう人たちも対象になるのか、そうするとやっぱり人口も増えてくるのはたしかではあるかなと思いますので、そのことを質疑いたします。

あと、10ページの４款２目12節の小児インフルエンザ予防接種委託料とあるんですけれども、これはゼロ歳児から中学３年生までということなんですが、これは病院によって接種の値段が

１回2,500円だとか、あと１回3,500円ということで変わってくると思うんですけれども、この接種は各自でこの病院に行くのか、病院に行ったときには支払い方法、まず最初に支払って、後で村が返還するのかどうなのか。あるいは学校で集団でやるのか、これちょっと教えてください。

もう一つ、14ページの10款２目12節の委託料なんですけれども、学習支援委託料（無料塾）とあるんですが、これはさっきお話がありました吉の浦で無料塾をやっているところが学校に出向いて教えてくれるということなんですが、どういう方々が授業をするのか。塾の先生なのか。あるいは学校先生の退職した人が教えるのかちょっと教えてください。

あと、何教科教えているのか。この授業はいつから開始予定なのか。30人を予定していると思うんですが、これは何クラスあって週に何回やるのか、そして何時から何時までやるのかというのをお尋ねいたします。以上です。

○議長　新垣博正　こども課長　金城　勉。

○こども課長　金城　勉　お答えいたします。

まず、赤ちゃん応援金の手続につきましては、当初、議員がおっしゃるような出生届の際に申請書を出してもらう案も考えましたけれども、母子推進員の訪問につきましては、先ほど申し上げました絆づくりとともに、やっぱり新生児の母子というのは不安とか困りごとというのがかなりあるというところで、まず窓口で簡素な手続ではなくて、おめでとうというお気持ちを伝えながら、ようこそ中城へというところでおめでとうと、その中で困りごとはないですかというのをなるべく早めに誰かが関わるというところでの母子推進員の訪問というところで今考えておりますので、迅速性を考えて、議決された後になるべく生まれた子供については母子推進員を割り当てて、早めに訪問を展開していって、迅速性を特に考えながらやっていきたいと、里帰り出産につきましてはもちろん帰る時期も分かりませんので、そういった方については把握しておりますので、それは申請書を郵送して、後ほどまた母子推進員がおじゃまするという展開に持っていきたいと考えております。

インフルエンザの予防接種につきましては、現在、接種していただく病院との個別調整をしている段階でございまして、個別契約が整えば現物給付という対応も取れますし、病院の数によっても違うんですけれども、病院がないというところであれば、立替えてもらう自動償還という、今方法があって、基本的にはやっぱり現物給付のほうが受給率が高くなるので、今、十何病院との調整は入っているんですが、できるだけ現物給付で対応していきたいと考えております。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時５７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５７分）

○議長　新垣博正　再開します。

こども課長　金城　勉。

○こども課長　金城　勉　すみません、答弁漏れで追加いたします。

赤ちゃん給付金の住所要件につきましては、４月27日から引き続き申請まで住所を有しているということでございますので、４月28日から転入してきた御家庭については対象とはなりません。

４月27日から継続して、赤ちゃんを生んで申請するまで、継続して住所があれば対象になるんですけれども、例えば今日以降、転入してきて出産された場合は、対象とはなりません。その世帯、親が４月27日以前から継続して住所を有していると……。

○９番　比嘉麻乃議員　基準日以降に引っ越ししてきた人じゃ、もう対象外になると。

○こども課長　金城　勉　そうです。はい。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時５８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５９分）

○議長　新垣博正　再開します。

教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　では、比嘉麻乃議員の教育費の事務局費の委託料の学習支援委託料なんですけれども、こちらのほう詳細なことがまだ決まっておりません。学校側と調整して、クラスの配分等が決まり次第、どの教科というような形のもので授業を進めていく予定であります。また、この指導者に当たっては、もと教員だけではなく、この大学生とか、教科によっていろんな人を活用できたらということで、この委託を行う業者のほうと詰めていきたいと思います。以上です。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　では、赤ちゃん応援給付金なんですけれども、やっぱりおめでとうという気持ちがあって、いち早く困りごとを聞くために、そのときに申請書をお渡しするということなんですが、この10万円があるかないかとかではなくて、これは来年度も母子推進員は生まれたばかりの子供の家庭に行くわけなんですよ。ですから、これがあるからとかではなくて、やっぱりスピーディーに里帰り出産をしている人と同じように、これまで私たちが給付してもらったように、申請書をその家庭に送るか、あるいは出生届を出される際にやったほうが私はよりスピーディーに気持ちよく受け取ることができるのではないかなと思うので、やっぱりそれは別かなと思います。10万円はあってもなくても、それは別かなと思います。

それと、申請の基準日が４月27日以降、引っ越ししてきた人は対象外になるということなんですが、きっと各近隣市町村に住んでいる人たちも、今どこに引っ越ししようかなと考えているところでも、この支給金を目当てにではなくて、やっぱり村長がずっと行っていた子育て支援、頑張っているということで、中城に引っ越ししたいなって思っている人はやっぱり多いんですね。なので、そういう人たちのその気持で来たのに、ここで中城で出生届も出したのに、それは対象外になるということはちょっと避けてほしいなと思うんです。なので、令和３年４月１日までに生まれた子を中城村民として支給をしていただきたいなというふうに、これは強く願っておりますので、もう一度ちょっと考えなおしていただければなと思います。よろしくお願いいたします。

あと、インフルエンザの接種なんですけれども、現物給付でぜひ行っていただきたいと思います。

値段の違いとかもあるので、できればこういった同じワクチンだと思うので、安いところを調査していただければなと思います。

あと、無料塾なんですけれども、無料塾、予算では８月からになっているんですけど、もうすぐなんですね。それでまだ学校との調整がついていないというのはちょっと心配になったんですけど、何クラスあって、学校の授業が終わってからなので、結局夕方ぐらいまでかかるなあと思うんですね。ちょっとこれはずれるんですけれども、塾の助成事業が中学３年生半額で、上限が１万円となっているんですけど、でも無料塾は30名ですよね。それで１万100円で多分計上されていると思うんですけど、この計上のこの100円というのは、もしかすると軽食とかを考えているのかなと思って、やはり夕方になるのでお腹すいている生徒もいると思うんですけれども、こういった軽食とか、そういったのも一緒に考えているのかどうか、おにぎりだとかパンとかの支給を考えているのかどうかを質疑いたします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時０４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０７分）

○議長　新垣博正　再開します。

こども課長　金城　勉。

○こども課長　金城　勉　お答えします。

赤ちゃん訪問金の申請につきましては、課内でも協議をした結果、要綱としても制定しておりますので、母子推進員が訪問して申請書を取るというところで基本は考えていきたいと思っております。

基準日につきましては、当初から４月27日までに本村で定額給付金をもらった子供とそうでない子供、同級生で不公平があるというところでの発想なので、基準日についての変更は考えておりません。

○９番　比嘉麻乃議員　母親が住んでいるか住んでいないか、その日に住んでいるか住んでいない……。

○こども課長　金城　勉　そうです。親の住所地の問題ですけれども……。

○９番　比嘉麻乃議員　赤ちゃんは令和３年４月１日生まれまでということですよね。

○こども課長　金城　勉　そうです。その受給する親の住所要件として、４月27日から継続して申請日まで住んでいるという要件の変更する考えはございません。

議員のおっしゃった転入してきた方については対象外ということで、現在、要綱もありますし、そのとおりで変更する考えはございません。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　比嘉麻乃議員の学習支援委託料の１万100円の100円ということですけども、これに軽食とかというものはついていないと確認しております。

今後、その時間によっておにぎりとか軽食、菓子パン等、物があげられるような形でしたら、財政側と調整して組んでいきたいと思います。

それと、８月からということなんですけども、今週木曜日から中体連が始まりまして、今月いっぱい一応かかります。それが終わって、今、中学校３年生のほうに確認したところ、94名の子が今塾に通っているんですけれども、部活動が終わってこれから通いますかというお答えのほうもまだ50名以上ありまして、それで塾に行く子とこの支援塾に行く子を分けながら、どういうふうに進めていくかということで検討していきたいと思います。以上です。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１１時１１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１１分）

○議長　新垣博正　再開します。

７番　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　議案第34号　令和２年度中城村一般会計補正予算（第３号）について質疑します。

11ページ、御覧になってください。歳出の６款１項５目12節の委託料です。

中城第３地区農道舗装工事、調査測量設計委託料が組まれています。当初予算では3,000万8,000円計上されていますが、今回の補正予算で200万円を増額されています。増額した理由とどの地区の測量設計、今度どのように進めていく考えか、説明をお願いします。

○議長　新垣博正　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　それでは、貞則議員の質問にお答えします。

６款１項５目12節の委託料、中城第３地区農道舗装工事調査測量設計業務に関しましての200万の増額につきましては、農地耕作条件改善事業補助金の増になります。

当初、県との調整で設計が3,200万に対して事業費3,000万円で予算調整が進められてきて

います。しかし、今回、予算要求どおり200万の増が認められましたので、3,200万円の事業費で進めたいと考えています。

今後の工程といたしましては、令和２年度から令和４年度までの３年間、今年度事業が設計測量のみ、Ｌ＝2,333メートル、地区が屋宜から添石地区になります。工事期間としましてが、令和３年度から令和４年度までに完了する予定で、耕作放棄地の解消に努めていく予定です。以上です。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　農道舗装工事することによって耕作放棄地の解消になり、農家の人たちの生産の向上につながると思っています。

今後とも農家の人たちの生産向上を図るために頑張ってください。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１１時１４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２０分）

○議長　新垣博正　再開します。

ほかに質疑はありませんか。進行してよろしいですか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第34号は委員会付託を省略いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号　令和２年度中城村一般会計補正予算（第３号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第34号　令和２年度中城村一般会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休　憩（１１時２１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３１分）

○議長　新垣博正　再開します。

日程第４　議案第35号　物品等購入の契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは、議案第35号　物品等購入の契約について御提案申し上げます。

議案第35号

物品等購入の契約について

令和２年度　中城村新庁舎議会備品（議場家具）購入業務について、次のように物品購入契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

１．契約の目的　　令和２年度　中城村新庁舎議会備品（議場家具）購入業務
２．契約の方法　　指名競争入札
３．契約金額　　金　２５，８５０，０００円
　うち取引に係る消費税
　及び地方消費税の額　　金　２，３５０，０００円
４．契約の相手方　　沖縄県那覇市字仲井真400番地1　海邦産業ビル2階
　　株式会社　エマオ
　　代表取締役　安次富　淳子

令和２年７月21日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

中城村新庁舎議会備品（議場家具）購入業務の契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

契約書及び入札結果調書等がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第35号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号　物品等購入の契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第35号　物品等購入の契約については原案のとおり可決されました。

日程第５　議案第36号　物品等購入の契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第36号　物品等購入の契約について御提案申し上げます。

議案第36号

物品等購入の契約について

令和２年度　中城村新庁舎議会備品（議場映像音響システム）購入業務について、次のように物品購入契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

１．契約の目的	令和２年度　中城村新庁舎議会備品（議場映像音響システム）購入業務
２．契約の方法	指名競争入札
３．契約金額	金　２３，７８２，０００円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	金　２，１６２，０００円
４．契約の相手方	沖縄県浦添市勢理客１－２－２９ 株式会社　沖縄科学ＡＶセンター 代表取締役　前川　和夫

令和２年７月21日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

中城村新庁舎議会備品（議場映像音響システム）購入業務の契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

購入契約書及び入札結果調書等がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第36号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号　物品等購入の契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第36号　物品等購入の契約については原案のとおり可決されました。

日程第６　同意第５号　副村長の選任についてを議題とします。

休憩します。

休　憩（１１時３６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３７分）

○議長　新垣博正　再開します。

本件について提出者の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　同意第５号　副村長の選任について御提案申し上げます。

同意第５号

副村長の選任について

下記の者を副村長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

記

住　　所　　中城村字
氏　　名　　比　嘉　忠　典
生年月日　　昭和29年生

令和２年７月21日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

副村長 比 嘉 忠 典 氏の任期が、令和2年8月6日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を選任するにあたり、議会の同意を求めるためである。

履歴書が添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行いますが、関係者の副村長の退席を求めます。

休憩します。

休　憩（１１時３８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時４０分）

○議長　新垣博正　再開します。

休憩します。

休　憩（１１時４０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時４３分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第５号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、同意第５号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから同意第５号　副村長の選任についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、同意第５号　副村長の選任については、同意することに決定いたしました。

休憩します。

休　憩（１１時４３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時４４分）

○議長　新垣博正　再開します。

副村長が入場しました。

ただいま議題となっております同意第５号副村長の選任については、同意されましたのでお伝えします。

休憩します。

休　憩（１１時４５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１２時０３分）

○議長　新垣博正　再開します。

日程第７　意見書第５号　在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策を求める意見書及び日程第８　決議第１号　在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策を求める決議については関連しますので、一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、日程第７及び日程第８については一括議題といたします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは、読み上げて御提案を申し上げます。

意見書第５号

令和２年７月21日

中城村議会
　議長　新　垣　博　正　　殿

提出者
　中城村議会議員　大　城　常　良
賛成者
　中城村議会議員　比　嘉　麻　乃
賛成者
　中城村議会議員　桃　原　　清

在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

提案理由
　本村議会は、村民、県民の安心・安全・生命を守るため、在沖米軍に対し新型コロナウイルス感染防止対策を講じるよう強く抗議するため。

在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策を求める意見書（案）

　令和２年７月7日に普天間飛行場在住の米軍属５人が感染したことが明らかになってから7月16日現在、普天間基地73人、キャンプハンセン58人、嘉手納基地などで7人確認され、米軍基地内の累計感染者数が138人となった。
　また、在沖米海兵隊が新型コロナウイルス感染症対策として人事異動および転勤者を対象に７月以降、基地の外にある北谷町内のホテルを滞在場所として使用していることも判明、その後、使用をやめるとしたが、県内から別の任地に異動する米兵の宿泊施設として引き続き使用されることについては、周辺住民の不安を解消するため、基地内で解決するべきである。
　さらに、6月13日に本村久場のビーチで米軍関係者が無許可で多数参加したイベントが開催され、クラスターの原因となった可能性もある。また、基地従業員として村民の約200人が基地内で働いている現状を鑑み、本村としても村民の安心・安全・生命を守るため、在沖米軍の感染防止対策の徹底は基より、その感染状況、及び行動履歴の公表は重要事項である。
　よって、中城村議会は下記の事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

記

１．在沖米海兵隊の県外・国外からの人事異動者を対象とした経過観察は基地内で行うとともに、感染拡大収束まで軍人や軍属などの基地内隔離と外出禁止を徹底すること。
２．県外・国外から沖縄への軍人軍属の移動を中止すること。
３．基地内の警戒を最高レベルに引き上げ、普天間飛行場とキャンプハンセンを閉鎖し感染拡大防止策を徹底すること。
４．米軍関係者の感染者数、基地内の医療体制、検査体制、濃厚接触者数及び行動履歴など具体的な情報を直ちに開示すること。
５．米軍基地関係者に対する新型コロナウイルス感染に関する検査を速やかに実施すること。
６．日本人基地従業員の感染防止対策の徹底と休業の際の補償を行うこと。
７．日米地位協定を抜本的に改定し、検疫法などの国内法を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和２年７月21日
沖縄県中城村議会

あて先
内閣総理大臣　外務大臣　防衛大臣　沖縄及び北方対策担当大臣　沖縄防衛局長

決議第１号

令和２年７月21日

中城村議会
議長　新　垣　博　正　　殿

提出者
中城村議会議員　大　城　常　良
賛成者
中城村議会議員　比　嘉　麻　乃
賛成者
中城村議会議員　桃　原　　清

在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策を求める決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

提案理由

本村議会は、村民、県民の安心・安全・生命を守るため、在沖米軍に対し新型コロナウイルス感染防止対策を講じるよう強く抗議するため。

在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策を求める決議（案）

令和２年７月7日に普天間飛行場在住の米軍属５人が感染したことが明らかになってから7月16日現在、普天間基地73人、キャンプハンセン58人、嘉手納基地などで7人確認され、米軍基地内の累計感染者数が138人となった。

また、在沖米海兵隊が新型コロナウイルス感染症対策として人事異動および転勤者を対象に７月以降、基地の外にある北谷町内のホテルを滞在場所として使用していることも判明、その後、使用をやめるとしたが、県内から別の任地に異動する米兵の宿泊施設として引き続き使用されることについては、周辺住民の不安を解消するため、基地内で解決するべきである。

さらに、6月13日に本村久場のビーチで米軍関係者が無許可で多数参加したイベントが開催され、クラスターの原因となった可能性もある。また、基地従業員として村民の約200人が基地内で働いている現状を鑑み、本村としても村民の安心・安全・生命を守るため、在沖米軍の感染防止対策の徹底は基より、その感染状況、及び行動履歴の公表は重要事項である。

よって、中城村議会は下記の事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

記

１．在沖米海兵隊の県外・国外からの人事異動者を対象とした経過観察は基地内で行うとともに、感染拡大収束まで軍人や軍属などの基地内隔離と外出禁止を徹底すること。
２．県外・国外から沖縄への軍人軍属の移動を中止すること。
３．基地内の警戒を最高レベルに引き上げ、普天間飛行場とキャンプハンセンを閉鎖し感染拡大防止策を徹底すること。
４．米軍関係者の感染者数、基地内の医療体制、検査体制、濃厚接触者数及び行動履歴など具体的な情報を直ちに開示すること。
５．米軍基地関係者に対する新型コロナウイルス感染に関する検査を速やかに実施すること。
６．日本人基地従業員の感染防止対策の徹底と休業の際の補償を行うこと。
７．日米地位協定を抜本的に改定し、検疫法などの国内法を適用すること。

以上、決議する。

令和２年７月21日
沖縄県中城村議会

あて先
駐日米国大使　在日米軍司令官　在日米四軍沖縄地域調整官　第３海兵遠征軍司令官
在沖米国総領事

以上であります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長　新垣博正　これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第５号及び決議第１号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第５号及び決議第１号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、意見書第５号及び決議第１号は委員会付託を省略します。

これから意見書第５号に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

休憩します。

休　憩（１２時１１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１２時１２分）

○議長　新垣博正　再開します。

「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第５号　在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策を求める意見書を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、意見書第５号　在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

続きまして、決議第１号に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから決議第１号　在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策を求める決議を採決いたします。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、決議第１号　在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策を求める決議は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会においての決議の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたします。

これで本臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉　会（１２時１３分）

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長　新　垣　博　正

中城村議会議員　屋　良　照　枝

中城村議会議員　桃　原　　清

第６回　臨　時　会

令和２年第６回中城村議会臨時会会期日程表

開　会　　令和２年８月26日
閉　会　　令和２年８月26日

会　期　１　日間

日　次	月　　日	曜日	開議時刻	会議名	事　　項
第１日	８月26日	火	午前10時	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定 意見書、決議に対する説明、質疑、討論、採決 閉会

令和２年第６回中城村議会臨時会（第１日目）

招集年月日	令和２年８月26日（火）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開　会	令和２年８月26日　（午前10時00分）		
	閉　会	令和２年８月26日　（午前10時16分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
	１番	安里清市	９番	比嘉麻乃
	２番	新垣　修	10番	安里ヨシ子
	３番	渡嘉敷眞整	11番	仲松正敏
	４番	屋良照枝	12番	金城　章
	５番	桃原　清	13番	石原昌雄
	６番	玉那覇　登	14番	伊佐則勝
	７番	新垣貞則	15番	新垣善功
	８番	大城常良	16番	新垣博正
欠席議員				
会議録署名議員	６番	玉那覇　登	７番	新垣貞則
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者				

議 事 日 程 第 1 号

日　　程	件　　名
第　1	会議録署名議員の指名
第　2	会期の決定
第　3	意見書第６号　Ｆ−15戦闘機の部品落下事故に対する意見書
第　4	決議第２号　Ｆ−15戦闘機の部品落下事故に対する抗議決議

○議長　新垣博正　おはようございます。ただいまより令和２年第６回中城村議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、６番　玉那覇登議員及び７番　新垣貞則議員を指名します。

日程第２　会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日８月26日のみにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日８月26日の１日間に決定しました。

日程第３　意見書第６号　Ｆ－15戦闘機の部品落下事故に対する意見書及び日程第４　決議第２号　Ｆ－15戦闘機の部品落下事故に対する抗議決議については関連しますので、一括議題としたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、日程第３及び日程第４については、一括議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

大城常良議員。

休憩します。

休　憩（１０時０１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時０１分）

○議長　新垣博正　再開します。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員

意見書第６号

令和２年８月26日

中城村議会

議長　新　垣　博　正　　殿

提出者

中城村議会議員　大　城　常　良

賛成者

中城村議会議員　桃　原　　清

賛成者

中城村議会議員　安　里　清　市

Ｆ－15戦闘機の部品落下事故に対する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

提案理由

本村議会は、村民、県民の安心・安全・生命を守るため、米軍及び関係当局に対し強く抗議するため。

Ｆ－15戦闘機の部品落下事故に対する意見書（案）

令和２年８月４日午前10時30分頃、嘉手納基地所属のＦ－15戦闘機が飛行訓練中に長さ約17.8センチメートル、重さ約3.6キログラムの機体に弾薬を固定するための金属製部品を落下させる事故が発生した。米軍は「落下地点は不明だが、仮に海上に落下した場合は嘉手納基地から東南東へ約97キロメートルの地点、地上の場合は飛行場滑走路に近接する国道58号付近に落下した可能性がある」と発表した。

日米合意では米軍による事件・事故の発生時には、正確、かつ迅速な情報提供をするとあるが、沖縄防衛局を通じ関係自治体への情報提供は事故発生から約10時間後であった。

沖縄県及び、関係自治体や関係機関は、速やかな情報提供を繰り返し求めてきたにもかかわらず情報提供の遅れは誠に遺憾である。日米合意を軽んじたばかりでなく、人的被害がなければ問題ないとの米軍の安全への認識欠如であり、到底容認できるものではない。

これまで幾度となく米軍機による部品落下事故が発生しているにもかかわらず、実効性のある再発防止策が講じられていない。本村上空も米軍機の訓練空域が設定されていることに村民は大きな不安と強い危機感を持っており、米軍の安全管理体制の欠如に強い怒りを禁じ得ない。また、事故原因の究明や再発防止の公表がないまま、事故発生の翌日には同型機の訓練を再開させた米軍の軍事訓練を最優先する姿勢に不信感は増幅するばかりである。

よって、本村議会は村民、県民の生命、財産、安全・安心な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

１　事故原因を徹底究明し、実効性のある再発防止策を講ずること。
２　全ての航空機の整備点検、安全管理を徹底すること。
３　全ての航空機の住民居住地上空での訓練飛行を禁止すること。
４　全ての在沖米軍基地を整理縮小・撤去させること。
５　日米地位協定の抜本的改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和２年８月26日
沖縄県中城村議会

あて先
内閣総理大臣　外務大臣　防衛大臣　沖縄及び北方対策担当大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当）　沖縄防衛局長

決議第２号

令和２年８月26日

中城村議会
　議長　新　垣　博　正　　殿

提出者
　中城村議会議員　大　城　常　良
賛成者
　中城村議会議員　桃　原　　清
賛成者
　中城村議会議員　安　里　清　市

Ｆ－15戦闘機の部品落下事故に対する抗議決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

提案理由
　本村議会は、村民、県民の安心・安全・生命を守るため、米軍及び関係当局に対し強く抗議するため。

Ｆ－15戦闘機の部品落下事故に対する抗議決議（案）

　令和２年８月４日午前10時30分頃、嘉手納基地所属のＦ－15戦闘機が飛行訓練中に長さ約17.8センチメートル、重さ約3.6キログラムの機体に弾薬を固定するための金属製部品を落下させる事故が発生した。米軍は「落下地点は不明だが、仮に海上に落下した場合は嘉手納基地から東南東へ約97キロメートルの地点、地上の場合は飛行場滑走路に近接する国道58号付近に落下した可能性がある」と発表した。
　日米合意では米軍による事件・事故の発生時には、正確、かつ迅速な情報提供をするとあるが、沖縄防衛局を通じ関係自治体への情報提供は事故発生から約10時間後であった。
　沖縄県及び、関係自治体や関係機関は、速やかな情報提供を繰り返し求めてきたにもかかわらず情報提供の遅れは誠に遺憾である。日米合意を軽んじたばかりでなく、人的被害がなければ問題ないとの米軍の安全への認識欠如であり、到底容認できるものではない。
　これまで幾度となく米軍機による部品落下事故が発生しているにもかかわらず、実効性のある再発防止策が講じられていない。本村上空も米軍機の訓練空域が設定されていることに村民は大きな不安と強い危機感を持っており、米軍の安全管理体制の欠如に強い怒りを禁じ得ない。また、事故原因の究明や再発防止の公表がないまま、事故発生の翌日には

同型機の訓練を再開させた米軍の軍事訓練を最優先する姿勢に不信感は増幅するばかりである。

よって、本村議会は村民、県民の生命、財産、安全・安心な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

1　事故原因を徹底究明し、実効性のある再発防止策を講ずること。
2　全ての航空機の整備点検、安全管理を徹底すること。
3　全ての航空機の住民居住地上空での訓練飛行を禁止すること。
4　全ての在沖米軍基地を整理縮小・撤去すること。
5　日米地位協定の抜本的改定を早急に行うこと。

以上、決議する。

令和２年８月26日
沖縄県中城村議会

あて先
駐日米国大使　在日米軍司令官　在沖米四軍沖縄地域調整官　在沖米国総領事
嘉手納基地第18航空団司令官

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提出者の趣旨説明を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時０８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時１１分）

○議長　新垣博正　再開します。

これから、意見書第６号及び決議第２号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第６号及び決議第２号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、意見書第６号及び決議第２号は、委員会付託を省略します。

これから意見書第６号に対する討論を行います。討論はありませんか。

２番　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　それでは、Ｆ－15戦闘機の部品落下事故に対する意見書第６号の討論にあたり、賛成の立場から討論をいたします。

令和２年８月４日、米軍嘉手納基地所属のＦ－15戦闘機が、飛行訓練中、弾薬を固定する金属部品、イーグルクローを落下させる事故を起こした。

日米合同委員会では、在日米軍による事故・事件発生時の通報体制として、米軍機からの落下物事故は基地内外問わず、正確かつ迅速な情

報提供をするとあるが、関係自治体への情報提供は、事故発生から10時間後であり、速やかな通報とは到底理解できず、さらに米軍の「落下地点は不明」の発表は、事故が発生するたびに情報提供を求めてきた沖縄県や関係自治体を愚弄していると、強い憤りを禁じ得ない。

嘉手納基地より東南東の飛行経路は、本村の方位方向に位置し、本村上空でも一歩間違えれば同様な事故が発生しかねないと、大きな不安と強い危機感を持っており、米軍の整備点検及び安全管理体制は認識の欠如であり、到底容認できるものではない。

よって、村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、この意見書第６号に賛同いたします。

以上。

○議長　新垣博正　ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、意見書第６号　Ｆ－15戦闘機の部品落下事故に対する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、意見書第６号　Ｆ－15戦闘機の部品落下事故に対する意見書は、原案のとおり決定可決されました。

続きまして、決議第２号に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、決議第２号　Ｆ－15戦闘機の部品落下事故に対する抗議決議を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、決議第２号　Ｆ－15戦闘機の部品落下事故に対する抗議決議は、原案のとおり決定可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会においての決議の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉　会（１０時１６分）

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長　新　垣　博　正

中城村議会議員　玉那覇　　登

中城村議会議員　新　垣　貞　則

第７回　定　例　会

令和２年第７回中城村議会定例会会期日程表

開　会　　令和２年９月７日
閉　会　　令和２年９月25日

会　期 19 日間

日　次	月　　日	曜日	開議時刻	会議名	事　　項
第１日	９月７日	月	午前10時	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定 諸般の報告、行政報告 議案第37号、39号、40号、41号、42号、43号、44号、45号、46号、47号、48号、49号、50号、51号、52号、53号、54号に対する説明、質疑、討論、採決 議案第38号、55号に対する説明、質疑、委員会付託 同意第６号、７号、８号、９号、10号、11号、12号に対する説明、質疑、討論、採決
第２日	９月８日	火	午前10時	本会議	一般質問　５人
第３日	９月９日	水	午前10時	本会議	一般質問　５人
第４日	９月10日	木	午前10時	本会議	一般質問　５人
第５日	９月11日	金	午前10時	本会議	報告第８号、９号、10号、11号、12号、13号に対する報告 認定第１号、２号、３号、４号、５号、６号、７号に対する説明、質疑、委員会付託
第６日	９月12日	土		休　会	
第７日	９月13日	日		休　会	
第８日	９月14日	月	午前10時	委員会	委員会審議
第９日	９月15日	火	午前10時	委員会	委員会審議
第10日	９月16日	水	午前10時	委員会	委員会審議
第11日	９月17日	木	午前10時	委員会	委員会審議（陳情等審査）
第12日	９月18日	金	午前10時	委員会	委員会審議（連合審査）
第13日	９月19日	土		休　会	
第14日	９月20日	日		休　会	
第15日	９月21日	月		休　会	敬老の日
第16日	９月22日	火		休　会	秋分の日
第17日	９月23日	水	午前10時	委員会	委員会審議（連合審査）
第18日	９月24日	木	午前10時	委員会	委員会審議（連合審査）
第19日	９月25日	金	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、討論、採決 閉会

令和２年第７回中城村議会定例会（第１日目）

招集年月日	令和２年９月７日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開　会	令和２年９月７日　（午前10時00分）		
	散　会	令和２年９月７日　（午後２時44分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
	１番	安里清市	９番	比嘉麻乃
	２番	新垣　修	10番	安里ヨシ子
	３番	渡嘉敷眞整	11番	仲松正敏
	４番	屋良照枝	12番	金城　章
	５番	桃原　清	13番	石原昌雄
	６番	玉那覇　登	14番	伊佐則勝
	７番	新垣貞則	15番	新垣善功
	８番	大城常良	16番	新垣博正
欠席議員				
会議録署名議員	８番	大城常良	９番	比嘉麻乃
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村　長	浜田京介	こども課長	金城　勉
	副村長	比嘉忠典	企画課長	比嘉健治
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	仲村盛和
	総務課長	與儀　忍	産業振興課長兼農業委員会事務局長	仲村武宏
	住民生活課長	義間　清	上下水道課長	知名　勉
	会計管理者	荷川取次枝	教育総務課長	比嘉　保
	税務課長	大湾朝也	生涯学習課長	稲嶺盛昌
	福祉課長	照屋　淳	教育総務課主幹	宮城政光
	健康保険課長	仲松範三		

議 事 日 程 第 1 号

日　　程	件　　名
第　1	会議録署名議員の指名
第　2	会期の決定
第　3	諸般の報告
第　4	行政報告
第　5	議案第37号　中城村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
第　6	議案第38号　中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
第　7	議案第39号　中城村役場の位置を定める条例の一部を改正する条例
第　8	議案第40号　中城村監査委員条例の一部を改正する条例
第　9	議案第41号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第　10	議案第42号　中城村税条例の一部を改正する条例
第　11	議案第43号　中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第　12	議案第44号　中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
第　13	議案第45号　令和２年度中城村一般会計補正予算（第４号）
第　14	議案第46号　令和２年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
第　15	議案第47号　令和２年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
第　16	議案第48号　令和２年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
第　17	議案第49号　令和２年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）
第　18	議案第50号　令和２年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号）
第　19	議案第51号　吉の浦公園野球場機能強化整備工事請負契約について
第　20	議案第52号　令和２年度村立学校通信環境整備工事請負契約について
第　21	議案第53号　物品等購入の契約について

第　22	議案第54号　物品等購入の契約について
第　23	議案第55号　令和元年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について
第　24	同意第６号　中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
第　25	同意第７号　農業委員会委員の任命について
第　26	同意第８号　農業委員会委員の任命について
第　27	同意第９号　農業委員会委員の任命について
第　28	同意第10号　農業委員会委員の任命について
第　29	同意第11号　農業委員会委員の任命について
第　30	同意第12号　農業委員会委員の任命について

○議長　新垣博正　おはようございます。ただいまより、令和２年第７回中城村議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、８番　大城常良議員及び９番　比嘉麻乃議員を指名します。

日程第２　会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日９月７日から９月25日の19日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は、本日９月７日から９月25日の19日間に決定しました。

日程第３　諸般の報告を行います。

お手元に配られた資料に沿って報告いたします。

諸般の報告について

令和２年６月15日から令和２年９月６日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

１．例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、令和２年６月、７月、８月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますので、御参照ください。

２．一部事務組合議会及び介護保険広域連合議会、南部広域行政組合議会の報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますので、御参照下さい。

３．各所管事務調査の報告について

○総務常任委員会

７月７日（火）新庁舎の備品計画、会計年度任用職員制度、コロナ対策、人材育成基本方針等について、総務課から調査をしております。

８月８日（火）悪臭・水質汚濁測定並びに合併処理浄化槽補助について、住民生活課から聞き取り調査をし、また、不法投棄箇所（久場地区）についても現場調査をしております。

○建設常任委員会

７月22日（水）中城第２地区農道舗装工事（当間地区）並びにアーサ試験場養殖場現場（北浜・南浜区）の視察を行い、担当課の都市建設課、産業振興課の職員から進捗状況等の説明を聞き、調査を実施しております。

８月８日（火）那覇広域都市計画区域から中部広域都市計画区域への意向について、都市建設課からこれまでの経緯や進捗状況等を調査しております。

○文教社会常任委員会

８月３日（月）議会委員会室において、教育総務課長並びにこども課長から、村立中城幼稚園、津覇幼稚園の老朽化による幼稚園の方向性と統合方針、認定こども園への意向と中学校建設、中城小学校区の学童についての調査を実施しております。

なお、提出された各報告書については事務局で閲覧してください。

４．陳情、要請、意見書等の処理について

期間中に受理した陳情・要請・意見書等については５件受理し、９月３日の議会運営委員会で協議した結果、「地元産品奨励及び地元企業優先使用についての要請」、並びに「県産品の優先使用についての要請」については建設常任委員会、「新型コロナウイルス感染症対策に係る定期予防接種並びにインフルエンザ予防接種についての要望」と「嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のＰＦＡＳ汚染水の取水を止める陳情」については文教社会常任委員会へ、「日本政府がすみやかに核兵器禁止条

約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出を求める陳情」については総務委員会へそれぞれ付託いたします。

５．沖縄県町村議会議長会並びに中部地区町村議会議長会関係について

○７月10日（金）沖縄県町村議長会役員会が自治会館で開催され、議長が出席しております。

両議長会において、コロナ禍の影響で県外・県内研修をはじめとする計画した9月までの事業が延期となりました。

６．沖縄振興田拡大会議について

○７月１日（水）新型コロナ感染拡大を予防する新しい生活様式としてウエブ会議が行われ、議長が参加しております。

会議における市町村要望事項等資料については、事務局で閲覧してください。

７．その他

その他の日程等については別紙を御参照ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

行います。

日程第４　行政報告を行います。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは令和２年５月から令和２年７月までの行政報告を抜粋して御報告申し上げます。

５月28日には、中部市町村会で初めてのウエブ会議をやっております。決算等についての認定でございました。

６月23日には、令和２年沖縄全戦没者慰式に参加をしております。御承知のとおり、コロナ禍の中で随分人数も制限しての式典となりました。

６月25日には、令和３年度の沖縄振興予算要請に向けた意見交換会ということで、これからの取り組みについてどういう要請があるのかを議論いたしました。

７月１日には、世界遺産20周年セレモニーといたしまして、これはＴシャツ販売と御朱印ではなくて御城印を作らせていただいて、そういうセレモニーを行いました。

同じ日には、先ほど議長からもありましたけども、沖縄振興拡大会議がコロナ対策についての議論をウエブ会議で行っております。

７月20日には、沖縄県介護保険広域連合運営会議に参加をいたしまして、これは保険料の均一化についての議論をここで行っております。

７月29日にはホストタウンサポート事業発表会ということで、ＫＢＣ学園のほうで行いましたけども、残念ながら１年延びてしまいました東京オリンピックのホストタウン、カーボベルデ国のホストタウンでございますが、それの発表会をカーボベルデとウエブを結んでリモートでそういう発表会も行っております。

以上でございます。

続いて、令和２年度の主要施策の執行状況調書、対象が令和２年の５月から７月でございますけども、それを読み上げて御報告申し上げます。

事業名、契約年月日、契約方法、契約金額、契約の相手方の順に読み上げさせていただきます。

総務課。10節令和２年度災害対策用品整備事業、令和２年５月１日、指名競争入札、75万2,400円、97.7％、鈴繁工業沖縄営業所。

続いて、議会事務局。17節令和２年度中城村新庁舎議会備品（議場家具）購入業務、令和２年７月８日、指名競争入札、2,585万円、97.9％、株式会社エマオ。同じく17節令和２年度中城村新庁舎議会備品（議場映像音響システム）購入業務、令和２年７月８日、指名競争入札、2,378万2,000円、94％、株式会社沖縄化学ＡＶセンター。

続いて、住民生活課。10節中城村指定ごみ袋印刷及び製造請負業務、令和２年６月５日、指名競争入札、473万7,150円、42.1％、株式会社

嘉数グラビヤ。

続いて、税務課。12節地図情報システム更新事業、令和２年６月５日、随意契約、74万8,000円、株式会社パスコ。同じく12節土地評価見直し事業、令和２年６月12日、随意契約、419万9,800円、これは２社ございます。株式会社はまもと不動産鑑定、株式会社あい総合研究所。

続いて、企画課。12節令和２年度向けデータ標準レイアウト改版システム改修業務委託（児童手当）の分でございますが、令和２年６月16日、随意契約、57万2,000円、株式会社オーシーシー。同じく12節新庁舎ネットワーク構築業務委託、令和２年７月１日、指名競争入札、4,133万8,000円、79.8％、株式会社プロスタッフ。同じく12節新庁舎ネットワーク構築監理業務委託、令和２年７月１日、随意契約、271万400円、トラストコミュニケーション株式会社。

続いて、産業振興課。18節沖縄中部勤労者福祉サービスセンター補助金、令和２年５月19日、補助金、270万円、沖縄中部勤労者福祉サービスセンター。

続いて、都市建設課。12節令和２年度中城村橋梁調査測量設計業務、令和２年７月３日、指名競争入札、1,958万円、97.1％、株式会社ウイング総合設計。14節南上原地区築造工事、令和２年７月22日、指名競争入札、2,805万円、93.8％、ミナミ建設株式会社。14節愛知線１号橋改修工事、令和２年７月28日、指名競争入札、1,856万8,000円、99.7％、有限会社渡久地建設。14節中城村内ＬＥＤ防犯灯導入工事、令和２年７月30日、指名競争入札、2,747万8,000円、96.6％、株式会社比嘉電工。

続いて、上下水道課。12節令和２年度南上原地内公共下水道調査測量設計業務委託、令和２年５月20日、指名競争入札、2,255万円、98.3％、株式会社双葉測量設計。12節令和２年度中城村公共下水道現場技術業務委託、令和２年５月20日、指名競争入札、1,177万円、97.3％、株式会社双葉測量設計。13節令和２年度配水管調査測量設計委託業務、令和２年６月26日、指名競争入札、968万円、96％、有限会社一心土木設計事務所。12節令和２年度南上原配水池調査測量設計委託業務、令和２年７月10日、指名競争入札、2,981万円、94.6％、有限会社インプラン。14節南上原地内公共下水道工事、令和２年５月20日、指名競争入札、3,579万4,000円、93％、有限会社石原設備。

続いて、教育総務課。12節中城村立小中学校改築整備基本計画及び民間活力導入可能性調査業務、令和２年５月８日、随意契約、2,143万9,000円、94.9％、株式会社建設技術研究所沖縄支社。17節令和２年度電子黒板等教育情報化備品購入業務、令和２年６月１日、指名競争入札、3,194万4,000円、96.9％、株式会社オキジム。

続いて、生涯学習課。10節中城村の文化財印刷製本業務、令和２年７月１日、指名競争入札、62万9,750円、49.7％、沖印社。10節中城村の学童疎開印刷製本業務、令和２年７月１日、随意契約、20万3,500円、75.2％、株式会社東洋企画印刷。

以上でございます。

○議長　新垣博正　続いて、教育行政報告を行います。

教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　皆さん、おはようございます。今年度、いろいろな行事が中止になりました。特に子供たちがかかわる行事、事業が中止になったことをとても教育委員会として残念に思っています。

それでは、令和２年５月から7月にかけての教育行政の報告を主なものをピックアップして行いたいと思います。

５月12日、評価システム、校長の当初面談を行って各学校の１年間の学校経営の確認を行っ

ております。

18日、中頭地区臨時の教育長会を行って、新型コロナウイルス対策等についての話し合いを行いました。

22日、午前中に小学校、午後に中学校の入学式を行いましたけども、今年度は保護者のみの参加ということで実施をしております。

25日、中頭地区教育長会において、ＧＩＧＡスクール構想、臨時事業時数の確保等について話し合いを行いました。

28日、沖縄県市町村教育委員会、理事会が那覇市役所、那覇の教育委員会のほうで行っております。

６月８日、令和２年度中頭地方視聴覚協議会、第１回目の運営委員会が中部市町村会で行われました。

12日、村長・村議会議員当選証の付与式が吉の浦会館で行われております。

22日、沖縄県教育庁学校支援課要請行動ということで、校務支援システムの全県統一の要請を行っております。

26日、定例の教育委員会を行って、学校の学期日程の一部改正等について、コロナの関係で夏休みの短縮等がありまして、改正等を行っております。

７月１日、中城村幼稚園、小学校、それから、10日の金曜日は津覇の幼稚園と津覇小学校、14日の火曜日は中城南小学校、そして、22日の水曜日に中学校の学校訪問を４校とも行いました。

15日、中頭地区教科書採択委員会が中頭教育事務所のほうで行われました。

17日、定例の教育委員会が行われて、コミュニティスクール等について話し合いを行っております。

20日、とよむ中城中学校商品開発プロジェクト寄附金贈呈式が中城中学校で行われました。

28日、中城村共同調理場運営委員会が給食共同調理場で行っております。

31日、中城村職員採用試験委員会が行われました。

以上です。

○議長　新垣博正　以上で行政報告を終わります。

日程第５　議案第37号　中城村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第37号　中城村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について御提案申し上げます。

議案第37号

中城村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の
過半数を占めることを要しない場合の同意について

中城村農業委員会委員の任命につき、委員の少なくとも四分の一を認定農業者等及び準ずる者としたいので、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和２年９月７日提出

中城村長　　浜　田　京　介

提案理由

認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合において、農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第23号)第2条第2項を適用する場合は、議会同意を得る必要があるため。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

２番　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　それでは、ちょっと議案第37号について質問をさせていただきます。

理由の中に、委員の少なくとも４分の１を認定農業者等及び準ずる者というふうにうたっていますけど、その準ずる者、基準といいますか、範囲、準ずる者の詳細を少し教えてもらえますか。

○議長　新垣博正　産業振興課長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　それでは、新垣　修議員の質問にお答えします。

基準といたしましては、中城村の基本構想といたしまして、年間350万円以上の所得と下限面積2,000平米以上の面積を所有している方が基準になります。

認定農業者等というのに関しましては、今までの農業者のＯＢ、今、認定農業者を辞めている方々とか、女性の方々とかを指します。そういう年間350万円以上の畜産とか、農業法人とか、そういう方々を指します。

以上です。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時２４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２７分）

○議長　新垣博正　再開します。

新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　前回、この任命の要旨内容、同意について、昨今の事情でそういうふうに認定農業者が少なくなっているとか現状は聞きましたけども、今言うように、まず、年間の売り上げ、それと、2,000平米以上、さっき言ったように農業及び畜産で営む生産農家というふうに聞いていますけど、これは、この中に法人等の場合、農林水産省の資料を見ましたら、その社員でもいいようなうたい方があったんですけど、この農業委員会の任命について、村内在住者とか、あるいは村外でもできるのか。

それと、もう１点は、今回、そのように現状で農業指導士が少なくなって同意を求めるに当たって、現在、村で農業指導士の方が何名いるのか。

この２点をお願いします。

○議長　新垣博正　産業振興課長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　それでは、お答えいたします。

農業認定者は現在８名おります。

それと、中城村に在住していなくても、中城村で畑をしている方々も農業認定者になり得ます。

以上です。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　今回、これはあとから

同意の中に出てくると思うんですけども、２名の認定農業士の方が、同意の中に入っていた資料を見たんですけど、今言われるように８名認定士がいる。それと、今後、村の課題としても、認定農業士を、人材を築き上げていくというのも１つの人材育成の中での教育だと思うんだけど、今言うように、この認定農業士４分の１を占めることを要しないとなった場合、人材の中で農業指導士が少なくなると農業が衰退していくのではないかという懸念もあります。

暫定的に、今回、こういう処置を行うのはいいというふうに思うんですけども、今後、農業指導士の強化とか、人材に向けてどのようなお考えなのか、お願いいたします。

○議長　新垣博正　産業振興課長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　それでは、お答えいたします。

新たに認定農業者になるためにはどのようなことを進めていくかということだと思いますが、新規就農者と農業青年クラブ、今、情報交換をしながら、認定農業者の説明を行っています。ただ、今まで農業に携わった大先輩たちと意見交換をした場合に、新たに融資や補助金等を、今、必要性がないというふうな認定農業者に関しては、メリットとしては、融資や補助金を得るために認定農業者になるのですが、農業者の先輩方に聞くと、今はそういう補助金とかは必要ないと。それを我々は新規就農者や農業青年クラブに対して認定農業者のメリットとか、そういうものを周知して認定農業者になるように促しているところでございます。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

８番　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは、議案第37号について質疑をいたします。

今の話もそうなんですけれども、これは前回も同様の議案が出てきて、前回も２名の認定農業者はいるんだけれども１人足りないという状況で、今回もまた同様なものが出てきたということについては、皆さんも御存じのとおり、やはり中城の農業は耕作放棄地がどんどん多くなっているというような中で、農業委員会、あるいはこの農業認定者は十分な働きをしてくれるんじゃないかなということで、ぜひ私としては農業認定者を必ず過半数を維持していただいて、しっかりと農業の基盤を作っていただきたいということなんですけれども、質問は、１人が足りないという状況なんですけれども、この過半数に満たない原因は一番何なのか。今、メリットがないとか、そういうものもあったんですけれども、それについて、行政として、担当課としてどれほどの努力をしてこの認定農業者を育成するという確固たる信念があるのかどうか。３年もこういう状態が続いてきているんで、今回、どういう状況なのかなと思って。次回、また同じようなものが出てきたら、我々としても納得できないもんですから、農業の活性化を込めて、ぜひひとつ過半数に満たない要員だけをお願いしたいと思います。

○議長　新垣博正　産業振興課長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　それでは、大城議員の御質問にお答えいたします。

先ほどと重複するかもしれませんが、やっぱり専業農家とかは、今、安定的な農業の経営を行っているため、補助金や融資を受ける必要性を感じていないのではないかと思われます。それで、新たな５年間の事業計画を策定してまで認定農業者になることの思いがないのではないかと。

新規就農者に関しましては、常に情報を共有し、農業へ魅力を感じてもらう、規模拡大するまでの農家所得の向上へつなげていくシステム作りを確立していかなければならないため、認定農業者になるように進めています。現在、３名の青年から相談を受けています。

以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　現状でも８名の認定農業者がいるわけですので、その方たちとも十分話をして、ぜひ農業委員会の認定農業者としてできないですかというようなのもぜひ努力して、次回からはしっかりと対応をしていただきたいというように思います。

以上です。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第37号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第37号　中城村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第37号　中城村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意については、原案のとおり可決されました。

日程第６　議案第38号　中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第38号　中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について御提案を申し上げます。

議案第38号

中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和２年９月７日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

地方自治法の改正により、村長等（村長や職員、委員等）の職務行為について、善意かつ重大な過失がない場合は、条例において賠償の限度額を定め、村への損害賠償責任の一部を免責することができることとされたため、当該免責に関する条例を制定する必要がある。

中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定に基づき、村長若しくは村の委員会の委員若しくは委員又は村の職員（同法第243条の２の２第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「村長等」という。）の村に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

（損害賠償責任の一部免責）

第２条　村長等の村に対する損害を賠償する責任は、村長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、村長等が賠償の責任を負う額から、村長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第１項第１号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる村長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れる。

（１）　村長　６

（２）　副村長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員　４

（３）　農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は地方公営企業の管理者　２

（４）　村の職員（前２号に掲げる職員を除く。）　１

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例の規定は、この条例の施行の日以後の村長等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１０時４１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４３分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第７　議案第39号　中城村役場の位置を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第39号　中城村役場の位置を定める条例の一部を改正する条例について御提案を申し上げます。

議案第39号

中城村役場の位置を定める条例の一部を改正する条例

中城村役場の位置を定める条例（昭和47年中城村条例第４号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和２年９月７日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

中城村役場本庁舎の移転に伴い、中城村役場の位置を定める条例の一部を改正する必要がある。

中城村役場の位置を定める条例の一部を改正する条例

中城村役場の位置を定める条例（昭和47年中城村条例第４号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第４条第１項の規定に基づき、中城村役場の位置を次のとおり定める。 中城村字当間585番地１	中城村役場の位置を次のとおり定める。 中城村字当間176番地

附　則

１　この条例は、令和３年１月１日から施行する。

２　本則の規定に関わらず、施行の日までの間の中城村役場の位置は、中城村字当間176番地とする。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

８番　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは、議案第39号について質疑をいたします。

本条例は新庁舎の基本構想、あるいは基本計画、そして、一定の場所が決まった時点で議会に提案するのが私は信頼関係、それから、そういうものを維持する上で必要だと思いますが、それについてはどう考えているのか伺いたいと思います。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

条例については、１月１日から施行するというふうなことでしてあります。これは、新庁舎が１月４日の業務開始に合わせた施行の日でございます。市町村によりましては、場所が決まった時点で条例を改正する市町村もございま

すし、そろそろその準備ができましたと。それに基づいて、今の時期、引っ越す前に条例を改正する市町村もあると思います。ですから、これは一概には言えないものだと、そのように考えております。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　今、課長が言われたとおり、着工前か着工後とするかは、これは事情によって、市町村のやり方で差し支えないということなんですけれども、やはり議会としては、しっかりとすべての懸案事項をなくした上で、しっかりいい建物を建てて、そして、みんながすばらしいなというものを進んでいただきたいというふうに思っています。

これは、やはり作ってしまってからこうして議決事項を我々に提案されても、今さら反対をされてももう作ったんだからしようがないというようなやり方にしかならないもんですから、我々、今から、30年の10月１日に議会基本条例というのがしっかり作られたわけですので、それに沿って提案する重要な新規の政策、施設計画、事業等については、あらかじめ、議員、それから、議会と意見を聞くようにということがあるもんですから、今後はぜひ議会を通して、公共施設の場所というのは大変重要な懸案でありまして、ぜひともそういうものが議会の頭越しに決定されるのではなくて、しっかりと協議、それから、話し合いをして決定をするようにしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

13番　石原昌雄議員。

○１３番　石原昌雄議員　新庁舎が移るということで、待ちかねていたところだと思います。

移転する場所の585の１番地というのは村有地でしょうか。借地も一部あると聞いているんですが。確認させてください。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

村有地でございます。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第39号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第39号　中城村役場の位置を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第39号　中城村役場の位置を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第８　議案第40号　中城村監査委員条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第40号　中城村監査委員条例の一部を改正する条例について御提案を申し上げます。

議案第40号

中城村監査委員条例の一部を改正する条例

中城村監査委員条例（昭和47年中城村条例第14号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和２年９月７日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

地方自治法の改正により条項が新設されたことに伴い、引用する条項の整備を行うため、中城村監査委員条例の一部を改正する必要がある。

中城村監査委員条例の一部を改正する条例

中城村監査委員会条例（昭和47年中城村条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（請求又は要求による監査） 第2条　監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。	（請求又は要求による監査） 第2条　監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2第3項　の規定による監査の請求又は　第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第40号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第40号　中城村監査委員条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第40号　中城村監査委員条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第９　議案第41号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第41号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御提案を申し上げます。

議案第41号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年中城村条例第16号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和２年９月７日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

本村におけるハラスメントの防止等に資する目的で設置する中城村ハラスメント対策委員会委員の報酬額を規定する必要がある。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年中城村条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表１（第２条関係）	別表１（第２条関係）

（略）	（略）
農業委員候補者評価委員	日額　4,000円
中城村ハラスメント対策委員	日額　7,000円
嘱託員及びこれらに準ずるものでこの表の区分欄に掲げられていないもの	規程で定める額

（略）	（略）
農業委員候補者評価委員	日額　4,000円
嘱託員及びこれらに準ずるものでこの表の区分欄に掲げられていないもの	規程で定める額

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１０時５４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５８分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第41号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第41号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第41号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10　議案第42号　中城村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第42号　中城村税条例の一部を改正する条例について御提案を申し上げます。

議案第42号

中城村税条例の一部を改正する条例

中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和２年９月７日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第26号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第161号）が、令和２年４月30日に公布されたことに伴い、中城村税条例の一部を改正する必要がある。

中城村税条例の一部を改正する条例

第１条　中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附　則 （読替規定） 第６条　法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第６条の２　（略） ２～２１　（略） ２２　法附則第62条に規定する条例で定める割合は、0とする。 （軽自動車税の環境性能割の非課税） 第11条の2　法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3	附　則 （読替規定） 第６条　法附則第15条から第15条の3の2まで＿＿＿＿＿＿＿＿の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿」とする。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第６条の２　（略） ２～２１　（略） （新設） （軽自動車税の環境性能割の非課税） 第11条の2　法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3

輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 （個人の村民税の税率の特例等） 第15条　（略） （新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等） 第16条　第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。	輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 （個人の村民税の税率の特例等） 第15条　（略） （新設）

第２条　中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附　則 （読替規定） 第６条　法附則第15条から第15条の３の２まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第８項中「又は第349条の３の４から第349条の５まで」とあるのは、「若しくは第349条の３の４から第349条の５まで又は附則第15条から第15条の３の２まで、第63条若しくは第64条」とする。 （法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合） 第６条の２　（略） 2～21　（略）	附　則 （読替規定） 第６条　法附則第15条から第15条の３の２まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第８項中「又は第349条の３の４から第349条の５まで」とあるのは、「若しくは第349条の３の４から第349条の５まで又は附則第15条から第15条の３の２まで、第61条若しくは第62条」とする。 （法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合） 第６条の２　（略） 2～21　（略）

22　法附則第64条に規定する条例で定める割合は、０とする。 （新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等） 第16条　（略） （新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除の特例） 第17条　所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、村長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄付金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。 （新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例） 第18条　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。	22　法附則第62条に規定する村条例で定める割合は、０とする。 （新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等） 第16条　（略） （新設） （新設）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年１月１日から施行する。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１１時０１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０９分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第42号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第42号　中城村税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第42号　中城村税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休　憩（１１時１０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２０分）

○議長　新垣博正　再開します。

日程第11　議案第43号　中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第43号　中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御提案を申し上げます。

議案第43号

中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年中城村条例第15号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和２年９月７日

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正により、特定教育・保育施設の給食費の負担方法が変更となったため、中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要がある。

中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年中城村条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（利用者負担額等の受領） 第13条　（略） ２・３　（略） ４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 (1)・(2)　（略） (3)　食事の提供（次に掲げるものを除く）に要する費用 ア　次の(ア)又は(イ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合計額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア)　法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども７万7,101円 (イ)　法第19条第１項第２号に掲げる	（利用者負担額等の受領） 第13条　（略） ２・３　（略） ４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 (1)・(2)　（略） (3)　食事の提供に要する費用（法第19条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第２号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。）　５万7,700円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、７万7,101円） イ　次の(ア)又は(イ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） (ア)　法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 (イ)　法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 ウ　満３歳未満保育認定子どもに対する食事の提供	
(4)・(5)　（略）	(4)・(5)　（略）
５・６　（略）	５・６　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１１時２１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２６分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第43号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第43号　中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第43号　中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第12　議案第44号　中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第44号　中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御提案を申し上げます。

議案第44号

中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中城村水道事業の設置等に関する条例（昭和48年中城村条例第12号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和２年９月７日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

地方自治法の一部改正（令和２年４月１日施行）に伴い、条項のずれが生じたため、中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する必要がある。

中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中城村水道事業の設置等に関する条例（昭和48年中城村条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第５条　法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の２第８項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が360千円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第５条　法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２＿＿第８項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が360千円以上である場合とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第44号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第44号　中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第44号　中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第13　議案第45号　令和２年度中城村一般会計補正予算（第４号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第45号　令和２年度中城村一般会計補正予算（第４号）について御提案を申し上げます。

議案第45号

令和２年度中城村一般会計補正予算（第４号）

令和２年度中城村一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ533,577千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,345,631千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

令和２年９月７日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
11. 地方交付税		1,280,652	159,323	1,439,975
	1. 地方交付税	1,280,652	159,323	1,439,975

15. 国庫支出金		4,461,107	46,462	4,507,569
	1. 国庫負担金	1,275,451	500	1,275,951
	2. 国庫補助金	3,178,650	45,962	3,224,612
16. 県支出金		1,258,369	26,894	1,285,263
	1. 県負担金	578,960	250	579,210
	2. 県補助金	630,752	25,502	656,254
	3. 委託金	48,657	1,142	49,799
19. 繰入金		604,151	70,122	674,273
	1. 特別会計繰入金	1	62,357	62,358
	2. 基金繰入金	604,150	7,765	611,915
20. 繰越金		30,000	156,992	186,992
	1. 繰越金	30,000	156,992	186,992
21. 諸収入		127,802	5,446	133,248
	4. 雑入	124,133	5,446	129,579
22. 村債		714,713	68,338	783,051
	1. 村債	714,713	68,338	783,051
歳　入　合　計		11,812,054	533,577	12,346,631

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,535,020	407,967	3,942,987
	1. 総務管理費	3,338,465	6,927	3,739,100
	2. 徴税費	101,002	96,927	107,929
	3. 戸籍住民基本台帳費	66,665	363	67,028
	5. 統計調査費	10,006	42	10,048
3. 民生費		3,522,203	66,533	3,587,736
	1. 社会福祉費	1,396,614	10,300	1,406,941
	2. 児童福祉費	2,125,589	55,233	2,180,822
4. 衛生費		951,332	13,724	965,056
	1. 保健衛生費	563,159	12,998	576,157
	2. 清掃費	388,173	726	388,899
6. 農林水産業費		234,232	12,627	246,859
	1. 農業費	175,495	12,508	188,003
	3. 水産業費	57,939	119	58,058
7. 商工費		154,925	11,282	166,207
	1. 商工費	154,925	11,282	166,207

8. 土木費		532,436	5,082	537,518
	1. 土木管理費	76,055	3	76,058
	2. 道路橋梁費	294,918	4,912	299,830
	3. 河川費	3,528	167	3,695
10. 教育費		1,935,996	13,992	1,949,988
	1. 教育総務費	431,598	1,069	432,667
	2. 小学校費	518,122	1,767	519,889
	3. 中学校費	67,114	739	67,853
	4. 幼稚園費	375,850	3,915	379,765
	5. 社会教育費	238,760	5,235	243,995
	6. 保健体育費	304,552	1,267	305,819
7. 商工費		5	3,370	3,375
	2. 土木施設災害復旧費	4	3,370	3,374
歳　出　合　計		11,812,054	533,577	12,345,631

第２表　地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 153,513	証書借入又は証券発行	年５％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	特別の融資条件のあるものを除き償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は元金均等又は元利均等による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。	千円 222,851	同じ	同じ	同じ
庁舎建設事業債	95,000				93,100			
道路整備事業債	44,100				45,000			

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

８番　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは、議案第45号について、ちょっと質疑をさせてください。

まず、24ページ、これが６款の３目農業振興費、これの18節負担金補助及び交付金の中で、農業者向け緊急包括支援事業助成金ということで525万円入っているんですけれども、これは説明の中では農漁業者の方々に一律３万円ということで、158名が農業者、あと17名が漁業者ということで交付するということなんですけども、これはどういう農漁業者が対象になるのか、どういう方々が対象になっているのか。これは収入額によって何か線引きとかあるのかどうか、この２点をお願いします。

あとは、26ページ、これは７款１項商工費、一番上の商工振興費、これの12節委託料、中城村飲食店ＰＲ事業委託料があります。これが133万4,000円。これは説明を聞いた中では、ライカムで物産展をやるという話だったんですけれども、これが村内の飲食店の参加予定数は何店舗ぐらいを予定しているのか。

あと、その下の同じく12節の委託料、中城観光Ｖ字型回復プロジェクトでいくと700万円あるんですけれども、これは、今朝、机の上に説明が置かれていたんですけれども、これも見ながらちょっと説明を求めたいなということで、一番にＶ字回復のための即効性のある大きな事業というのはメインを何に置いているのか。

その４点をお願いしたいと思います。

○議長　新垣博正　産業振興課長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　それでは、大城議員の御質問にお答えいたします。

まず、６款１項３目の18節ですが、農業者向け緊急包括支援事業。対象者としましては175名です。その中で、農業収入の申告者として158人で、佐敷中城漁業組合正会員17名に対しまして、一律３万円の助成を行いたいと考えています。

次に、７款１項１目の12節ですが、中城村飲食店ＰＲ事業委託料133万4,000円なんですが、理由としましては、新型コロナ感染症の影響により大きなダメージを受けている地元事業者への支援策として、売り上げが落ちている地元商品の販売強化イベントを開催することを目的としています。

内容としましては、イオンモール沖縄ライカム２階の催事場において、期間としまして、コロナもあるのですが、令和３年１月９日から11日までの３日間を予定して、地元産品を取り扱う事業者や商工会、観光協会による出店に加え、農産物等も出店する物産フェアを開催することによって中城村をＰＲする予定です。

出展業者としましては、現在のところ10社から15社程度を予定しております。

次に、７款１項２目の12節、中城村観光Ｖ字回復プロジェクト事業委託料700万円についてですが、この事業は、未来遺産などを活用した観光誘客促進による事業で、観光客が落ち込む中、昨年度、未来遺産に登録された糸蒲の縁や歴史の道100選に登録されたハンタ道を軸に、世界遺産の中城城跡に並ぶ新たな観光資源の創出、また、観光客の誘致体制を強化しつつ、地域活性化及び地域経済の立て直しを図ることを目的とし、中城村の観光Ｖ字回復のプロジェクトを進めていきたいと考えています。

事業の全体像としましては、まず、プロジェクト検討委員会を設置し、観光Ｖ字回復を目指す事業の指針となりますグランドデザイン、重点項目を示して、アクションプランを更新する予定です。

今後、もちろん検討委員会で方向性を決定していくのですが、事業の計画として、令和２年度はお城好きが各地から集まる一大イベントのお城ＥＸＰＯへの参加、そいて、糸蒲の縁の関連で再生プロジェクトとして、今年度は田芋再

生プロジェクトに伴う現地調査を行う予定です。

以上です。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時４８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時４９分）

○議長　新垣博正　再開します。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　答弁漏れがありました。失礼しました。

農業者向けの支援事業については、農業所得の制限等は関係なくて、農業収入申告者に対して158名に助成する予定でございます。

以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは、再度質疑をしたいと思います。

まず、１点目、どういう農業者に対象になるかということで158名が、所得を申請している方々ということで、全て入っているんだろうと思いますので、漏れのないように、ぜひ、このコロナウイルスで大変厳しい中でありますので、十分精査しながら進んでいってください。

２点目の収入額によってはないということで、これも同様にしっかりとした対策だというふうに思っております。

３点目、村内の業者は10店から15店舗ということで、長期にわたるコロナ禍で村の業者も本当に大変厳しい状況だろうというふうに思いますので、しっかりと行政でも対応していただいて、倒産とか、いろいろと最高に多くなっている状況ですので、そういうのが本村でできるだけないような対策を取っていただきたいというように思っております。

Ｖ字回復のための観光誘致促進事業、これは課長、先ほどもあったんですけれども、我々は資料を取ってしっかり読み込んでいかないと、こうした場でなかなか質疑できないもんですから、議員が言ったとおり、前もってぜひ資料というのは出していただいて、それを見て我々はまたいろいろ質疑をしますので、こういうのを一般的にも全部出すべき日にしっかりと出していただきたい。ぜひよろしくお願いします。

これだけの、これは10分の10の補助金ということで書かれているんで、しっかりと本村の観光施設、特に、今、中城城址が大変厳しい状況だと。例年の１割ぐらい、４、５、６月に関しては5,500名ぐらいしか来場していないということですので、十分に対策も取りながら、本村にどういった方々を来場させるのかというのを含めて、しっかりとこのプロジェクトに当たっていただきたいと思います。

以上です。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

２番　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　同じく予算書の、先ほど大城議員が説明を求めた内容と一緒なんですけど、24ページ、農業振興費の先ほど説明がありました農漁業者向け緊急支援補助事業育成金に関してなんですけど、村内には養畜業者もいるというふうに思っているんですけど、養畜業者はこの中に含まれないのかという質疑と、あるいは養畜業者が村内には存在しないのかということをちょっと聞きたいです。

そして、あと、30ページの教育費の中の14節工事請負費の15万8,000円、インターネット回線新設工事、これはＧＩＧＡスクールに伴うネット回線工事というふうに説明を受けていますけども、これは場所がどこなのか、工事内容等を教えてください。

そして、これが先日、契約の中でネット回線の契約があったと思うんだけど、その中に含まれていないのか説明をお願いします。

あと１点が、31ページ、学校管理費の中の委託料、電気保安管理委託料１万4,000円なんですけど、これは例年の実績に伴って保安管理委託、これは自主管理委託と思うんですけど、契

約をなされると思うんですけど、なぜ今ごろ１万4,000円の補正が上がるのか。それと、どこの保守管理なのか、この方の説明をお願いいたします。

○議長　新垣博正　産業振興課長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　それでは、修議員の御質問にお答えいたします。

養畜に関してはいるかとは思いますが、この助成金に関しましては、中城村に住所を要している方のみ、それと、さっき言ったように収入を申告している方のみになります。

以上です。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時５５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時５５分）

○議長　新垣博正　再開します。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　ちょっと定かではないんですが、畜産が農業者に入っているかちょっと確認ができないんですが、ただ、対象としましては、中城村に住所を置いている方が対象となりますので、この畜産をしている方が中城村に住所がなければ対象外になります。

以上です。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時５６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時５６分）

○議長　新垣博正　再開します。

教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　では、新垣　修議員からありました30ページの14節の工事費なんですけども、議案の54号でもあるんですけども、インターネットのＷｉ―Ｆｉ工事を行うについて、各学校のＷｉ―Ｆｉを引き込む工事が補助の対象外となっておりまして、それで、別枠でインターネットの回線の引き込み工事、各学校の引き込み工事となります。

もう１件の31ページの委託料なんですけれども、小学校のほうなんですけども、デマンドの電気管理委託の１カ月分がちょっと不足していまして、それの補正ということになっております。

○２番　新垣　修議員　デマンドの不足。

○教育総務課長　比嘉　保　はい。１カ月がちょっと計算漏れで不足しておりまして、１万3,800円ではあるんですけれども、それの不足分の補正となっております。

以上です。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　養畜産業も農業に含まれているということで安心しました。

それと、ＧＩＧＡのほうも引き込み工事ということで、内容がわかりましたので大丈夫です。

保安管理に関しては漏れだということですので、今後、そういうことがないように点検をよろしくお願いします。

以上です。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

３番　渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　16ページ、企画費の中に、需用費の中に印刷製本費が含まれておりますが、バス運行表、時刻表を印刷するということで聞いておりますけども、多分、役場庁舎と南上原の沖銀の前のバス停が変更されるということで時刻表も改正されると思いますけれども、実を言うと、前に、１月10日に行政懇談会がありまして、そのときに、区民から登又第２バス停とあるんですが、第１バス停のところにもお願いしたいという要請が出ています。それで、どこら辺かといいますと、中城城跡線を回ってウフクビリに行くこの交差点のところにもう一つバス停を作ってほしいと。

そして、これは同じ登又、時間的に見ても、

今、ウフクビリから大瀬線におりて野嵩に行っていますので、それを、ウフクビリ線を通して公民館の前を通っていっても、時間的には２分ぐらいしか変わらないと思うんです。そういうあれで、これを変えるタイミングですので、ぜひ検討をいただいて、登又にもう一つバス停を作ってほしいと。

理由が２つあるんです。80歳になった方が免許を返納して徒歩で全部やるもんですから、その人は大体、登又の半分はカバーされていないんです。あのバス停１つでは。４、５、６班といっているところですが、そこら辺です。そこの人が、今、アパートにあるところにバス停があります。そこをまだ歩いていくのと、ウフクビリに歩いていくのが大体同じ時間ぐらいかかるそうです。ウフクビリまで行ったら、あとは下るだけですから、添石のバス停まで歩いてバスを利用して、うるま市のところに……。

○議長　新垣博正　渡嘉敷議員、ちょっと休憩します。

休　憩（１２時０３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１２時０４分）

○議長　新垣博正　再開します。

○３番　渡嘉敷眞整議員　今、聞いているのは、新庁舎のところと沖銀前のバス停が、変更するというふうに聞いていますので、登又も入れてほしいと思うんだけど。入っていますか。登又も。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは、補正予算の企画費の印刷製本費についてお答えします。

今回は新庁舎が１月から始まるということと、あと、琉大東口前、民間のバス停と同名となっておりまして、そこに新たに沖銀の支店ができるということがありましたので、混同しないようにバス停名を変更したいということで、２カ所の変更となっています。

議員のおっしゃる登又地域のバス停の増設についても、行政懇談会でありまして、その他の地域も多くの要望がありまして、増設、ルート変更などは厳しいということでちょっと説明をさせていただいていますので、今回はこの２カ所の変更となります。

以上です。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１２時０５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１２時０６分）

○議長　新垣博正　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第45号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第45号　令和２年度中城村一般会計補正予算（第４号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第45号　令和２年度中城村一般会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休　憩（１２時０７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３０分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

日程第14　議案第46号　令和２年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○**村長　浜田京介**　議案第46号　令和２年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について御提案を申し上げます。

議案第46号

令和２年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

令和２年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,582千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,287,073千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和２年９月７日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　入）　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9.繰越金		2	62,582	62,584
	1.繰越金	2	62,582	62,584
歳　入　合　計		2,224,491	62,582	2,287,073

（歳　出）　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2.保険給付費		39,373	1,118	40,491
	1.療養諸費	17,533	1,118	18,651

9. 諸支出金		3,732	61,464	65,196
	1. 償還金及び還付加算金	3,731	6,164	9,895
	2. 繰出金	0	55,300	55,300
歳　出　合　計		2,224,491	62,582	2,287,073

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第46号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第46号　令和２年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第46号　令和２年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15　議案第47号　令和２年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第47号　令和２年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について御提案を申し上げます。

議案第47号

令和２年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

令和２年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,154千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ161,987千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和２年９月７日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　入）　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1.後期高齢者医療保険料		111,562	586	112,148
	1.後期高齢者医療保険料	111,562	586	112,148
5.繰越金		1	3,568	3,569
	1.繰越金	1	3,568	3,569
歳　入　合　計		157,833	4,154	161,987

（歳　出）　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		151,494	700	152,194
	1.療養諸費	151,494	700	152,194
3.諸支出金		1,221	3,454	4,675
	2.繰出金	1	3,454	3,455
歳　出　合　計		157,833	4,154	161,987

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第47号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第47号　令和２年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第47号　令和２年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16　議案第48号　令和２年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第48号　令和２年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について御提案を申し上げます。

議案第48号

令和２年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

令和２年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,691千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ305,045千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和２年９月７日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4.繰越金		1	4,599	4,600
	1.繰越金	1	4,599	4,600
5.諸収入		292	△289	3
	2.雑入	291	△289	2
6.村債		46,219	△1,619	44,600
	1.村債	46,219	△1,619	44,600
歳　入　合　計		302,354	2,691	305,045

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1.公共下水道費		170,552	2,691	173,243
	1.公共下水道費	170,552	2,691	173,243
歳　出　合　計		302,354	2,691	305,045

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第48号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第48号　令和２年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第48号　令和２年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

日程第17　議案第49号　令和２年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第49号　令和２年度中

城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１　　号）について御提案を申し上げます。

議案第49号

令和２年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）

令和２年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,865千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ116,077千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年９月７日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰越金		1	12,865	12,866
	1. 繰越金	1	12,865	12,866
歳　入　合　計		103,212	12,865	116,077

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 土地区画整理事業費		103,211	12,865	116,076
	1. 南上原土地区画整理事業費	103,211	12,865	116,076
歳　出　合　計		103,212	12,865	116,077

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第49号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第49号　令和２年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第49号　令和２年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

日程第18　議案第50号　令和２年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第50号　令和２年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号）について御提案を申し上げます

議案第50号

令和２年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号）

令和２年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ549千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,160千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年９月７日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4.繰越金		1	549	550
	1.繰越金	1	549	550
歳　入　合　計		2,611	549	3,160

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1.汚水処理施設管理費		2,472	549	3,021
	1.汚水処理施設管理費	2,472	549	3,021
歳　出　合　計		2,611	549	3,160

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第50号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第50号　令和２年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第50号　令和２年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

日程第19　議案第51号　吉の浦公園野球場機能強化整備工事請負契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第51号　吉の浦公園野球場機能強化整備工事請負契約について御提案を申し上げます。

議案第51号

吉の浦公園野球場機能強化整備工事請負契約について

吉の浦公園野球場機能強化整備工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

記

１．契約の目的　　吉の浦公園野球場機能強化整備工事

２．契約の方法　　指名競争入札

３．契 約 金 額　　金　60,500,000円
　うち取引に係る消費税
　及び地方消費税の額　　金　5,500,000円

４．契約の相手方　　中城村字屋宜２７１番地
　　有限会社　ヒロ建設
　　代表取締役　與那嶺　修

令和２年９月７日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

吉の浦公園野球場機能強化整備工事の工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を必要とする。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

１番　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　議案第51号について質疑をいたします。

クレイ舗装ということですけれども、舗装した後の維持管理、ごみがスパイク等で削られて出るのではないかというふうなことが懸念されるんですが、そこら辺のことを１点と、それから、樹木の撤去というのがございますが、現在、非常に日影があって過ごしやすい環境ですが、それが損なわれないかという懸念があります。

以上、お願いします。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それでは、安里議員の御質問にお答えいたします。

まず、ごみ等やその後の管理等というトータル的なところと思いますので、基本的には使用者が終わった後はしっかりブラッシングというんですか、コートをならすということと、先

だって臨時議会で管理をする芝刈り機も購入の予算もありましたし、その中で、後ろにアタッチを変えてブラッシングをできるような機械も前回の補正で可決していますので、その部分はしっかり維持管理はできていくものだと思っております。

樹木の撤去でございますが、どうしても、今、１塁側、３塁側、木があって応援がなかなか厳しいというのが一番の原因であります。撤去した上で、そこに芝を、極端にいえば陸上競技場のような応援席のようにして、少年野球が中心にはなってくるかと思うんですが、テントが設営できるようなスペースを設けて、応援席、野球を観覧する上では影を作れるようなことにはなっていけるかと思っております。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　クレイ舗装ですけれども、やり方、クレイ舗装がいろんな種類があるというふうにネットのほうでは見させていただいているんですが、場所柄、多数の方がスパイク等で歩いていく中で、どうしても粉塵等が出て、舗装自体が長持ちしないのではないかというふうな懸念を持っているんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　安里議員の質問にお答えいたします。

クレイ舗装といいましても、議員お話のようにいろいろな方法があるかと思います。

まず、今回に関しては、一番の懸念である排水性を重視しながら工事をやっていき、あとは野球場に適したスパイクがよく食い込むとか、スライディングしても大丈夫なような土、混合していくとは思うんですが、そういったように対応していきながら、粉塵等に関しましては、今回、１塁側、３塁側に散水栓を新たに設置して、そういった散水もできるような状態にしていく予定であります。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１３時５４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時５６分）

○議長　新垣博正　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１３時５６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時５６分）

○議長　新垣博正　再開します。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第51号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第51号　吉の浦公園野球場機能強化整備工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第51号　吉の浦公園野球場機能強化整備工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第20　議案第52号　令和２年度村立学校

通信環境整備工事請負契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第52号　令和２年度村立学校通信環境整備工事請負契約について御提案を申し上げます。

議案第52号

令和２年度　村立学校通信環境整備工事請負契約について

令和２年度村立学校通信環境整備工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

１．契約の目的　　令和２年度　村立学校通信環境整備工事

２．契約の方法　　指名競争入札

３．契 約 金 額　　金　52,580,000円
　うち取引に係る消費税
　及び地方消費税の額　　金　4,780,000円

４．契約の相手方　　那覇市安謝638番地
　　株式会社　興洋電子
　　代表取締役　多良間　洋二

令和２年９月７日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

令和２年度村立学校通信環境整備工事の工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を必要とする。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第52号は、委員会付託を省略

します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第52号　令和２年度村立学校通信環境整備工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第52号　令和２年度村立学校通信環境整備工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第21　議案第53号　物品等購入の契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第53号　物品等購入の契約について御提案を申し上げます

議案第53号

物品等購入の契約について

新庁舎三役室等家具購入業務について、次のように物品購入契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

１．契約の目的　　新庁舎三役室等家具購入業務

２．契約の方法　　随意契約

３．契 約 金 額　　金　11,770,000円
　うち取引に係る消費税
　及び地方消費税の額　　金　1,070,000円

４．契約の相手方　　沖縄県中城村字久場1963番地
　　(株)中城モール
　　代表取締役　山城千恵子

令和２年９月７日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

新庁舎三役室等家具購入業務の契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

２番　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　それでは、議案第53号物品購入の契約について質問をいたします。

まず、この契約の方法なんですけど、随意契約というふうになっておりますけども、その中で、添付書類を見ましたら中城モール１社との契約なのか、ちょっとわからないところがありまして、随意契約に至るに当たって、業者は何社で行ったのか確認いたします。

そして、この1,177万円の予算、価格の積算、算出方法なんですけど、これはどのように行ったのか伺います。

そして、まず、随意契約を行うに当たって、随意契約の第11条第２項にもあると思いますけども、業者のほうに予算を公表する、あるいは予算を、価格を事前に教えることが可能というふうにありますけども、この予算の算出を出して、随意契約をする相手方にその予算を教えたかどうか、その３点をお願いいたします。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

まず、当初は指名競争入札で事業を進めてまいりました。そのために、設計額を村のほうで産出するために、３社のほうから見積書、参考見積を聴取しております。３社のうちから、それぞれ割引も含めての提示がありましたけれども、その中の１社につきましては割引率が非常に高いといいましょうか、35％以上の割引がありましたので、これは地方自治法施行令の167条の２の第１項第７号に該当する時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの、それを適用しまして随意契約を行っているところでございます。

契約については、３社から見積書を聴取しているということです。

それから、予算を相手に提示したかというふうなことですけれども、相手のほうには……。

○２番　新垣　修議員　相手じゃなくて、実際に第11条のあれには公表する、あるいは公表されるべきというふうにうたっていますので、公表をしたかどうか。相手に教えたか。

○総務課長　與儀　忍　予算は公表しておりません。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　契約書から、この２枚だけだったもんですから、匿名による随意契約かなというのがひとつありまして。それと、先ほど言ったように、３社見積もりを取ってその中から金額の割引のいいものを取ったということですので、その辺は安心しました。

以上です。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第53号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第53号　物品等購入の契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第53号　物品等購入の契約については、原案のとおり可決されました。

日程第22　議案第54号　物品等購入の契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第54号　物品等購入の契約について御提案を申し上げます。

議案第54号

物品等購入の契約について

令和2年度中城村新庁舎事務用備品購入業務について、次のように物品購入契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

１．契約の目的　　令和2年度中城村新庁舎事務用備品購入業務

２．契約の方法　　指名競争入札

３．契 約 金 額　　金　88,550,000円
　うち取引に係る消費税
　及び地方消費税の額　　金　8,050,000円

４．契約の相手方　　沖縄県浦添市港川458番地
　　株式会社　オキジム
　　代表取締役　新 里 哲 郎

令和２年９月７日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

中城村新庁舎事務用備品購入業務の契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１４時０９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時１１分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１４時１１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時１３分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第54号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第54号　物品等購入の契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第54号　物品等購入の契約については、原案のとおり可決されました。

日程第23　議案第55号　令和元年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第55号　令和元年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について御提案を申し上げます。

議案第55号

令和元年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第２項の規定により、令和元年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求めます。

令和２年９月７日　提出

中城村長　浜　田　京　介

令和元年度　中城村水道事業剰余金処分計算書

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,112,137,983	156,338,807	58,498,847
議会の議決による処分額	0	0	△ 50,000,000
減債積立金の積立	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	△ 50,000,000
処分後残高	1,112,137,983	156,338,807	（繰越利益剰余金） 8,498,847

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１４時１６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時２１分）

○議長　新垣博正　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号は、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第24　同意第６号　中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　同意第６号　中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて御提案を申し上げます。

同意第６号

中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

下記の者を中城村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第３項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　　所　　中城村字
氏　　名　　島　袋　博　光
生年月日　　昭和39年生

令和２年９月７日提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

中城村固定資産評価審査委員会委員 島 袋 博 光 氏の任期が、令和２年９月30日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を選任するにあたり、議会の同意を求めるためである。

○議長　新垣博正　これで提案者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第６号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、同意第６号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、同意第６号　中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって同意第６号　中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

日程第25　同意第７号　農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　同意第７号　農業委員会委員の任命について御提案を申し上げます。

同意第７号

農業委員会委員の任命について

下記の者を中城村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住　　所　中城村字
氏　　名　花城　康樹
生年月日　昭和46年生

令和２年９月７日提出

中城村長　　浜　田　京　介

提案理由

中城村農業委員会委員の任期満了により、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第８条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

○議長　新垣博正　これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第７号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、同意第７号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、同意第７号　農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって同意第７号　農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第26　同意第８号　農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　同意第８号　農業委員会委員の任命について御提案を申し上げます。

同意第８号

農業委員会委員の任命について

下記の者を中城村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住　　所　中城村字
氏　　名　新垣　勇
生年月日　昭和25年生

令和２年９月７日提出

中城村長　　浜　田　京　介

提案理由

中城村農業委員会委員の任期満了により、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第８条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

○議長　新垣博正　これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第８号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、同意第８号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありません

か。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、同意第８号　農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって同意第８号　農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

休憩します。

休　憩（１４時２９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時２９分）

○議長　新垣博正　再開します。

日程第27　同意第９号　農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　同意第９号　農業委員会委員の任命について御提案を申し上げます。

同意第９号

農業委員会委員の任命について

下記の者を中城村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住　　所　那覇市
氏　　名　下地　榮
生年月日　昭和25年生

令和２年９月７日提出

中城村長　　浜　田　京　介

提案理由

中城村農業委員会委員の任期満了により、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

○議長　新垣博正　これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第９号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、同意第９号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありません

か。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、同意第９号　農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって同意第９号　農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第28　同意第10号　農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　同意第10号　農業委員会委員の任命について御提案を申し上げます。

同意第10号

農業委員会委員の任命について

下記の者を中城村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住　　所　中城村字
氏　　名　小橋川　達則
生年月日　昭和56年生

令和２年９月７日提出

中城村長　　浜　田　京　介

提案理由

中城村農業委員会委員の任期満了により、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第８条第１項の規定により議会の同意を得る必要がある。

○議長　新垣博正　これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第10号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、同意第10号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、同意第10号　農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって同意第10号　農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第29　同意第11号　農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　同意第11号　農業委員会委員の任命について御提案を申し上げます。

同意第11号

農業委員会委員の任命について

下記の者を中城村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住　　所　中城村字
氏　　名　花城　伸吉
生年月日　昭和25年生

令和２年９月７日提出

中城村長　　浜　田　京　介

提案理由

中城村農業委員会委員の任期満了により、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

○議長　新垣博正　これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第11号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、同意第11号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、同意第11号　農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって同意第11号　農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第30　同意第12号　農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　同意第12号　農業委員会委員の任命について御提案を申し上げます。

同意第12号

農業委員会委員の任命について

下記の者を中城村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住　　所　中城村字
氏　　名　比嘉　盛安
生年月日　昭和27年生

令和２年９月７日提出

中城村長　　浜　田　京　介

提案理由

中城村農業委員会委員の任期満了により、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第８条第１項の規定により議会の同意を得る必要がある。

○議長　新垣博正　これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１４時３６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時４３分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第12号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、同意第12号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、同意第12号　農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって同意第12号　農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１４時４４分）

令和２年第７回中城村議会定例会（第２日目）

招集年月日	令和２年９月７日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	令和２年９月８日　（午前10時00分）		
	散会	令和２年９月８日　（午後３時44分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	安里清市	９番	比嘉麻乃
	２番	新垣修	10番	安里ヨシ子
	３番	渡嘉敷眞整	11番	仲松正敏
	４番	屋良照枝	12番	金城章
	５番	桃原清	13番	石原昌雄
	６番	玉那覇登	14番	伊佐則勝
	７番	新垣貞則	15番	新垣善功
	８番	大城常良	16番	新垣博正
欠席議員				
会議録署名議員	８番	大城常良	９番	比嘉麻乃
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	こども課長	金城勉
	副村長	比嘉忠典	企画課長	比嘉健治
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	仲村盛和
	総務課長	與儀忍	産業振興課長兼農業委員会事務局長	仲村武宏
	住民生活課長	義間清	上下水道課長	知名勉
	会計管理者	荷川取次枝	教育総務課長	比嘉保
	税務課長	大湾朝也	生涯学習課長	稲嶺盛昌
	福祉課長	照屋淳	教育総務課主幹	宮城政光
	健康保険課長	仲松範三		

議 事 日 程 第 2 号

日　　程	件　　名
第　1	一般質問

○議長　新垣博正　これより、本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず20分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　それでは、改めましておはようございます。議席番号９番　比嘉麻乃でございます。

質問の前に一言。来年３月の高校入試からの中城中学校が西原高等学校の学区内に追加されました。それによりまして生徒の選択の枠が広がり、保護者からも喜びの声が多数届いています。比嘉教育長、そして教育委員会の皆様に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。そして大変お疲れ様でございました。

それでは、通告に従って一般質問を行います。

大枠１、行政懇談会について。

令和元年11月から令和２年１月にかけ、村内21行政区で行政懇談会が開催されました。開催により、各自治会や村民の皆様からの御意見や御要望、御質問が寄せられたと思います。懇談会の開催が村民の声を村政に反映させ、福祉向上につなげていくものだと期待し、伺います。

①行政懇談会の目的を伺います。

②懇談会後、各行政区からの要望や質問の回答はどのように行ったのか。

③南上原地区の数ある要望の中から、今回は護佐丸バスの土日・祝日運行と、児童館あるいは多世代交流センターの設置について伺います。

大枠２、新型コロナウイルス感染症対策支援について。

村内においても感染者が確認され、県内では重症者も急増し、先日は緊急事態宣言も解除され、まだまだ予断を許さない状況が続いているのかと思います。引き続き、村民への支援が必要と考え、以下のことを伺います。

①特別定額給付金の給付率は。

②中学生の無料塾（周知方法、委託先、人数、開始日、日数・時間）と、塾の授業料補助金（支給方法、人数）の進捗を伺います。

③新型コロナと熱中症予防対策で高齢者に特化した支援を伺います。

以上、御答弁よろしくお願いいたします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは、比嘉麻乃議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては、企画課のほうでお答えをいたします。

大枠２番につきましては、企画課、教育委員会、福祉課のほうでお答えをいたします。

御質問の新型コロナ対策でございますが、比嘉麻乃議員の御提言で、新生児への給付拡大あるいは高校受験生の助成金等を実現させていただきました。本当にありがとうございました。

御質問のとおり、今後も引き続き村民への支援が必要と我々も考えております。ぜひとも議員の皆様、一緒になって村民のために必要とされるものをまた御提言いただければと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

詳細につきましては、また担当課のほうでお答えいたします。

以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　皆様、おはようございます。

大枠２の②についてですけれども、新型コロナウイルス感染拡大は学校現場のほうでも大きな影響を受けております。子供たちの学びの保障、授業時数の確保のために学校は、小中学校とも夏休みを10日間に短縮いたしました。各行事の精選等も行っております。

また、中学校は、５校時授業だった金曜日を毎週６校時まで授業を行っております。その学びを保障するための一つとして、義務教育最終学年である中学校３年生を対象に無料塾と、塾の授業料補助を行って子供たちの夢実現を支援していきたいと考えております。

詳細に関しましては、教育総務課長のほうから答えさせます。

以上です。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは、比嘉麻乃議員の大枠１及び大枠２の①についてお答えします。

行政懇談会の目的につきましては、村長、副村長、教育長、各課長が各自治会に出向き、地域や村の課題、日常生活における要望などについて地域住民の声を聴き、また今後の様々な政策の方向性を御説明しながら、対話による協働のまちづくりや行政運営に反映できるよう取り組むことを目的としております。

各自治会への回答方法ですが、まずは当日回答できる要望、質問等については回答しておりますが、当日回答が難しい内容や現場などの確認を行わなければならない場合は持ち帰り、後日、担当課において回答を行っております。

また、行政懇談会の要録等として今回、各自治会へも配布を行っております。

護佐丸バスの土日運行の要望については、行政懇談会においても南上原地域の声として、生徒が部活動へ通う手段が必要との要望がありました。これまでもですが、利用人数や予算等の費用対効果の部分を考えますと、やはり土日の運行は厳しい状況であると御説明させていただいているところであります。

児童館などの公共施設については、現時点において設置の計画はありません。

特別定額給付金の給付率ですが、対象世帯9,085世帯のうち、9,047世帯への給付を行い、99.58％となっております。

以上です。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　比嘉麻乃議員の大枠２の②について、中学３年生の無料塾は現在、授業を行う事業者との契約を終え、来週９月の14日の週より開催してまいります。

期間は、９月から３月までとして、週３日の日程で一日２時間での調整を進めているところであります。

無料塾の周知方法としては、中城中学校へ通う生徒は学校での募集要項の配布として、中城中学校以外の生徒につきましては郵送にて募集の周知を行います。広報のほうでも周知を行っているところです。

委託先については、ＮＰＯ法人エンカレッジとなります。

人数については、中城中学校の３年生のアンケートを行った結果ではありますが、約23名を見込んでおります。

塾へ通う生徒への授業料補助としては、８月から来年３月まで月額１万円を限度として補助を行います。各家庭からの申請による補助制度となり、補助としては８か月分を二度に分けての交付を予定しており、11月と来年３月の交付予定としておりますが、各家庭の事情により毎月での交付申請でも可能として領収書を提示してもらい、後払いで進めてまいります。

人数としては、約190名を見込んでおります。

以上です。

○議長　新垣博正　福祉課長　照屋　淳。

○福祉課長　照屋　淳　比嘉麻乃議員の大枠２の③についてお答えします。

村内の高齢者全般への支援ではありませんが、介護予防事業の参加者に対しましては、会場の消毒やソーシャルディスタンスの確保、熱中症予防に配慮した休憩や給水の対応、会場の空調経費に関する支援等の対策を行っております。

以上です。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　御答弁ありがとうございました。

まず、大枠１のほうから順を追って再質問させていただきます。

大枠１の①目的ということで、この村政に反映させていくような取組をやっていくということで、これからも引き続き行政懇談会と同様に、ふだんから村民の声にしっかりと耳を傾け、村民の声を村政に反映させていただきたいと思います。

では次に、②に参ります。各行政区からの要望や質問の回答はどのように行ったかということだったんですけれども、最後の答弁の中で、自治会のほうに配布ということなんですが、公民館のほうに行くと、やはり見られる人と見られない人が出てくると思います。誰もが閲覧しづらいかなあとは思うので、誰でも簡単に見られるように、本村のホームページでの広報の仕方は考えていませんでしょうか、伺います。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは、ホームページへの掲載についてということですが、今回の行政懇談会については、この議事録、要録的なものの公開は考えてはおりません。その内容については、ざっくばらんに行政懇談会でいろいろな意見等を聞いて解決できるようなものなどについては解決していきたいという部分もありますので一部、個人的な部分があることもあり、村だけではなくてホームページに載せるとなりますと、どなたでも見られるということになりますので、現在のところは公開することは考えておりません。

以上です。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　ホームページへの公表はないということなんですけれども、なぜかと言うと県内の別の自治体のほうでは公表しているところがあったので、村民にとってもそのほうが分かりやすいですし、あと皆さんの取組も把握できるのではないかなと思いますので、主な分だけでもいいので、そのときにでも公表していただきたいなあというふうには思います。公表せずに一つ一つ解決を求めていくということなので、しっかりと皆さんの声を聴いていただければと思います。

村長をはじめ、副村長、そして教育長、執行部の皆さんが出席しての４年に一度の行政懇談会で参加した村民の皆さんも、そして都合で参加できなかった皆さんも、きっとその後の進捗というのは気になると思いますので、何らかの形で主なものだけでもしっかりと公表をしていっていただきたいと思います。

では、次に移ります。③の護佐丸バスの土日・祝日運行の考えはということで、予算によるということで費用対効果も表れないということなんですけれども、それだけでしょうか。費用の問題だけなのでしょうか。土日運行が実施できない、そのほかの理由があるのでしたら、お教えください。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは、お答えします。

費用以外ということで何か理由があるかということなんですが、実証実験・実証運行などをされて実際に本格運行に至っていますが、その中で土日の運行については利用者もやはり少ない。費用の面にも影響してきますが、利用者も少ないということがあったということで運行に至らなかったと聞いていますので、その利用者の今後についても多くなるということであれば、それなりにまた検討は必要かとは思いますが、現在のところはそういうことで厳しいということで答えています。

以上です。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　費用のほかに利用者が多ければということなんですけれども、どうして聴いたかというと、１年前の答弁の中では、点検のことがあるので毎日はすることができないという答弁もあったんです。ですが、今回またマイクロバスの購入をしましたので、そういったもので対応できるのではないかなあと思ったので、そういうふうに聴きました。

この件につきましては１年前にも質問いたしまして、そのときにはやはり厳しいという答弁ではあったんですけれども、懇談会でもこの要望があったということも、課長も先ほどおっしゃっていたので、理解はされているかと思います。ですから、今回も要望があったので再度質問したわけなんですけれども、2015年の本格運行をスタートさせた頃に比べまして、乗車人数も増加しているのではないかなあと思うんですが、増加していますか、それとも減少しているのでしょうか。

2015年度と2019年度の乗車人数とその差をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは、2015年度の乗車人数についてですが、６月からの運行となっていまして１万7,784名、2019年度については４万1,563名で、２万3,779人の増加となっております。

以上です。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　２万人も増加しているということは、やはり2015年に比べ、村民の皆様が護佐丸バスの利便性をしっかりと知ったのかなあというふうに思いますし、そして前の実証実験のときに土日の利用者が少なかったということなんですけれども、現在はその便利さも知りまして土日の利用者も増えているのではないかなあというふうに思います。

平日に比べましたら学生さんも減るので、土日の一日の乗車人数は確かに減るとは思うんですけれども、土日の運行が財政的に厳しいのでしたら、土曜日だけの運行を追加することはできないでしょうか。もし土曜日にバスの運行をすることができましたら、先ほどおっしゃっていたように、地域の声からもありました部活動に通うことができるという声もありましたし、そして図書館、特に上地域の子供たちは図書館に行ったり、そして下地域の子は県営の公園に行ったりとすることができると思います。

１年前の答弁の中では、毎日運行させた場合には約1,200万円から1,300万円ぐらいの増加があるとおっしゃっておりました。では、土曜日だけとなりましたら、単純に考えてですけれど、大体600万円か600万円弱になるのかなあというふうに私は見ております。ですから、平日とはちょっと違った土曜日だけのコースを組んでいただいて実証実験あるいはもう実証実験もなくて、そのまま土曜日だけを含めた運行の実施ということはできないでしょうか、伺います。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは、土曜日のみの運行ができないかということですが、まずは今回の護佐丸バスのスタートのときの実証実験も踏まえて運行しておりますので、やはりどの程度乗るかというのは必要かなあというふうに思います。公費において実施するということと、あとまた継続して実施できるかという部分も、先ほど言った財源的な部分もやはり考えながら行かないといけないと思います。

ただし、実証実験等から５年以上経過している中で、ある程度の要望等ルートも安定はしてきていますが、村民の要望などからすると少し検討していかなければいけないかなあというふうには考えてはおりますので、可能かどうかも含めて調整を内部のほうでしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　護佐丸タクシーの委託料、当時は1,100万円ぐらいだったと思いますので、それをこの土日の追加の分に計上していただければいいかなあと思います。タクシーももう実証実験は終了してしまったので、その分をまた護佐丸バスを拡大していろんな追加をしていただいて誰もが乗りやすい、せっかくのよいコミュニティバスなので、どんどん利用者を増やしていただければなあと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

また昨日は、渡嘉敷議員からもバス停の追加に対する切実な声も挙がっておりましたので、それも含めてまた検討のほどよろしくお願いいたします。

では、③の児童館設置についてなんですけれども、児童館設置は考えていないということでした。もし考えるとしましたら、放課後に児童が集える場所として児童館はやっぱり小学校の近くが理想だと思いますけれども、課長の頭の中で現在、南小学校付近で予定している、造るならこの場所がいいなと思っている場所はあるんでしょうか、伺います。

○議長　新垣博正　こども課長　金城　勉。

○こども課長　金城　勉　お答えいたします。

南上原地区に、何らかの公共施設、多機能施設的な機能はあったほうがよいと考えますけれども、議員の御質問の児童館に限った場合で考えますと、建設用地の取得や建物等への高額補助がない状況での設置は厳しい状況から現在、児童館の計画はございません。用地についても計画はございません。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　ありがとうございました。課長としては、やはり児童館などはあったほうがよいということで、でも高額補助が受けられない、交付による設置は難しいという答弁でございましたけれども。

それでは、私のほうからちょっと提案をしたいと思います。

糸蒲公園は村有地になりますよね。ですから、この設置する際には土地の購入が発生しないのではないかなと思います。そして、公園ですので、もう既に遊具は設置されているわけなんです。ですから、造ったときにも園庭ですとか、遊具を設置する必要もありません。また、子供たちも施設を出て自由に安全に行き来ができるわけなんです。公園内なので、自由に遊具に遊びに行くことができます。

懇談会の中では児童館という要望でしたが、児童館は対象児童が18歳未満になってしまうのではないかなあと思います。公園なので児童館という名目で造ることは今までは禁止されていたと思うんですけれども、平成28年からは都市公園の中でも児童館を造るのは許可されているのかなあというふうに見た覚えがあります。

でも私は、児童館よりは多世代が集える施設を要望したいなあと思います。それは児童館でしたら何か子供だけが集まる場所というような感じなので、多世代の施設でしたら午前中はお年寄りがそこに集えて、また午後は小中学生、高校生の居場所づくりにもなるのではないかなと思います。

県内でも沖縄市の山内にある桃山公園というところがありまして、そこの公園内に施設があります。これは児童館機能を持つ体験学習施設というのがありまして、これは防衛９条の交付金を使って建てられたものなんですけれども、そこに見学に行きましたら、運動するちょっとした体育館のようなバスケットリングがあったりだとか、図書室があったりと、あと音楽室、キッズルームがあったりと子供から大人までが集える場所になっておりました。

また、糸蒲公園にちょっと戻りますけれども、糸蒲公園は災害時の避難場所にもなっておりま

すので、その建物の中に機能を含めるシャワー室ですとか、あと調理室を備えることで様々な工夫と知恵を絞ると高額補助をもしかして受けられるのではないかなあと、そういう可能性もないのかなあと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時２７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２９分）

○議長　新垣博正　再開します。

企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは、児童館ということではなくて、多世代が集える施設を糸蒲公園内でという質問かなということで、まず、糸蒲公園内にできるかという部分については、議員おっしゃるように、28年の法改正等で緩和されているという、福祉施設などというようなことで聞いたことはあります。多世代が集える施設ということが該当するかというのは、ちょっと答弁は控えさせていただきたいんですが、最終的に公園内でということとなると、都市計画法上の公園面積などの要件ですね、その基準等もあると思われますので、その部分については、担当課との調整も必要かとは思います。実際建設ができるかできないかという分については、現時点では、ちょっとお答えが厳しいかなというふうに考えています。

以上です。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　できるか、できないか、そこで皆さんが工夫して、できないと言って諦めるのではなく、こうやったら、できるのかな、この補助だったらできるのかなということで、一所懸命やっていってほしいなと思います。

では、ちょっと村長に聞きますね。

今回、この糸蒲公園内ということで、補助事業で行ったので、そこに設置した遊具とかを移動させたりとかするには、補助金の返還が恐らく出てくるのではないかなと、今、面積とは別にですよ、面積で建てられたとして、補助の補助金返還が発生するのかなというふうに思いますけれども、この返還金を出してでも、土地を購入する費用そして遊具を設置する費用と高額なものを、これから土地を探し、高額な資金を集めるというよりは、先ほどから言っておりますように、もともと遊具のある糸蒲公園のほうが１番適しているのかなと思いますけれども、専門の村長に、それをちょっと意見を伺いたいと思います。どうでしょうか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

今、この議場において、はっきりした答弁というのは御勘弁いただきたいなと思います。可能性があるという部分では、今のやり取りを聞いていても、私のほうでも、もしかしたら、こういうことをやれば、道は開けないかなというのは、頭の中で今突発的ではありますけども、やり取りを聞きながら感じた部分はありますので、議員おっしゃるとおり、できないことの理由を探すよりは、いかにしてできるかを今までもやってきたつもりですので、しっかり公園法、また、法律はどんどんどんどん変わっていったり、解釈が変わっていったりもしているようでございます。ちょっと資料を覗きましたら、その辺の都市計画についての町村の権限、裁量も大きくなっていっているような時代でございますので、何らかの方法は取れないかどうかをしっかり真剣に精査をさせていただいて、１つだけ言えるのは、上地区、特に南上原には必要だと思っておりますので、その必要なものをいかにして、チャレンジしながら実現させていくのか。これは私の責務だとも思っておりますので、一所懸命やらせていただきたいなと思います。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　ぜひ、いろんな問題を解決して、クリアして、実現させていただきたいと思います。強く要望したいと思います。よろしくお願いいたします。

場所もいいのでね、やはり、海の見える高台に誰もが集える施設というのは、やはり、村民にとっても、とてもうれしいことなので、よろしくお願いいたします。

では、大枠２に移ります。

大枠の２の②。無料塾なんですけれども、琉球大学附属中学校も対象だと思うんですが、附属中学校の生徒も無料塾を利用する際には中城中学校なのか、あるいは、別の場所で設けるのか、伺います。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　では、質問にお答えします。

中城中学校以外、琉大附属中学校及び私立の中学校等に通う生徒でも、無料塾を受講する場合には中城中学校のみとなります。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　では、続きまして、大枠２の③の高齢者に特化した支援をちょっと伺いたいと思いますが、先ほどは、課長、介護予防とか、消毒とか、熱中症予防とか、これは対策なんですよね。私が聞いているのは支援を聞いております。コロナウイルス感染症は高齢者が重症化しやすいところから早期発見早期治療が重要だと思います。そこで、ちょっと、これも提案なんですけれども、御家族と同居せずに御一人で日常生活を過ごしている独居高齢者の日常の行動をセンサーで設置し、家族に毎日通知される見守りシステムというのがございます。その見守りシステムの導入を希望する高齢者や御家族へ費用の一部を負担する考えはないでしょうか。この見守りシステムというのは、例えば、お年寄りが８時になっても動きがない、センサーで映らないとか、あと、家族が設定した室温、25度に室温を設定し、30度になったときには家族のメールに届くというシステムになっておりますが、その一部の補助をする考えはないでしょうか。伺います。

○議長　新垣博正　福祉課長　照屋　淳。

○福祉課長　照屋　淳　お答えします。

基本的に今議員のおっしゃったセンサーのシステムというものについて、過去に検討した経緯はあるんですけども、かなり高額だったという過去の検討の事情がありまして、導入は見合わせたという経緯もあります。今現在は、緊急通報システム、独居高齢者に対する部分とかですね、また、独り暮らし高齢者等の保健医療給付事業、ヤクルトの配布事業等を通じて、見守り支援という体制を構築しておりますので、今、議員のおっしゃっていたシステムに対する費用の一部補助というのは、現在のところは考えておりません。

以上です。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　確かに高額ということで、村が全部負担するのは大変だと思いますけれども、もし、一括交付金が使うとか、そういったものをですね、一括交付金も、もうそろそろ終了してしまうので、今のうちでというのも、ちょっと悪いんですけれども、一括交付金などを利用できないかという調査などもしていただきたいと思います。そうすると、村が一括にこのシステムを買います。そして無料のレンタルとかで貸してあげるというのもいいのかなと思います。これは、また、ちょっと時間がないので、後で個人的に課長に資料で提案させていただきたいと思います。これまで村民のために貢献してこられた大先輩のためによろしくお願いいたします。

そして、先ほどもありましたけれども、ヤクルトの事業、給付事業なんですけれども、やはり、今年の夏はコロナウイルスと熱中症の二重

の予防が必要となってくるわけなんですね。搬送される半数以上が高齢者だということです。そこで、また、伺いますけれども、このヤクルトの配布に加えて熱中症の対策として、この方々にヤクルト一緒にスポーツドリンクですとか、糖が高い人にはちょっと心配ではあるんですけれども、野菜ジュースだとか、そういったのを、夏場だけでも追加で配布することはできないのか、伺います。

○議長　新垣博正　福祉課長　照屋　淳。

○福祉課長　照屋　淳　お答えします。

議員の御提案については、夏場だけのスポーツドリンクとまた野菜ジュースとかというお話でしたけども、ちょっと予算の兼ね合いもありまして、すぐ今できるかどうかというのは、お答えはできないんですが、次年度に向けての対策として、何らかの形が可能かどうか、それについては検討したいと考えております。

以上です。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　やはり、年々暑くなってきますので、ぜひ、来年からの夏からよろしくお願いいたします。

あと、よく、室内であれば、エアコンをかけなくても大丈夫だとか思っている高齢者の方もいらっしゃるようなんですけれども、その熱中症予防のために適切なエアコンの使用ですとか、喉が渇く前に水分を補給しましょうという予防法の書かれたうちわとかも一緒にお配りしてもいいのかなと思います。チラシでしたら、どうしても捨ててしまう場合があるので、うちわでしたら、テーブルに置きながら、予防対策をするかなと思います。

では、次に、ラジオ体操の件なんですけれども、コロナの自粛中、ラジオ体操がありました。４月の１回目のときはあったんですが、２回目、今回の自粛中はラジオ体操が聞こえなかったんですけれども、村内でいろんな人がラジオ体操をしているということを聞いたんですね。今回なかったんですが、今回どうして放送がなかったのか、伺います。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

緊急事態宣言等が発出されまして、村内におきましても、公共施設の閉鎖であるとか、各種事業の中止を受けまして、村民の運動不足を解消するために４月27日頃から５月20日までラジオ体操を防災無線を通じて放送しておりました。その後、新型コロナウイルスが若干の終息があり、５月21日から小中学校の授業が再開しております。その授業再開と同時に防災無線の放送は終えていると、そういう状況でございます。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時４２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４３分）

○議長　新垣博正　再開します。

総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　今回やらなかった理由というのは、少し答弁の中でも触れましたけれども、授業が再開されたために、放送は行っておりません。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　ありがとうございます。やはり、これは、費用のかからない最高の住民のサービスだと私は高く評価しておりました。ですから、また、第３波のときにでも、休校のときにはしっかりと忘れないで、この自粛のときに、やはり、運動不足になりましたら、筋力量も減ってしまいますので、お年寄りの体力づくり、子供たちの体力づくりには必要だと思います。そして、そんな中、やっぱり、ラジオ体操が流れると高齢者の皆さんも、そして子供たちも明るい気持ちになるというふうに聞きましたので、ぜひ、今度休校の際、自粛もないほうがいいんですけども、自粛は、そのときには、

ぜひ、お願いしたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長　新垣博正　以上で、比嘉麻乃議員の一般質問終わります。

休憩します。

休　憩（１０時４４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５５分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、安里清市議員の一般質問を許します。

安里清市議員。

○１番　安里清市議員　おはようございます。議席番号１番、安里清市でございます。議長の許可を得て、質問をさせていただきます。

その前に、今回の新型コロナウイルス感染拡大防止に当たって、村民の皆さん、それから中城村の職員の皆さんも、公務及び私生活の面で大変な御苦労をされたことに対し、村の最後のとりでとして頑張っていらっしゃることに対し、敬意を表したいと思います。

それと、明日９月９日は、２か年前に「届けよう村政に声を」ということのキャッチフレーズで議会に初当選をした日でございます。これからの質問は、村民からの要望や疑問をまとめたものでございますので、当局におかれましては、真摯な御答弁をお願いしたいと思います。

それでは、大枠の１のほうから質問をいたします。各字公民館への案内板の設置を求めたいと思います。村内自治会の公民館、これは集会所とかコミュニティ施設などと呼ばれておりますが、外部からいらっしゃる方が、その場所になかなかたどり着けないということがございます。そこで、この施設への誘導の表示をお願いしたい。

①行政として、各字公民館の位置づけを伺う。

②統一された規格で案内板の設置ができないか。例えば、津波の避難場所表示及び避難場所案内表示のような形式を取り入れたらどうでしょうか。

大枠の２のサンヒルズタウンの地番表示についてでございます。同地区は、現在、字登又の何番地、あるいは新垣の何番地と表示されている状況であります。同地区住民より、地域への愛着のためにも固有の地番が必要との声があります。

①現在の表記を見直すことはできるか。

②必要性についての見解を伺います。

③表示見直しの手続・プロセスを伺います。

④行政が積極的に働いて、同問題について解決をすることを期待したいと思いますが、いかがでしょうか。

大枠の３の中城村立小中学校改築基本計画についてでございます。

①同計画の委託業務とは、どのようなものか。

②委託先と委託契約額を伺います。

③事業の着工・完成予定を伺います。

④小中学校改築・建設の必要性について、村民への周知はいつ行うのか。

大枠の４の認定こども園計画について。

①教育総務課長は、６月議会の金城章議員への答弁の中で、「建設候補地の選定は決めた。今後はこども課に引き継ぎます」と答弁しましたが、その後、どうなったでしょうか。具体的な場所、用地取得の財源等について伺います。

②幼稚園における教育と認可園におけるそれとの保育との違いについて。

③どういった法人がどのような運営をするのか、お伺いしたいと思います。

④運営法人の決定方法は。運営参加希望法人への事前説明会の予定はいつなのか。

⑤新聞報道では、認定保育園の開所は2023年度となっていますが、施設の設計から工事完成までの期間、運営法人の決定、それから施設の運営についての幼稚園、保育園の運営について

のもろもろのカリキュラムの編成等を含めて、期間が非常に短過ぎるのではないかというように思います。

⑥このことについて、村民や保護者への説明がいつ行われるのか。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは、安里清市議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては、企画課のほうでお答えをいたします。大枠２番は、都市建設課、そして大枠３番につきましては、教育委員会のほうでお答えをいたします。大枠４番につきましては、教育委員会とこども課のほうでお答えをいたします。

私のほうで、御質問の村立小中学校改築基本計画についてでございますが、当然、教育委員会と意を同じくして取り組んでいくということでございますけれども、ただ、御承知のとおり、まだ調査の段階でございますので、この場所も含めて、建築形態も含めて、どのようなものが一番いいのかというのを、現在、調査の段階でございますので、もうちょっと時間がかかるというのは御理解をいただきたいなと思います、決定まではですね。

ですから、事業の着工、完成等というのも、正確にここで何年にできますとかという段階までは、まだ至っていないというのは御理解をいただきたいなと思います。

詳細につきましては、また教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　大枠３と４についてですけども、中城小学校、津覇小学校と２つの幼稚園、そして中学校も老朽化が進み、耐震の関係も含めて早期に建て直しが必要であると考えております。

教育委員会としては、子供たちが安心して学べること、また、よりよい教育環境で過ごせるように整備を進めていきたいなと考えているところでございます。

詳細については、教育総務課長のほうから答えさせます。

以上です。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは、安里清市議員の大枠１についてお答えします。

各字の公民館などについては、その地域に住む人々が集い、交流、親睦を深め、お互いに助け合い、よりよい地域づくりを目指し、自主的に運営していくための活動拠点であると考えています。

案内板の設置については、地域住民のほとんどが、その場所を把握しているものと認識しており、来訪者への案内表示板の設置については考えておりません。

以上です。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　それでは、大枠２についてお答えいたします。

まず、①の現在の表記を見直すことはできるかについてですが、住居表示法によりますと、市町村は、街区方式や道路方式などの方法で議会の議決を経て、住居表示の方法を定めることができるとなっております。

②の必要性についての見解については、通常、地番や字名などの変更を行う理由としまして、区域の境界が不明確である、同一市町村に同一、または類似の町名がある、同一地番の土地の上に多数の家屋があるなどにより、郵便物の配達や緊急車両の到着に支障を来すなどの住民の不利益を鑑みて行うものであると思われます。

しかしながら、当該地区におきましては、開発の際に区画割をされた地番で登記されており、支障となり得る事項はないものと考えておりま

す。

続きまして、③の表示見直しの手続・プロセスについてです。住居表示法によれば、住居表示や地番変更の措置を行うに当たっては、住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行うように努めなければならないとあります。それから議会の議決を経て、住居番号を決定し、住居表示を実施すべき区域、期日、方法、名称などを告示するとともに、これらの事項を関係人、関係行政機関の長に通知し、県知事に報告します。また、告示の期日までに登記簿の変更、住民票や戸籍簿、関係各課の変更事務を行う必要があります。

④の行政が積極的に動いてほしいという件につきましては、行政側としては、登記簿変更等の費用の面もありますし、また、住民にとりましても、各種住所変更手続など個人で行わなければならないので負担を強いることとなりますので、さらなる検討が必要と考えております。

以上です。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　では、安里清市議員の大枠３の①中城村立小中学校改築基本計画について、老朽化した現在の中城小学校、津覇小学校、中城中学校の改築基本計画を策定し、民間活力を活用して学校建設を行えないかの調査を今年度行っている事業となります。

②について、事業委託先は、株式会社建設技術研究所沖縄支社となっており、請負金額は2,143万9,000円となります。

③について、事業の着工及び完成については、校舎が建て上がり活動可能までの期間と思われますが、現在、基本計画を策定して、ＰＦＩ事業、民間活力の活用が可能であるかどうか取り組んでいるところです。それに伴って、来年度、このアドバイザリー業務の委託業務を発注し、建築における設計及び施工となります。それで、建設が建て上がるのが令和７年度頃かと思われます。

④について、各施設の建設説明会については、基本計画が策定できて、どの学校から建設を行っていけるのかなどスケジュールができ次第、行いたいと思います。

続きまして、大枠４の①認定こども園計画について、認定こども園の建設場所は、教育委員会会議にて決定しておりますが、具体的な場所については、新庁舎近くの場所と決定しております。用地取得における財源は、一括交付金を活用しての財源を見込んでおります。

②について、幼稚園教育は、満３歳以上の子供に対して、幼稚園でしかできない教育を、幼稚園教育要領を基に行うところでありますが、保育所における保育は、保護者の委託を受けて、個々の家庭に代わって養護と教育を一体的に提供する施設ということになっております。

続きまして、⑥について、説明会についてなんですけども、村民、保護者への説明会としては、現在のこのコロナ禍が収まりましたら、こども課と連携して進めていきたいと思います。

以上です。

○議長　新垣博正　こども課長　金城　勉。

○こども課長　金城　勉　大枠４の③どういった法人がどのような運営をするのかにつきましては、これからの公募となりますので現段階では未決定でございます。

④の運営法人の決定につきましては、まずは村内で児童福祉事業の実績のある法人に公募の呼びかけをしますが、その応募状況を見ながら、公募をどこまで広げるのか、検討し、進めてまいります。

決定方法につきましては、応募事業者へプロポーザルを行い、選考委員会にて選考後、最終決定といたします。

⑤の工期につきましては、今年度からの３年の計画なので、期間的問題はないと考えております。事業スケジュールとしまして、今年度で

用地購入を行います。用地購入のめどが立ち次第、年度内に事業者選定の公募を行う予定で、今年度末から遅くとも来年度初めには事業者が決まる計画です。その後、できるだけ早く実施設計に入り、建設工事へと進みます。実施設計から工事の竣工までを１年半程度で計画しておりますので、2022年度中に建物が完成し、2023年度からの園児受入れを想定しております。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　御答弁ありがとうございます。

それでは、項目に沿って、大枠の１から再質問をやってまいります。

各字公民館施設への案内板の設置については、そこに住んでいらっしゃる方は当然分かっているわけですけれども、外部から訪ねてこられる方のために、それをつけようということでの提案であります。

表示の実施に向けてでございますけれども、村当局におかれましては、さきに津波避難場所表示や、その場所への案内表示を事業として実施を行っておりますが、そのときの費用が約170万円、設置の箇所が約200カ所というふうに聞いております。今回のこの提案も、先ほどから申し上げているのですが、外部からいらっしゃる方に、その地域の自治会の公民館、集会所ですね、そういうものへ案内をして導いていくということで、同程度の予算でできるのではないかというふうに思います。その点、いかがでしょうか。

それと、自治会長会のほうで、まとめて御提案があれば、それを検討するのか、この２つについて御答弁をお願いいたします。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは、案内板の設置についてですが、費用については、先ほど議員が示しました避難誘導の案内板のようなということでありますが、その場合には、実際、設置する場合に、公民館以外に設置しなければいけない場所も出てくると思います。国道などから遠い場所とかですね。それに対しての数的な部分もですし、あと案内板の、現在はプラスチックというんですかね、そういう簡易的な部分ですので、その部分についても検討が必要かなとは思います。

また自治会からまとめてそういう要望があればということですが、各地域の公民館などへの来訪者への案内板設置については、自治会から要望は、これまではありませんでしたので、自治会において、そういうことが必要なものだというふうにありましたら検討も必要かなというふうには考えています。

以上です。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　ぜひ、これ複数の方からそういう御提案をいただいて今日の質問に至っておりますので、取組を進めていただきたい。実現に向けては、各自治会長さんより、それぞれの地域や場所にふさわしい場所を選定していただくということが必要になると思います。先ほどの御答弁と併せて、要望の調査を実施していただきたいと思いますが、御見解をお願いします。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは、お答えします。

先ほども、各自治会の要望等については、これまではなかったということで、今後確認していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　そうですね。しっかり提案を受けて進めるよう要望して、大枠の２の質問に移らせていただきます。

サンヒルズタウンの地番表示について、これは同地区が新興住宅と申しますか、つくられて、

まだ間もないというようなこともありまして、先ほど申し上げた新垣、あるいは登又というような表示になっているということでございますが、この表示の変更について、沖縄県内でどこかの市町村等でそれをやられたことがあるかどうかについて把握していらっしゃれば、情報をお願いいたします。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　それでは、お答えします。

区画整理事業であるとか、そういった事業を実施した中では事例はあると思います。開発が済んだところでは、事例は分かりません。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　具体的な市町村名は承知していないということでよろしいんでしょうか。先ほどの答弁で基礎の調査、地元への趣旨の周知とかですね、実施区域、いろんなことで手続等が非常に多岐にわたるということで、最終的に官報への掲載を入れて、それが完了するというようなことでお伺いをしているんですが。こういうものについて、地元のほうから、今回、特にサンヒルズタウンですけれども、そこから要望があれば取組に着手するかについて御見解をお願いします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時２１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２２分）

○議長　新垣博正　再開します。

都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　それではお答えします。

先ほども答弁しましたとおり、通常は、区域の境界が不明確である等の場合に町名、地番変更等に取り組むものと考えます。また多大な費用もかかりますので、慎重な、検討が必要かと考えております。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　費用は、やはりかかることだろうと思っております。これの取組について、地番が不明瞭とかいうふうなことをおっしゃっていますけれども、どこまでが新垣で、どこまでが登又で、どこまでがサンヒルズというようなことは、今図面上でしか確認できないため、これは不明確と言えるのではないかなというふうに思いますが。この問題について、地元の自治会長さんを通してでも、そういう要望があれば、いろいろ前向きな検討をお願いしたいと思います。

これは、そこに住んでいらっしゃる地区の、将来そこに住まわれる方々にとっても非常なメリットがあるのではないかと思っています。自分の島に、生まれた所に誇りを持って、中城村に我がサンヒルズタウンがあるんだというふうなことを愛着を持っていただくためにも、ぜひ実現するよう期待したいと思います。

大枠の３で質問をいたします。この同調査ですね、導入可能性調査ですけれども、今年度中に調査を行って、その結果を基に、次年度以降の事業が進展すると考えてよろしいのでしょうか。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　では、③の再質問ですね。この民間活力の導入可能性調査の業務で、今年度行っている事業の中で基本計画の作成というものがありまして、この基本計画の作成を現在とり行っているところです。

今後、この基本計画が大まかにできたところで、この民間活力が使えないかというもので、その導入可能性を調査していくもので、今年度、その導入可能性が出てきた場合に、来年度、この企業等へのヒアリングを行っていくという事業となります。

以上です。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　ＰＦＩ方式による建設が主に検討されていると思います。その場合に、ＶＦＭとか、あるいはＬＣＣ――ライフサイクルコスト等の検討についての委託契約を、これから次年度、再来年度ですか、やっていかないといけないと。これの諸経費等も含めて、ＰＦＩ方式のほうが優位性があるのかどうかについて御見解をお願いいたします。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　ただいまの質問にお答えします。

今年度行っている事業で、このＰＦＩ事業を活用したほうが、より効果的であるかどうかという、そのＶＦＭの算定等を考慮入れながら進めていきまして、このＰＦＩを活用したほうがメリットが出てくるというような形のほうが出た場合に、来年度、アドバイザリー業務というような形のもので進めていく予定となっております。

以上です。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　中学校も敷地が狭く、プール等の建設もままならないというようなことで、いろんな問題がありますので、ぜひ両小学校の老朽化も勘案しながら、立派な計画が立案されて、次代を担う子供たちの教育に資すことができますよう強く要望していきたいと思います。

大枠の４について質問をさせていただきます。今回の認定こども園の計画について、幼稚園の廃止とこども園の統合の議論は尽くされたのかということでお伺いいたします。

この件は、令和２年１月17日の第１回中城村教育委員会会議で、議案第３号幼稚園などの建設における事業採択についてで、原案のとおり承認されております。経過を見ますと、平成30年３月16日の第２回中城村総合教育会議では、３名の委員の方が懸念を示されております。また、令和元年11月15日の第11回教育委員会等、教育委員会議事録から見えてきた内容からしても、少し消化不良で事業が進んでいるのではないかということで、御見解をお願いいたします。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　ただいまの質問にお答えいたします。

中城幼稚園及び津覇幼稚園の統合につきましては、平成29年の教育委員会のほうで統合と決定しております。平成29年度の教育総合会議のほうで統合を行っていくということが進められておりまして、各教育委員の方が懸念を示していたものが、民間と公との教員の資質についてであったんですけども、この教育、幼児教育のもので、この認定こども園における教諭及び公の教諭、幼稚園教諭の研修が同等の教諭、同等の研修会等を受けて進めていくというもので、この差が、もうほとんどないという研修等を行っていくという説明を行った結果、了承してもらっているところです。

以上です。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　先ほどの議事録を読ませていただいた限りでは、そういう懸念を持っている方がいらっしゃる中で事業が進んでいるという解釈を私自身はいたしましたので、この質問をいたしました。

それと、開園の時期についてですけれども、2023年度というふうに決められたことについて、その時期の決定について御見解をお願いしたいと思います。

○議長　新垣博正　こども課長　金城　勉。

○こども課長　金城　勉　答弁の前に、先ほどの答弁の訂正をお願いいたします。先ほど、「実施設計から工事の竣工まで１年半」と申し上げましたが、「工事の着工から竣工までが１年半」ということで答弁訂正をさせてください。

2023年につきましては、幼稚園が廃止し、民

設民営の認定こども園移行という決定をした後に、事業スケジュールとして、用地購入から始まり工事の竣工までの期間として３年では実施可能と考え、早期実現的なスケジュールとして2023年ということで決定しております。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　スケジュールはつくられているということでしたら、ぜひ議会の議員の方々にもスケジュールの提示をお願いしたいと思います。この2023年度となっていることについて、施設の設計等を含めて、非常に短過ぎるのではないかという懸念を持ったのは、事業者の公募と併せて、応募してきた法人事業者の方の2023年度に向けての準備ができるのかというような懸念を持ちました。その中で、既に村としては事業者の内定をされているのではないかというふうな懸念を持ちましたが、いかがでしょうか。

○議長　新垣博正　こども課長　金城　勉。

○こども課長　金城　勉　お答えいたします。

今年度、認定こども園の用地取得と同時に、基本設計となります概略図設計として、ある程度の園の計画を進めております。年度内に事業所を決定して、来年度４月からは実施設計に、もう入っていただくというスケジュールで考えております。

公募についても、まずは村内の事業所にお声かけをして、応募の状況を見ながら、どこまで広げるか検討していくところで、もちろん、事業所が今決まっているわけでもございません。これから公募をしますけれども、その辺の話は、園長会、学童連絡協議会等でも、今後話していく予定でございますので、周知も含めて期間的な問題はないと考えます。スケジュール的にも、いっぱいいっぱいではないと考えております。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　透明性を持ちながら公募していくという、これでの事業者の決定、行政の公平性の原則から申し上げても非常に重要なことだと思います。疑念を持たれることがないような選定を求めたいと思います。

非常に短期間というふうに感じているのは、個人的な差もあるかと思うんですが、やはり子供たちの教育にかける、そういう新しい施設ですので、それについて、もう少し慎重な審議が教育委員会あたりででもなされるべきではなかったのかなというふうに思います。

村民や保護者は、新聞の報道によって両幼稚園の廃止の情報を得たと思います。そして、まだ知り得ていない方々も大勢いると思います。戦後75年になります。これまでの小学校と併設されていた形態を根本から変えるという施策が今行われようとしております。それにも関わらず、役場から直接何の説明もない状態が続いている。これでは住民サービスに欠けると言わざるを得ないと思います。開園２年半前になりましたが、なぜ住民、村民にオープンに公開できないのかお伺いいたします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時３８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３８分）

○議長　新垣博正　再開します。

教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　では、幼稚園の統合についての説明及び小学校に隣接する幼稚園の廃止及び認定こども園の流れといたしまして、今年度の予算の中で、この認定こども園の建設というような形のものも進み、この予算決定した後の説明会というような形になったんですけども、すぐこの新型コロナウイルスの感染拡大等を防ぐ中で説明会が開催されていないという状況になっているところです。

以上です。

○議長　新垣博正　残り時間40秒ですので、まとめてください。

安里清市議員。

○**１番　安里清市議員**　そうですね、今年度、当初予算だったと思うんですが、用地購入費で６筆分、１億8,600万円計上されているのは承知をしております。いろんな事情があって、村民、住民に情報が行きわたっていないということについては、コロナだからということも理由にはなるのかと思うんですが、そうじゃなくて、積極的な情報開示をしないと、どうも行政だけが一生懸命突っ走って、村民は後からついてこいということでは民主主義ではないのではないかと思います。やっぱり教育保育は村民の理解を得てすべきものだと思います。

村民への説明会ですね、説明会が無理としたら、何らかの形での説明を早急に行っていただき、村民が知りたいことに丁寧に対応していただくよう要望いたします。

以上、終わります。

○**議長　新垣博正**　以上で、安里清市議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時４０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３０分）

○**議長　新垣博正**　午前に引き続き再開します。

続きまして、金城　章議員の一般質問を許します。

○**１２番　金城　章議員**　皆さん、こんにちは。一般質問、今議会だけ、質問時間が10分も短くなりましたので、早めに進めていきたいと思います。いい答弁をぜひ、よろしくお願いします。

通告書を読み上げて質問します。

大枠１の新庁舎建設について。

①新庁舎建設の進捗状況はどうか。

②庁舎内のシステム、機器、機器設置ですね、電子機器とか、いろんな設置状況の進捗はどうなのか。

③庁舎周辺のタウンセンターゾーンの進捗、その取組が進んでいるかどうか。

④来年開庁に向けての庁舎の清掃業務、庁舎敷地内の管理をどう考えているか。また、業者の委託をどのように選択するか。

大枠２の道路行政について。

①東西道路、宜野湾横断道路の進捗はどうか。

②東西道路は現在進行している道路案で、本村の利益を本村は理解し進めていくのか。東西道路は本村の利益につながる道路で、変更への可能性はあるかどうか。毎回のこと言っていますが、本村の土地利用が有益なことにつながるように、ぜひ、本村も一度訴えてほしいですね。６月議会の答弁に対して、ほとんどトンネルということで受け取りましたので、また、この質問を入れてありますので、よろしくお願いします。

④久場前浜線の開通はどうなったか。今後の取組の計画はどうか。これも市街化調整区域ですけど、この道路を開通したら、区域に変更があると思いますけど、これだけ３億余りもお金をかけて、進捗がどうしても見られないということですね。答弁をお願いします。

⑤県道29号線の拡張計画の要請の考えはあるか。

⑥村道若南線の工事の進捗はどうか。これ最後の工事だと思いますけど、いつ頃終わるかどうかです。

⑦奥間南上原線の工事、拡張工事の計画と予算確保、進捗はどうか。これも６月議会に質問しましたが、６月議会では予算の話は全然進捗もないという、財源とか考えがないと言うことでした。予算内定が今年来たはずなんですけど、そのことも、ぜひ、お願いします。

大枠３、海岸施設についてです。

①北浜地区の海岸整備の進捗。これは実際には県の工事でありますけど、用地交渉とかは、本村の産業課かな、村で進めていると思いますけど、地主に説明を行ったかどうか。それの進

捗分はどうなのか。

②久場電力前の導流堤ですね。これの改修整備計画の考えあるかどうか。また県との協議は行ったかどうかです。その導流堤のいろんな話があったと思いますけど、ぜひ、この回答をよろしくお願いします。

大枠４、下水道工事についてであります。

①南上地区の下水道整備の進捗状況。これが南上原の事業計画が大分遅れているような気がします。下水道計画は、私が議員になって、ずっと取り組んでいましたけど、久しぶりに質問します。しかし、当初の計画より、ずっと遅れていますね。保留地の買入れした人からも、下水道が来るまで、建築を待っている方がいます。その方から、いつになるかという催促もありました。ぜひ、計画をよろしくお願いします。

それと、県より予算配分と本村の予算配分ですね。どのぐらいまで下水道は予算をつけきれるかどうかです。本村の４割負担だと思いますけど、南上原の区画整備終わったんですけど、インフラ整備、下水道がさっさと終わらないと、南上原の都市化ということが全然身にならないと思います。どうなのか、よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは、金城　章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては、総務課と都市建設課、大枠２番は都市建設課、大枠３番につきましては、産業振興課と都市建設課、大枠４番につきましては、上下水道課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、御質問の新庁舎の周辺、タウンセンターゾーンという表現を使われておりますけども、これはもう議員も御承知のとおり新庁舎を中心に村づくり、まちづくりにいくというのは、もう既定路線でございます。そのためにいろいろ保育や教育施設等も予定をされているところでございますので、これも、中城の将来、未来、非常に庁舎を中心に発展をしていくものだと思っておりますので、この議員のおっしゃるタウンセンターの位置づけとしても、今着々と進んでいっているということになろうかと思います。

詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。

以上でございます。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　新庁舎建設についてお答えいたします。

外構工事の進捗状況は、大雨や台風等により若干遅れておりますが、駐車場等のアスファルト工事、車止め、白線引き、フェンスの設置を９月18日頃までに終える予定でございます。また、付帯工事の一つである当間前原線の改良工事につきましては、９月14日頃から開始し、９月30日までに完了する予定でございます。

次に、システムの設置についてお答えいたします。

新庁舎における情報システムにつきましては、既に契約を締結し、今月中旬頃から庁内ネットワーク用ランケーブルの敷設を予定しております。ネットワーク機器が納品され次第、設置、設定を行い、12月上旬までには疎通テストを実施する予定でございます。

また、防災関連のシステムについても、契約を締結し、基礎や支持柱などの取付けは完了しておりますが、現庁舎で使用している機器等の移設が主であることから、移転までの間、既存システムを使用しながらの作業となります。12月中に本格的な移設を行います。

次に、④の庁舎清掃業務等についてお答えいたします。

庁舎の清掃業務につきましては、トイレや多目的ホール、会議室、待合ホールなど、共用スペース部分を委託したいと考えており、執務室

については職員が行うこととしております。現在、委託業務発注に向けての仕様書を作成しているところであり、整い次第、入札等を実施したいと考えております。

また、庁舎内の環境を衛生的に保つため、空気や水質の検査、ネズミ等の防除等を行うため、通常特定建築物へ義務づけられた衛生管理等についても委託したいと考えております。今後発注に向けて準備を行いたいと考えております。

庁舎敷地内の管理については、経費削減のため、職員が定期的に行うことを検討しております。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　それでは、御質問の大枠１の③についてお答えいたします。

村長の答弁にもありましたように、第４次総合計画では、公共施設の集約化を検討してきました。役場新庁舎は吉の浦会館や吉の浦公園に近い場所に建設しております。公共施設が集約的に配置されることで、これらの施設を中心としたタウンセンターとしての拠点形成が進んでいると考えられます。

続きまして、大枠２の①についてです。

現在予備設計に着手していると県のほうから報告を受けております。

②の東西道路の現在進行している道路案で、本村は理解し進めていくかについてです。

昨年度、宜野湾横断道路東側ルート検討委員会が３回開催され、ルート案はある程度決定しており、本ルート案を基に県は事業を進めていくと報告を受けております。

③については、中城村の上地区と下地区を結ぶ横断道路として、交通の利便性や緊急時避難路としての本村の利益につながると思います。現ルート案を基に今後の予備設計や詳細設計の中で、細かいルートや付け替え道路の調整を行っていくことになります。

④についてです。村道久場前浜原線が１筆の用地がいまだ契約に至っておらず、その土地に関する約30メートルの工事が完了していないため、未開通となっております。今後も地権者の同意が得られるような交渉をしていきたいと考えております。

⑤についてです。毎年、中部土木事務所へ要望をしております。

⑥の若南線の進捗についてです。事業としては、今年度完了予定であります。

⑦の奥間南原線の工事計画についてです。奥間南上原線は、当初２年の工事計画で予定しておりましたが、２年間での事業完了は厳しいと判断され、現在予算が計上されていない状況です。今後、企画課と調整を行い、今年度から事業を進めていきたいと考えております。

続きまして、大枠３の②についてです。

電力前の導流堤については、管理責任の所在や今後の整備について、県と協議中であります。導流堤の整備計画については、県との協議の中で、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長　新垣博正　産業振興課長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　それでは、金城　章議員の大枠３の①についてお答えいたします。

平成29年度まで、中部農林土木事務所により、北浜地区海岸保全施設整備事業の説明会を北浜公民館で行っています。現段階では、地権者の同意が得られず、事業を中断している状況です。村としましては、今後も引き続き県とタイアップし、事業完了に向けての同意作業を継続していきたいと考えています。

以上です。

○議長　新垣博正　上下水道課長　知名　勉。

○上下水道課長　知名　勉　大枠４の下水道工事についてお答えします。

①についてです。下水道整備につきましては、人口が集中している南上原地区を優先して整備

を進めており、現在の進捗率は約70％となっております。

次に、②と③は関連しますので、一括して答弁いたします。

県補助金については、平成28年度までは、約１億2,000万円程度で推移していましたが、平成29年度が約8,500万円、平成30年度と令和元年度が約5,400万円に減少し、さらに今年度は、約4,800万円と減少傾向が続いています。その影響により事業の進捗に遅れが生じている状況でございます。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　それでは、ちょっと再質問させていただきます。

新庁舎の実際の中身の完成とか、総務課長、それは実際12月上旬には完成するという答弁ですけど、12月の初旬には完成するかどうか。もう一度。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１３時４６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時４７分）

○議長　新垣博正　再開します。

総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

庁舎内部の建築工事については全て終了しており、案内板等も設置をしております。先ほどの質問の答弁とも重複しますけれども、内部における電算システム、あるいは防災関連のシステムであるとか、そういうシステムに関しましては、移転時期である12月頃までには完了する予定となっており、１月４日からの新しい庁舎での業務がスムーズに行えるよう進めております。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　課長と村長に伺います。この庁舎も古いですので、議事堂もですね、12月議会の早めの開催を新庁舎でできないものなのかどうか、検討できるかどうか。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１３時４８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時４８分）

○議長　新垣博正　再開します。

総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

やはり、12月いっぱいまで引っ越し作業等がかかるものだと考えております。さらには、１月４日の業務開始に向けて、場合によっては、１月３日まで、その作業を行っている可能性もあると考えております。

今議会で役場の位置を定める条例も１月１日から施行するというふうなことにしておりますので、12月議会までは、この議場で行われるものと考えております。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　議事堂だけ完成して、ぜひ、12月議会は新庁舎でやりたいなという希望があって、ぜひ、早めに完成したら、できることを願っております。

先ほどの答弁で、庁舎敷地内の管理を職員でやるとの答弁ありました。これ本当にできるかどうか。現庁舎内敷地の花園ですら、草ぼうぼうして、手入れもできない、この古い庁舎で。新庁舎で広い敷地を職員で本当にできますか。公共駐車場のちっさい芝生の周辺の位置でも、全然清掃もできてない状態ですよ。これで本当にできるかどうか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

庁舎の前に公共駐車場のお話がありました。公共駐車場において、草が今伸びていまして、見苦しい状態になっていることをおわびしたいと思います。新庁舎におきましては、職員ができるように頑張っていきたいと考えております。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　総務課長、今、清掃業務を委託とか雇って、個人的に雇ってでもいい、清掃業務を職員以外にさせると。しかし、この庁舎敷地内の芝生も植えて、これ、本当に管理できますか。どこの部署がやるか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　役場庁舎敷地につきましては、役場職員全体で行います。必ずや、きれいな状況を保っていきたいというふうに考えております。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　課長はそういう答弁しているんですけど、この現庁舎見ていたら、できないのではと思うんですよ。課長。中城村のシルバー人材ってありますよ。そこで年間の委託すれば、相当安い金額で、いつもきれいにできると、きれいな庁舎の、現庁舎みたいに草ぼうぼうして、何か月に一遍刈るかどうかわからん、庁舎なのに、それ、はっきりできるって、よく言えますね。村長、この件、シルバー人材に委託する考えないですか、どうですか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　中城村役場筆頭課長の與儀忍課長があれだけ言っておりますんで、私はそれを信じたいと思うと同時に、ただ、正直なところ、やってみて、それで、どうしようもないというんであれば、私も考えますし、やらないうちから、できないだろうと言われたら、それは、やっぱり、どうかと思いますので、まずはやってみて、そこから判断していきたいなと思っております。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　それでは、頑張ってくださいね。できない場合は、また、くぎ差しますよ。しかし、職員は職員の持ち分で、やることいっぱいあると思います。課長。それを専念して、この掃除とか、これはきれいにできるところでね、せっかく中城村の団体でシルバー人材というのが今活動しているし、そこに少しの委託ぐらい、何か村からの委託というのは、バスの運転手とか、小さいことだけしかやっていない現状ですので、公園の草刈り、先ほどの委託も、ぜひ、させたほうがいいんじゃないかなと思いますよ。それでこそ、オンリーオンリーで、全部いろんな団体がいいものになるんであって、職員は職員で、担当課がまた割当てして、清掃作業ということなら、そういう問題、職員は自分の業務にね、一所懸命やってほしいと考えています。ぜひ、考えてください。また質問しますので、12月も。

次、東西道路についてです。これ６月議会で、私は、村長と副村長の答弁からはトンネルだという感覚を受けています。このトンネルは、僕が最初東西道路取り組んだときに総合事務局から図面、仮図面ですか、書いてあった図面がトンネルだったんですよね。あれを変更したくて、先ほどの都市建設課長の説明では、国道329号線から上の地区とつながると、それは利便性があります。しかし、この土地が、斜面地の土地が利用できない。どうにか、利用できる方法で、Ｓ字カーブでもいいし、げたをかけて、いろんな利用度が考えられないものなのか、トンネルは安く済むとかいう問題なのか、どうなのか分かりませんけど、これは検討委員会で、もっと土地利用ということですね、そこから延びるまた路線とか、それは村の斜面地利用ができる道路を配置してくれるのかどうか、そこも、また要請はしたほうがいいと思います。ぜひ、その点は、もう一度、このトンネルで、本当に村利用度があるかどうか、副村長でも、村長でもいいですから。答弁できますか。

○議長　新垣博正　副村長　比嘉忠典。

○副村長　比嘉忠典　お答えいたします。

議員がおっしゃっているのは、総合事務局からもらった資料。我々は県の協議会の中で検討している状況です。当初の平成30年度の８月に

第１回の検討委員会が開かれております。そのときに検討委員会の要綱の決定、それと、この東西道路の東側ルート３案を示されています。そのときにですね。

第２回の検討委員会で、同じ年度の２月頃第２回ありました。そのときに南側ルートの決定をされております。南側ルートは、そのときの検討案では、斜面を利用した、斜面を利用するというのは、片側は当然要するに掘削、片側を削っていくことなります。あと、道路との関連でトンネルのあるところが一部ございます。それと山との関連で一部トンネルという、検討委員会では、その部分しか、今、報告、協議をしてございません。

あと、今、都市建設課長から答弁がございましたけれども、その後、調査設計、今年度、予備設計があるという状況になっているということです。

以上です。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　毎回の同じことしか言いませんけど、利用度のある道路を要請してください。

続いて、久場前浜線のことですね。これ、こんなにお金を使って、いつ開通できるのか。それと、この１筆の地主さんと交渉したかどうか。村長、副村長。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１３時５９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時００分）

○議長　新垣博正　再開します。

都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　それでは、お答えします。

前課長のときに交渉されていますが、金額面で折り合いがついていなかったということで、今年度はまだ交渉は行っておりません。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　今交渉ないと言っていますけど、村長、それでいいと思いますか。村長。

○議長　新垣博正　副村長　比嘉忠典。

○副村長　比嘉忠典　お答えしますが、これも交渉は、四、五年ぐらい交渉を続けてきているわけですけれど、なかなかこの交渉の折り合いがつかないという状況があるわけです。その中で、これでいいのかと言われたときに、そのままで終わらすということではございません。これは時期があると思います。お互いにいろいろあるから、交渉がうまくいかない。これがいつ解決できるかっていうのが今のところ私も思いつかないといいますか、今後またどういった考え方を持っているのか見解を見ながら交渉する以外にないだろうなっていうふうに考えております。地域の発展といろいろ阻害ということもございますけれども、できるだけ早めに交渉の席につければというふうに考えております。

以上です。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　もう一度だけ。村長、副村長。これ担当課で今までやってきたと。村長、副村長、交渉一緒にでも行ったことがあるかどうか。

○議長　新垣博正　副村長　比嘉忠典。

○副村長　比嘉忠典　お答えします。

行ったことはございません。これは理由といたしまして、技術的なものです。交渉の内容がですね。そういうことで担当課のほうで交渉を進めているという状況です。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　あのですね、ちょっと耳に挟んだことで言いますけど、これ、担当ではなく上司と話がしたいと耳にしております。何で、もっと上がいるだろうという話もよく聞いています。けど、技術者と一緒に誰か村長で

も副村長でもついていって早めに解決しないと、こんな３億幾らかもかけて開通しないということは、ずっと放っておくのかな。早めに解決しないとどうにも。ここの地域変更もできませんよね。これはぜひ早めに取り組むべきだと思いますけど。どうですか、もう一度。

○議長　新垣博正　副村長　比嘉忠典。

○副村長　比嘉忠典　お答えいたします。

早めに取り組めるように努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　ぜひこれだけの予算かけている道路ですので、早めの開通を一緒に取り組んでいってほしいと思います。担当課ではらちあかんから、村長、副村長でもう話し合いに行ったほうがいいと思いますけど。ぜひ、検討してください。

それで、⑦に移ります。６月議会に質問しましたけど、早めにやるべきと村長から答弁もらいましたけど。これが今年の１月に内定がきたような話が私に資料が入ってきて、それで今回も出してもらいました。たまたま今回伊佐則勝議員とか桃原　清議員もこの件について、ちょうど質問ありますけど。これ、どうして今年から始まらなかったのか。また、これから取り組むのか。６月議会では都市建設課長は今年度新しい予算でやるっていう答弁だったんですけど。僕ら議員の質問にはこういうことしか答えないのかなと思ってですね。どうですか、村長。

○議長　新垣博正　副村長　比嘉忠典。

○副村長　比嘉忠典　お答えいたします。

担当課長から先ほど。当初、２か年間で設計から工事まで終わらさないといけないという県からの内示というのがそういう状況でございました。我々としたら、２か年で工事まで終わらせることは不可能に近いんじゃないかという協議の中で断念という結論を下したんですけれども。沖縄県の振興対策というのが、この２か年で終わるわけではないだろうという考えのもとに、この令和４年からの事業執行に持っていったほうがいいんじゃないかという結論で今回見送ったっていうことです。

以上です。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　私のもらってきたこの沖縄振興公共投資交付金ですね。何でこれが中城についたかという、村長、これ見ていますよね。どういう配分でつけられていますか。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１４時０８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時０８分）

○議長　新垣博正　再開します。

都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　それでは、お答えします。

この事業費としては、沖縄振興公共投資交付金から優先配分ということで、配分されていますが、優先配分といいますのが事業の最初の年度と事業の最終年度の市町村に対して優先的に配分するということになっております。補助率としては、一律同じ80％であります。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　まだ優先配分、私のもらってきた資料も則勝議員のこの質問書も同じなんですけど、優先配分って書かれているんです。そういう配分があるのに、今副村長は２年間でできないっていうことを。先ほどの村長の答弁、ありましたよね。取り組まないと分からないっていう話でしたよね、何でも取り組んでみて、一生懸命やるということを先ほどの議員の質問にもそういう答弁で答えていました。そういうのを取り組むべきじゃないかと。せっかく予算付いたのをどうしてまた、すぐ年度から取り組まんのかどうか。これ分からないです

ね。どうですか、村長、その件について。

○議長　新垣博正　副村長　比嘉忠典。

○副村長　比嘉忠典　お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたが、２か年の事業、これは最終年度が令和３年までになります。この２か年で事業が無理だというふうな内部での検討の結果、事業を断念したということですので。それで、今回事業執行をしなかったということです。

以上です。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　ぜひこの続きはまた伊佐則勝議員がやってくれると思いますので、時間がないので進めましょうね。せっかくついた予算は前に進めるべきだと僕は思って、今これ質問に出しました。もっと真剣に考えて欲しい。

次の大枠３にいきます。北浜地区の海岸。これ進捗、１筆だけ残っていると以前村長が率先的に進めるように産業振興課に変わる前の課で進めていたと思いますけど、まだ１筆の地主さんだけだと思います。何で私がこの北浜の海岸整備を出したかというと、これは護岸も整備をしていて、乗り入れも難しくなって、また、今回みたいな台風の後に北浜の公民館の前に打ち上げもするんですよ。護岸の改修をどうしてもやらないといけないなと思っているんですけど。それで、この質問出しているんですけど。どうにか、これ、解決するのかどうか。もう一度だけ。

○議長　新垣博正　産業振興課長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　引き続き、また県と一緒になって用地交渉をまたやっていきたいと思います。

以上です。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　この予算はいつまでしたかね、課長。

○議長　新垣博正　産業振興課長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　お答えします。

令和３年度までの事業になります。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　分かりました。

次、導流堤のことで、これ別からもらってきた資料になるんですけど、導流堤の図面です。導流堤も本村で生かしていくにはこういう公園もできるし、また、違うものもできる。そこはぜひ検討して、電力と検討していただきたいと思います。

それと、下水道ですね、企画課長。下水道もぜひ予算配分ですね。県ともっと相談して南上原地区だけはぜひ早めに終わらせるように、ぜひ進めていただきたいと思います。

それと、１つだけ。村長か副村長か企画課長でもいいけど。この南上原の下水道工事、早めに終わらすために予算は配分できるかどうか。保留地を買った方も下水道を通るまでちょっと待ってみようと。アパートとかビルつくる方はそういう方が何名かいらっしゃるんですよ。どうなのか一言。予算つけれるかどうか。

○議長　新垣博正　上下水道課長　知名　勉。

○上下水道課長　知名　勉　お答えします。

担当課としては、毎年２億円程度の事業費を要求しているんですが、県全体の予算が減少しており、事業進捗が遅れているということでございます。県自体の建設費も平成28年度から徐々に減少している状況でございます。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは、金城　章議員の御質問にお答えしたいと思います。

やはり財政側としては村全体の事業も考えながら予算というのを配分していかないといけないというふうに考えています。ですので、補助事業、配分の範囲内であれば可能と思いますが、村単独の事業としての予算配分についてはやは

り厳しいというふうに考えています。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　この下水道も財政でもう県が予算つける分も、３億つけたら３億の裏負担分をつけきれるかどうか。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　県の配分がどの程度っていうのは想定はなかなかできませんが、そういうことで３億の配分があるということであれば、起債等もできますので、事業実施はできるものと考えています。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　それではまとめたいと思います。

　これまで控え控えめにいろんな事業やっている。村全体やる事業は分かります。しかし、優先的にやるのは、財政も南上原で潤ってきたし、そこはぜひ早めに取り組まないといけない。先ほど話したように、大型の建物を作ろうとしている、待っている。そういうことを勘案してぜひ負担すべきは負担しないといけない。それと、この北浜の護岸もそうですけど、この久場前浜線も導流堤、そういう件も本当に真剣になって取り組んでいかないと。これから予算がない、また、人材と担当課に任せっきり、これどうなのかと思うんですよね。解決すべきは北浜もあと１年しかないんですよ。そこは誰が率先して何回も通ってやるかどうか。村長、村長で解決する気持ちないですか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

　全庁でもちろん取り組んでやりますし、適宜適宜私がやればできるという確信がもてれば当然交渉に渡りますし。ただ、久場に関してはもう御承知のとおりですよ。金額交渉には応じないですよ、私も。だから、これは議会でもずっと言ってきていますけれども。そういうことに応じるくらいでしたら、私はそこには登場しないということになります。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　先ほどの安里議員と麻乃議員には、気持ちで前向きに進めようと、村長、そういう話していらっしゃいました。ぜひ、トップとして、この久場前浜線だけは開通させないとどうしようもならないですよ、村長。どうして解決するのかどうか。お願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

　この議会でもずっと言ってきましたけど、もう法的な措置を取る準備しておりますし、これは時間かかります。当然。時間かかってでも、遠回りしてでも、そのほうがいいと思います。そこで、例えば金銭交渉に応じてしまったら、全ての地主さんに対して僕は申しわけない気持ちになりますよ。ここは絶対に譲れないところですから、それであれば時間がかかってでも久場の発展のためにはそういう選択肢があってもいいと思いますので。それは前から言っていますよ。この議場でも。

○議長　新垣博正　あと25秒ですので、まとめてください。

　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　村長、話はずっと聞いています。僕は進まないからこそそう言っているんですよ。ぜひ早めに開通して、この投資した金額は結構な金額ですので、そこでまた地域が変わりますので、よろしくお願いします。

　これで終わります。

○議長　新垣博正　以上で、金城　章議員の一般質問を終わります。

　休憩します。

　　休　憩（１４時２１分）

　　～～～～～～～～～～～～～～～～～～

　　再　開（１４時３０分）

○議長　新垣博正　再開します。

　続きまして、屋良照枝議員の一般質問を許し

ます。

○４番　屋良照枝議員　こんにちは。議席番号４番、屋良照枝です。議長のお許しが出ましたので、これより一般質問を行います。

大枠１番、護佐丸バスの運行拡大について。①現在のルートの見直しがないか。②バス停の見直しはできるか。

大枠２番、電力小売り全面自由化について。電力小売り自由化は電力の安定供給を確保する、電気料金を最大限抑制する、電気利用者の選択肢を増やし、企業の事業機会を拡大することなどを目的に、平成29年４月以降全面自由化され、全ての消費者が電力会社やメニューを自由に選択できるようになっております。①経済産業省の電力自由化の目的に照らした本村展開への当局の認識を伺う。②電気料金の庁舎や教育関連施設での決算における年間額は幾らか。また、直近の３年間の推移はどうか。伺います。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは、屋良照枝議員の御質問にお答えいたします。

まず、大枠１番につきましては、企画課のほうでお答えをいたします。大枠２番につきましては、総務課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねの電力の全面自由化についてでございますけど、自由化ということで価格競争がやれるということでございます。個人の間であれば、大変結構なことかもしれませんし、また、それぞれの選択でいいと思うんですが、我々自治体、地方公共団体といいますか、自治体としましては、やはり損益にどう反映されていくのか、中城で考えますとね。だから、何が言いたいかと言いますと、ただ単に金額だけのことではなくて、当然沖縄電力さんにも企業努力はしてもらいますけれども、雇用の面だとか、あるいは地域貢献度、そして人材育成、いろんなことを相対的に考えた上で、どこが損益にかなっているのかというのを判断してやっていきたいと思っておりますので。ただ単に価格が安いからどうから、高いからどうとかっていうことではなくて、企業努力も促しながらしっかりとした村政運営にやっていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは、屋良照枝議員のまず大枠１についてお答えします。

ルートの変更やバス停の見直しについては可能ではあります。しかし、現在利用者数は年々増加傾向にあり、少しずつではありますが、実証調査や実証運行などにより設定された現在の護佐丸バスの運行が定着しつつあります。住民の要望として短時間で移動できるようにできないかやルートの変更、バス停の増設、最終便の延長などあります。継続して運行するための財源や費用対効果、ルート変更やバス停の増設による運行時間の変更による影響、時間が長くなるなど、多くの影響が考えられますので、現在のルート等の見直しは検討しておりません。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　電力小売り全面自由化についてお答えします。

基本的には村長が答弁したとおりでございます。御質問の中にもありますように、2016年４月から一般家庭向けなどの電力小売り全面自由化がスタートしております。村内への展開につきましては、幾つかの事業所が村内の各家庭や事業所等に対し、電力契約先の切り替えについての営業活動が展開されているものと考えております。これまで特定の事業者が独占した電力事業を広く開放し、事業者間の競争を促し、電力料金の抑制につながるもので、本村としましても期待しているところでございます。

村役場におきましては、これまで幾つかの事業所からもお話がございました。しかし、本庁舎においては現在の料金からの大幅の抑制が見

込めないことなどから、総合的に判断し、契約先の変更は行っておりません。

次に、庁舎及び教育関連施設の電気料金について総務課で一括してお答えいたします。

庁舎においては、令和元年度が年間758万円、平成30年度が780万円、平成29年度、795万円でございます。学校教育施設においては、令和元年度が年間3,588万円、平成30年度3,703万円、平成29年度3,463万円でございます。

また、社会教育関連施設においては、令和元年度が年間1,265万円、平成30年度1,316万円、平成29年度1,306万円でございます。推移としましては、ほぼ横ばいであると考えております。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１４時３７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時３９分）

○議長　新垣博正　再開します。屋良照枝議員。

○４番　屋良照枝議員　それでは、大枠１番から再質問します。

まず、ルートの見直しのところで、可能であるという前向きな検討をいただきましたので、それに伴って今バス停の見直しの件で少し訴えていきます。

①、②まとめてルートの見直しとバス停の見直しはできるかということで、再質問いたします。

現在設置されているバス停、ルートで利用している方、または運転手ですね。そういった運行する側とか利用する方のアンケートとか声を聞きとるそういう聞き取って把握しているでしょうか。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは、お答えします。

質問のアンケートということですが、利用者、運転手等へのアンケートは現在行ってはおりません。

以上です。

○議長　新垣博正　屋良照枝議員。

○４番　屋良照枝議員　すみません、ちょっと意図がはっきりしなかったようなので、もう一度繰り返します。と申しますのは、先ほど比嘉麻乃さんの議員の答弁で2015年に１万7,700名余り、2019年で４万1,500という、２万4,000それだけの利用者が増えているという現状を踏まえて、そして今実際に運用しているバスの運転手、県道も通りますけど、中道の道も通ります。そういった運転手さんの方とか、それから実際に下地区のほうで、特に下地区のほうでですけど、バス停を待っていらっしゃる方がひやりとしたり、バスが通りにくいというか、そういった細かい聞き取りというかそういったことをしていますかということです。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは、先ほどの質問の捉え方がちょっと違ったという部分はありますが、アンケートについてはやはり行ってはいないんですが、議員おっしゃるように下地区、北浜、南浜の部分については道路が狭いということで、運転手のほうからやはり車両の通行がしにくいとか、一部車両が止まっていたりというようなことも声としては聞いております。

以上です。

○議長　新垣博正　屋良照枝議員。

○４番　屋良照枝議員　それでは、それも踏まえて、現在浜にバス停がありませんが、その理由をお聞かせください。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは、お答えします。

浜のバス停の設置ができていない理由については、実証運行、実証調査のときに利用者が少なかったということでの報告、実際実施しての報告により設定ができていないというふうに認識しております。

○議長　新垣博正　屋良照枝議員。

○４番　屋良照枝議員　再確認ですけど、浜にバス停がないのは利用者が少なかったからという考えでよろしいんですね。では、それに対して、浜の住民に対して、バスがないことで不便ですかとかそういった問い合わせはしていらっしゃいますか。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それではお答えします。

利用する地域の住民からの意見。声というふうなことですが、実際私のいるここ２か年、１年半ですかそういうことは実施はしてはいませんが、行政懇談会なども実施していましたので、もしそういうことであれば話が出ていれば少し聞けたかなというふうには考えています。

以上です。

○議長　新垣博正　屋良照枝議員。

○４番　屋良照枝議員　分かりました。

それでは、あと１つ。浜はバス停通っていませんけど、ほかに通っていないルートの支部で通っていないバス停というか、場所はありますか。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　お答えします。

浜以外の各自治会等についてはバス停が設置されています。

以上です。

○議長　新垣博正　屋良照枝議員。

○４番　屋良照枝議員　おっしゃるとおり、護佐丸バスの時刻表、それからルート見させてもらいました。支部の近くまで通っているとか、本当に全面に何も素通りしているところは浜だけです。浜だけバス停が近くにありません。中城で、皆さんも御存じと思いますけど、浜は交通難民というか、バス停からも遠く、昔から近くのタクシーを使って、病院、スーパー、農協と生活の足を確保してきました。この護佐丸バスの試運転のときにあまり利用されていなかったというその事実は私も最初のときにお伺いしました。なぜ浜は通らないんですかって言ったときに、利用者がいないんですよっていう返事を聞かされました。その後、住民のほうから細かく聞き取ってまいりました。それから、地域懇談のときにも声がなかったとおっしゃいますけど、この不便を感じているのは年寄りなんですよね。本当に。車の運転をしていなくて、歩いて、タクシーで、それしか利用の手段がないというそういう方々が声を挙げていらっしゃる。そして、地域懇談会の集まりも夜でそのほうにも参加をされていない。それから、利用したいのは年配と特に子供たち。地域懇談会の中にそういう対象者となる人たちの参加がなかったことは認めます。そして、その声を挙げきれなかった自分も少し不甲斐なさを感じております。そして、今、みんなに、一人一人に聞き取りをしながら、本当に困っているんだよということを耳にしておりますので、実際のそれだけをお伝えして、困っているということだけを知ってもらうためにも今回この質問をいたしました。

まず、病院はどうしても利用します。それで、近くにタクシー会社があった。そのタクシーの運転手さんが、浜はもうバスを利用する人は少ないから、タクシーのその中城の地元の方が気を利かせて１回利用したら次利用するのは来週は農協に、２週間後はまた病院にということで、先手、先手で予約をするんですね。そして、その足を確保してくださって、浜のことをやってくださっているという本当に昔ながらの利用があるんです。でも、御存じのとおり、タクシーの会社も変わりました。地元の方もほぼいません。気にかけていたそのタクシーの運転手さんなんかも年齢とともに退職をなさっていなくなり、浜の地域の方も高齢によって運転免許を返上する。そういった本当に少しずつ少しずつ足がなくなっていって、今現在病院に通うのにハートライフに片道910円、往復で1,820円かか

ります。タクシー賃が大変高くて、それも月１回ではなくて、２週間に１回病院に行くんですね。そういうふうにやっています。

それから、特に農協まで年金の受け取りとかそういう感じで、そして地域性でしょうけど、海人で大体のお年寄りの男性の方は自転車です。そういったことで、本当に農協と下のほうだけの往来で何とか足を確保している。目の前で護佐丸のバスが通るたびに何で浜には通らないかねということを言われるたびに本当に心痛いです。そのたびに、通っているときに乗らなかったからだよっていうことは私も説明はしますけど、でも、そのときには皆さんバスが通っていないところはこのコミュニティバスの護佐丸バスは通るんだというふうに安易に考えていらっしゃるんですよね。浜はバスが通っていないところだから、当たり前にコミュニティバスが通れば下地区から通る。吉の浦から出発するんだから、自分たちのところを通ってから上地区に行く。そういう本当に安易な考えを持っていたと思いますけど。

今こんなふうにして、年金で暮らしていらっしゃるお年寄りも方がその交通費にすごく切迫している、そしてそういう現状であるということ。そして今、ルートの見直しとか、そういうバス停の件が可能であるという言葉を聞いて、ぜひ必要でしたら浜のみんなから署名でもやります。バスが通ったら乗りますよっていうそういうものも書いてもいいですので、ぜひルートの見直しと浜にバス停を設置してもらえますように、考えていただきたいと思います。

ほかの方、ほかの支部のほうでも今現在置かれているバス停が皆さんが考えているここが１番だという考えはないと思うんですよ。やっぱりもうちょっと下がいいとか、上がいいとか、多少の移動というか、そういうことも検討において、考える余地はありますでしょうか。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは、お答えします。

やはり公共交通ということでスタートして、交通弱者、高齢者や子供たちへの足としてどうしたらいいかということで進んできた事業だと思いますので、議員おっしゃる訴える部分については十分理解ができます。ただし、先ほど言った、現在実証実験なども含めて定着しつつあるものも、また１つありますので、その辺も含めながらどういったものがいいかというのは内部のほうで調整して、必ずしも護佐丸バスだけではないのかなという部分も、この病院等への通院などについては考えますので、今すぐ実施できるというふうに返事はしないんですが、調整していきたいと考えます。

以上です。

○議長　新垣博正　屋良照枝議員。

○４番　屋良照枝議員　前向きな答弁をいただいて、心強く思います。ぜひ検討してバス停を、バスを通していただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、大枠２番に移ります。

先ほど、村長のほうからも、それから担当の総務課のほうからもありました。電力に対してその地域にもたらされている貢献度ですね、そういったのも加味していますけど。今、ラジオや新聞などでも電力の自由化ということで、新聞にもそれからラジオにも流されています。そうすると、消費者としては選べるんだということでＰＲに惑わされていますけど、まず、考えるのは１点だけです。今、コロナ禍で生活が一変して、夏の暑い中、クーラーをかけながら換気のために窓を開ける。電気料金を気にしながら、クーラーをかけながら生活をしているというそういう状況です。熱中症とかコロナウイルスと闘いながら生活しています。光熱費がかさむというそういう電気料金を考える中で、もし、安くなるんであればということで考えてしまう

んですが。

まず、今回私がこれを取り上げたのは、西原町で今年から切り替えてまだ半年余りですけど、西原町は電力切り替えて削減を見とおしたという事実がございまして、それを耳にして中城もそういう考えがあるのかというその１点をお聞きしたくて質問に上げました。ちなみに、西原はまだ今度からやったばかりで、半年余りですけど、８月までの電気料金で130余りの軽減をしたということで返事をもらえました。１年更新で４社見積もりをして、実践しているということを聞きました。中城のほうで、まず見積もりだけでもどれくらいの軽減があるとか、そういった電力ありますので、特に学校の関係は子供たちも踏まえて本当にクーラーをかけながら窓を開けながら、夏休みも短くなって、ずっとクーラーを使用しているということで、今年の電気料金すごく上がるだろうなと予測されます。とりあえず見積もりをしながら削減効果についてお考えはないでしょうか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

そのようなお話、提案はほかの企業からもお話はございます。村としてもどのくらい削減になるか検討はしてみましたが、それ以降その事業者からは役場のほうもどうですかっていう話も全くございませんので、我々としてもそういう状態であれば削減幅というのはそんなに大したことないんだろうなと考えております。村の資料については事業者間にも提供していますし、それに基づいての試算結果というのが、はっきりしたものが届いていないということで今の状況にいたっているというふうなことは御理解いただきたいと思います。

村長からも答弁ありましたように、村としましては、今までの沖縄電力さんとの付き合いであるとか、いろんな意味で貢献されている部分がありますので、当面は今のような契約を続けさせていただきますけれども、未来永劫にずっとそういう状況であるというふうなことまではこの場では答弁はできませんけれども、いずれにしましても経費が削減されるというふうなことは非常にいいことだろうと考えていますので、今後の検討課題であるというふうに思います。

○議長　新垣博正　屋良照枝議員。

○４番　屋良照枝議員　電力に関してはいろいろと１つではありませんので、１点だけ、タイムスの７月７日の記事をちょっと紹介して終わりたいと思います。

こちらのほうに、沖縄県が指名している電力の今後の見通しということで示されております。その中で、吉の浦火力発電所がＬＮＧという最新のものであるということで、ほかの金武の石炭、そういう灯油、そういう電力よりも吉の浦の火力発電所はＬＮＧで高効率の発電ということで加味されています。行く行くはこういったものに移るだろうということで、そのパーセンテージとかそういったのも示されておりますので、そういったのも検討しながら電力との、それから地域の貢献というものを踏まえながら、中城村も考えていけたらいいなと思います。

以上です。以上、質問を終わります。

○議長　新垣博正　以上で屋良照枝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１５時００分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時１０分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、伊佐則勝議員の一般質問を許します。

○１４番　伊佐則勝議員　ハイサイ、グスヨー、チューウガナビラ。これより一般質問を行います。

質問の前に、マスクも大変きついんですけれども、このコロナ禍の中で職員の皆さん、ある

いは保育・教育現場の皆さん、その感染拡大防止の取組の中で大変御苦労さんでございます。御尽力に対しまして敬意を表したいと思います。安心安全な社会を取り戻すために、一日も早くこの新型ウイルスが終息するように望みます。きっと12月議会からは、マスクもなし、このガードもなしというふうな議場にしてもらえたらいいなと思っております。皆さん、体調にもまたお互い気をつけながら頑張ってまいりましょう。

それでは、通告書に基づきまして、一般質問を行います。

大枠の１番、治山ダムの復旧事業進捗について。

南部林業事務所が管轄する奥間宇津原の治山ダム復旧工事着手に伴う諸手続きも、行政当局の各担当部署の協力もあり、７月の６日までの３か月間の公告縦覧も無事終わりまして、複数の共有名義から地縁団体名義への移転登記も７月の中旬までに完了しました。

以下伺います。

①当該地の保安林指定への押印準備は完了したものの、自治会への手続連絡がいまだなく、南部林業事務所との連携体制は万全か、伺います。

②説明会当初、説明会はたしか昨年の12月の中旬あたり、奥間公民館で林業事務所とその当時はまだ農林水産課、産業振興課になっているかな、ということで課長と担当者一緒に出席参加の下説明を聞いております。その説明会当初では、工程表では年度内完了、令和２年度、年度内完了となっておりましたが、事業執行について、進捗状況と工期の情報交換や確認作業等の業務遂行はしっかりとなされているか、伺います。

大枠の２番、村道の整備事業について。

①村道奥間南上原線の渋滞緩和のため、国道出口向けに２車線化する拡張計画の整備事業として、沖縄振興公共投資交付金から市町村道整備事業の補助率の高い優先配分の事業費予算内示が県からなされたか。

先ほど課長から、要するに２割の村負担は一諸ですよというふうな話でしたけれども、そこら辺は要するにその事業に当たって、地方債起債が可能だということに置き換えておきたいと思います。

②令和２年予定の内示された概算事業費はいかほどか。

③事業化に向けてどのような対応・対策を担当課は講じたか。

④財政当局との予算ヒアリングにどのように担当課は臨んだか。

⑤財政当局が新年度予算への採択に至らなかった根拠はどういうことか、伺います。

⑥現時点で県サイドも内示予算を保留しているとのことです。チャンスは生かすべきだと考えますが、内示予算が流れないうちに早急に対策を立て、財政当局との再調整も含め、事業化に向けた政策の方向性を見直す契機になればと提案要望するが、事業化に向けて、県との予算確保の交渉と、具体的に事業を進める計画はあるか、伺います。

以上、簡潔明瞭な答弁をお願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは、伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては、産業振興課のほうでお答えをいたします。

大枠２番につきましては、都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、御質問の村道整備の事業についての特に議員から御提案の⑥につきましては、私も思いは一緒でございますので、いろんな理由があったかとは思うんですが、まだそれを巻き返す時期は逃してはいないと思っておりますので、でき得る限りのことはやって、しっかり

とアクション、側面から後方からでも支援をしながら、一緒になって頑張っていきたいと思いますので、また詳細は後ほど担当課のほうからお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長　新垣博正　産業振興課長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　それでは、伊佐則勝議員の大枠１の①、②について、一括してお答えします。

現在の進捗状況につきましては、南部林業事務所に問い合わせたところ、７月28日付で南部林業事務所より本庁主管課である森林管理課のほうへ保安林指定の申請書は提出されており、現段階において、森林管理課で書類の審査を行っている状況です。審査完了後、予定告示を県広報に掲載し、村及び森林所有者である奥間区へ通知されることになります。40日経過後に異議・意見がなければ確定の公示を行い、保安林指定の完了の運びとなります。

一連の工程に関しましては、先の説明会で、予定の工期より若干遅れているものの、年度内完了を目指して進めているとのことです。測量業務に関しては既に発注済みで、10月頃成果品が上がってくる予定です。

また、工事着工に関しましては、11月頃発注予定で進めており、地元説明会については、工事着手前に南部林業事務所のほうから村及び森林所有者の奥間区へ説明を行うということで調整しています。

以上です。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　それでは、御質問の大枠２についてお答えいたします。

まず、①についてです。内示は、令和２年の１月15日付で内示を受けております。

②の概算事業費についての内示額ですが、事業費ベースで5,696万3,000円、補助額として4,557万円の内示を受けております。

③についてです。事業の早期実現に向けて、予算内示前から、地権者に事業の説明と事前交渉を進めておりました。

続きまして④です。地権者９名のうち、８名の同意を得られたことから、事業化に向けた予算要求を行っております。

⑤についてです。奥間南上原線の事業を２年間で計画していたため、２年間での完了は厳しいと判断され、採択に至らなかったと考えております。

⑥についてです。担当課としては、内示額全ての予算執行は厳しいと考えております。県とは今年度で執行できる範囲の予算で現在調整を行っております。また、財政当局とも予算調整を行い、事業を進めたいと考えております。

以上です。

○議長　新垣博正　伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　治山ダムについては、一応年度内完成を目指して動いているというふうなことですね。いうことは、早めに情報をくれないと困りますよ。結局、自治会長もその連絡を待っているし、いつ、いわゆる我々としては、保安林指定の手続の協議、いわゆる押印をして同意したというふうなことをもって事業が進んでいくというふうな思いは持っていたわけです。それで、地元では臨時総会も早めに持って、その間のいわゆる登記関係の仕事も早めに進めてきたというふうな事情がございましたんで、そういうことでございます。

11月には着工予定というふうなことでしたですか。測量関係についてはいつ頃から入るんですかね、委託業務は。

○議長　新垣博正　産業振興課長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　お答えします。

測量業務に関しては、先ほども答弁しましたが、既に着手はしております。それで、10月頃成果品が上がってくる予定で今進めています。

以上です。

○議長　新垣博正　伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　失礼しました。聞き逃しました。測量も恐らく現地にはまだ入っていないと思うんですよね。その測量の委託業務の業者の選定であるとか、そこら辺の作業を進行しているというふうなことだと思うんですけれども、現地に入ってもう測量始まっていますよということであれば、当然自治会長のほうにも連絡は入りますし、そういうふうな今測量の段階かなと思ってはいます。

いずれにしましても、その治山ダムが年度内にはもう完了するという、事業がね、ということで、この間のまた皆さんの努力、お疲れさんでございました。しっかりと年度内には完了できるように今後ともしっかりとまた県のほうとも情報を密にして、その情報もしっかりと自治会長に伝わるように作業を進めていただきたいと思います。

やはり平成29年の６月、やはり河川の氾濫、もう皆さんもその片づけで大変な作業お願いしたんですけれども、それがないように早めに治山ダムの完成を希望しておきます。よろしくお願いします。

大枠の２番ですけれども、財政当局、⑤のほうですよ。⑤のほう、財政当局の答弁が欲しかったんですけれども、よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは、大枠２の⑤についてですが、先ほど担当課長答弁されたように、こちらとしても２年間では厳しいのではないかということであります。ただ、ヒアリングする中において、やはり令和４年度以降の補助金について不明な状況でもありまして、財政としてはやはり村の単独の費用が出ないように、負担を減らすために村全体の事業に影響が出ないような形で補助金を活用した事業計画をという考えもありまして、その当時は予算化を見送っている状況であります。

○議長　新垣博正　伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　一括交付金、２年度から始まって３年度までに完成させないといけない。その中には、いわゆる補償が出てくる。その予定地の中には墓地もあるというふうなところで、そこら辺の交渉で令和３年度までにはその事業の完了が見込めないというふうな答弁ですけれども、そこら辺はやっぱし補償関係も入ってきますんで、そういうふうなことで採択に至らなかったというふうなことになったかと思います。それにつきましては、そのヒアリングの件はよく分かりました。

今県が内示した予算、皆さんも流れていると思っていた。この質問がなければ、恐らく県との今調整していますというふうな答弁がありましたけれども、それもなくなったと思っております。

現在、県とどのような調整業務を行っているか、それをお聞きします。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　それではお答えします。

現在、県との調整の中では、当初の交付、内示受けた額に用地費も含まれていましたので、担当課としては用地まで含むとちょっと事業的に厳しいだろうという判断で、今年度は執行できる範囲内、調査測量費を今年度交付、現在受けている内示額より減額して交付を受ける調整を現在行っております。

○議長　新垣博正　伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　もう今９月で、今年度残りの期間、来年の３月まで、令和３年の３月までに事業が完了する、要するに事業内容で調整しているというふうなことですよね。じゃあ、測量の話が今出ましたけれども、測量といわゆる道路の実施設計、そこまでの事業計画は大丈夫じゃないか、お伺いします。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　お答えします。

議員のおっしゃるとおり、現在予定しているのがこの実施設計と法線を固めた後の用地測量、そこを現在考えております。

○議長　新垣博正　伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　じゃあその部分の予算規模は今幾ら予定しておりますか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　現在担当のほうで積算中でありますが、おおよそ事業費ベースで1,700万円程度の交付申請になるかと思っております。

○議長　新垣博正　伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　1,700万円ですね。それにつきましては、村負担があります。補正予算を組まないといけないかと思います。その補正予算を組む今のところの予定はいかがですか。お聞きします。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　お答えします。

今後企画課のほうと調整しないといけないところがありますので、それが次の補正になりますと12月になります。その前に臨時議会等があればそこでも計上が可能なのか、今後調整していきたいと考えております。

○議長　新垣博正　伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　財政当局ともしっかりとまた調整をして、12月といいますともう新庁舎移転も目の前にしている。業務も恐らくそこに集中している可能性が高い。12月定例議会を待たずして、もっと前倒しで臨時議会を開いてもらって、臨時議会でやはり補正予算を議案として上げていただきたい。そうしますと、令和２年度の３月までにいわゆる収められる事業が、スタートが早くなるというふうなこともあります。恐らく12月議会で補正を組むとなると、もうすぐ正月ですので、かなり測量で実施設計の作業、厳しく、期間的にも大分短くなりますし、厳しくなるのかなというふうな思いもしますので、しっかりと財政当局と調整しながら、12月定例待たずして、その前に臨時議会で補正を組んでほしいと、希望を、提案をしておきます。

それと、あと先ほどの答弁の中で、今大詰めの中でのいわゆる仮同意を取っているかと思いますけれども、９名の地権者のうち８名から、まあ仮同意でしょうね、は取っているというふうな話なんですけれども、令和３年度の予算確保について伺います。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　お答えします。

本来であれば、今年度で、令和３年度の概算要求をすべきではあったんですが、事業を令和４年度からと方向転換したところがありまして、概算要求が現在行われておりません。よって、３年度の事業費としては現在県のほうと調整はしているんですが、厳しいだろうという回答を得ております。

○議長　新垣博正　伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　じゃあ、場合によっては、令和３年度はその事業に係る予算の確保は厳しいかもしれないというふうな今の状況ということですね。令和４年度から新しい振計がまた出てくるかと思いますけれども、その時点で続きの予算確保、事業化に向けての予算確保に働きかけていくつもりかどうか、答弁願います。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　お答えします。

令和４年度から新たな振興策で要求することはできるという確認は、取れていますので、それで継続していく事業になってくると思います。

○議長　新垣博正　伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　課長、しっかり頑張ってくださいよ。

令和３年度はそういうような、いわゆる交付金事業ができないというふうなことなんですけれども、令和３年度に鑑定料については、いわゆる補助金つかないんですね。単費になりますね。鑑定を要するに前もって、令和３年度に鑑定を入れるというふうな予定はないですか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　お答えします。

事業をスムーズに進めるためには、やはり令和３年度は用地の交渉、それを先に取り組んで行くべきだと考えております。

○議長　新垣博正　伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　今の質問は、鑑定を入れるか入れないかの質問です。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　新年度予算計上時に鑑定費を入れたいと考えております。

○議長　新垣博正　伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　じゃあそうしますと、令和３年度は鑑定が入ってくる。令和２年度までに測量と実施設計が出来上がりますので、実際のいわゆる用地補償等も出てくるわけですね。令和３年度には。それを次の事業、令和４年度からの事業に向けて、令和３年度はそこら辺の用地交渉に入りたいということで理解してよろしいですか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　おっしゃるとおりであります。

○議長　新垣博正　伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　じゃあ、それではまとめましょうね。令和２年度、先ほどの1,700万円の予算確保、しっかりと財政当局とも調整しながら、県ともしっかり連携しながら、ぜひ事業化に向けて獲得してほしい。予定の事業、測量実施設計を令和２年度中、来年の３月までには完了する。令和３年度については、鑑定を入れて、事前の用地交渉に入っていく。令和４年度に恐らく予算が、用地費等になるかと思いますけれども、令和３年度に用地交渉に入って、４年度からは要するにそういうような補償が可能になるということで、４年度からは工事費も併せて予算要求をする予定かどうか、お聞きします。

○議長　新垣博正　休憩します。持ち時間過ぎていますので。答弁まで、最後の答弁させます。

休　憩（１５時４４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時４４分）

○議長　新垣博正　再開します。

都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　お答えします。

まず、事業の進捗がどのようになっているかを確認しながら、事業費の県の配分もありますので、その辺は状況を見ながら検討していきたいと考えております。

○議長　新垣博正　以上で、伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１５時４４分）

令和２年第７回中城村議会定例会（第３日目）

招集年月日	令和２年９月７日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	令和２年９月９日　（午前10時00分）		
	散会	令和２年９月９日　（午後３時04分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	安里清市	９番	比嘉麻乃
	２番	新垣修	10番	安里ヨシ子
	３番	渡嘉敷眞整	11番	仲松正敏
	４番	屋良照枝	12番	金城章
	５番	桃原清	13番	石原昌雄
	６番	玉那覇登	14番	伊佐則勝
	７番	新垣貞則	15番	新垣善功
	８番	大城常良	16番	新垣博正
欠席議員				
会議録署名議員	８番	大城常良	９番	比嘉麻乃
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	こども課長	金城勉
	副村長	比嘉忠典	企画課長	比嘉健治
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	仲村盛和
	総務課長	與儀忍	産業振興課長兼農業委員会事務局長	仲村武宏
	住民生活課長	義間清	上下水道課長	知名勉
	会計管理者	荷川取次枝	教育総務課長	比嘉保
	税務課長	大湾朝也	生涯学習課長	稲嶺盛昌
	福祉課長	照屋淳	教育総務課主幹	宮城政光
	健康保険課長	仲松範三		

議 事 日 程 第 3 号

日　　程	件　　名
第　1	一般質問

○議長　新垣博正　これより、本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず20分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に石原昌雄議員の一般質問を許します。

○１３番　石原昌雄議員　おはようございます。議席番号13番、石原昌雄一般質問をします。

質問の前に、今回の９月定例会のこの会期中に、日本国の総理大臣がついに替わることになりました。15日か16日。７年以上の長きにわたり、この国の政治をある意味で独り占めし、経済を最優先にし、いかにも経済発展国として自己主張をしていました。しかしながら、その裏では、この沖縄県にとって経済発展のツケを押しつけて、様々な地域コミュニティーを壊し、まさに沖縄切り捨ての政策でしかありませんでした。

今の総理大臣と官房長官が替わることを心待ちしておりました。次の総理大臣においては、地域や首長の声を聞き、受け止め、沖縄県民の声を、要望をしっかり酌み取ってほしいと思います。私たちも諦めずに、村民や沖縄県民の声を大事にするような政策を要求していきましょう。共に頑張りましょう。

それでは、通告書に従って質問します。

大枠１番、糸蒲公園に琉球松の植樹を。

区画整理事業も順調に進んでおります。その中で、公園整備などで在来種の植物の植樹が少ないと感じます。糸蒲公園内には木陰もなく、多くの来場者があるにもかかわらず、過ごしています。慰霊塔周辺も同様に木陰がありません。今回の南上原配水池建て替え工事が、糸蒲公園内で行われます。そこで、次の件を質問します。

①南上原配水池工事の進捗状況を伺います。具体的な工事日程があれば提示してください。

②パークゴルフ場の復旧工事はいつ頃になるか。また、その青図面は公開できるか。

③復旧時の植栽工事の中で、琉球松を取り入れて木陰をつくってほしいと考えるができますか。

④慰霊の塔周辺にも、琉球松を植樹してほしいができますか。

大枠２、新型コロナウイルス対策は今後どうするか。

新型コロナウイルス感染の第２波が起こっています。村においてその対策や取組がなされてきましたが、今後について伺います。

①失業対策はあるか。臨時職員やパート職員の休暇補償はするのか。

②村内事業所や企業、商店などに支援はあるか。

③農業や漁業への支援はあるか。

④学校、幼稚園、保育園の休校休園の日数、図書館、体育館等の休館日数の一覧表はあるか。

⑤特別定額給付金の実績、交付状況は。村内事業所等給付金は。

大枠３、中城村内に自転車道の導入を。

道路計画が求められていますが、中城平野を網羅した道路利用を考えた場合、西原バイパス延伸に伴う北進道路の整備が必要になります。潮垣線の拡張やバイパス化などを含め、新しい道路計画を進めていく考えはないか。その場合、中城湾岸を自転車で周回できるように自転車道を併設し、活性化につながると期待できます。

①潮垣線の拡張やバイパス化計画はできますか。

②サンライズ協議会で進めることはできないか。

答弁よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては、上下水道課のほう

でお答えいたします。

大枠２番につきましては、総務課、産業振興課、教育委員会、企画課のほうでお答えをいたします。

大枠３番につきましては、都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、御質問の自転車道の導入についてですけども、これは議員も御承知かとは思いますが、サンライズ協議会の中で決定事項として今、検討を決定するということで検討をしているところでございます。いろいろルートなどを取り決めて、４町村をまたぐといいますか、それをずっと自転車道で観光客の誘客にもつなげていこうということで計画をされておりますので。

潮垣線を通ってうんぬんというのは、また別の話ではございますけども、一つの入り口としては今サンライズ協議会のほうで頑張っているところでございます。

詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。

以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　皆さん、おはようございます。大枠２の④についてですけども、新型コロナウイルスの感染拡大は学校現場等でも大きな影響を受けています。同時に公共の施設においても感染拡大防止のために閉館をしないといけない状況が発生をしています。

各学校では、夏休みの短縮や行事の精選、そして中学校は５校時を６校時授業に毎週金曜日行ったりしています。いろんな方策を取って子供たちの学びの保障を行っているところでございます。

詳細に関しては、主幹のほうから答えさせます。

以上です。

○議長　新垣博正　上下水道課長　知名　勉。

○上下水道課長　知名　勉　おはようございます。大枠１についてお答えいたします。

①の南上原配水池工事の進捗状況についてでございますが、今年度は測量設計業務を実施し、令和３年度に工事に着手して年度内の完成を予定しております。現在、詳細設計ができておりませんので、具体的な工事の工程表はございません。

次に、②のパークゴルフ場の復旧工事につきましては、令和４年度に現在の配水池を解体撤去した後にパークゴルフ場整備に係る測量設計を行います。令和５年度に工事を完成させて、年度内には供用開始をする計画でございます。

図面の公開につきましては、設計図面の案ができた段階で公開は可能と考えております。

③のパークゴルフ場への琉球松の植栽につきましては、コースレイアウトなども含め、今後公園管理者である都市建設課と協議して検討していきたいと考えております。

④の慰霊の塔周辺への琉球松の植栽についてでございますが、パークゴルフ場は配水池建設に伴う既存施設の復旧工事として整備をいたします。

慰霊の塔周辺の植栽については本事業とは関連しないことから、この事業で植栽することはできません。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　新型コロナウイルス感染拡大による失業対策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、休業の長期化等による経営状況悪化で失業者も多くいるものと承知しておりますが、現在本村におきましては、直接的な失業対策の施策は行っておりません。

次に、会計年度任用職員や本村職員の休暇につきましては、新型コロナウイルス感染症への感染の疑い、感染者との濃厚接触の疑いなどで

ＰＣＲ検査を受ける場合において有休の特別休暇を付与しております。

また、感染症対策に伴う学校の臨時休業、保育所、幼稚園等の休園により、子または孫の世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合において、有休の特別休暇を付与しております。

○議長　新垣博正　産業振興課長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　おはようございます。それでは、石原昌雄議員の大枠２の②、⑤について、関連しますので一括してお答えします。

既に産業振興課としましては事業者向け緊急包括支援事業として、村内で活動する600事業者へ一律３万円の支援金を給付し、その経営を支援しています。

村内中小企業など事業所等の給付については、９月２日振込時点で609事業所のうち508事業所へ給付を行い、給付額として1,700万円、給付率として95.3％となっております。

続きまして、大枠２の③についてお答えします。

今回の補正予算において可決されました国の地方創生臨時交付金を活用し、農漁業者向けの緊急包括支援事業として、農漁業者175人に対し一律３万円の支援を進めています。

以上です。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　宮城政光。

○教育総務課主幹　宮城政光　大枠２の４について、石原昌雄議員へお答えいたします。

教育委員会が管理しております施設の休校及び休館の日数等をまとめた一覧表は作成しておりませんが、教育委員会の各課で詳細を把握し、その都度教育長へ報告しております。

また、教育委員会が管理しております学校各施設の休業の閉鎖の状況です。９月２日現在ですが、学校幼稚園ですけれども、小学校、中学校、４月７日から５月２日まで現在ですけれども、トータル28日間の休業となっております。

また、村民体育館、クラブハウスの閉鎖の期間は86日間、公園施設に関しては30日間、吉の浦会館については30日の閉鎖、一部閉鎖については55日間となっております。

また、護佐丸歴史資料図書館についての閉鎖は70日間、一部閉鎖15日間となっております。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは、石原昌雄議員の大枠２の⑤の特別定額給付金の実績についてですが、対象世帯9,085世帯のうち9,047世帯への給付を行っている状況であります。給付率が99.58％となっております。

以上です。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　それでは、御質問の大枠３についてお答えいたします。

まず、①の潮垣線の拡張やバイパス化計画についてですが、潮垣線の拡張やバイパス化の計画は現在ありませんが、西原バイパスの整備に伴って周辺道路の交通に支障が出る場合は、その検討が必要になると考えております。

②については、サンライズ協議会では現在東海岸地域サンライズ自転車ルート等検討事業を実施しております。事業では、与那原町から北中城村までの区間に自転車ルートを設定し、沿線地域の文化、観光等の情報を発信し、サイクリストや観光客の誘致による東海岸地域の活性化を目的としています。

今年度は自転車ルートのパンフレット作成を予定しております。

以上です。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時１５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時１７分）

○議長　新垣博正　再開します。

石原昌雄議員。

○１３番　石原昌雄議員　答弁を頂きましたが、これにまた再質問をしていきます。

大枠１については琉球松の植栽についてですけども、一括してまた再質問します。

今回の南上原配水池建て替え工事は、私たち地域にとっては、ある意味ではいいタイミングというふうに捉えています。

御承知のように糸蒲公園は多くの方々が訪れて、特に子供連れが多く公園としての任期はほかに比べて断トツと思っております。しかし、残念ながら公園内に木陰がないということで非常に残念です。

ちなみに、私が調べてみたところ、西原町の上原にある高台公園を見ますと、同じように水道の配水池があります。展望もできるようになっているようです。さらに園路を見ますと、スロープがあるんですけども、その沿線にも多くの琉球松が植えてあります。もう大分大木になっております。この大きな木が木陰を提供していて、そのほかにもまたいろんな草花がありました。

そういう意味で今回の工事をチャンスとして捉えて、この工事の範疇でスタートして琉球松を中心とした島の植物という感じで、そういうのを復活してほしいというふうに考えています。

そういう面で村長さんもいつも島にこだわっていると思うんですけども、こういう地産地消とか県産品活用とか、そういうまた運動も実際にあるわけで、この機会にこういう琉球松の導入をやっぱりやっていくべきじゃないかなと思うんですけども、ちょっと村長さんのお考えを聞いてもいいですか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

今の御提言非常にすばらしい御提言だと思っていますし、真剣に考える、検討に値するものだと思っております。これが琉球松に限ってのことではなくて、議員がおっしゃるように県産品という捉え方ですかね、いろんな形での貢献は当然我々行政としても考えなければいけないところだと認識をしております。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○１３番　石原昌雄議員　村長さんもそういうふうな形で、やっぱり地元産と地元の植物も含めてこだわっていきたいということで、少し安心しております。ぜひまた中城村内においても、かつては中城村も、この伊集から奥間にかけての大火事が２回、３回とあって、その前は琉球松がたくさんあったんですよ、実際に。ですから、聞けば伊舎堂方面、中城公園辺りも琉球松がいっぱいあったという時代があって、もっと復活できたらなと思って感じます。

そしてまた、これは糸蒲公園には慰霊の塔も実際ありまして、終戦直後から祭られている地であります。この周辺にもぜひ琉球松の植樹を次の機会に、何らかの機会を利用して増やしてほしいと思います。いきなり何十本という話ではないかもしれんですけど、何本か植えていけば種が落ちて自然に増えていくと思うんです。

そういうことも含めて、この糸蒲公園、まして後々は歴史の道の沿線にも琉球松が中城城跡まで続くようなことも管理しながら担当課として検討してほしいと思うんですけど、担当課としてどのようでしょうか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　お答えします。

現在のところ計画はございませんが、今の御提言を受けて少し検討していきたいと考えております。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○１３番　石原昌雄議員　ぜひ、すぐというわけじゃないんですけど、やっぱり常日ごろからいろんな情報をキャッチしてもらって、何かの機会には早速導入してほしいと思います。

今回の工事については、上下水道課と管理者である都市建設課も同時に進めて行くと思うん

ですけど、進捗状況見ながらぜひ実現に向けて両課で協力してほしいと思っています、よろしくお願いします。

次に、大枠２に移ります。

新型コロナウイルスの感染の第２波がまだまだ終息が見えません。現在行っている支援や対策は数回の補正予算で実績を上げているものと期待しています。

今回の質問に農業者、漁業者への支援も尋ねてきましたが、幸いに補正予算において農業者が158人、漁業者が17人、３万円の助成金が計上され可決されました。これで商業、農業、漁業部門については、ある程度手当がされたかと思っています。大変よいことだと思っています。しかしながら、それ以外の職業についても、まだまだ十分行き届いていないところがあるかと思いますので、引き続き調査をして支援することをやってほしいと思っています。

次に、公共機関における雇用補償についてちょっと確認させていただきます。

まず図書館とか体育館、吉の浦会館などにおいては、休館が先ほど主幹からあったように何日か設定されました。そのときの臨時職員、パート職員の補償については、どのような形でなさっているかお願いします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時２５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２５分）

○議長　新垣博正　再開します。

生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それでは、石原昌雄議員の質問にお答えいたします。

先ほど主幹のほうから説明あったとおりでございますが、図書館に関しまして、体育館、吉の浦会館、おのおのの施設によって業務も時間も異なっておりますが、図書館につきましては閉鎖期間中でありましても電話予約での貸付予約とかそういった業務を続けておりますので、給与が減ったとか、そういうのはございません。

ただし、吉の浦会館の夜間の職員であったり、体育館のトレーニング室の職員の皆さんに関しましては、この閉鎖期間に伴う出勤日数の減に伴う給与の減額はございます。今のところ補償という、そういったところは特に考えてはおりません。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○１３番　石原昌雄議員　この新型コロナウイルスに当たっては、本当に全県民、村民が生活の何らかの形で不便あるいは不安も来しております。特に村のそういう関係の職員あるいは施設を管理するために契約された職員等については、閉館する、休館するからといってもやっぱり補償はすべきだと思います。というのは、それなりに予算も実際あるわけですから、そういうふうな補償は、これは雇用側が押しつけているわけですからね、実際。だから、そういうのでは遡ってでもいいですし、補償をするようにやるべきだと考えています。

あと何か所か、給食センターではどうでしょうか。同じようなケースがあるんですか。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　では、石原昌雄議員の質問にお答えします。

給食センターのほうでは、この休業時には給食センター内の清掃等を行ったり、調理を行う際のマスクづくりとか会計年度任用職員等の出勤はほとんど行われているところで、何名か休まれている方もいますけども、そちらの方は子を世話するために休んでいるという方がおりまして、そちらのほうも有休というような形のもので補償しております。

以上です。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○１３番　石原昌雄議員　そうですね。そういうふうに有休になるような手法を、これからま

だウイルスの感染は終わっていないわけですから、また起こり得ることですので、ぜひ雇用の補償をしっかりお互いが考えて、お互いのところで働いている人に不利益がないようにという思いがあります。

ちょっと別かもしれませんけど、例えば中城城跡についてですけども、これも実際公共施設であるんですよね。城跡も閉園などがやっているんですけども、そういう直接じゃないけど似たような団体の部分についての取扱いはどのように把握しておりますか。分かりますか。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時２９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２９分）

○議長　新垣博正　再開します。

産業振興課長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　お答えします。

草刈り作業をしている雇用の方々は、何らかの形で作業に従事させてはいますが、案内人である受付係の方は今、休業、閉園しているときは休みの状態となっています。

休業補償については、今はない状態であります。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○１３番　石原昌雄議員　村がある意味で直接管理すべき中城城跡管理協議会の会長は村長ということもあって、やっぱり村が実際に運営している施設の中で、村が休園させたために、そこに働いている人たちが給料がないと生活は本当に困るんですよね、実際。私たちはある意味で有休でというイメージあるけど。

ですから、それも再度調べてもらって、ぜひそういうことが起こらないように、もしあれば今の交付金を活用して、こういう隅々まで支援が行き届くようにぜひやってほしいと思います。これは一過性ではなくて、やっぱり今みんな困っているんですからね、小さいことでも拾ってください。よろしくお願いします。

次に、大枠３に移ります。本村の道路計画は、それに当たってはほかの地域との違う構想が必要と思います。特にバイパス構想では、ややもすると通過交通の促進になるんじゃないかと思ったりもします。地域、地元と密着するような道路計画が、この時期は求められていると思います。

中城平野は、まさに健康づくりに適した地域であり、今回の自転車道路の導入は多くの村民が期待しているものと思っております。この自転車道を整備することによって、中城湾岸の地域間の交流が起こり、いずれの時期に自転車通学とか自転車通勤の実現がしていきます。自転車を乗ることによって基礎体力をつけて、そしてまたさらに交通マナーのアップにもつながります。

また、新しい観光資源としても、この自転車道路の活用ができて活性化につなげるもんだと思っています。

先ほど村長さんが答えましたサンライズ協議会での計画というのが、実は私たち手元にはほとんど情報が来ておりません。ですから、今回この資料の提供ができますかどうかお願いします。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　お答えいたします。

今回の自転車ルートの決定の図面につきましては提供できます。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○１３番　石原昌雄議員　ぜひそういう情報、資料を後で提供していただきたいと思います。よろしくお願いします。

サンライズ協議会について、村長一生懸命頑張っておられるんで、先ほど冒頭でその状況で頑張る旨の発言がありましたので、ぜひこの自転車道の実現が向かっていくように、さらに頑

張ってほしいということを申し添えて一般質問を終わります。

○議長　新垣博正　以上で、石原昌雄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時３４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４７分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

安里ヨシ子議員。

○１０番　安里ヨシ子議員　10番　安里ヨシ子一般質問を行います。

大枠１番、男女平等の社会について。

①男女混合名簿について。

新聞報道によりますと、混合名簿を導入していない学校は、中城村と渡名喜村の２村だということです。混合名簿は県内の小学校90.4％、中学校が88.6％ということです。教育長は混合名簿についてどのような見解をお持ちですか。

②男女平等参画社会の形成実現に向けての取組について伺います。よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは、安里ヨシ子議員の御質問にお答えいたします。

今、御質問は男女平等の社会についてでございますので、教育委員会と総務課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうで、②についての見解を述べさせていただきますけども、男女共同参画社会の形成実現に向けては、本村としましてもこれまでも積極的に取り組んできております。そして、これからも積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、詳細につきましては、また総務課のほうでお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　①の男女混合名簿についてですけども、以前にもこの件は教育委員会会議や校長会で話題にしたことがございます。

中学校では保健体育の授業は男女別で実施、それから身体測定や健康診断等は小学校の高学年でも男女別に実施をしております。当然男女別の名簿が必要となっています。

私としては、学校現場が混合名簿にしたほうがいいということであれば導入する方向で話を進めていきたいと、再度教育委員会会議や校長会で話合いを深めていきたいというふうに考えております。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　男女共同参画社会実現に向けた取組についてお答えいたします。

本村では、沖縄県市町村男女共同参画行政担当者会議などを通し、県内市町村と情報共有を図っております。国などから配布されるリーフレット等の配布など周知活動を中心に取り組んでおります。

また、役場におきましては、女性活躍推進法に基づく中城村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定し、女性職員の管理職と多様なポジションへの積極的な登用や男女を問わず育児休業を取得しやすい環境整備、男性職員の出産休暇取得の促進等について取り組んでおります。

取組の結果、管理職への女性職員の登用や平成30年度には男性職員の１人が育児休暇を取得する等の成果を上げております。

○議長　新垣博正　安里ヨシ子議員。

○１０番　安里ヨシ子議員　教育長は実施する方向でのお話だと思うんですが、教育委員会で協議されたことは以前にはあったかもしれませんけども、最近そういった、他の学校でそういったのを実施されているのをお聞きになって、学校現場とお話されたことがあるかどうかで、学校現場の意見としてはどういうものがメリッ

ト、デメリット、どういうのがあったのかお聞きします。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　宮城政光。

○教育総務課主幹　宮城政光　安里ヨシ子議員の質問にお答えしたいと思います。

今年度、男女混合名簿に関しては、実は学校長においてヒアリングを行っております。その結果、各校長とも混合名簿については前向きであります。

ただ、実際に学校において、混合名簿、混合教育について、つまり男女を分けない教育についてどのような形でやっているかということのヒアリングでありますけれども、実際に例えば席の順番であったりとか、実際に例えば子供たちが給食の当番だったりとかいう形で、実際に男女を分けた教育は行っていないということでございました。

ただ、学校で作成している公式の名簿については、男女別という形が行われていますので、今後学校長と実際に話合いを進めながら、目に見える形で男女共同の学習の社会を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長　新垣博正　安里ヨシ子議員。

○１０番　安里ヨシ子議員　どの学校も同じ条件であって、それをクリアしてでも混合名簿の大切さを知り実施しているわけでありますので、メリットとして男女差別解消、その視点から役に立つと言って、ＬＧＢＴの子が男女の区分がされずに済む、そういった社会的に少数の人たちのことも考えて、そういった混合名簿、実施してほしいと思っております。

先ほど教育長の答弁の中では、混合名簿は必要であるんじゃないかという答弁を頂きましたが、今後またどのように取り組んでいくのか興味のある問題です。

実際に性的少数者というかマイノリティーというか、そういった子供がいじめにあって自殺した子とか、そういったのも新聞で報道されたりもしますけれども。やはり最近は男が男の子を好きになったりとか、そういったいろんな性的なマイノリティーがあるわけですので、実際小さいことからそういった人権意識、相手を大切にする、優しくする、そういう風習というか、そういったのをつくってほしいと思っております。

実際に実施している先進地を調べたことはありますか、伺います。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　宮城政光。

○教育総務課主幹　宮城政光　安里ヨシ子議員の質問にお答えいたしたいと思います。

平成28年度においては、県内において男女混合名簿、つまり男女にとらわれず、例えば名前順だったりとかというのを含めて混合名簿は、小学校においては２割程度の実施で８割の学校、中学校においても同様に８割の学校が実施できていない状況がございました。

今年度になりまして、ほとんどの学校が混合名簿を使っているという市町村ですけれども、実際に私が今年度確認したところによりますと、県内における小学校は全部で268校ございます。そのうち混合名簿をまだ実施していない学校については27校、そして中学校において沖縄県内においては151校ありますけれども、そのうちまだ混合名簿を実施していない学校については、中学校は18校という形になっています。

抽出ではありますが、各学校に確認しますところ、今後混合名簿導入するという方向で行っているということです。

ただ、混合名簿については、各保護者にも周知して、子供たちへも教育を先に説明した上で実施するという学校がほとんどでしたので、本村においてもしっかりこの辺の情報を伝えながら、学校長としっかり確認して取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長　新垣博正　安里ヨシ子議員。

○１０番　安里ヨシ子議員　今お答えを頂きましたけれども、なぜ混合名簿、以前にもそういった協議がなされたと思います。以前からそういう話を聞いておりますけれども、私たちはまさかやっていないところは今の主幹の話を聞いたら新聞報道と変わるわけですよね。中城とどこだったけ（「渡名喜」と言う声あり）渡名喜です。頭から出てこないです。まだだということでしたので、私なんかびっくりしました。

なぜかと言ったら、やはり小さいときからそういった人権教育とか、このＬＧＢＴについての理解を深めるためには、やはり小さいときからそういった教育をする、相手を思いやる、その優しさと人権を育てるためには何でもないみたいですよね、混合名簿というのは。だけど、それから発展していって、やはりそういった理解が生まれてくるんじゃないかと思います。

ＬＧＢＴはあれですよね、性的な少数派ですよね。マイノリティーを保護して、その人々の人権を守って社会の理解を深める、そして一人一人が大切にされる社会を目指すためには、やはりその一歩、一歩前進するために、そういった小さなものから取り組んでいってほしいと願っています。

面倒ではありますけれども、昔から男女差別というのが相当根強く残っているというか、でも最近は中城村でも女性の登用とか、そういったのが進んできて大変いいことだと私思っておりますけれども。やはりそういった一歩、一歩前進させるために、面倒でも学校で取り組んでほしいと思っております。

ＬＧＢＴについては、やっぱり職員の研修も積極的に行うように教育委員会にはお願いしたいと思いますけども、どのようにお考えですかね。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時０２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０２分）

○議長　新垣博正　再開します。

教育総務課主幹　宮城政光。

○教育総務課主幹　宮城政光　安里ヨシ子議員の質問にお答えしたいと思います。

県もですけれども、本村としても平和人権教育については必須の課題となっております。研修内容について人権教育の一環ですので、この少数性的マイノリティー、つまりＬＧＢＴの問題も含めて、しっかりと研修を行うよう教育委員会としてはしっかりと助言しております。

今年度、各学校においても、人権教育、男女についての課題についても研修を行うという計画がなされておりますので、その辺も含めてしっかり見守っていきたいと考えております。

○議長　新垣博正　安里ヨシ子議員。

○１０番　安里ヨシ子議員　分かりました。なぜかと言うと、この前テレビでしたかね、障害を持っている子が、先生が「邪魔だ、どけ」とか言ってというような話が報道されましたので、やはりそういった先生方の意識を高めるためにも研修が大変必要じゃないかねと思います。ただいまの御答弁で、いろいろとなされていることに対して敬意を表します。

今から子供たちのお互いの男女、お互いの人権を尊重するためには、やはり努力していかないとできないわけですよね。

今もう女性のほうが意見もばんばん言うし、そういったことででも、やはり何十年もたって、あれから四、五十年たって今があると。今若い人たちは、男も女も同じような感じで生活していることに対して、ほほ笑ましく思ったりもしております。

②の男女共同参画社会の形成実現に向けての取組ということですが。1985年に男女雇用機会均等法が成立をして、同じ時間で同じ仕事をしているのに賃金に大きな差があるということで

の不満が聞こえました。

欧米では、男女の賃金差が８割、男性の８割ぐらいに縮まっているんですよ。だけど、今なお日本の職場においては55％ぐらいの女性が不安定雇用で男性職員の半分ぐらいに賃金が少ないと言われています。この後ですかね、女性差別撤廃条約が成立して40年余るんですが、女性の生活をめぐる意識も大きく変わってきて、中城村では女性の登用において進んでいると思います。

女性議員の増というか、私は女性の旗振り役として議員に立候補しましたけれども、何年かたって３名に増えたと。もう少し頑張れないのかというのもありますけれども、どうしても頑張れないのもありますよね。まだまだ意識が男の人がやるべきみたいな、女性の中にもそういったのがあるわけですよね。

それで、今は女性行政は目を見張るものがあります。以前、男女が性別によって差別されないように、そういった女性の人権が尊重される社会を目指してつくられる組織があったと思うんですよ、前、10年ちょっと余るかな。女性問題懇話会というのがありまして、男女十四、五名で結成をされていましたけれども、担当が替わって役員のなり手がいない、解散をしましたけれども、これ大変残念に思います。

あらゆる審議会とか公務とか、そういったものに女性の登用をと叫んだときに、村長さんから女性でも男性でも力のある人を、そういったものは誰でも登用、女性とかそういう意識はないとおっしゃっていましたので、なるほどなと。

女性自身の自立と意識の改革が必要だということを痛感しましたので、今後もまた村長さんにもお願いすることもあるかもしれないけれども、ぜひともいまだかつて女性の地位向上を叫んでいますので、ぜひ協力もしながら女性の地位の向上に努めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで終わります。

○議長　新垣博正　以上で、安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時１０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１６分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、玉那覇登議員の一般質問を許します。

玉那覇登議員。

○６番　玉那覇登議員　議席番号６番　玉那覇登でございます。議長の許可を得ましたので、通告書どおり質問をさせていただきます。

ちょっと初めに、今回の台風９号、10号といろいろ甚大な被害を出しました。皆さんの地域とか、御家庭でも被害に遭ったかなと思いますが、被害に遭われた方にお見舞いを申し上げたいと思います。

今日も雨が降っていまして、これから質問をするところで非常に心配をしているところであります。

それでは、大枠１について、災害対策についてよろしくお願いします。

①国道329号線の津覇小学校の北側に当たります。

トーヨータイヤが、津覇小の隣トーヨータイヤがありまして、そこと津覇の交番所との間のお宅のほうなんですが、７か所も８か所ありますが、裏山のほうが中城村の地域防災計画、25年度策定で27年度に修正されたもので、急傾斜地に指定されていて、また土砂災害防止法施行令の第二条基準該当区域になっているということで、そこのお住まいの方が心配しておりますが、その裏山と住宅との間の側溝があります。

この側溝は金属でできているトタンみたいに波を打っている金属製の側溝ですが、山側からの山の圧力といいますか、流れてきているんで

す。それで影響と思われるものが、この側溝がひどいところでは細くなっていると、ひどいところというか、測定しますと、通常の例えば40センチあるものが、ちょっと狭いところは19センチ、約20センチぐらいまで、半分ぐらいまで、山の圧力で縮められているということで、いずれはそれが壊れて、また住宅地まで流れてこないかなということで、住まいの方は非常に心配をしております。

そういった対応についてはお願いしたいと思います。

それから、②これも津覇小学校の裏側ですけれども、トーヨータイヤのほうから上がっていくところですけれども、避難路が設定されております。その避難路の途中の側溝が、これも崩壊している。下のほうに落ちています。

雨降りには、その下の住宅のほうに土砂が流れ込んで、これも非常に心配されていますので、それの対応もお願いします。

災害時にこの避難路を利用して、上のほうに避難していきます。避難していったら、鉄塔等がありまして、もっと上がっていきますと、そこに津覇の有地が、字有地があるんですけれども、そういった避難場所については、避難路から上がっていった場合に、どこが避難場所になっているのかということをお伺いします。

大枠２、住民の利便性向上について、昨今のコロナ禍の中で、役場の機能が低下するといろいろ困るわけです。そういった役場機能の低下を招かないためにも、感染予防対策を厳しくする必要があります。

本村の本役場も、入り口を１か所に定めて、そこで検温したり、アルコール消毒したりして、非常にやっておりますが、ほかの自治体では、あまりにも入場が多すぎて、そういった感染の心配から、入場規制をしているところもあるということで、そういった入場規制などがかかった場合には不便を被らないためにも、村内外のコンビニエンスストア等でも、必要な書類、住民票とか、戸籍抄本とか印鑑証明などの交付ができたら、住民サービスとして非常に便利だと思いますが、これもいかがでしょうか。

それから大枠３、インフルエンザの予防接種の件です。現在、インフルエンザの予防接種の補助の対象者と補助金があれば、そういった金額をお伺いします。

これから冬場の流行が予想されるインフルエンザですが、これも国も冬場のインフルエンザに対して危機感を持っていますので、コロナウイルス感染症と症状が非常に似ているというふうなことで、見分けがつきにくいということで、患者が増えるだろうということ、そういった場合に、医療機関が逼迫をするなどの懸念されるということで、事前に接種を勧めているということであります。

接種することで、そういったのが回避されると思いますが、ワクチン接種の本村でも、どの程度の補助等ができるかどうかをお伺いします。

以上です。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは、玉那覇登議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては都市建設課、大枠２番につきましては住民生活課、大枠３番につきましてはこども課のほうでお答えさせていただきます。

私のほうで、お尋ねの大枠２番、住民の利便性の中のコンビニでの必要書類の交付です。

議員がおっしゃるとおり、これはもう住民サービスとしては非常にすばらしいことだと思いますし、将来的においては、必要になってくる可能性は高いと思っております。

ただ、御承知のとおり、現在マイナンバーの普及も本当に10％前後、確かそれぐらいだったと思うんですが、そういう普及にも絡んでくる事業でございますので、十分に検討はさせてい

ただきながら、その時期を見て、また費用対効果のほうも見ながら、今後検討していくべきことではないかなと思っております。

詳細につきましては、また担当課のほうでお答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　それでは、御質問の大枠１についてお答えいたします。

①についてですが、先日現場を確認いたしました。土圧による側溝の変形や沈下が見られました。

この場所は、平成24年から27年にかけて、県が急傾斜地崩壊危険区域の対策工事を行っておりますが、変状が見られますので、県へ修繕対策を要望してまいりたいと考えております。

続きまして、②についてです。避難路沿いの側溝については、避難時に支障を来すため、流末など国道沿いの住宅へ流れ込まないように対応していきたいと考えております。

また、避難路は平成25年度に整備を行い、現在は津覇自治会の拝所がある場所辺りが、避難場所になっていると考えております。

以上です。

○議長　新垣博正　住民生活課長　義間　清。

○住民生活課長　義間　清　それでは、私のほうから大枠２の①の質問についてお答えをいたします。

本村としましては、コンビニ交付サービスが、個人番号マイナンバーカードを利用して、市町村が発行する証明書、住民票の写し等、印鑑登録証明書と戸籍等、全国のコンビニエンスストアから、マルチコピーから取得できる住民サービスとして御利用いただけるサービスで認識しており、必要であるとは考えております。

村民のほとんどの皆様が個人番号カード取得状況を見極めながら、コンビニ交付事業を検討したいと考えております。

今までの取組としましては、村民の皆様へ広報誌、ホームページでの掲載で周知し、本村における交付・取得率向上に向けて対応をしてまいりました。

以上です。

○議長　新垣博正　こども課長　金城　勉。

○こども課長　金城　勉　大枠３の①の対象者につきましては、法定接種に位置づけられております65歳以上の方及び60から64までの心臓、腎臓、呼吸器系の機能に障害を有するもの及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するもの、身障手帳の１級の方々が対象になっております。

補助金額ですが、助成額として約4,000円程度、接種料金としてお一人当たり1,000円での実施でございます。生活保護受給者におきましては無料での接種となっております。

②につきましては、今年のコロナウイルス対策としまして、子供のインフルエンザ予防接種事業を実施いたします。インフルエンザの予防と同時に、コロナウイルスと初期症状が類似することから、医療機関の混乱を回避することを目的に、本村在住の中学生以下、約4,200人程度の幼児、児童生徒が無料で接種できるよう事業を実施してまいります。

○議長　新垣博正　玉那覇登議員。

○６番　玉那覇登議員　答弁ありがとうございました。

県に要請するというふうなことをおっしゃっていましたが、聞くところによると、民家に流れ込んで、住宅地は県が土木事務所のほうでやったと、その側溝のところは村内の村でやったというふうなことをお聞きしたんですけども、これも県に要請して、これからやるんでしょうか。

というのは、やっぱり住んでいる住民にとっては早めがいい、心配して夜も寝れないというぐらいですので、県に要請これからしたりする

と、いつになるか分かんないというか、はっきりしないということもありますので、これは村の対応ではできないんでしょうか。

以上お願いします。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　お答えいたします。

まず、どの部分が村でやったかというのは、まだ確認が取れていませんので、県の方と現場を確認して、どこが対応するかを、調整して対応していきたいと考えております。

○議長　新垣博正　玉那覇登議員。

○６番　玉那覇登議員　お願いですが、例えば、どんどん動圧がかかってきて、いつ崩れるか分かんないような状況だと思うんです。

そういったのを、やっぱり防ぐためにというか、事前に知るために、何か計測器とか、ひずみ計とか、そういったのの設置とかはできないんでしょうか。

以上お願いします。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　検討してみます。

○議長　新垣博正　玉那覇登議員。

○６番　玉那覇登議員　ありがとうございます。前向きな答弁ありがとうございます。

それでは、②の避難路についてですが、避難所から上がって津覇の字有地のほうに避難場所を指定しているということで理解してよろしいですよね。

そこの土地に避難する場合に、村と津覇との間に何か約束といいますか、協定みたいな、ここを避難のときに使わせてくれとか、そういった協定とかは結ばれているんでしょうか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

平成25年に作成しました防災マップにおきまして、津覇自治会が所有する上津覇ノ嶽周辺が一時避難場所として指定されております。

どういった内容の協定であるかというところは、手元に資料がなくて即答はできませんけれども、その点については調査をさせていただきたいと考えております。

○議長　新垣博正　玉那覇登議員。

○６番　玉那覇登議員　今の調査と併せて中城村の自治防災計画の中で、避難場所から交通手段の確保ということもあります。うたわれています。

そういった場合に、そこは交通手段の確保は全くなされていませんので、これから役場と一緒にまた津覇と協議しながら、これからまたよろしくお願いします。

それから、次にマイナンバーカードについては、全国的にも交付率が悪いというふうなことで、国としてもマイナンバーカードを広く広げようというふうなことで、いろいろやっていますけれども、私が調べた範囲では、中城村、今年の令和２年３月１日現在で、全国は15.5%、沖縄県が13%、全国的にも上位10位の市町村がありまして、上位５位は伊是名村33.6%、次に８位の北大東村29.3%とありますが、本村は7.8%と３月１日現在です、これは。

特定給付金を申請の場合にも、マイナンバーカードを持っていたら、すぐ早めにもらえるというふうなこともありましたので、そういった交付率も上がっているかと思いますが、今、直近の中城村の交付率は何%ぐらいでしょうか。

○議長　新垣博正　住民生活課長　義間　清。

○住民生活課長　義間　清　それでは、御質問にお答えいたします。

個人番号、マイナンバーカードの交付率ですけど、現状でございますが、最新で交付率にして10.21%でございます。これは令和２年の７月末、人口２万1,916人に対し、申請累計が3,075人、そして交付累計が2,238人となっております。

○議長　新垣博正　玉那覇登議員。

○６番　玉那覇登議員　ありがとうございます。

先ほど、村長からもありましたように、マイナンバーとの絡みがあって、マイナンバーカードを利用したコンビニでの交付とか、そういったありまして、費用対効果等もありますので、今後検討するというようなことでありましたが、マイナンバーカードというのを作成するというのは、コンビニで行政機関から発行される証明書だけではないわけです。

それ以外にも、いろんなところで活用できるというふうなことで、例えば出産するとマイナンバーを取得して、出産からお亡くなりになるまでということで、出産していろんな申請をしたり、小学校に入ったらまたそういった学校への支援等の申請面とか、就職したときも、今は必ず、ほとんどマイナンバーカードを必要とされるということで、いろんなところで、ＩＴの今の技術が活用されるということでありますので、やはり交付率が少ないからやらないということではなくて、やっぱりマイナンバーカードをつくったら、そういったので、いろんな便利になるよということで、例えば図書館のカードとしても利用できるということもありますし、マイナンバーカードを持っていたらいろいろ便利だよということを、村民に周知をして、そういったマイナンバーカードの交付率を上げるようにしてほしいなと思います。

これで、大枠２は終わります。

それでは、大枠３です。

先ほどの回答では、インフルエンザの予防接種は、中学生以下は、今年から補助をするということでしたが、私、金額聞き忘れてます。もう応一度、休憩でもいいですが。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時３９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３９分）

○議長　新垣博正　再開します。

玉那覇登議員。

６番　玉那覇登議員　分かりました。ありがとうございます。

中学生以下が無料ということであります。

やはり予防接種というのは、大体平均して１人3,000円ぐらいということで、家族で受けると１万円から２万円ということになりますが、できましたら補助でも、僅かでもいいですから、補助していただければ、接種率も上がるのかなと思いますが、何しろ財政とのこともありますので、これをまた今後拡大していけるようにお願いをしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長　新垣博正　以上で玉那覇登議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時４０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３０分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、新垣貞則議員の一般質問を許します。

○７番　新垣貞則議員　それでは、議長の許可を得ましたので、７番、新垣貞則の一般質問を行います。

大枠１番、久場地区の施設整備をして住みよいまちづくりを図る。

①東海産業の私有地にある、「戦後引揚者上陸碑」を移動して観光振興の取組みについて伺います。

②中城モールの砂浜に防砂ネットの仮設材が建てられているが、ネット破れや支柱が錆びて、景観は悪化しているが対策は。

③吉の浦発電所の排水路は、ヒューム管の中に土砂が溜まり、水はけが悪く水が淀み、環境は悪化していますが、対策は。

大枠２番です。吉の浦公園の施設整備。

①護岸は草が生えて、村民はウオーキングして健康づくりをするのに、支障を来しています。

その対策は。

②野球場の内野は水はけが悪い状況です。それと陸上競技場、テニスコート、駐車場等の照明が暗いですが、今後の計画は。

大枠３番です。公民館に書記を配置して、地域の活性化を図る。

①村内（子供、青年会、婦人会、老人クラブ）は幾つありますか。課題について説明をお願いします。

②村内の65歳以上の2018年、2025年の人口と１人当たりの医療費は。課題について説明をお願いします。

③公民館を活用して、今後の高齢者の健康づくりの取組は。

④自主防災組織を普及させる取組と課題は。

⑤公民館に書記を配置して、協働のまちづくり事業として、地域の活性化を図る取組について、伺います。

以上、簡潔な答弁お願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは、新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては教育委員会と都市建設課、大枠２番につきましても、同じく教育委員会と都市建設課、大枠３番につきましては教育委員会、健康保険課、福祉課、総務課、企画課のほうでお答えいたします。

私のほうから、お尋ねの大枠２番の吉の浦公園施設整備についてでございますが、議員御承知のとおり、計画書に基づいて適宜行っていくつもりでございます。

それと同時に補助金の対象となるものが出てきますと、それをまた優先的に活用して整備を行っていくという方針は変わりませんので、また今後も教育委員会と連携取りながらやっていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　こんにちは。大枠２の②についてですけども、吉の浦公園の整備については、議員も御存じのとおり、令和元年度は吉の浦会館の女子トイレの増設、そして男女トイレの改修、テニスコートの整備、野球場の人工芝の整備、体育館の電気のＬＥＤへの取替え等を行っています。

これだけ多くの改善を行ってきました。今後も吉の浦公園整備計画に沿って、村民が活用しやすいように、ますます充実した運動公園にしていきたいなと思っています。

大枠１の①、大枠２の②、大枠３の①の詳細については、生涯学習課長のほうから答えさせます。

以上です。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それでは、新垣貞則議員御質問のまず大枠１の①戦後引揚者上陸記念碑について答弁いたします。

久場の戦後引揚者上陸記念碑は、平成８年３月31日に戦後50周年記念事業の一環として私有地の敷地内に建立されております。現在、記念碑を見学する際には、会社へ連絡し了解を得ながら見学をする状況であります。

今後、見学者が安全で、いつでも見学していただけるような移設場所をできるだけ現在の場所に近いところで、見学者の利便性や地元の意見も考慮に入れながら、前向きに取り組んでいきたいと考えております。

観光振興につきましては、今後の活用方法について、これから検討させていただきたいと思っております。

続きまして、大枠２の②野球場関連の整備と吉の浦公園を含めた照明についてお答えいたします。

今年度の事業としまして、野球場に関しましては、内野と外野の一部の土の入替えの整備と１塁側、３塁側の木を伐採し、応援スペースと

防球ネットなどの整備を実施いたします。

公園内の照明につきましては、テニスコートを含めた駐車場、その他の場所を予算の範囲内でどれだけの施工規模になるか、現在調整をしながら、今年度中に整備する部分は整備していきたいと考えております。

次に、大枠３の①公民館の書記の配置について、各種団体の課題等についてでございます、現状も含めです。答弁に当たり、各団体名を略称で答えさせていただきますので、御了承ください。

現在、村内子ども会は１本部、１支部、村青年連合会は１本部、１支部、村婦人会は平成30年度から活動を休止しております。村老人クラブは現在16支部で活発に活動しております。

各自治会についての状況を自治会長に電話にて聞き取り調査を実施いたしました。子ども会は20自治会、青年会は４自治会、婦人会は６自治会と、実際婦人会ではないんですが、自治会の活動の中の婦人部としての活動が７自治会で活動が行われているとお伺いしております。

課題につきましては、老人クラブを除いては、各団体とも共通して会員の減少であります。社会情勢の変化や共働きや個人の時間活用の多様化など、地域活動への参加が減少しており、また各団体への行事や他団体への協力などで、会員を含めた参加する方々が多忙化になっているとも感じております。

しかしながら、各自治会では、それぞれ伝統芸能や体協、ＰＴＡ活動などで、自治会活動の行事等も含めて、継続して活動を実施している状況でもあります。

老人クラブにつきましては、現在1,000人余りの会員がおりまして、村内の団体では一番パワーを持って活動が盛んに行われている団体と認識しております。

その中で、現在70代後半の会員が中心で、60代の会員の加入率の伸びが厳しいというのが課題としてお伺いしております。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　それでは、御質問の大枠１の②と③、大枠２の①についてお答えいたします。

大枠１の②についてです。現在、海岸は県の管理になっているため、修繕の要望を行ってまいります。

③については、令和元年度に管から海への出口にボトルユニットを設置し、海からの砂が入り込まないように対策を講じましたが、砂の流入が多く、現状では砂のたまりを解消できないため、ボトルユニットを増設し、海岸からの砂の流入を防ぎ、ヒューム管の土砂がたまらないように、対策を行ってまいります。

続きまして、大枠２の①についてです。護岸は県の管理になっておりますが、ウオーキングなどの支障になっている場合は、維持管理の範囲内で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長　新垣博正　健康保険課長　仲松範三。

○健康保険課長　仲松範三　新垣貞則議員の御質問にお答えします。

大枠３の②、村内の65歳以上の人口と医療費について、65歳の人口は2018年3,845人、2025年には4,940人を予測しております。

１人当たりの医療費、2018年国保加入者、65歳から74歳までの方々で、34万円、2025年には約40万円と予測をしております。

後期高齢者75歳以上の方々は、2018年には約108万円、2025年には130万円と予測をしております。

課題についてですが、2025年には団塊世代が75歳以上となり、現役世代が大幅に減少します。今後高齢者の社会保障費が大幅な増加が見込まれ、高齢者を支える現役世代の減少が気になるところであります。

○議長　新垣博正　福祉課長　照屋　淳。

○福祉課長　照屋　淳　新垣貞則議員の大枠３の③についてお答えします。

現在、高齢者の健康づくりとして、介護予防事業を18か所の公民館等で実施させてもらっております。

また、地区ふれあい事業のほうは16か所の地域で実施されております。今後も介護予防事業、地区ふれあい事業もともに各地域の公民館等を拠点として、継続して実施できるよう支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　自主防災組織を普及させる取組と課題についてお答えいたします。

本村における自主防災組織は、現在４団体でございます。

これまで、村としましては行政懇談会での説明や設立に向けた勉強会の実施、防災訓練及び防災講演会による防災意識の向上等により、地域が自主的に自主防災組織を結成できるよう取り組んでまいりました。

まだまだ周知不足の面もあると思いますが、一人でも多くの住民が防災意識への関心を持てるよう、関係機関と協力しながら、自主防災組織の必要性を訴えいきたいと考えております。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは、新垣貞則議員の大枠３の⑤についてお答えします。

自治会長会より公民館への書記配置要望についてはありました。議会においてもいろいろ意見などもあり、議論がなされましたが、村においても、多額の費用がかかることや要望書にあった書記の職務内容について、自治会長などにおいて実施できることや、利用団体との協力、運用によって補えるものと考えており、公費負担による助成は行えない旨を書面にて回答しております。

なお、自治会長会においては、いろいろと議論があり、どうしても書記を配置したい自治会については、まずは独自で取り組んでいこうということの話があったということで、伺っております。

以上です。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　それでは、大枠１番の①、東海産業の私有地にある戦後引揚者上陸碑を移動して観光振興を図る取組について再質問します。

戦後引揚者上陸碑は東海産業の敷地に建設されています。どういう目的で建設されたか説明をお願いします。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それでは、お答えいたします。

まず、この上陸記念碑につきましては、終戦とともに本土や海外から県内の約17万人余りの引揚者のうち、久場のほうに約10万人の方々がこの桟橋に第一歩を踏みしめております。

この桟橋の付け根のほうが、現在の戦後引揚者上陸記念碑のある場所でありまして、船をモチーフとした３本の石柱からなっておりまして、その石柱には引揚者の心情、不安、喜び、希望を表現しております。

また、石柱が連なる様子が、この地の引揚者のゲートになったことをイメージして建てており、建立の目的としましては、現在この記念碑の説明欄にも記載がございますが、戦争の惨禍を忘れず、永遠の世界平和を祈念し、建立していくと記載されております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　久場自治会長や区民より、戦後引揚者上陸碑移動の要請があります。戦後引揚者上陸碑は平和の象徴の一つで、戦後の沖縄復興は、ここから始まったといっても過言ではありません。

現在、戦後引揚者上陸碑は久場東海産業の敷

地内にあり、私有地のため一般の方は入りにくい状況です。また、中城村の移民についての重要な文化財施設ですが、自由に見学できない状況です。

今年は戦後75周年、来年は戦後引揚者の受け入れ開始から75周年の節目にあたります。村民をはじめ、県民に広くこの趣旨を理解してもらう。戦後の歴史を振り返り、平和を考える場所です。また、観光交流拠点として活用できる場所がよろしいと思います。

今後の場所の確保と財源の確保の取組について伺います。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それでは、お答えいたします。

場所の確保につきましては、先ほど答弁いたしましたが、現在の場所からできるだけ近い場所において、見学者の利便性も考えながら、地元の意見も参考にしながら、ぜひ地元の協力を得ながら選定していきたいと考えております。

また、財源に関しましては、現在ある一括交付金の範囲内でできるかも含め、次年度まで含め、それぞれの補助事業、文化財も含めた部分があるか、情報を収集しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　「戦後引揚者上陸碑」の移動については、久場でも積極的に協力したいなと思っています。

この前、有志の方々集まって相談したらモールの近く、駐車場を活用して、モールと連携しながら、海もきれい、観光と連動できるじゃないかなという話もありました。いろいろな形があると思いますので、場所は相談しながら、積極的に協力したいなと思っています。

それから、久場の方々から将来的には、沖縄県に要請して戦後引揚者上陸碑記念館を建設して、上陸者、先ほど10万人ぐらいの方々の名簿も作成しながら、写真展も展示して、そしたら観光振興につながるという、そういった意見もありましたので、県のほうに要請の活動をして下さい。

次に、中城モール周辺の海岸に防砂ネットの仮設材が建てられています。ネットは破れて、支柱がさびて、景観は悪化している対策について質問します。

中城モール下の海岸は、モールからブルースカイまで約300メーターの海岸に砂を入れてきれいにして、観光振興に努めています。モール周辺に建てられている海岸防砂ネットが破れて景観を悪化しています。

モールの社長から撤去の要請があります。先ほど都市建設課長答弁がありましたけど、管轄は中部土木事務所ですが、早急に対策とって撤去できないでしょうか、お伺いします。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　お答えいたします。

中部土木事務所に確認したところ、ネットや支柱の破損は県でも把握はしているそうです。ただ、撤去ではなくて修繕で対応をしていきたいという回答を得ています。

以上です。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　撤去じゃなくて、ネットが破れているところもありますので、そこら辺も修繕やって、その対策もいいと思っています。よろしくお願いいたします。

次、③の吉の浦発電所の排水路の環境対策について再質問します。

資料をちょっと御覧になってください。これを見ながら説明します。排水路の環境問題については10年前から要請して、まだ課題が解決されておりません。

公民館の下の北側は、土砂の堆積で排水がスムーズにいかなくて、導流堤を整備しました。発電所の南側、泊向けの排水路も土砂が堆積し

て、対策としてヒューム管をやりましたが、改善されてません。

先ほど都市建設課長が答弁なされているように、ヒューム管の中は土砂が詰まって排水ができない現状です。

平成29年度には排水路に約１万匹の魚の死骸があります。悪臭がするので、行政に対策をお願いしたら、行政の担当者から対策は難しいと言われ、そのまま放置され、区民は悪臭に悩まされた。

発電所を誘致してから、グランドフアやマルチタービンからの騒音問題、現在は排水路の環境問題で、毎年のように土砂やドロが増えています。また護岸にはハブも増えて、今年３月頃約２メーターのハブが出没し、区民が除去しました。

排水路の環境問題の課題を解決するために、どういう取組をしますか、伺います。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　それでは、お答えいたします。

吉の浦の発電所の排水路の対策については、電力北側に導流堤や南側に排水路の整備を行ってきましたが、かい砂の堆積による南側の排水路の閉塞がたびたび起こり、排水路の流れに影響を与えております。

水路部分の管理、現在、水路部分の管理責任が不明となっていることもあり、効果的な対策ができない状況です。

今後、県や沖縄電力と協議を行っていく中で対策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　資料を２ページの、県の港湾課から資料をもらってきました。県の港湾課の今後の方針案は課題解決に向けて、悪臭対策として、排水路を埋めて舗装して、自転車、それから遊歩道、遊具等を増設する計画です。

騒音対策としては、植栽の計画をしています。県港湾課は新年度の予算に向けて取り組んでいるが、村からの要請がないそうですので、早急に要請する必要があると思います。

先ほど、都市建設課長から答弁ありましたように、課題解決するために、３者調整会議（県港湾課、中城村、沖縄電力）３者で仕事内容を役割分担して取り組んだら、課題解決が図れます。

３者で調整会議を開催する考えはないでしょうか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　お答えいたします。

排水路の埋め立てや植栽の計画は、県との協議の中での案の一つだと考えております。

ただ、決定しているものではありませんので、今後も沖縄県、村、あと電力の３者による協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　村長に伺います。

この排水路の環境問題は、村長が議員時代からの提案事項です。久場の自治会長や泊の自治会長から中城村へ、平成29年６月30日付で排水路の環境問題の対策文書も提出されています。

昨日、久場の区民からの情報で、排水路に人が死んで、消防と警察立ち会いをして、死亡の確認をしています。

それで警察が事件、事故で調査をしています。原因がはっきり分からない、消防が来たときにはもう死んでいますので、それで、事件、事故で調査しています。

区民から、排水路の環境問題を早く解決してほしいという要望があります。村長の今後の課題解決に向けて取組についてお伺いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

今、担当課からお話があったとおり、これ

我々だけの問題ではなくて、沖縄県も含めて協議をして、しっかりと早めに対策できるよう努めていくだけでございます。

ただ、今の亡くなられた方との話とは切り離して、ぜひ議員も、何も原因が分かってない段階では、これは非常に適切ではないのではないかなと、勝手に思っておりますけども、それとは別にしてしっかりと対応していきたいなと思います。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　この県港湾課が新年度予算に向けて取り組んでいますので、要請がないそうですので、早めに課題解決に向けて、３者で調整会議をなされてください。

吉の浦公園施設の修繕について質問します。

①吉の浦公園の施設を整備して村民の健康増進を図るについて質問します。生涯学習課長を先頭に５月頃、生涯学習課の職員の皆さんが、護岸を草刈り作業して、きれいにしたら、たくさんの子供たちが海岸で遊んでいる。

大人もウォーキングする人が増えました。暑い中お疲れさまです。

現在、また雑草が生えてます。護岸は県中部土木事務所の管轄です。今後の県の予算の獲得の取組について伺います。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１３時５９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時００分）

○議長　新垣博正　再開します。

住民生活課長　義間　清。

○住民生活課長　義間　清　それでは御質問にお答えをいたします。

予算の確保はできております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　それでは、今回の補正予算で中部土木事務所に海岸海浜浄化委託金100万1,000円が計上されています。この予算で吉の浦公園の草苅り作業はできますか、お伺いします。

○議長　新垣博正　住民生活課長　義間　清。

○住民生活課長　義間　清　それではただいまの御質問にお答えをいたします。

住民生活課での事業では、その対応についてはちょっとできないことをこちらのほうで回答といたします。住民生活課ではこの事業として充当することはちょっと考えておりません。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１４時０２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時０３分）

○議長　新垣博正　再開します。

住民生活課長　義間　清。

○住民生活課長　義間　清　それではお答えいたします。

住民生活課での海岸海浜浄化業務の委託なんですが、これについては中部土木のほうからの海岸の漂着物等の収集運搬の処理にかかるものであり、住民生活課としてはただいまの対応については、こちらのほうではできませんということでお答えをいたします。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　これ、県の管轄ではあります。今後、どういう対策を考えているか、お伺いします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１４時０４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時０５分）

○議長　新垣博正　再開します。

生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それではただいまの御質問にお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、もともとこちらのほうは教育委員会が管理する吉の浦公園と、護岸については県ということは御承知でありますし、

しかしながらお話のとおり、多くの村民の方がそこを御利用になされているということからすると、以前にも議会等で何度か答弁いたしましたが、今後も行政を含め教育委員会もですが、以前は議会の皆さんも音頭を取っていただいて草刈り作業、また企業、商工会の工事部にある、そういったところから機械も出していただきながらとか、住民の皆さんといったボランティア活動をできるだけ積極的に、また、偶然、月曜日に私、青年会の役員会に参加させていただいて、青年会のほうからもこういったボランティア活動をしたいということで、単独ではなくてそういった各種団体とも協議しながら年間、何回できるかも含めて公園の管理を、予算が伴わない部分に関してはやっぱりボランティアを募りながら、健康づくりができる整備をしていきたいと考えております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　生涯学習課長のすばらしい答弁です。私もできるだけ協力しますので、村民のための村民の施設ですので、護岸を整備していきましょう。

次に吉の浦公園の整備についてお伺いします。

野球場の内野は水はけが悪いので、野球場の水はけが悪い状況から質問します。

令和２年度の当初予算で野球場の工事設計272万4,000円が計上され、９月議会で契約しましたが、工事の概要と何の補助金で整備しますか。また、工事期間中、野球場は村民は利用できませんが、村民への広報はどのように周知しますか、お伺いします。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それではお答えいたします。

まず、工事の概要につきましては、先ほどの答弁と重複いたしますが、内野の整備、土の入替え、そして外野の土の入替え及びまた両サイド１塁側・３塁側の防球ネットの設置で、また同じように１塁側・３塁側が今、デイゴの木をはじめ、大木が生い茂っておりますが、そこを伐採して芝生を張ってテントを立てながら観戦ができるような状況にしていきたいと考えております。

予算につきましては、一括交付金を活用させていただきます。村民への周知につきましては、ホームページでの掲載や、また基本的には電話予約での受付等のときに、工事がいつから始まるということを連絡しながら案内してまいります。

村内の野球関連者、少年野球であったり中学校、あと育成会等もありますが、そちらのほうにはもう既に連絡調整は済んでおります。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　次に、陸上競技場、テニスコート、駐車場などの照明が暗いです。今後の計画について質問します。

今回、当初予算で公園内照明施設工事設計委託料として400万円が計上されています。公園内の照明施設工事費用、一括交付金で整備しますが、工事はいつから開始していつ頃終わる予定ですか。工事の内容と予算の内訳とか分かりましたら説明をお願いします。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　お答えいたします。

工事費といたしましては、当初予算から2,500万円でこの公園内の施設及び昨年体育館のサブアリーナ、メインアリーナをＬＥＤ化しておりまして、できましたら今回トレーニング室を含めた体育館内のその他の部分もＬＥＤ化もできれば整備したいと考えておりますが、工事費積算しながらなかなかな増額になる可能性があるということで、現在、予算の範囲内で、どこから整備するかも含め、調整をして年内には発注し工期は３か月程度想定しております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　11月、12月になったら

陸上競技場や駐車場とか暗いですので、早めに対策を。なぜかといったら子供たちがけがとか暗いですので、しないようにそういった対策をやられて、早めに進めるように。

最後に、大枠３番、公民館に書記を配置して地域の活性化を図る。①、②、③、④は先ほど答弁がありましたので省略します。

それでは⑤の公民館に書記を配置して協働のまちづくり事業をして、地域の活性化を図るについて再質問します。公民館に書記を配置したら地域の活性化につながるかお伺いします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１４時１１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時１２分）

○議長　新垣博正　再開します。

企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは新垣貞則議員の、公民館に書記を配置したら地域の活性化につながるかということの質問ですが、やはり一概には配置しただけではつながるものではないということでないかと考えております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　公民館に書記を配置して、地域と行政が協働事業連携したら生涯学習課では、各種団体のリーダー育成につながると思うんです。福祉課では介護予防事業、ふれあい事業参加者が増え、事業終了後にはサークルを結成して書記が支援する。高齢者の健康づくりに役立つと思うんです。総務課でも自主防災組織が少ないです。書記を配置した自主防災組織の普及が図られる、地域が活性化されると思います。

この案件については、安里清市議員からも公民館に書記の配置の質問がありました。自治会長会会長からも、公民館に書記の配置の要請があり、中城村議会で採択しました。中城村長にも要望書を出されていますが、文書の回答内容をお願いします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１４時１４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時１４分）

○議長　新垣博正　再開します。

企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは村からの自治会長会からありました書記配置要望の回答の内容ですが、要望書にありました書記の職務内容については自治会長会において対応可能なこと。施錠・開錠についても各団体と協力・運用して対応が可能であると回答しております。

また、25年度から実施しています自治会活動活性化事業や令和２年度に実施します防犯灯のＬＥＤ化などによって省エネ環境への整備、それによって自治会の予算なども負担が減るだろうという部分も含めて、もし各自治会において書記の配置が必要であるということであれば、その費用も充てられるのではないかということ。そして、本件において議会においても各自治会においての一斉実施が望ましいなどの意見がありました。財政状況を鑑みると、やはり困難ではないかということで現在助成の実施はできないということで回答しております。

以上です。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　ちょっと確認します。助成をしない理由として①ですけど、書記の配置の職務内容が現自治会で対応できる。それから、その書記を配置しての仕事内容、職務内容がはっきりされてないということでの助成しない理由だと思っています。

それから村財政状況、予算確保が困難であるということで助成しないという、そういう回答でよろしいですか。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　先ほど答弁したとおり

でございます。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　それじゃ、ちょっと聞きますけど、行政として書記を配置する場合も仕事内容とか、職務内容はどういったことを考えていますか。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１４時１７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時１８分）

○議長　新垣博正　再開します。

企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは答弁します。

先ほど答弁した部分も含めて、各自治会とも職務内容というのはやはり違うというふうに認識をしています。ですので、行政のほうでどういった部分が配置した場合に職務内容ということの定義については、答弁は控えさせていただきたいと思います。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　財政的に厳しい部分もあると思います。前も言いましたけど上地区は南上原、下地区は久場地区をモデル地域にして、自治会長から中城村長宛に公民館の書記の配置要請文書を提出する。要請内容は年間事業計画、年間実施要項、それから例えば、協働事業として、①公民館や公民館周辺の花いっぱい運動、②三味線教室、③公民館祭り、それから敬老会、こういったものを実行委員会を立ち上げてやる。それから子供たちの居場所作りとして書記が支援をやる。そして世代間交流としてボーリングやグラウンドゴルフ大会をして世代間のリーダーを育てます。終わったら事業終了後、評価と決算報告書を村長宛に提出する。

書記の勤務内容は非常勤じゃなくて任用職員で、月曜日から金曜日まで給料を役場職員と同じ待遇。私はこれからの地方自治の取り組むべきことは、地域の課題は地域で考えて解決することが地域の活性が図れ、中城村の活性化につながると思っています。公民館に書記を置いて地域活性化を図るために上地区は南上原、下地区は久場地区をモデル地域に指定して公民館に書記を配置する考えはないでしょうか、お伺いします。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それではお答えします。

議員おっしゃるように、祭りや子供たちの集まる場所など、いろいろな事業を実施することで地域の活性化にはつながるとは思いますが、行政においての書記配置となると、やはりなかなか厳しいものがあると考えています。

先ほど答弁もしていますが、各自治会において、まず必要なところから実施してもいいのではないかということでの自治会長会のお話もありましたので、いろいろ課題等はあると思いますが、まずその部分について各自治会でもいろいろお話をされて、改めてまた行政等でできる部分があるのか、一緒に考えていけたらいいかなとは思います。

以上です。

○議長　新垣博正　あと44秒ですのでまとめてください。

新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　書記を配置する場合に年間計画、年間の事業要綱、それから予算書も村に提出する。別に何もやらないで書記を配置してということは言っていません。これが前進だと思っていますので。要請書を出して行政がヒアリングでやるかやらんかを決める。

私は新しいものを作るときにはモデル地域をして学ばせる。学んだものを各地域の公民館の書記に学ばせる。やまびこがやまびこを呼び、ふるさとの活性化につながります。そのためには公民館を活用した人材育成が必要です。書記を配置して村長が目指す「住んでよかったまち、住み続けたいまち」になるのです。上地区は南

上原、下地区は久場地区をモデル地域にして公民館の書記を配置してください。そうすることによって地域の活性化が図られます。

以上、私の一般質問を終わります。

○議長　新垣博正　以上で、新垣貞則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１４時２４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時３６分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、新垣　修議員の一般質問を許します。

新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　それでは議長のお許しが出ましたので、通告書どおりに従って質問いたします。

大枠１番、新庁舎の今後と利用提案、令和３年１月新庁舎開庁の予定日まで残り期間が４か月と迫りました。工事工程も順調に進んでいるとの報告を聞いております。

①今後の庁舎建設に関わる内部住設工事や外部工事、残工事等などの詳細日程を伺います。庁舎視察の際に気になる点があり、昨日、確認したところ１階の各課表示サインと全館案内板、１階配置案内板は既に設置されておりました。１階各課表示サインは色分けて表示されており、分かりやすく利用者に気を使っていると評価しました。しかし、案内板に関しては、高齢者、視力弱者には文字が小さく見えづらいと感じましたが、担当者の見解を伺います。

利用者に分かりやすい表記の提案ということで、１階フロアに関してですが、人はゆっくり歩行の場合、２メーター、３メーター目先、目線は下方向を見て歩くと工学的に言われています。そこで、出入り口のホール床面、北側と東面の２か所に１階各課表示サインと同色のシール案内を貼付けたら、高齢者や視力弱者、お子様連れ等の利用者に分かりやすく目について案内できるのではないかと提案いたしますが、見解をお聞きいたします。４階建てとなる庁舎、２階、３階、４階に受理する多くの職員、現庁舎では起こり得ることがない動線、人の動きですが、多々起こり得ると考えられます。

②新庁舎のエレベーター利用法について伺います。コロナ禍の収束が見えない中、新庁舎のエレベーター利用人数も制限されるなど、除菌対策等もこれからの課題になると考えるが、利用優先者、職員の利用等はどのように考えているのか伺います。

③エレベーター利用を制限した場合、階段利用となりますが、職員、一般住民、議員、来訪者、大多数の人が階段を利用すると思うが、無造作に昇降してよけて通るようなことのないように、そこで提案したいのが階段は通行帯を取決め、周知徹底表示板を貼り、通行帯指定を図るというのはどうか、意見をお聞きいたします。

大枠２番、オンライン学習支援、校外通信整備の構築に向けて。

補正予算第３号にてオンライン事業整備に関わる予算が承認されました。ＧＩＧＡサポート業務、備品購入、学校内通信環境整備等も整える条件も満たし、可能な条件にあると思います。学校内での通信利用の実施について、①コロナ対策学習支援事業のタブレットの配布状況は。②校内通信環境整備状況を伺います。③実地に向けた教職員の研修、勉強会の取組は。８月、県から第２波状況かともとられる緊急制限発令により一斉休校に入りました。授業時間帯と学習面のさらなる遅れになったのではないかと危惧いたします。学校外での通信授業整備に関連して。④各世帯において、ネット環境機能が可能にあるのか、調査状況は。⑤オンライン学習通信整備の構築を確立する考えはあるか。⑥オンライン学習に向けての今後の取組と課題を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは新垣　修議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては、総務課のほうでお答えいたします。

大枠２番につきましては、教育委員会のほうでお答えをいたします。

議員、非常にすばらしい提案を幾つかなされておりますので、特に新庁舎の今後についての提案でございます。できるものはしっかりまたやっていきながら、いろいろ検討すべきところは検討をさせていただきながら、担当課のほうでお答えをさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　大枠２のオンライン学習支援についてお答えします。

令和２年の４月から小学校で新学習指導要領が全面実施いたしました。同時に今後、21世紀の学校教育が大きな転換点となるＧＩＧＡスクール構想が本格始動します。今回の学習指導要領の改訂で、今までの学習の基礎となる資質能力が、読み・書き・そろばん（計算）だったものに対して、情報活用能力が加えられました。それだけ情報活用能力の育成が重要視されたということになります。

今回のコロナウイルスの問題で、オンライン授業の必要性がますます大きくなってきたと思っております。しかし、課題はいろいろとございます。今後ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けて、学校現場と連携して課題解決に取り組んでいきたいと思っております。詳細については、教育総務課長のほうから答えさせます。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　新庁舎の今後の工事等の日程についてお答えいたします。

新庁舎の内部工事は既に終了し、引渡しも完了していることから、今月中旬ごろから庁内ネットワーク用のランケーブルの敷設と機器の設定、また各課のカウンター、申請用の記載台、キャビネット等の備品類、議場内の家具等を12月末までに設置いたします。外構工事につきましては、駐車場等のアスファルト工事、車止め、白線引き、フェンス設置を９月18日ごろまでに終わる予定です。

附帯工事の当間前原線の改良工事につきましては、９月14日ごろから開始し、９月30日までに完了する予定でございます。

次に、風除室及び１階エントランスホールに設置した案内板につきましては、沖縄県福祉のまちづくり条例にのっとった案内板であり、県との事前協議の手続きを経て設置しております。それぞれ個人の感覚や感じ方が違うことから、全ての人に分かりやすい案内板であることは断言できませんが、執務室と背景の色を分けるとともに、各課窓口上部サインの色と各課案内板の色を一致させるなど、分かりやすく表現できたものと考えております。

また、正面玄関と東側玄関床面に同色のシールを貼ることにつきましては、大型スーパーなどに見られる床面に貼り付ける案内表示のことと思われます。大型スーパーは大規模な床面積を有し、また出入り口も多数あり、さらに県内のいたるところから大勢の方々が訪れることから、床面へのシール等を貼り付けることによる効果はあるものと考えます。しかし、新庁舎におきましては正面玄関から待合ホールまで約260平方メートル程度でございます。また各課窓口上部にも課ごとの違う色の表示板が設置されております。

村としましては、案内板等も含め現在の状態で新庁舎の業務を開始し、今後各方面からの御意見等を踏まえ、検討していこうと考えております。

次に、エレベーターの利用についてお答えいたします。

設置したエレベーターは定員15名でございます。しかし、新型コロナウイルス等感染症が拡大している段階では、１メートルないし２メートルの社会的距離を維持する必要があり、その場合の定員は４名程度となります。利用につきましては来庁者を優先することは当然でありますが、例えば体調のすぐれない職員、足の不自由な職員や妊娠中の職員についても優先的に利用することになると考えております。それ以外等の職員につきましては、健康維持のため階段の利用を推進したいと考えております。

次に、階段を利用する場合のルールについてお答えいたします。

職員等に対し、階段利用を推進することからしますと、一定のルール取り決めは必要であると考えております。御提案の通行帯を表示することで階段が安全に利用しやすくなると思われますので、表示の追加を検討したいと思います。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　では、新垣　修議員の大枠２について答弁いたします。

大枠２の①について、現在、全国においてＧＩＧＡスクール構想に基づき一人１台の端末整備が進められているところであります。本村におきましても、８月に小中学校の情報担当職員に対してＯＳの選定プレゼンテーションを行っております。９月、今月でこのＯＳのほうの決定及び調達業務の発注を行ってまいります。

②について、校内通信環境整備の状況については、本議会におきまして議案として提案させていただきました52号で可決いただきましたので、その工事で令和３年３月末完了予定としております。

③について、教職員の研修、勉強会の仕組みにつきましては、ＩＣＴ支援員並びに外部人材を活用して機器など導入の目的を示して、授業の向上に向けて研修会等を計画して進めていく考えであります。議員からありました県からの緊急事態宣言の発令による本村での休校はありません。

④について、各世帯におけるネット環境について各学校を通して調査を進めているところであります。

⑤について、今回発注いたしました校内通信環境整備工事におきまして、学校の通信整備を実践してまいりますオンライン学習に関する機器整備につきましては、ＧＩＧＡスクール構想に基づき整備を検討しております。

⑥について、オンライン学習実施に向けては、環境並びに機器整備に併せて教員の授業力向上を図る必要があることから、ＩＣＴ支援員並びに外部人材等を活用し、研修会等を計画的に進めながらオンライン学習の充実に取り組む考えであります。

以上です。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　それでは回答に対して再質問をさせていただきます。

まず、総務課長の答弁に対してなんですけども、これまで今回定例会の中でも工事発注に関わるお話とか、それと金城　章議員への答弁もありましたので、工事に関しては聞いておりましたので、これから一部若干の遅れもあったが順調に進んでいるというふうに理解しております。

今、引渡しも終わって管理を、総務課のほうでされていると思いますけども、職員のほうもまだまだコロナ禍対策等、それから日常の業務等いろいろと多忙と思いますが、年度内の管理も十分に行ってもらって施設管理のほうを頑張ってほしいと思います。

この案内板、表示板の件ですが、これは私の見た目の感覚での質問と、もっと見やすくするためにはこうしたら良いのではないかという提

案なんですが、実際、二、三度行きまして私シニア世代ですので、大体１メーター前後ぐらいまで近づかないと、よく見えなかったと。ただ、色分けされている分だけ分かりやすいというのがありました。

課長が、言うように個人、個人の感覚ということもありますので、一概にこれを提案しましょうというのも、良くないのではということもありますので、今後に向けて現状で進めていきたいというお話でしたので、もしそういうことが進めながらそういった視力弱者あるいはお年寄り、年配の方ですが、分かりづらいよというような話が出るようでしたら、再度御検討をしていただいて、一度はシニア世代の代表の村長も教育長もおりますので、一度見ていただいて、やっぱり近づかないと見えないというのがありましたので、そういう意見も踏まえながら再度、開庁に向けて御検討をなされたらいかがかと思います。

続きまして、エレベーター利用に関するということですが、４名に人数制限するということですので、エレベーターを制限しちゃうと階段がどうしても多くなりますよね。

これ私のほうで今通っている施設がありまして、一般的に階段の手すり側を上り、手すりの外側を下りというように、大体一般的に決めているのですが、そうなりますと今回、左側通行帯になるんではないのかなというふうに思っていまして、これは施設管理の皆様方が決めることですので、それも検討をしながらどこを上りにするのか、下りにするのか決めて、この表示方法も今私のほうで写真と資料等ありますので、もし活用して頂ければ提供いたしますので、その辺もお願いいたします。

エレベーターのほうも私がよく利用しているところなんですが、同じような規模でやはり４名で利用していて、それもちゃんとソーシャルディスタンスを取りながらマーキング状況とか、それから表看板に、「こういうふうな状況ですので制限いたします」という案内板もありまして、これも、資料を提供できますので、声をかけてください。

総務課長、一つだけ表示案内のほうで気になっているのがあります。新庁舎建物ですが、先日、総務課長といろいろと表示案内板に関しては一般質問の前にもいろいろと質問等相談をしました。この建物は、消防法第８条の規定、50人以上使いますので防火管理者を選任しないといけないことと、消防計画書を作成しないといけないという建物でありまして、先日も課長にお話しましたけども、避難経路図、これが見当たらないのですが、これは今どうなっていますかと質問しましたよね。

その避難経路図に関してなんですけども、消防法では、避難経路図を設置して備えようということですが、基本的に資料を読みましょうね。「防火管理に関わる消防計画に基づき次に掲げる事項、避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示」とあるんですよね、「建築基準法の中にも」この資料も後で課長のほうにお渡しいたしますので、消防法と照らし合わせて御検討してもらいたいと思います。

まず、気になっているのが要は避難経路図、これから避難訓練とそういった防火区画が必要だと思うんですけど、その点、どのように掲示に関して考えているか、意見を伺います。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

現庁舎におきましては、消防計画を作りまして総務課長が防火管理者とされております。新庁舎におきましても、今御質問の中にありますように、消防計画を作成しなければならないというふうなことがありますので、防火管理者を選任し、消防署への届出を行っていきたいというふうに考えております。

避難経路についての表示ですけれども、これ

につきましては今、庁内の案内看板を設置しているところでありますが、不足の分についてはさらに追加ということも検討をさせていただきたいと思います。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　今後、新庁舎を利用するに当たって、やはり防災訓練あるいは避難訓練等も実施されると思います。そういう誘導マニュアルなどを作成しながらも、その避難経路図というのは、いずれにしても防災計画にも添付しないといけないし必要になると思いますので、それを分かりやすい廊下あるいは各課の要は誘導をする責任者等が目につくようなところに貼れるようであれば貼るような処置をとったほうがいいかと御提案いたします。

先ほど床表示の件なんですけど、よくスーパーとかにあるようなという話でしたが、風除室のすぐ目の先にＡ３版程度、あるいはＡ３版のちょっと大きめのシールをちょっと貼るという感じのイメージでお話をしたのですが、その辺も再度御検討をお願いいたします。

それでは、大枠２のほうに再質問いたします。課長あるいは教育長からもこのＧＩＧＡスクールＩＣＴ関係の取組については、前向きな回答が得られましたので大変うれしく思います。

１点だけ質問をさせていただきます。④のネット環境の調査状況において現在調査を進めているところというふうに回答がありましたけども、どのような調査方法なのか、教えられる範囲でお伺いいたします。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　では、答弁いたします。各家庭におけるＩＣＴ環境のアンケートという形で２項目、４つのもので伺っております。各家庭でのインターネットの環境についてということで、インターネットの環境がありますか、ないですか。ということと、その中でインターネットがあるという形のものではＷｉ―Ｆｉの環境があるかないかという形のものを伺っております。

それと、各家庭でタブレットを利用した学習を行う場合、保護者が学習の補助について対応が可能ですかということと、このタブレットを使って保護者が使用や管理等を行えるかどうかという形のものでの確認を行っていたところです。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　そうですね、課長が言われるように様々な家庭の環境がありますので、やはり３月構想に向けて、それといろんな取組に向けて家庭環境のほうも整備を図れるように、大変とは思いますけども御尽力をお願いいたします。

いよいよＩＣＴ教育導入の構築化に向けて本格的なスタート位置についたなあと感じます。学校通信環境整備工事も議会で承認され、ネット回線引き込み工事も発注されれば校内環境整備に向けての体制は整ったのかなと感じます。あとは校内からの校外へのネット発信に向けての取組体制をいかに行うかで構築可能と思います。

よく村長が言う言葉で、「必要なものにチャレンジしていくことが責務と考える」とよく言われます。今がその時期ではないかと思います。来年３月には校内環境が整えると並行して教職員の今後の教科指導におけるＩＣＴ活用への推進、情報教育の中から児童生徒の活用能力を高める育成を図る教育と、教育の質の向上を目指してステップアップさらにチャレンジをしてほしいと希望して一般質問を終わります。

以上です。

○議長　新垣博正　以上で、新垣　修議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会（１５時０４分）

令和２年第７回中城村議会定例会（第４日目）

招集年月日	令和２年９月７日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	令和２年９月10日　（午前10時00分）		
	散会	令和２年９月10日　（午後３時22分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	安里清市	９番	比嘉麻乃
	２番	新垣修	10番	欠席
	３番	渡嘉敷眞整	11番	仲松正敏
	４番	屋良照枝	12番	金城章
	５番	桃原清	13番	石原昌雄
	６番	玉那覇登	14番	伊佐則勝
	７番	新垣貞則	15番	新垣善功
	８番	大城常良	16番	新垣博正
欠席議員	10番	安里ヨシ子		
会議録署名議員	８番	大城常良	９番	比嘉麻乃
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	こども課長	金城勉
	副村長	比嘉忠典	企画課長	比嘉健治
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	仲村盛和
	総務課長	與儀忍	産業振興課長兼農業委員会事務局長	仲村武宏
	住民生活課長	義間清	上下水道課長	知名勉
	会計管理者	荷川取次枝	教育総務課長	比嘉保
	税務課長	大湾朝也	生涯学習課長	稲嶺盛昌
	福祉課長	照屋淳	教育総務課主幹	宮城政光
	健康保険課長	仲松範三		

議 事 日 程 第 4 号

日　　程	件　　名
第　1	一般質問

○議長　新垣博正　おはようございます。本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず20分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、大城常良議員の一般質問を許します。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　おはようございます。８番　大城常良、議長の許可が出ましたので、これから通告書に従いまして一般質問を始めたいと思います。

大枠１番、教育行政について。

①少人数学級を開始して３年目を迎えているが、これまでの実績（学力）及び課題等は示せるか。

②次年度、最終年度を迎えるがその後も継続するのか、終了するのか、判断する根拠を伺います。

③２幼稚園の認定こども園移行が2023年度開園と新聞報道されましたが、開園までの工程表は作成されているか。これには土地購入及び説明会を含んでおります。

④今年度、中学校移転に伴う調査費が計上されましたが、今後、年次的な移転スケジュールは作成されているのか。

⑤男女混合名簿の導入については、昨日もヨシ子議員と一緒ですけども、ちょっと内容を変えて質問したいと思います。今年度、県内中学校の88.6％、小学校90.4％導入されているが、本村の混合名簿導入について教育長の見解を伺います。

大枠の２番、財政計画の作成について。

①村第４次総合計画、これ、後期計画なんですが、2017年から2021年の中で財政指標を公表し、中・長期的な財政計画を策定しますとありますが、計画の進捗状況を伺います。

②第５次総合計画の中に、公共施設、児童館及び老人福祉センター、複合施設を考えていただきたい。その建設計画を考える時期に来ていると思いますが、当局の考えはどうか。

③公共施設建設積立基金の考えはないか。

以上、簡潔な答弁をお願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは、大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては、教育委員会とこども課のほうでお答えをいたします。

大枠２番につきましては、企画課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、御質問の少人数学級でございますけども、今からもう２年前になります。議員の皆様の御理解の下、議決いただいてスタートをしておりますけども。

教育委員会にお尋ねのこれからもやるのか、終了するのかという部分は、教育委員会のもちろん意向を尊重して我々もしっかり予算づけをして、もし継続ということであればやっていきたいと思っておりますし。私としては、非常に高い評価を受けていると認識をしておりますので、今後も継続できたらいいなと思っております。

そして、新聞報道にもありましたけども、現文科大臣も次の内閣でも継続してこの少人数学級の議論を深めていきたいという話を新聞報道でもありましたので、そういう意味では本村の教育委員会は先んじてそれを取り入れてやっているということは大変高い評価に値するんではないかと思っております。

詳細につきましては、また教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　皆さん、おはようございます。

大枠１の①の少人数学級についてですけども、これは、これまで村長も何度か学校現場に行き視察をしています。村長としても継続したほうがいいという考えでございます。

議員の皆様方も、もちろん授業の様子を見たり、校長、教頭、先生方から話を聞いたり、保護者や子供たちから情報を収集しているかと思っていますが、よい評価が得られたのではないかなというふうに思っています。

私は、仕事をする上で「ぶれない一貫した考え方が大事」だと常に思っています。ぶれないために根本的な考え方として、「この事業をやったら子供たちのためになるのかどうか」ということを常に考えております。少人数学級は、個に応じたきめ細かな指導が充実し、児童のためになるだけでなく、教職員の多忙化解消や学校現場の活性化にとっても、とてもよい事業だと思っております。教育委員会としても、できる限りこの事業を続けていきたいと考えております。

また、御質問の⑤の男女混合名簿に関しては、安里ヨシ子議員の質問に答弁したとおり、学校現場が実施したほうがいいという考え方であれば、実施する方向で校長会また教育委員会会議でも話し合いをしたいと思っております。

詳細については、①と②は主幹から、④は教育総務課長から答えさせます。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　宮城政光。

○教育総務課主幹　宮城政光　御質問ありました内容について、大城常良議員の質問に答えたいと思います。

①、②の実績（学力）、課題、継続の根拠についてお答えしたいと思います。

少人数学級は、村内の小学校２校で御存じのとおり実施しておりますが、学力については、まず、毎年実施しております沖縄県学力到達度調査における、これは小学校３年生の県平均との比較でございますが、少人数学級を実施する前、平成28年度は県との比較でマイナス10ポイント、平成29年度ではマイナス４ポイントでしたが、少人数学級を実施していただいた平成30年度からはマイナス2.5ポイント、令和元年度ではプラス９ポイントと向上しております。

また、学力以外の調査においては、保護者からの御意見として、授業が分かりやすい、子供が悩んでいることなどによく気づいてくれるので安心、また学級担任からも、個に応じた指導がとてもしやすい、一人一人への指導が十分にできるなど、子供たちの学習環境が大幅に向上している意見が出ております。

次に、課題についてでございますが、主に２つあると考えております。

１つ目は、子供の学力向上は複雑な要因が絡んでおり、少人数学級との因果関係までは分かりづらいということがございます。御存じのように、子供たちの学力の向上は、教師の授業力や学校長の経営効果、そして子供たちの家庭での教育力をうまく少人数学級制度に溶け込ませていくことが重要で、教育効果を費用対効果をもって論ずることが難しい部分がございます。

２つ目に、少人数学級できめ細かな指導で身についてきた子供たちの認知能力の力をしっかりと小学校高学年、そして中学校、そして進路選択で特に重要な高校卒業時までつなげていけるかが課題と考えております。

教育委員会としましては、少人数学級によって子供たちの学びの効果が現われていると考えておりますので、少人数学級の取組を引き続き継続していきたいと考えております。

なお、細かい検証などについては、今後も大学と連携しながら進めてまいります。

以上でございます。

○議長　新垣博正　こども課長　金城　勉。

○こども課長　金城　勉　大枠１の③認定こども園の工程につきましては、安里清市議員の答弁と重複いたしますが、こども課としての事業

スケジュールは作成しております。

事業スケジュールとして、今年度で用地購入を行います。用地購入のめどが立ち次第、年度内には事業者選定の公募を行う予定です。来年度当初より実施設計に入り、来年度中には建設工事へと進む計画となっておりますので、2022年度中に建物が完成、2023年から開園の計画となっております。説明会につきましては、教育委員会からのコロナ禍が落ち着き次第との答弁もございましたので、教育委員会の計画に協力していきます。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　では、大城常良議員の大枠１の④の中学校移転に伴う調査の年次的なスケジュールとしては、今年度、基本計画及びＰＦＩを活用できるかの調査を行い、来年度、ＰＦＩ事業の活用を進めていく場合では、アドバイザリー業務の委託を行い、令和４年度までに計画、協定書及びどのようにこのＰＦＩを進めていくかを進めていき、最短で令和７年度頃からの開校を予定しております。

以上です。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは、大城常良議員の大枠２についてお答えします。

財政計画の進捗については、現在、計画案を策定している途中であります。今後、精査を行い、公表に向けて取り組んでいきたいと考えています。

②の第５次総合計画についても、現在作成中であり、児童館などの公共施設については各課の計画や住民ニーズの確認も行いながら、財源も踏まえて担当課と協議を行っていきたいと考えております。

③の基金についてですが、これまで中城南上原小学校新設や新庁舎建設に向けた大型の建設の場合に基金を設けております。今後予定される大型の公共施設などの建設は、小中学校の改築等が挙げられると思います。現在、教育委員会で行っている小中学校の改築整備に向けた民間活力導入調査も踏まえた上で検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　議長、大枠２番のほうからやりたいと思いますので、よろしいですか。担当課長、よろしいですか。

それでは、大枠２番のほうから先にやっていきたいと思います。

まず、第４次総合計画の進捗状況ということで、これはまだ作成中ということなんですけど、これ後期ですよね。第４次総合計画、後期。これが、2017年から2021年まで、もう来年いっぱいなんです。その中でまだまだ作成中というのは、私としては全然納得いかないなと。通常であれば、もう前期、後期合わせて10年の期間がある中で、こういうものをしっかりとつくっていただいて、村がどういう方向性を持って何をつくるのか、どこを目指しているのか、そういうものをしっかりと立てていかないと。

今、各議員の方からも、児童館あるいは老人福祉センターの改築とか、そういうのも含めて全て住民ニーズに合わせるというふうな課長の答弁だったんですけれども、すでにニーズはあるんです。建物を見ても老朽化が激しくて、もうあと10年も恐らくもたないだろうと私は思っているんです。そういうのも担当課でしっかりと頭に入れて、この建物はどうしようと、どういう考え方でやっていこうとか。

そこで、中期で５年間、しっかりと事業計画あるいは財政計画も立てて、長期になった場合も、10年後の事業計画を、そしてそれの財政計画や財政状況も踏まえながらしっかりと作成していかないと、物事は始まらないと私は思っていますので、こういうところはしっかり、これは村民からも、なぜ中城は中長期計画、財政計

画はないのというような話もあちらこちらから出ているもんで、これはしっかり作成していってください。早めの作成でよろしいですか。もう一回答弁お願いします。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは、お答えします。

議員のおっしゃるように、総合計画の中でも財政計画を作成していくということで、これまでもなかなか策定ができない状況があって、今回担当との調整の中でも、まずは現段階でできる財政計画を策定して公表し、随時計画の見直しを行いながら各施策に取り組めたらいいのではないかということで今回進めていますので、議員おっしゃるように、早めに策定できるように取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　しっかりと手当てして、担当だけではなくて、これは中期的な、あるいは長期的な作成ですので、全課、庁議で議論して早急に進めるように要望します。

次、②のほう、公共施設の計画はないかということで、これも同様になるもんですから、現在と、私が言ったようなもの。

これ、第５次総合計画の中に建設計画、これは作成中ということなんですが、これ、住民ニーズに沿ったやり方で行くということなんですけれども。

行政としては、建設計画が住民から持ち上がっている、いろいろな建物が欲しいというような話もある中で、そういう複合施設を設定して、各担当あるいは行政全ての方々が頭に入れて、該当する交付金はないのかとか、それについてまた該当するためにはどういう必要性があるのか、そういうのも含めて、今、県庁に出向いている人もあまり見かけないもんですから、ぜひ県庁に出向いて調査を行っていただきたい。

そして、当局でも、さっき言った③の基金の積立てはできないかということで、検討していきたいということなんですが、今から検討してもあと５年、10年の後になってしまうもんですから、早急に、例えば施設建設基金というのも立ち上げていただいて、交付金が例えば二、三年後に決まった時点で早速使えるような、時間をかけていって、一定の財源を村でも積み立てていただきたい。

確かに、これは大変厳しい条件だと思います。県に出向いて、なかなか該当しないと。私もいろいろな話を聞いても、それには自己財源を充てるしかないとかそういう話もあるんですが、やっぱり、いろいろと話を聞けばいろんなところに交付金、財源はあるかもしれないという話もちらちら聞くもんですから、どう計画すれば交付金がそれに当てはまっていくのか、そのためにはどうしたらいいのか、そこまで考えて計画しないとこれは前には進まないと思っているので、ぜひ皆さんも十分目を皿にして、交付金の状況あるいはどういうのがあるのかということも含めてしっかりやっていただきたい。

村長、こういう交付金に関して、今はないということなんですが、やはり積立てをやっていかないと、大変厳しい、もういつまでたっても建てられないという状況ですので、ぜひ後押しして、村長の言葉で、しっかり探していきますとか、そういうのをどうですか、一言お願いできますか。

こういう、村民からの要望がある中で、しっかりと交付金を探して、県にも行って、国にもどういうのがあるのかといろいろ聞いて、それを村としても少し積立てをやっていかないといけないなというような考え方はあるのかどうか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

基金云々というのは、今すぐ財政と決められることではございませんので、ここで置かして

いただきますけども。

補助金だとか交付金だとかというのは、でき得る限りの情報を全て頂くようなことは、もちろん私は常に思っておりますので、国にしろ、県にしろ、それは議員がおっしゃるとおり、我々もアンテナを張り巡らせてやっていきたいなと思っております。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　常にアンテナを、今言われたように張り巡らせてしっかりとどうすればできるのかと、できない話はしないで、どうしたら本当に今望んでいるものが造れるのかというのを踏まえて財政計画、特に中長期的な財政計画がないと全く進まないと思いますので、しっかりと作成して、公表まで早めに進めていただきたいと思います。

それでは、大枠１番の①に移りたいと思います。

少人数学級、３年目と言うよりは今２年半、実質、の中で、村長もいい評価をしていて、続けたいということと、私が言った学力の実績、課題はというところで、数字的なものも28年から令和元年までいろいろといい方向に向かっているということで。

私も、４年間のモデル事業として始まったんですが、今、３年生ということで、主幹はやられたんですけども、これは２年半前といったらやっぱり３年生がこの授業を受け始めて、今年でもう４年、５年になっているか。その中で、前の４年、５年と現在の４年、５年の比較はやったのかどうか、どうですか。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　宮城政光。

○教育総務課主幹　宮城政光　ただいまの質問にお答えしたいと思います。

４年生、５年生ということですけれども、現在、少人数学級を経験したのは小学校５年生、３年生のときに経験しております。３年生が経験した30年では、実際は、平均して、30年度の平均の伸びです、県との差は11％。これは算数です。そして、国語については５％。そして、現在、令和元年度になっての平均ですけれども、県との差は１％という形に推移しております。

現在のところ、少人数学級を実施した３年生は10ポイントという、先ほどお話なさいましたが、小学校４年生に関しては、この子供たちにおいては、平成30年度については県との差はマイナス２％で、令和元年度はマイナス１％ということで、大きく変動はしておりません。

ただ、５年生になった子供たちを見てみますと、実際に少人数学級を受けた差はプラスにはなっていますが、その県との差が少し縮まっているという形の結果となっております。

以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　私も以前、少人数学級が始まる手前で、教育長のほうから「学力の経済学」という本を見て、その中で、これは少人数学級だけで成績が上がるものではないと、主幹言われたんですけれども、やはり家庭の学習が一番、50％、半分近くを占めると、あとは指導者、先生方の与える影響も大きいということなんです。

現在も、この教諭の指導力が大変影響するんですが、その教諭の指導力というのは今どういうふうに感じておられるのか、お願いします。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　宮城政光。

○教育総務課主幹　宮城政光　大城常良議員の質問にお答えしたいと思います。

教諭の授業力についてということでございますが、昨今、平成29年度に新しい学習指導要領が改定されております。これに対応する教育技術が現在求められております。これまでなかった新しい学力感、それも含めて教師に研修等、もしくは自己研さん力を上げなければいけないと私たちは考えているところです。

ただ、村費負担教職員と県費負担教職員の実

力、研修差が現われないように、実際には村費研修も県と同じように研修をするなど、教師の授業力向上に努めております。

そして、毎週、少人数学級を行っている学級に足を運びまして、教師の授業の様子を確認し、しっかりと助言等ができるような仕組みを整えております。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　前にも指導あるいは研修、そういうのは全てやっているということなんですが、年次的に、例えば７名の教諭がいて、毎年、年度末になったら退職している方がいる。理由を聞いたら自己都合と。やはり、若い方々はどうしても新しい職場、本採用とかそういうものになっていると思うのですが、それについて、継続していただけるような教諭というのは探せないのか。二十何歳の若い人たちがいて、新しい学校に行ってしまうとか、そういうもの含めて、指導のやり方に差が出ないのかどうか。例えば、退職して、また新しく入って、また同じような研修をやっていくと。２年目の人はもうそれだけやってきたから、腕は上がっているだろうと思うんですが、そういう点はどうですか。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　宮城政光。

○教育総務課主幹　宮城政光　大城常良議員の質問にお答えしたいと思います。

確かに、教師の人材を発掘するということでは非常に難しい問題でございます。実際に、村費負担教職員については、実力を持って退職なさった先生であったり、実際に若い先生方については、大学、近場で琉球大学教育学部がありますので、実際に教育学部の先生から情報を得たり、そして実習等で実際にやる気だったり将来性だったりというのをしっかりと見込んで、子供たちに不利のないような人材を採用するということで、尽力しております。

退職なさった経験のある先生方と若い先生方の実力差があまりにも大きく開くことがないように、面接と研修等でそこはカバーしていきたいと考えております。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　学級によって差が出ないようにしっかりと指導、それから同じようなやり方を徹底してやっていってください。

それから、モデル事業をやる前に、先ほど教育長も言われたんですが、３年をめどに琉球大学で検証を進め評価をまとめるとの方針があるようですが、それについて、最重要視する点はどこなのか。教育長、伺います。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　お答えします。

学力の向上という、知力の部分だけで、この研究は因果関係という面で検証できないということは、要するに、同じ学校の児童を同じ学年を分けて、１つは40名の学級、１つは15名の学級で調査するということではありませんので、科学的な根拠に基づいた検証はできないということです。

したがって、保護者のアンケートとか、教師のアンケート、子供たちのアンケート、それは確実に意見として取り入れられていきます。

その部分というのは、私いつも考えているのは、知育だけではなくて、やっぱり徳育、体育の部分、学力というのは、総合的な総称として捉えないといけないと思っています。大学のほうとも、当然テストの点数はもちろんですけども、そういった部分の非認知的な部分の子供たちの成長も大事だと思っていますので、将来的に知力だけが育てば大成するかというとそうではないと思っていますので、やはり徳育の部分もバランスよく育てていかないといけないと思っています。最後までやり抜く力で粘り強く取り組む姿勢、友達と仲よく活動する等子供たちの心の面でも大学と一緒に研究していけたらなと考えているところです。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　私も、この事業自体を否定するわけではないんですけれども、しっかりと検証をされて３年目にどういった結果が出るのか。

私も、４年間終わったら終われよというような話をしているわけではなくて、しっかりと検証してさらにいいものにしていただきたいという観点から、今日はこうした質問をさせていただいているもんですから、常々、私も、子供への教育は、未来への投資であるということで、費用対効果は考慮しないでほしいということも含めて言っている中で、それをやったことで将来、この子供たちが中城村に寄与すると、中城村のさらなる発展をこの子供たちが次世代にまたつなげていくということもありますので、この少人数学級をこれからもしっかりと体制を整えて、２年後続けるのであればそのまま続けても結構ですし、しかし検証は必要だということですので、しっかりとお願いしたいと思います。

次、③２幼稚園、これは安里清市議員の質問で聞いていますので、私が質問しているのは、工程表は作成されているのかということで、課長はスケジュールは作成しているという中で、この作成表を我々に配付できないかと思っているんですが、その点どうですか。

○議長　新垣博正　こども課長　金城　勉。

○こども課長　金城　勉　お答えいたします。

実際の建築箇所やスケジュール表の開示の提供につきましては、ある程度の用地の確定、めどが立った段階で御提示したいと考えております。

用地取得の未確定の段階で開示いたしますと、このスケジュール表だけが独り歩きしてしまって、用地の確約も取らずに事業だけ進めるのかというような所有者の心象を悪くするというところもあると思っておりますので。

業務につきましては、きちんとスケジュールに沿った努力と執行をしてまいりますので、公表については今しばらくお待ちください。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　今、用地の話が出たんですが、令和２年の当初予算で１億8,600万の用地購入資金ということなんですけれども。

今、村が進めているその用地の購入状況、それはどういう状況なのか、伺います。

○議長　新垣博正　こども課長　金城　勉。

○こども課長　金城　勉　お答えいたします。

用地取得の進捗状況につきましては、全所有者への事業の説明を終え、事業への御理解は頂きました。

以上です。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時３６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３８分）

○議長　新垣博正　再開します。

○こども課長　金城　勉　再答弁させていただきます。

まず、村がこういった事業を計画して進めていきたいと考えておりますというところで、全所有者６名の方々に事業の御説明をして、事業への同意はいただきました。その次に、農地変更もしないといけないというところで、全所有者から農用地利用変更申請の同意も頂いて、村のほうで、農用地除外の手続をしております。事業への承認をもらったと。次は、不動産鑑定を入れ、物件補償の価格が出ないと、２回目の交渉には進めませんので、現在、その作業をしている段階でございます。担当課長としては手応え、反応はよかったという認識でございます。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　まだまだ交渉中ですので、場所がしっかり定かではまだないかもしれないんですけれども。これは、５筆、５名ということなんで、ぜひ、購入が決まった時点では、

購入が決まってそろそろ議会にも公表できるなというところがあれば、すぐにでも公表いただいて、それに伴い工程表の提出も要望します。

あと一点は、説明会の件なんですけれども、やはりコロナ禍で大変難しいという状況なんですが、それについて、コロナ禍ではあっても、いろいろ分散開催とかそういうのも含めながら、新聞にも大きく報道された、中身もしっかりと、今、村が向かっているようなところで書かれているということで、村民から私のほうに、これもう決定しているのというような電話もあったんですが、その辺についての説明会は透明性を持って早めにやらないといけないと思います。

なぜかというと、我々、いつも新聞報道の後からしか村民がその事業について把握していないというのが続いているような気がするもんですから、やはり住民説明会を終えた後で報道がなされるというのが順序じゃないかなと思うんです。

南城市でも皆さん御存じのとおり、住民説明会で100名以上の方が来て、その中で市長は非常に丁寧に説明したんだけれども、了承が得られなかったと。市民からの理解が得られなかったということで、先送りになってしまったということもあるもんですから。

全てを決定してから村民に説明会を持って、そこで村民が理解をしなかったというようなことになった場合、非常に厳しいかなと思いますので、ぜひ、この説明会をどういう形でもいいですのでしっかりと受け止めて、早めにやっていただきたいと思うんですが、どうですか。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　では、答弁いたします。

この２幼稚園の廃止及び認定こども園への移行の説明会については、その開催方法等検討して、どのような開催のほうがベターなのか、どういう形のもので周知していけばいいのかというものを調整いたしまして、こども課も一緒になって進めていきたいと思います。

以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　新聞報道で、しっかりと内容あるいは時期そういうのも含めて出されていたんですが、それについて、村民から行政のほうあるいは教育委員会、学校のほうとかに、どうなっているのというような話はあったのかどうか、その点どうですか。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　では、答弁いたします。

住民からの問合せ等は各幼稚園のほうに問合せ等がありまして、幼稚園のほうで一応対応しているところです。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　しっかりと村民に住民説明会を持って、村民が理解できるような、皆さんが行っている資料を見れば、村民もそんなに反対をしないんだろうなと思うんですけれども、そこはやっぱり我々と村民の違いもあるもんですから、丁寧に、謙虚に説明会を早期に開催するように、強く要望したいと思います。

次、④番は、これはまだまだ調査費の計上でありますので、そのほうも移転スケジュール、先ほど課長がいろいろと言われたんですけれども、令和７年開校予定ということで、大まかな工程表、これが令和７年に開校しますというようなスケジュールをぜひつくっていただいて、とりあえずは議会にこういう流れですということで話ししていただくとか、あるいはこのスケジュール表を提出するとか、そういうのができるのかどうか、伺います。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　では、御質問に答弁いたします。

今年度行っている基本計画を作成いたしまし

て、この導入可能性調査を今年度の末に行ってまいります。

それで、導入可能性調査において、ＶＭＦを確認し、基金とかをためて造る、または、そのＰＦＩのほうが有利ですというような結果が出た場合のスケジュールイメージというものが作成しております。それ以降のものというのが令和３年度に何、どれどれやって、令和４年度までに行います。それ以降はこの業者との協定を結んで建築に移っていきますので、その工程表のほうは議会の議員の皆様に提出することも可能ですし、安里清市議員からも提出依頼がありましてお渡ししているところです。

以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　一般質問した議員だけではなくて、やはり議員はみんな一緒ですので、全ての方に提出していただけるように、工程表ができ次第配付のほうを要望したいと思います。

次、⑤のほうで、教育長、さっき学校現場が導入したほうがいいと考えたら導入していくということなんですが、これは、県の教育委員会が2015年から毎年導入を推奨する依頼文が届けられているということなんですが、これ普及を図るようにということで。それについての依頼文はどう取り扱っているのか、その点どうですか。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　宮城政光。

○教育総務課主幹　宮城政光　大城常良議員の質問にお答えしたいと思います。

県のほうから、確かに男女混合名簿についての依頼が、通知が、各都道府県、市町村の教育委員会に届いております。これについては、市町村教育委員会もしくは学校の取り決めによって実施する旨の推奨の文章が届いております。

教育委員会におきましても、実施についてのお話はさせていただいております。ただ、実施する内容についての決定については学校長の判断に委ねるところが大きいと考えております。

昨日の答弁でもお話をさせてもらいましたが、今年度、男女混合名簿についてのヒアリングを実際にはしております。実際に、来る10月ですけれども、校長会において実際に男女混合名簿についての議題を取り上げさせていただくという流れになっております。

以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　県内の小中学校、大まかでいえば90％が導入しているわけで、本村だけがなぜできないのか。昨日、メリット、デメリットということで、デメリットはあまり言わなかったんですけれども、何かそういうような障壁というのかな、壁になるようなことが存在するのか、学校に、これを導入した場合に、その点はいかがですか。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　宮城政光。

○教育総務課主幹　宮城政光　大城常良議員の御質問にお答えしたいと思います。

これは、私の経験でございますが、実際、男女分けていた名簿のときでございますけれども、こういうアンケートを取ったことがあります。私のクラスにおいて、実際に男に生まれてよかった、そして女性に生まれてよかった等の、学習の中でそういう話になったことがございます。その中で、男子の子供たちは男に生まれてよかったという意見が多数ございましたけれども、女の子に至っては、何人かは、やはり女性に生まれてあまりいいことがないというような形で、そういう意見が非常にありました。その意見は、やっぱりお話を聞いてみると、男の子がほうが前に出ていくことに少し慣れてしまっているというところがちょっとございました。

ただ、これまでの経験の中の一つにやっぱり男女混合名簿をした学校、市町村にも勤務した経験がございます。実際に、混合名簿に、それにとらわれることだけではないんですけれども、

実際に混合する教育を進めていく中で、学校で行う共同学習、実際に協力をしていくという視点においては、男女差は少し見られなくなっていくということのほうが大きいのかなというふうにして思っております。

本村においては、混合名簿のみをもって男女を分けた教育をしているわけではございませんので、実際は学校現場に伺うと、男女に分けた教育ではなくて、一緒になって混合で実際に取り組む教育が実践されておりますので、この名簿についての御指摘については改善できるところは改善していきたいと考えております。

以上です。

○議長　新垣博正　残り55秒です。まとめてください。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　もう一点、教育長にお伺いしたいと思います。

教育長は、前回、西原東中学校にいたんですが、その中では混合名簿が作られていたと思うんです。

やはり男女差別の解消とか、早急な導入を要望したいと私は思っているんです。それについて、校長が決めることだということなんですが、教育委員会から後押しして、名簿の導入に向けてのお考えはあるのかどうか、どうですか。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　結論から申しますと、昨日も答弁しましたが、学校現場が必要だと、実施したいという方向であれば実施していきたいと思っています。

やはり学校の実態がどうなのかというのが一番大事だと思っています。いろんな不都合な面が出てくるというんだったら、やはり学校現場の意見を尊重しないといけないと思っています。

私の校長の頃の経験からすると、男女が仲よく過ごしているという点は非常によかったなと思っています。

１人の気になる生徒を探すときに、40名の中から名簿を探すのと、半分の20名から探すのでは、時間的なロスが起きたりとか、そういった校長としての不都合もありました。

基本的に、私は、これは人権教育だと思っていますので、人権教育は学校現場で年間計画に沿ってきちんと指導なされています。そういった面を、男女が平等の視点であったりとか、それから相手を思いやる気持ちであったりとか、とても大事なことだと思っていますので、学校現場のほうには引き続きこの人権教育は徹底して指導するように話をしていきたいと思っています。

○議長　新垣博正　25秒です。まとめてください。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　最後に、やはり今年は新型コロナウイルスの影響で、多大な、事業の縮小あるいは中止になりました。それで、村民の生活も厳しさをどんどん増している状況であります。

村の１次補正、２次補正、それについては私は高く評価するものでありますが、まだまだ先が見通せない中、コロナ対策として、国が58兆円、県が1,073億円と大幅な補正を組んだことにより、来年から、次年度からの地方財政は非常に逼迫するだろうと思いますので、ぜひ職員一丸となって、少ない予算で大きな成果を勝ち取れるように一生懸命頑張って精進していってください。

以上で終わります。

○議長　新垣博正　以上で、大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時５４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０６分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、仲松正敏議員の一般質問を許します。

仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　皆さん、おはようございます。

それでは、議長より一般質問のお許しが出ましたので、通告書に従って質問をいたします。

大枠１番、発達障害児支援について。平成24年に文部科学省によって実施された調査で、公立小中学校の通常学級において、学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は約6.5％となっています。仮に１クラス30人とすると、その中で１人から２人はこうした児童生徒が在籍している可能性があるということを示しております。本村において、乳幼児健診等で発達障害を持った児童を早期発見し、適切な支援を行うための取組について伺います。

①本村の発達障害児数は。

②早期発見、早期療育への取組は。

③発達障害児への支援を進める中で、本村が認識する課題は。

④家族への支援体制は。

⑤学校現場における教員の発達障害への理解と福祉との連携について。

大枠２番、村道や農道の交通安全対策について。平成31年度６月議会において、村道や農道の交通安全対策について質問いたしました。その中で、村道や農道への設置されているカーブミラーの更新や改修工事の早急な改善を要望しましたが、いまだに改善が見られないように思われますが、今後の対応について伺います。よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは、仲松正敏議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては、教育委員会と福祉課のほうでお答えをいたします。

大枠２番につきましては、都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、村道整備等交通安全等に関してでございますが、御承知のとおり、限りある予算の中で四苦八苦、担当課のほうもやっているとは思いますが、なかなか意にかなわないところもあるようでございます。今後も優先順位をつけながらの対応にはなるとは思いますけれども、一生懸命やらせていただきたいなと思います。

詳細につきましては、また担当課のほうでお答えいたします。

以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　大枠１の発達障害児支援についてですが、沖縄県教育庁としても、とても重要視しております。2019年から2022年までの３か年間の計画である学校教育における指導の努力点にも、特別支援教室の充実について、個々の教育的ニーズや支援体制の確立について示されております。

村教育委員会としても関係課と連携して、適切な支援ができるように子供たちの自立に向けて努めてまいりたいと思います。

③④⑤については、主幹のほうから答えさせます。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　宮城政光。

○教育総務課主幹　宮城政光　仲松議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、③④についてでございます。

幼稚園や小学校は、学級集団の中での教育が中心となっております。実際に、幼稚園や学校に在籍してからじゃないと子供自身の困り感が分からないため、その子に合った支援計画が作成することが難しいという課題がございます。そのため、各学校には教育相談員だけではなく、特別支援コーディネーターを中心に保護者に寄り添った支援と学級で困り感を抱えた子供の学びを保障していくため、保護者と連携し、子供

の学ぶ環境をつくり上げていくよう努めており、教育委員会としましても確実に支援ができるようしっかりと教職員研修を実施し、助言を行っていきたいと思っております。

続きまして、⑤についてです。

教員の発達障害の理解については本県、本村にとしても取り組んでいるところでございますが、まずは、中頭地区におきましては発達障害についての研修会が年２回行われ、村の研修においてでも年２回研修を実際行っております。

また、各学校においてはしっかりと年間計画を作成した上で、計画的に校内研修などで特別支援コーディネーターを中心に実施されております。

福祉との連携では、日頃から支援が必要な家庭の情報を福祉課やこども課と共有し、対応に当たっております。

○議長　新垣博正　福祉課長　照屋　淳。

○福祉課長　照屋　淳　それでは、仲松正敏議員の大枠１の①から⑤についてお答えします。

まず①ですが、福祉課で把握している情報としましては、まず、障害手帳の取得状況というのがございます。そして、障害児福祉サービスの利用状況の数があります。発達障害の診断を受けた児童が取得する障害手帳には精神保健福祉手帳があり、発達障害分野の診断を受けた児童は、今年３月末現在、18歳未満で４名となっております。障害児福祉サービスの受給者が総数で93名います。その中で主たる障害として発達障害の診断を受けた対象児は30名、発達障害の疑いがあると、まだ診断が領域分野の状況はあるんですが、確定していない児童というのが３名、合計33名となっております。

②につきましては、まず、早期発見なんですけれども、乳児検診、こども課のほうで行われている乳児検診、１歳６か月検診、３歳児検診における問診票の中で発達の段階を示す項目があります。また、医師の診察があります。その中で発達の気になる子については、医療機関での精密検査の御案内や保健師のフォローというのが行われております。

そういった精査等の受診後に発達障害領域の診断を受けた方や経過観察を要する方のうち、福祉サービスの利用を希望する方について、福祉課の相談支援専門員が対応しております。相談員は、対象児の障害等の状況を把握し、村内外の事業所の紹介や同伴見学等の支援を行っております。

また、学童期における支援としては、現在、社会福祉協議会で養成している支援サポータートトロの会というものがございます。そちらのほうで各小学校と調整し、主に生活支援というので、サポーターが派遣されております。

③につきましては、相談支援体制の課題として、県内におけるこの発達障害の療育支援を専門とする医療機関というのがなかなか受診の予約が取れないということがあります。そのため、医療専門領域の支援を開始するまでに時間を要しているというのが、これは中城だけじゃなく、県全体的な課題ということになっております。

学力支援の課題としては、支援サポーターの要請の支援向上のための研修体制というのが、構築というのが少し足りないという状況があり、社協のほうでは検討しているところです。

④につきまして、家族への支援体制ということですが、相談支援専門員による継続的な相談支援というのを実施しております。乳幼児から学童期における発達障害の診断名というのは、なかなか一定しない傾向というのがございます。対象児の気になる行動の発生要因は様々であり、対象児の養育歴、生活歴、病歴等を丁寧に確認し、対象児や保護者への相談支援を行っております。医療機関の受診前にこれらの支援が不十分でありますと、保護者と支援者との信頼関係構築というのが築けない状況がありますので、保護者の障害を受容する、その慎重に寄り添う

支援というのを常に心がけて対応しているところです。

最後に、⑤になりますが、教育総務課、発達障害の支援に関しては、教育総務課、こども課、福祉課等の３課連携が必要になります。意見交換を行う場として、障害の相談支援ワーキングというワーキングチームがありますので、そういったものもより活用して、連携をより深めていきたいと考えております。

以上です。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時１７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１８分）

○議長　新垣博正　再開します。

都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　それでは、御質問の大枠２についてお答えいたします。

農道のカーブミラーは、大型車の接触により傾いたり、支柱が折れるなどの破損があり、道路利用者からの連絡や現場で確認した際には早急に修繕を行っております。道路利用者の安全のため、今後も破損があれば修繕を行い、新設については自治会の要望などを確認し、優先順位をつけ、設置してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　それでは、これより再質問をしたいと思います。

この発達障害児に関して、近年、年配の女性の皆さんより、若い世代の母親の会話の中で保育園の園児で発達が気になる子が増えてきていると聞いてよく耳にします。こうした子供の友達と上手に遊べなかったり、じっとしていることができず、集団行動ができなかったりするため、日々の保育に工夫が必要で、保育士の皆さんが子供への対応が大変だとのことであります。

平成24年に文部科学省が行った調査によりますと、小中学校の通常学級には発達障害の可能性があり、特別な教育支援を必要とする児童生徒が6.5％いるという結果が出ております。

また、俗に、グレーゾーンと呼ばれている診断の段階で、発達障害の症状に当てはまる部分があるにもかかわらず診断基準には満たされなかったり、十分な情報がなかったり、矛盾する所見があるためにはっきりとした診断ができない子供たちがたくさんいるとされております。

このことから、保育所や幼稚園において発達障害の可能性があり、支援が必要な子供は相当数いると類推されます。

それ、本町において、発達障害児の数について、何点か障害手帳、福祉サービスを利用されている人数、４名でしたかね、お聞きしましたが、本村の学校現場における小学校、中学校において、この発達障害の可能性のある生徒を学校ごとに何名いるか、また、支援学級の数は、その辺、お願いします。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　宮城政光。

○教育総務課主幹　宮城政光　仲松正敏議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、教育委員会としましては、発達障害児についての詳細な調査は行っておりませんが、医師、病院のほうから、診断において発達障害と診断された児童生徒の人数は把握してございます。小学校41名、中学校10名、計51名でございます。

なお、発達障害といわれる子供たちですけれども、実際は、発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群などといった症状がございますが、その子供たちが在籍しているクラスは９学級と、本村においては情緒学級、合わせて９学級という形になります。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　それでは、人数はお聞きいたしました。本村においては、発達障害

のある子供たちは、年々、増加している傾向にあるのか、そうでないか、その辺。

○議長　新垣博正　福祉課長　照屋　淳。

○福祉課長　照屋　淳　では、お答えします。

まず、福祉サービスの受給者というものでいいますと、平成28年４月１日現在については22名いらっしゃいました。今年、令和２年４月１日現在、33名となっております。この間、30名から35名の間を推移しているという状況がございます。

また、相談支援で発達障害の疑いのある子供の相談の実人数というものでいいますと、平成24年については20名、今年、令和元年の実績では62名とかなり倍増している状況がございますが、元年がちょっと突出して多い年になっております。それまでは、30年までは大体30名前後で推移しているところです。

この発達障害の定義が発達障害者支援法というもので、平成17年４月に施行されて定義がつけられておりますので、その支援法の施行後、かなり発達障害に関する理解というものが深まりまして、相談件数については年々増えているものと認識しております。

以上です。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　本村では、そんなにたくさん増えていないという状況ですかね。

ただ最近、新聞報道でも、結構、そういった子供たちが増えているという、今月の始めの新聞ですかね、載っていたもんで、それでお聞きしたんですが。そんなに、極端にたくさん増えていく傾向でもないということで安心しております。

次に、発達障害というこの言葉はメディアでもよく最近取り上げられております。一般に知られるようになりました。それで、発達障害といっても、このＡＤＨＤ、自閉症、先ほど主幹からありましたアスペルガー症候群など。その推移は、症状、種類などは様々であります。発達障害は脳の障害であるため、完治は困難といわれていますが、早期からの教育、療育をすることで、症状をある程度緩和されることができるといわれております。それでいろいろ調べたところ、新潟県柏崎市では、早期発見に向けた専門家のチームが組織され、保育園や幼稚園で学校等の訪問調査を行っていると。

そこで、本町において、この発達障害の早期発見に向けた専門家チームは組織されているのか。それと、保育園や幼稚園、小学校の訪問調査は行っているのか、お聞きいたします。

○議長　新垣博正　福祉課長　照屋　淳。

○福祉課長　照屋　淳　お答えします。

まず、専門チームにつきましては、現段階のところ、設置はしておりません。ですが、必要に応じて個別案件の情報提供や協働による支援というものは実施しております。訪問調査等については、福祉課においてはこれまでには行われておりません。

以上です。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　ぜひ本村でもこういう柏崎市のような専門チームをつくっていただき、早期発見、それぞれ早期治療によってある程度症状も緩和されると言っておりますので、ぜひその辺お願いします。

全乳幼児の健やか成長、発達に向けて乳児検診、１歳６か月児を対象に、対象に村として検診は実施していると思います。１歳６か月検診や３歳児検診で言葉の遅れや落ち着きのなさなどから発達障害等が疑われる場合は、その年、今、どのような検診や診察を受けるよう勧めているかお聞きします。

○議長　新垣博正　こども課長　金城　勉。

○こども課長　金城　勉　御質問にお答えする前に、先ほどの保育園の訪問調査についての追加答弁をさせていただきます。保育園におきま

しては、気になる児童に、幼児に対する保育の充実ときめ細やかな対応として、また、保育者への発達障害の正しい理解と対応の普及ということで村内の保育所の巡回相談を実施しておりますことを報告いたします。

ただいまの御質問の、疑われるからすぐに検診、診察を受けるように勧めるものではなくて、支援としては、検診にてフォローが必要だと思われる親子に対しましては、検診事後フォロー教室というのがございます。また、発達・発育相談というのも実施している中で、家庭や保育でのお困り感を聞き取り、児童への対応を助言しております。

必要に応じて、こども課の臨床心理士による発達検査も行います。保育園との支援体制なども相談しながら発達面のアセスメントを行い、保護者の困り事を軽減しながら支援しております。保護者の発達障害の受入状況も確認しながら、対象児の成長に応じて特性に合った支援が必要な時期に早期療育への促進を図っております。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　じゃあ、次、年齢的に４歳児半はもう発達障害の発見の重要な時期といわれております。就学前の発達相談は、保護者からの希望となっていると思います。それぞれ発達障害のおそれがあると判断した場合の保護者へのその対応について伺います。

○議長　新垣博正　こども課長　金城　勉。

○こども課長　金城　勉　御質問の発育・発達相談につきましては、年齢を限っているものではございません。常時、受け付けております。今年よりこども課を設置しまして、子育て世代の包括支援センターも立ち上げておりますので、妊娠期から専門職、心理士とか保健師のかかわりができてきておりますので、困り事感に応じて適切な支援を提供できるように努めております。

重複しますけれども、発達・発育相談の中で専門職が家庭での困り感を聞き取り、児童への対応の助言、継続的に支援し、保護者の発達障害の受入状況も確認しながら、対象児の成長に応じ、特性に合った支援が必要な時期に早期療育へと適切な支援につないでおります。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　そうですね、保護者にとっては、そのような子供が昔から特にかわいいといわれておりますので、これからもより丁寧な対応をお願いしたいと思います。

次に、③に移ります。

本村の発達が気になる児童で発達に支援を要する児童への対応についてですが、どのような課題があると考えるか。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　宮城政光。

○教育総務課主幹　宮城政光　仲松正敏議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、課題についてでございますが、発達障害のある子供たちの課題としては、子供の個性や困り感をできるだけ早期に把握する必要があると考えております。福祉課やこども課との連携を図り、困り感を抱えた子供たちとその保護者へ寄り添える対応を行っていきたいと思います。

また特に子供たちにおいては、小学校入学時の児童において特に重要とされているのが、支援計画というふうにしてなっております。支援計画をしっかり記載することによって、保護者、そして事業所、学校と連携した取組がなされると思います。その辺の課題はありますので、しっかりと教育と結びつけていけるよう支援をしていきたいと考えております。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　子供の特性や発達問題を的確に把握し、対応するためには、やはり職員には発達障害についての研修、しっかりと受けて、そのような知識を学ぶことが大切です

ので、いろんな研修をしっかり受けさすよう、よろしくお願いします。

次に、④障害を持つ子供の家族に対する支援ということで伺います。

発達障害を持つ子供の早期発見、早期療育が必要とされているが、早期療育は子供への療育と家族への支援、この両輪が立たなければならないと考えます。

そこで、療育を必要とする幼児の保護者がフルタイムの就業を希望する、もう両立が不可能で諦めたといった声も耳にしますが、今本村において、この療育と保育を必要とする家庭への対応についてはどうですかね。

○議長　新垣博正　福祉課長　照屋　淳。

○福祉課長　照屋　淳　お答えします。

福祉課において、サービスを利用している子供たちに関して言いますと、保護者がお仕事があって、例えば、通所している事業所の送迎時間に間に合わないということが多々あります。そういう場合には、その事業とこちらが契約を結びまして、日中一時支援という、一時預かりの、通常の障害支援が終わって後の預かり時間という形の時間を設けて、保護者がその時間に事業所のほうへお迎えに行っていただくと、そういう形で支援をしておりますので、保護者の就業が不可能になるという事例はかなり減っている状況があると認識しております。

以上です。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　分かりました。

次に、⑤に移ります。

教育現場における教員の発達障害への理解や対応力の向上は喫緊の課題であり、本村においても教員の研修会議などはしっかり行っていると思います。学校現場では、子供たちの個性や特性をできるだけ早期に把握し、適切な対応をすることで本人の生きづらさを解消し、発達をサポートする必要があります。

また、子供の状況や適切なサポートを家庭及び放課後等デイサービス等の事業者と情報を共有し、同じ方向で療育をしていかなければ、子供が混乱する原因になりかねません。

しかしながら、家庭や事業所との連携が、必ずしも十分ではないとの声も聞かれます。関係者間でも役割分担ももう曖昧な中で、結果として、現場の先生方が療育のみならず様々な業務を背負い込まれている事情が見られると考えるが、そのような現状について、どのように今後感じていくか伺います。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　宮城政光。

○教育総務課主幹　宮城政光　仲松議員の御質問にお答えいたします。

現状についてどのように考えていくかということの御質問でございますが、まず、発達障害のある子供たちの教育については、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠であります。

先ほどもちょっと述べましたが、子供たちの困り感に寄り添えるよう早期に把握し、支援ができる体制がまず必要となります。そのためには、学校に今配置しております特別支援コーディネーター、そして外部事業者で担当しております外部事業者のコーディネーター、この２方が、２人がしっかりとした連携を取ることによって、保護者へ寄り添える支援が可能と考えております。今後、その連携がうまくいくように教育委員会としてはしっかりとした助言をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　それでは、あと１点だけ、ちょっとお聞きします。

特校に行きまして、一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容、方法などを盛り込んだ個別の指導計画や関係機関との連携による乳幼児期から学校卒業後まで、一貫した支援を行うための教育的支援の目標、内容等を

盛り込んだ個別の教育支援計画を作成し、その計画に基づき、適切な支援を行っているとは思います。支援を必要とする児童生徒の計画が必ずしも全員には作成されていなかったり、作成されていても内容が不十分であったり、十分に活用されていないなどの現状もあると思われます。そのような課題について、どのようにこれから取り組まれるか、お願いします。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　宮城政光。

○教育総務課主幹　宮城政光　仲松正敏議員の御質問にお答えします。

個別の指導計画、指導計画等について、当村の課題についての御質問でございます。

特別な教育的ニーズのある子供たちについては、小学校入学後においても必要とされることから、学校と関係機関が連携し、個別の支援計画、指導計画を作成しなければならないということが学習指導要領にもしっかりと明記されております。そのため、今年度、個別の支援計画の様式が保護者との連携のもと、作成されているのか、点検、見直しを、現在、行っているところでございます。

また、これまで学校ごとに作成されていた支援計画などの様式ですけれども、今年度統一した特別支援計画の様式になるよう、現在作成を行っているところでございます。これからも誰一人置き去りにしない教育の実現を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　ぜひ、そのような子供たちが学校教育のいい教育環境で過ごせるよう、これからもよろしくお願いします。

次、大枠の２に移ります。

このカーブミラーについては、最初も話しましたけど、もうあれから２年がたちましたが、私がいろいろ確認したところ、先ほど課長は、順次改修、改善されているようなこと、たしか、そのような答弁でしたよね。

でも、特にこのカーブミラーの破損というのは、土地改良区、主に和宇慶、南浜、北浜、津覇の南側のカーブミラーと最近も聞いております。だから、その辺、本当に、向こう、検査してちゃんとやっているのか、もう一度。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　それでは、お答えいたします。

利用者から連絡とかあった場合は、早急に対応しています。ただ議員のおっしゃる場所が今農道内ということで、具体的な場所が把握できていないのかもしれません。担当課としてはできるだけパトロールして、そのような場所は修繕、改繕に努めているところであります。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　課長はそうおっしゃいますけどね。前回質問した中でその箇所も大体私言ったと思うんですけど、本当に支柱だけ立っていたり、この反射板がどこを向いているかも分からない。自分の車が映ったりとかそういうのも、たしか、前は話しました。

このカーブミラーの修繕が進まないというこの理由、最初で村長もおっしゃっていましたけど、確かに、財政の問題も、予算の問題がある。しかし、村民の安全安心、それから財産を守る上で、これは、やはり早急で改善する必要があると思います。

最近も、農道で、これは安里のほうですけどね、軽トラックと乗用車の大きい事故がありました。確かに、カーブミラーだけではこういう事故は防げないと思います。そういった十字路、Ｔ字路、見えないところでは、一番運転手の目視、これが第一ですよね。だけど、中には、カーブミラーを見ているかどうか分からないけど、全然そういう十字路、Ｔ字路で停車しないで通過する車があります。こういった場合にね、本当に、結構スピードが出ているので、もし万

が一、大きな事故につながったら、もう本当に命の問題にもなりかねます。

このカーブミラー、課長、先ほど大型車、キビ運搬車、それから台風によって破損が結構あると言われましたけど、このキビ運搬車、運送組合や、それから私の考えで、この製糖工場に対しても何らかの要請、気をつけるように、そういったことはできないんかね。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　お答えいたします。

ただいま、いい提言頂きましたので、早速、そういった要請を検討してみたいと考えております。

○議長　新垣博正　残り54秒です。まとめてください。

仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　また１年後、こういった質問が出ないよう、課長、よろしくお願いします。

やはりこのカーブミラーの改修、改善、一刻も早くやっていただかないと、村民の皆さんから役場は何やっているんだという声もかかるようにならないように、聞くことがないように、ぜひ進めていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長　新垣博正　以上で、仲松正敏議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時４９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３２分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、渡嘉敷眞整議員の一般質問を許します。

渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　ただいま議長のほうから御指名を受けましたので、３番　渡嘉敷眞整、通告書に従って質問してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

大枠１、育英会の運営強化について。

育英会財政再建構築の取組について。育英会の経緯について伺います。

①何年度に始まり、現在まで利活用者は何名か。現在、貸費中の学生は何名ですか。１年間の貸費生は何名ですか。その金額は幾らですか。

②育英会の予算はどのようになっていますか。その予算でスムーズに運営できますか。何人までが限度ですか。

③小中学校の要保護・準要保護児童生徒は何名か。また、学年で平均すると１学年当たり何名ですか。その予算額は幾らかですか、伺います。

例えば、これは自分の考えで、１学年で10名に貸与した場合というのを作ってちょっと計算式を入れてあります。最低でも10名はいるだろうということでやっています。１名掛ける４万円掛ける12月、48万円掛ける10名で480万円、480万円掛ける大学生が４学年ですので、４学年で1,920万円。

それ以外にプラスの入学金の貸与金があるようですので、貸与額は一定じゃなくて25万円、30万円、40万円それぞれ人によって違うようですので、これも10名を掛けてマックスで400万円、合計しますと、これはあくまでも仮の計算ですけれど、マックスで3,520万円になります。１年でしたら880万円になります。

次、今、新型コロナウイルス禍でアパート代、食費、学費等が確保できないで困窮している大学生、専門学校生、高校生がたくさんいるようでございます。育英会の財政を立て直して学業支援をより強化充実できますか、伺います。

大枠２、認定こども園の用地購入等進捗状況について。

中城・津覇幼稚園を廃止して、３歳児から５歳児の３年教育を導入する民設民営の認定こども園を整備し、令和５年度に開園予定というこ

とで新聞にも報道されておりました。園の規模、方針等は村が作り、運営に当たる事業者を公募する予定と聞いています。

①新庁舎周辺に建設用地を村が購入し、これは一括交付金事業を適用するそうです。民間に貸すとのことですが、その用地取得の進捗状況は。そこに面積と、先ほど答弁で地権者５名だとおっしゃっていましたが、面積のほうをお願いします。

②基本設計から住民説明会、公募、開園までのフローチャートを伺います。

回答をよろしくお願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは、渡嘉敷眞整議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては、教育委員会でお答えいたします。

大枠２番につきましては、こども課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、まず今議会でも数名の議員の皆さんからも御質問がありましたけれども、この認定こども園に対する我々行政側としてのこれからやっていく土地取得、そして説明会等云々をしっかりとできるように、子供たちのことですので、この３年後にはしっかり開園できるように、また一緒になって頑張っていきたいと思っております。

詳細については、こども課のほうでお答えをいたします。

以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　大枠１の育英会についてですけれども、教育委員会としては将来の中城を担っていく人材育成のために、できるだけ学びの環境を整えていきたいと思っております。

詳細については、教育総務課長のほうから答えさせます。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　では、渡嘉敷眞整議員の大枠１についてお答えいたします。

①の事業について、事業としては昭和52年から現在のような制度になっております。現在までの利活用者は118名で、貸費中は14名で、償還中も現在14名となっております。入学準備金制度が平成27年度より始まり、これまでに22名の方が利用しております。118名の中に８名のこの入学準備金、奨学金制度を活用している方がいらっしゃいます。14名の貸費金は月54万円となり、年間648万円となります。

②の育英会の予算についてなんですけれども、育英会の予算については、現在は貸費金を償還する歳入及び年間数件ではありますが、寄附を頂いて行っております。また、何名までが限度かの質問については、貸付額の貸付終了数等にもよりますが、５名から６名が限度と思われます。

③について、育英会の貸付制度は大学院、大学、短期大学、専修学校の２年以上となりますので、小中学校の生徒はおりません。

ちなみに、小中学校の要保護・準要保護の学年当たりの平均人数なんですけれども、昨年度が小学校で平均35名、中学校で30名、今年度が小学校で学年当たり39名、中学校で41名となっております。

次に、現在、育英会の運営目的では学費を貸費し、そのほか育英上必要な業務を行い、有能な人材を育成することとしており、学業支援を行っているところであります。

以上です。

○議長　新垣博正　こども課長　金城　勉。

○こども課長　金城　勉　大枠２についてお答えいたします。

大枠２につきましては、大城議員への答弁と重複しますので、御了承ください。

まず、①の用地取得の進捗状況につきましては、全地権者６名への初回交渉として、村の私

立幼稚園等整備促進事業の御説明をし、事業への御理解は頂きました。初回の交渉の感触としましては悪いものではなかったと思います。

また、建設予定地６筆での開発には農振農用地除外の手続が必要なため、全地権者から農用地利用計画変更への同意も頂き、村のほうで農振農用地除外の手続を行っております。

現在、不動産鑑定評価と物件補償の調査を入れておりますので、評価額などが決まった時点で、次の段階として購入交渉を進めてまいりたいと考えております。

予定面積としましては、7,250平米、約2,193坪を予定しております。

②の開園までのフローチャートにつきましては、スケジュールと理解してお答えいたしますが、事業スケジュールとして、今年度で用地購入を行います。用地購入のめどが立ち次第、年度内には事業者選定の公募を行う予定です。

来年度当初より実施設計に入り、来年度中には建設工事へと進めていくこととなっておりますので、2022年度中に建物が完成、2023年度からの開園の計画となっております。

説明会につきましては、教育委員会からのコロナ禍が落ち着き次第との答弁もございましたので、教育委員会の計画に協力していきます。

○議長　新垣博正　渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　それでは、１件ずつ再質問をさせていただきます。

今、この新型コロナウイルスが蔓延したために、大学生の生活状況が浮き彫りにされたというのかな、それで新聞やテレビ等で報道されているように大変困っているんだという話ですよね。それで５名に１人ぐらいは大変苦しくなって、困ってやめる方々も出てくるんではないかという懸念があるわけです。それで、その育英会の力があれば相当数救えるのではないかという思いで、この質問をさせていただいております。それでまず、育英会の予算はどれぐらいかという話でお聴きしたんですが、最低五、六名ぐらいが限度だろうという話でしたので、それでは非常に少ない。

それで、施政方針を見てみますと「子供の貧困問題については就学援助等の支援策の周知を徹底し、対象世帯が各種制度を活用することで生活の安定につなげてまいります」というふうにあります。

それで、要保護・準要保護の予算を調べてみましたら、先ほど課長からも答弁ございましたけれども、現在、小学校で262名、中学校で121名、トータルで383名、本当に努力して、村民に周知徹底して、この希望者を募って、それだけの予算を確保し、要保護・準要保護の本当に困っている皆さんを補助しています。これは相当数伸びているのではないかと思っています。

金額にして、小学校で1,892万6,000円、中学校で1,471万3,000円、合計3,363万9,000円という予算を投じて、このような貧困世帯というんでしょうかね、困っている子供たちを救っているわけです。そういうのが言うなれば、高校生になり、大学生になると直接の管理下にないので、教育委員会としても、これを救う手だてが今のところ育英会しかないんです。

それで、先ほどの子供たち、トータルで383人を小学１年生から中学３年生まで９学年ありますから、それで割ると１学年当たり約42名、ほぼ50名ぐらいの子供がいらっしゃるわけです。そうすると、毎年毎年、大学に行く年齢になる方が50名ぐらいいらっしゃるわけです。それで、そういう家庭を救って支援して、大学まで学ばせて卒業させるということができれば、非常に大きな村民の人材育成につながるわけですよね。

そういうことで、これは今、私は、ただ10名という例えばの話で試算しましたけれども、もう来年４月からすぐ来ますので、最低でも予算を作って10名でも始めていただきたいなあと思います。１学年10名ですと４学年で40名になり

ますよね、今現在14名しか貸していないという話ですので。

それで、結局はっきり言ったら、育英会の財政がないというような状況にあるんではないかと思うんですよ。だから、財政さえ作れば、教育委員会も村広報で募集はしていますけれど、いろんな方法で周知していって利用者を増やすこともできるだろうと思うんです。

ただ、恐らく今の予算の範囲、育英会の財政の範囲では、広域であまり募集して来れば来るほど心配があるわけですよ。例えば、担当課としては、その人数を超えてきたらどうしようとなっちゃうわけです、どう断りましょうかという話になるので。だから、心配なほど大きいわけです、予算がないと。そういうことで、ぜひ一般会計からでも繰り入れて支援していただきたいと思います。

ということで、ぜひこの育英会の財政を増強していただきたいんですが、村長さん、どうでしょうかね。急で申し訳ないですけれど、気持ちだけでもお願いします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１３時５３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時５４分）

○議長　新垣博正　再開します。

教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　では、答弁いたします。

一概に奨学金制度は育英会だけではなく、県内ではいろいろな公益財団のほうからの奨学金がありまして、こちらが給付型ということで給付して返さなくてもよいというような奨学金があります。そちらのほうに行く子供たちが多く、中城村の育英会みたいに貸与型の場合には数が限られていて申込者が少なくて現在、それで一旦この予算内でおさまっているという状況です。

○議長　新垣博正　渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　給付型、返さなくてもよい、それは一番うれしいですよね。中城村もそれで行きますか。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　給付型のほうは現在、予算では不可能となります。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１３時５６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時５６分）

○議長　新垣博正　再開します。

渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　じゃあ、給付型はどうしても難しいと思いますので、貸与型でも結構ではないかなあと思っていますので、貸与型でも人数を周知すれば応募者は増えると思いますか、思いませんか。それをお願いいたします。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　現在、ホームページ、広報での周知になっておりますが、それ以上の周知をどのようにやっていけばいいのかというものと、それ以上に周知を行った結果、この貸与する家庭の収入基準がありますので、そちらのほうまで周知していくのかという形のもので進めていけるかどうかということで、周知が今、ホームページと広報にとどまっているところであります。

○議長　新垣博正　渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　貸付基準というのは作ればできるものですよ、作っていないからできないだけの話で。これは作ればできるものですから、検討すればいつでも作れる。問題として、そこが問題じゃなくて金がないところが問題だと思っていますので。だから、この育英会を充実させるために一般会計から繰り出すとか繰り入れるとか、あるいは市町村を応援する予算がありますよね。人材育成基金みたいなものがあります。そこからでも結構ですけれど、最

低限、10名だとすると1,920万円を繰り入れると。

そして、これは１人認定すればその年度では済みませんので、４か年かかりますから、それの４か年分、４か年継続していけるかどうかの話もありますので、そういうところも含めてこの育英会資金をぜひ作ってほしいんですが、それができますかというのが聴きたいです。どうか、村長さん、よろしくお願いいたします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

今、少し調べさせていただきましたけれども、需要があればそこに応じていくというのも一つ我々の義務でもありますし、また義務範囲がどこまでかは別にしまして、今現在はその需要に対して供給はできているということでございますので、これが今後、増えていったときにどうなっていくかというのは、もちろん予算との絡みもありますけれども、やはりでき得る限りはそこにしっかり繰り出せるぐらいの財政力は持ちたいなあと思っていますので、子供たちの部分ですので。

今現在は、その必要性がまだないということは今、報告を受けました。

○議長　新垣博正　渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　村長さんの回答もすばらしい回答で、やっぱり大変よかったです。

それで、育英会を担当している教育委員会のほうで、言うなれば今は必要性の部分は全て満たしていると、何の不足もありませんということですけれど、努力してまだ育英会を必要としている村民の学生の皆さんがいらっしゃるのかどうなのか、調査あるいは研究、発掘していただきたいと思うんですが、どうですかね、よろしくお願いしたいんですが。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　できる限り教育委員会としても、子供たちの学びの環境を整備できたらなあと考えています。

周知の仕方の再検討、それから理事会での話し合い、育英会の会長は副村長になっていますので、先ほどもあったように予算面で足りなくなったときには、予算面の相談もしていきたいと思っています。

○議長　新垣博正　渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　村長、そして教育長から、すばらしい回答を頂きました。

先ほど教育長からもありましたように、育英会の会長は副村長がなされています。ですので、副村長のお考えもお願いします。

○議長　新垣博正　副村長　比嘉忠典。

○副村長　比嘉忠典　お答えします。

先ほど村長からもあったように、育英会の予算が足りなくなった場合、考えていくと。これは、いわゆる３年ぐらい前から育英会の予算が少なくなっているというのは、理事会の中でも議論しながら今後どうしようかというものを議論してきています。

それで、どうしても今の状況では年間1,000万円余りの予算、それが600万円ぐらい要するに貸し出す、それで奨学金が200万円までと。そういうので年々、年単位でなくなっているのが今、理事の皆さんも分かっていますので、来年厳しいのかなあという感じはするんですが、来年に向けてさらに理事会のほうでも検討していきたいと思っておりますし、あと財政のほうとも調整しながら考えていきます。

以上です。

○議長　新垣博正　残りあと１分25秒です。まとめてください。

渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　今、副村長さんからも前向きに検討して運営していくという方針を頂きましたので、大変よろしいかと思います。ぜひお願いしたいと思います。

大枠２につきましては、安里清市議員、そし

て大城常良議員のときに回答を頂いておりますので、それで理解しておりますので、私はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長　新垣博正　以上で、渡嘉敷眞整議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１４時０５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時１７分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、桃原　清議員の一般質問を許します。

○５番　桃原　清議員　皆さん、お疲れさまです。５番　桃原　清、議長の許しを得ましたので、これから一般質問を行います。

まずは通告書を読み上げて進めてまいります。大枠１番、土地区画整理事業について。村長は、令和２年度施政方針の中で、南上原土地区画整理事業の後に続く新規土地区画整理事業の検討を行うとあり、７月には、南上原の井水原地区と北上原の一部の地区に対してアンケートを行っておりますが、その件について伺います。①今回のアンケートの対象地区の面積はいくらか。②地域内の人口は幾らか。③地域内の地主の人数は何名か伺います。④今後、土地区画整理事業を進めていく上で、計画から事業終了まで、どのような順序で進めていくのか。時系列で説明をお願いいたします。⑤区画整理事業のための組合を設立する場合、組合構成員はどのように決定されるのか伺います。

大枠２番、中部広域都市計画区域への移行について。村においては、中部広域都市計画区域への移行を宣言し、実際行動を起こしているところであるが、現状としては、北中城村との協議を進める上での中部広域移行に向けたまちづくり計画書の作成、北中城村との共同でのまちづくり計画書の策定、以上の予定であると認識していますが、その件で伺います。

まず①今後、村が進めようとしているまちづくりプランは、前年度に完成した中城村都市計画マスタープランと整合性があるか伺います。②担当課、担当職員についても、職員の異動や専門職員がいないなど職員の負担増が危惧されます。新規に専門職員を採用し、担当者とすることができないか伺います。

大枠３番、交通渋滞解消の件。奥間地区、奥間南上原線と国道329号線の交差点の渋滞の件で伺います。以前にも議会にて質問があったとき、検討するとの答弁であったが、これまでにどのような対応をしたか伺います。以上、答弁よろしくお願いいたします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは、桃原　清議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１、２、３とも都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねの土地区画整理事業についてですが、まさに議員御質問のとおりでございまして、現在アンケートを行って、北上原地域がどのような考えを持っているのかということを今集計中だと思いますけれども、その結果を待って、その次につながっていくのか、つなげることができるのかを含めてしっかり精査をして、この区画整理事業を今後また検討していきたいと思っております。詳細につきましては、また担当課でお答えをいたします。以上でございます。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　それでは、御質問の大枠１からお答えいたします。まず、大枠１の①今回のアンケート対象地区の面積ですが、それは約45ヘクタールであります。それから、②の地区内の人口についてですが、南上原の一部と北上原の一部にまたがっていますので、地域人口としては確認できておりません。③の地

主の人数については、地権者数は267名であります。それから、④のどのように進めていくかについては、まず標準的な事業の流れとしましては、まず調査及び基本構想の策定、これはＡ調査とかＢ調査と言われているものであります。それから、それが終わりますと地権者への説明会を実施していくと。その中で意向を確認し、事業を進める場合には市街化編入、それから都市計画の決定を行いまして、事業計画の作成、県の認可・公告を経て事業の開始となります。事業が開始されますと、仮換地指定から始まり、建築物の移転・除去、それから道路及び造成工事と進んでいきます。それが進んでいきますと換地計画の決定及び換地処分、それから換地処分に伴う登記及び住所等の変更を終えまして、清算金の徴収または交付というふうに進んでいきまして、最後に事業終了の認可を得て完了というふうになっていきます。それから、⑤の組合を設立する場合ですが、基本的には組合の構成員は対象地権者全員となっております。また、施工地区内の地権者が７人以上共同して組合設立準備会を結成いたします。組合設立準備会により、事業計画や県の認可を受け、組合を設立し、総会を開き、理事、幹事などを選挙または選任にて選出します。役員の定数は理事５名以上、幹事２名以上を定款で定めることになっております。

それから、大枠２の①です。中城村都市計画マスタープランと北中城村都市計画マスタープランとの整合性が取れる形で共同のまちづくり計画を策定していく予定であります。それから、②についてです。今年度は中城村と北中城村の協働のまちづくりについて基本的な考え方を整理していく予定であります。今後、中部広域に移行する際の各地区の地区計画策定など多数の業務が発生していきます。担当課としては、専属で担当者を配属する必要があると考えております。

大枠３ですが、金城　章議員、伊佐則勝議員との答弁とも重複しますが、財政当局と予算調整を行い、今年度から事業を進めたいと考えております。以上です。

○議長　新垣博正　桃原　清議員。

○５番　桃原　清議員　当座の問題点ということで質問事項に上げましたら、いみじくも全て都市建設課の担当ということになってしまいました。答弁頑張ってください。

では、再質問を行っていきます。大枠１、土地区画整理事業について。区画整理事業はその場所の地形に合った開発や区画整理を行うと思うのですが、今回の場所というのは、物件補償なども少ないところというところもあり、また、現状に応じた区画整理事業を行えば、低い減歩率で事業を行うこともできるのではないかとは思っているんですが、それでも地域の中に反対者がいた場合は、その個人の土地、建物などを対象から除いた形で事業を進めるということになるんでしょうか、それをちょっと質問します。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　お答えします。

基本的には事業の区域としましては、字界であるとか道路界が基本になっていきますので、希望で外してくれというようなことにはならないかと思います。

○議長　新垣博正　桃原　清議員。

○５番　桃原　清議員　その件と続けて、ちょっと懸念するところがあるんですが、区画整理事業は最低何ヘクタール以上という決まりがあると思うんですが、それは何ヘクタール以上ということになっているんでしょうか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　お答えします。

市街化区域との隣接地であれば面積要件はないんですが、飛び地となりますと50ヘクタール以上が対象要件となります。

○議長　新垣博正　桃原　清議員。

○５番　桃原　清議員　分かりました。先ほど、一人、二人除くというのは認めないということなんですが、それよりもし、大丈夫かなと思うんですが、中には新しい集合住宅とかちょっと大きなアパートなども新設された、新しい建物などもあるんですが、これも物件補償の対象から除くとかそういうことはないですか。それらも含めて全部やるんでしょうか、新しい建物も、それをちょっとお願いします。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　お答えします。

まず事業区域の中に入りますと、その対象ではなりますが、どういうふうに換地されていくかによって、この物件が移転になるのか、そのままの形状でいけるのかというのは、今後の計画の中で決めていくことになりまので、一概に外すとかそういったのはないと思います。

○議長　新垣博正　桃原　清議員。

○５番　桃原　清議員　分かりました。大枠１番は以上です。

続きまして、大枠２番に移ります。①まちづくりプランの件なんですが、前年度完成したマスタープランと整合性を求めながらやっていくということなので、まちづくりプランは何年もかけて十分に練ったはずのマスタープランなので簡単には変更できないし、また、その整合性を持たせて進めていくんであれば思ったより容易ではないかなというのもあって、それでこの質問をしました。整合性を持たせていくということであれば、そのままもう頑張っていただくということになりますね、お願いします。続きまして、②担当課担当職員、現状を見てみましたら、なかなか職員、厳しいような感じがするんです、大変忙しそうでもありますし。これまでの状況を見たり聞いたりした状況では、意外と北中城村は計画が進んでいるんじゃないかと。中城村はどうかというと、これからまた計画書策定という話を聞いたものですから、やっぱり職員の異動とか、専門職っていうのがこれはないので担当で頑張ってほしいというのがあって、この質問をしました。それと、こういう計画書策定と、あと都市建設課などの工事のある部署については、これまでいろいろ見てきた中で、役所というのは、もう国も県の土木事務所もそうなんですが、あとほかの市町村においてもそうなんですが、施工管理ですね、コンサル、入札で出してコンサルに落札させて、そこから社員を派遣してもらって、年間契約でコンサルの仕事をしてもらうというのはほかの市町村で普通にやっていることではあるんですが、そういうコンサルっていうのは会社に属している民間ですから、もう毎年毎年、世の中の変化をずっと見ているんです。ですから、あのすばらしい能力を持った役所の職員がいても、そこにずっとい続けるわけで、そこで知識はとまっているはずなんですね。コンサルの場合は、いろんな問題が発生した場合は自分のまた所属している会社もありますから、相当なノウハウを持った人ということになるんですね、調べたらすぐできますから。ですから、中城村でも専門の技術員、嘱託職員というのはいるんですが、それとはまったく別に年間契約でコンサルも雇っていただけないかと。そのほうが都市建設課、今回は都市建設課の件で質問をしているんですが、上下水道課、産業振興課、大変変わることになると思いますので、ただの検討じゃなくて、ぜひ前向きにそういうことを考えていってください。大枠２番は、これで以上といたします。

続きまして、大枠３番です、交通渋滞解消の件。今回のこの交差点拡張の件に関しては、別のお２方の議員から一般質問に上がりましたので、今日はその件を踏まえた上で質問をします。まず確認したいんですけれども、先日の質問内容の結果として課長に確認します。令和２年度の予定としては、まず奥間の交差点の工事の内容、予定は、令和２年度に実施設計及び用地の

測量のための1,700万円の予算計上、これは８割補助で、村負担の補正予算については２年以内で前倒しして臨時議会で補正予算を組めるんであれば、そのまま進めていこうということですよね。令和３年度については、鑑定を入れる、用地交渉を行っていくと、これが令和３年度ですよね。そのときに予算はまだ動かないということになりますね、令和３年度は。３年度までの確認はこれでいいですか。２年度、３年度の内容はそれでいいですか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　今おっしゃったとおりの予定をしております。

○議長　新垣博正　桃原　清議員。

○５番　桃原　清議員　では、今後の令和４年以降のことを聞く前に、まず、この拡張工事は必ずやらないといけないという観点から、今回、何十回か調査をしたんですが、その内容をちょっと話したいと思います。奥間南上原線の渋滞は、通常は中城団地の入り口のちょっと上ぐらいまで普通に普段は渋滞をしています。これは下の奥間の交差点の信号が１巡は２分なんです。２分で１回の信号なんですが、団地入り口からは五、六回待ちで十二、三分ぐらいの渋滞です。これが普通です、ひどいときではないです。ひどいときには８回待ち、十五、六分以上の渋滞を何日かに１回ぐらいとかの割合でやっています。これが渋滞がひどくなると、集落内を通る迂回路を通って県道35号線に抜ける車が相当増えてきます。これは全部奥間交差点を通って、今度は国道329号線に出てくるという順序になります。この南上原奥間線が混んでいるからということだと思うんですが、以前、北上原の信号を調査したときに、南上原から北上原に来て右折をする車がちょっと多かったものですから、今回は宜野湾市から南上原のローソンのところまでくる県道32号線、それを見たら、右折はそのまま西原向けに右折で曲がっていくんですけど、29号線を、直進と左折を見ると多分４分の３以上はほとんど左折で曲がっていくんです。直進してサンエーのところまで行く車っていうのは意外と少ないんですね。これは南上原からの道が混んでいるからだと思うんですが、県道29号線をローソン前から左折をした車っていうのは、小学校のところで、北上原で右に曲がって、新垣のところで県道35号線、そこで合流するところで入って奥の交差点に行くと。これは実際には２倍ぐらいの距離であるんですが、それでもそこを通る車って意外と多いんですよ。奥間交差点下側のですね、そこに入ってくる車が多いです。これは奥間南上原線が混んでいるから、そういう流れが相当発生しているんだろうとは思います。こういったことからも、必ずやこの交差点拡張という工事はやらないといけないと思いますから、今回は都市建設課、頑張って進めてください。

それで今後としては、令和４年度以降の工事の予定として令和３年度には予算を立てられた、鑑定を入れる、用地交渉に取り組むということになっていますが、令和４年度以降は用地の取得と工事の施工、そういうのに入っていくとは思うんですが、これは４年度で終わるんですか、それともそこからまた２年ぐらいは予定はしているのか、この令和４年度以降の予定について伺います。お願いします。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲村盛和。

○都市建設課長　仲村盛和　お答えします。まず、令和４年から用地の予算がつくかと思いますが、ただ、県の予算がどれぐらい配分されるかによって、２年かかるか、また３年かかるかというふうになっていくかと思います。

○議長　新垣博正　桃原　清議員。

○５番　桃原　清議員　昨日から伊佐則勝議員に対しての答弁から今の流れまでで、２年度、３年度がいっぱいいっぱいで、令和４年度で終わらせるというのはちょっと難しいかもしれな

いんですが、今のところ前半詰まっていって、頑張ってこういう状態ということなので、先ほど話しましたような感じで、もう今の状態を見ていたら、必ずやこれはやらないといけない工事ではありますから、頑張って進めてください。私の質問は以上です。

○議長　新垣博正　以上で、桃原　清議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１４時４１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時５１分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、新垣善功議員の一般質問を許します。

○１５番　新垣善功議員　こんにちは。最後の一般質問になりました。議長の許しを得ましたので、通告書に基づきまして質問をします。ごみのポイ捨て禁止条例の制定について。ごみのポイ捨て禁止条例については、平成29年第４回定例議会において質問、提案しました。その後、また30年９月にもやっております。そのときの村長の答弁は、「非常にすばらしい提言だと思います」と、そして、「罰則規定も含めて、村の不法投棄、ポイ捨てに対する姿勢を明確にすべきだと考え、真剣に早急に取り組んでいきます」との答弁であったが、あれから３年経過しましたが、いまだに議会への提案がないのはなぜなのか。その後の経過説明を求めるとともに条例制定の考えがあるのかどうか伺います。

２点目、本村の高校進学率及び中途退学者の状況について。本村の高校進学率は何％か、進学したものの中途退学者は何人か、そして、その内訳として、学業不振は何名か。経済的理由は何名か。学校生活、学業不適応は何人か。その他について説明を求めます。以上です。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは、新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

大枠の１番につきましては、住民生活課、大枠２番については、教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、御質問のポイ捨て禁止条例に関わる考えでございますが、議員おっしゃるとおりでございます。私は非常にすばらしい提言を頂いたということで、真剣に考えていきたいという思いで答弁したのをしっかりと覚えております。ただ、形としてまだ表れていないという、大変、実際には41市町村の中で制定しているのが５市１町、サンプルが非常に少なくて、これは後でまた細かいところは担当課のほうで答弁いたしますけれども、なかなか踏み切れないというのが現実でございまして、もうちょっと時間をいただれば、しっかりした条例を制定できるのではないかとは思いますが、何分にもこれは私１人の考えではなくて、やはり担当課、そしてそれの先進をいっている市町村の経過といいますか、結果といいますか、そういったものもしっかり勘案しながらやはりやっていかないといけないということで、今はまだその準備の段階でございます。その辺はしっかりまた説明をしていけるものではないかと思っております。

以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　大枠２の高校進学率及び中途退学については、本県の教育庁も大きな課題として捉え、重要視しているところでございます。2019年から22年までの３か年計画の学校教育における指導の努力点においても、キャリア教育の充実、進路指導の充実、高等学校においては中途退学対策の強化と実施について示されています。本村においても、確かな学力の向上、目的意識の高揚、キャリア教育の充実に向けて取り組んでいるところでございます。詳細については、主幹のほうから答えさせます。

○議長　新垣博正　住民生活課長　義間　清。

○住民生活課長　義間　清　それでは、私のほうから大枠１の①の質問についてお答えをいたします。

議員からは、平成29年第４回議会において、不法投棄対策の一環として提言がありました。また、平成30年第３回議会においては進捗状況を御確認をされました。この件については、懸案事項として引き継いでおり、答弁としまして重複しますが、現在もいまだに制定には至っておりません。現在の状況としましては、県内のポイ捨て防止関連条例整備について調査したところ、那覇市をはじめ、５市１町が制定をしております。現在、条例を制定している５市１町の現状を把握することの重要性と運用状況をさらに調査する必要があると考えており、収集した資料分析に時間を要している状況でございます。ポイ捨て条例の制定に向けた検討はしておりますが、先進市町村の条例の運用状況やその実効性について調査しており、廃掃法という上位法がある中で、当該条例制定の必要があるかも含め検討をしております。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　宮城政光。

○教育総務課主幹　宮城政光　新垣善功議員の御質問にお答えいたします。

本村の高等学校進学率と中途退学者の件についてお答えいたします。昨年度、中城中学校の高校進学率は99％でございました。また、高等学校の中途退学者の人数、その理由についての詳細については、県立学校のほうですので村教育委員会としては把握しておりません。ただ、平成30年度、県全体の数値データは把握しております。県全体の中途退学者数は787名でございます。その内訳として、学業不振17人、経済的理由２人、そして学校生活、学業不適応100人、そして進路変更などは488名、そして病気・死亡等の理由は20、家庭の事情20名、そして問題行動等が９名、その他が131名と、合計787名というデータとなっております。以上です。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１４時５９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時５９分）

○議長　新垣博正　再開します。

新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　それでは、順を追って再質問いたします。

必要性があるかないか今検討をしているということですけれど、この３か年間もそういうことが結論を出せないのかどうか。これまで何回条例制定についての話合いが協議があったか、村長、あるいは副村長でもいいですよ、そういう会議があったかどうか。それとも村長、これはもう課長任せではないのかなと私は思うんですけれども、本当に真剣に考えるんだったら、呼んで、どうなっているんだと、報連相ですか、報告、連絡、それから相談をしながらやっていく。このポイ捨て禁止条例というのは全国あちこちあるんです。インターネットから取れますから参考に十分できると思うんです。ただ、今必要性があるかないかですよね。では、いまだかつて３か年かけて協議したかどうか、何回、条例制定についての話合いを持ったか説明を求めます。

○議長　新垣博正　住民生活課長　義間　清。

○住民生活課長　義間　清　それでは、お答えをいたします。

これまで協議をしたかということについての御質問でございますが、私のほうは平成31年に前課長から引き継いでおりますが、私の間においてはいまだちょっと協議はしておりません。ただ、懸案事項として引き継いでおり、こちらのほうとして調査した５市町村については、こちらのほうにも資料ありますけれども、運用状況について調査しております。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　協議は全くしていない。県下では５市町は条例があると。ほかの市町村はないということですが、村長としてはどう考えているか、これは必要性があるかないか。今、新聞報道、いろいろ見ますと、そういうポイ捨てで、弁当ガラとかプラスチック製のペットボトルなんかありますが、それが雨が降って川から海に流れていって、海洋汚染というのがあります。今問題になっている、これは今世界的に問題になっています。そして海の生物に影響が起き、魚が影響を受けて、それを我々人間が魚を捕って食べる、あとは我々に返ってくるんです、我々の健康被害に。そういうのは新聞、マスコミとかで報道されていますから大事なことと思います。特に中城村内を見ますと、あちらこちら、特にウフクビリ線とか大瀬線、そして農道、本当にあちこちにペットボトルのポイ捨てが目立つわけです。そういうのをどういう対策を取っていくか、環境問題。そして村長は今観光協会会長をしていますよね、これは観光協会にとっても大事なことだと思います。やっぱり観光客を誘致するんだったら、きれいなまちづくりをしないと、観光地としては私は成り立たないと思うんです。そういう意味でも、村もきれいにする、そしてみんなにこういう意識を高めていくというのが大事です。そして、８月31日の琉球新報の声の欄の中で、中城小学校の小学６年生の子が「公園とごみのポイ捨て」ということで投稿をしているんですね。これは教育長、読まれました。それと課長もこの記事は読んだかどうか、担当課長。

○議長　新垣博正　住民生活課長　義間　清。

○住民生活課長　義間　清　それではお答えいたします。

こちらのほうにも、私のほうもコピーを取っておりますが、2020年８月31日に琉球新報で取り上げられました、公園とごみのポイ捨て、中城小学校６年、アラガキナナさんとお読みになさるんですか、こちらのほうに投稿作文として投稿されている記事は読んでおります。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　この記事を読んで非常に私感心して、何回も読み繰り返しました。本当に子供も一生懸命、ポイ捨てについて非常に関心を持っているんだと。これは公園に行って宿題をしようとしたら、もう公園がゴミだらけだというような内容ですよ。それで大変悲しく思ったという本当に子供の率直な気持ちでないかと思います。子供たちもそういう関心を持っていますので、やっぱりきれいにすることが大事だと思います。それで観光客が来ても中城はきれいだと、それはお互いに身近にあるのは、北中城の中城公園の近くの県道が日本の道百選に選ばれた大城の美化活動、本当にいろんな表彰をもらっています。あのぐらいまでお互いの村をきれいにすることをしないと、きれいにするけど、また汚してもいかんし、汚さない方法を考えんといかんと思うんです。そういう意味で、ひとつ真剣に取り組んで早めに、必要性うんぬんではなく、村長、私は必要性があるんじゃないかと思う。村長は必要性はあると思いますか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

今のお話聞いただけでも、必要性は非常に強く感じております。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　では、必要性を感じておれば村長早めに、副村長もそうですけど、担当課と相談しながら、特に担当課の方々はいろいろ力がない場合もありますので、力を貸して、知恵を貸して、早めにその制定に向けて取り組んでいただきたいと思います。それとこれはポイ捨てとちょっと関連しますけど、不法投棄の件ですけれど、不法投棄も一つのポイ捨て

ですよね。ポイ捨てと不法投棄、これはさきの議会にも新垣貞則議員からいろいろ質問がありましたでしょう。そういうのもありますので、また、監視カメラも設置して、その防止もしていますけど、一向に粗大ごみの不法投棄も減らないと。やはり、そういうのを一つ一つ解消していかないと私は環境問題に大きな影響を及ぼすと思いますので、村長、これは早めに制定に向けて、できましたら今年いっぱい、今年度中にやるかやらんか検討して、もし無理だったらもうやらなくてもいいですよ、私は別にもうこの件については取り上げる考えはありません。最終質問ですので。

それでは、この問題につきましてはもうこれで終わりますので、次は、本村の高校進学に移ります。先ほど教育主事からありましたように、ちょっと統計の資料が私のものとは違うような気がするんですが、平成30年度は中途退学者が1,281名なんです。これは指導主事はどこからの資料ですか。（「これは県から出されているやつです」と言う声あり）そうですか、私はこれは直接県庁の教育庁の県立学校教育課の担当の方から一応入手してまいりました。それによると1,281名です。そして、それにはいろいろあります、学業不振、学校生活の不適応、あるいは進路変更、そして病気・けがとか経済的理由、家庭の事情、問題行動、その他、いろいろあります。それで教育長、皆さん方が教えて高校に送った自分の教え子たちが、ほかの市町村の子供と一緒になって高校で勉強しますね、そういう状況は把握すべきじゃないかと私は思いますけど。私が一番考えていることは、中城の子供たちが本当に他の市町村の子供たちと肩を並べて競争できる力があるのかないのか、そこまで調べて、統計を取って調査すべきじゃないですか。そして、もしほかの市町村の子供たちと肩を並べて競争できなければ何が原因か。これは中城の教育の在り方、見直しも必要じゃないかと思うんですけど、そういうことで質問しています。

それと経済的理由で学校を退学する方も何名かいるんじゃないかと思うんです。こういう人たちをどうすくい上げていくか。先ほど渡嘉敷眞整議員からも育英会の問題ありましたけれども、義務教育の場合は要保護・準要保護ということで村から援助していますよね、高校に行ったらないんです。大学とか専門学校に行ったらあります。高校を卒業しないと大学や専門学校に進学できないんです。そういう意味で、私は高校に進学したその経済的に困っている人をどう支援するか、これは私は人材育成の意味でも育英会の任務じゃないかと思います。だから、先ほどの渡嘉敷議員からありましたように育英会の充実を図って、金がなければ補助金を出してでも、あるいは育英会の会員を増やして資金づくりをするということを考えていないかどうか。これは３年前、29年度６月定例議会で私は育英会について質問しました。その後、副村長、そういう会合を持って育英会の中で話合いがあったかどうか。その次は、今後の資金不足が懸念されるということでありました。それについてはどういう話合いが行われたか、話合いを持たれたのかどうか。

○議長　新垣博正　副村長　比嘉忠典。

○副村長　比嘉忠典　お答えいたします。

渡嘉敷議員の質問のときにお答えしましたが、この３年間、善功議員からも前に質問がございましたけれども、この今後予算の不足をするだろうという懸念は３年前ぐらいから要するに理事会のほうでもあって、この予算をどうするかというのも、やっぱり理事の皆さんもこれは一般会計からの繰入れが必要なんじゃないかという、そういう議論が進められてきています。会費を増やそうという話までには至っておりません。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　**新垣善功議員**　教育長、中途退学の調査をする考えがあるかどうか。私はこれは一番重要だと思うんです。調査して、本当に経済的に困っている人たちを助けてあげんといかんと思うんです。今新聞にありますように高校生の報告書というのがありますが、これ読まれました。これは琉球新報の５月30日の新聞です。県がやっている３年前に比べて、だんだん格差が出ている、子供の貧困、それでもうお金がなくて学業もできない、裕福な家庭は塾に行って学力も上がっていくけど、勉強はしたいけど苦しいと。それでアルバイトをして稼いだ金も、自分のお家の生活費に充当していくと、本当に苦しい中身の調査結果が出ています。村長にお伺いしますけれども、そういう意味で補助金も大事だと思うし、また、私は育英会の会員を増やして、地域の子供を地域で育てていくという、育成会の会員を増やす方法も考えんといかんと思うんです。副村長は会長ですから一緒になってそれを増やしていく方法を考えて、寄附を募って子供たちを育てていく方法を考えていっていただきたいと思うんです。これは教育長、ちょっと飛び飛びになりましたけれども、今後そういう考えがあるかどうか。そして、その結果を何か教育に活かしていくことが大事だと思うんですけれども。

○**議長　新垣博正**　教育長　比嘉良治。

○**教育長　比嘉良治**　高校の中途退学については、一番多い理由としては進路変更が多くなっているかと思っています。その課題を解決するために今学校現場で何をしているかというと、例えば商業、農業、工業、普通高校というふうにありますが、卒業生を後輩のために学校に招いて、それぞれの高校の学校生活の様子、単位等の話をしてもらったり、また、職場の状況、消防士、看護師、パティシエであったりとか、各職種のプロの皆さんを招いて子供たちにその講話をしてもらい、仕事に対する目的意識、キャリア教育の部分を充実させないといけないと思っています。そういったことによって、この中途退学の部分が少なくなっていく、進路変更の部分が減っていくのかなというふうなことを思って、今その取組をしているところです。

そして、経済的な理由による退学等というのは大変少ないと思っています。高校授業料も無料化されました。県の統計から全県で経済的理由での中途退学は２人で、経済的な理由での中途退学は少ないという捉え方をしております。ただ、議員がおっしゃるように卒業後の子供たちの生活の様子というのを把握するのは、学校現場とタイアップしながら、できるだけフォローできるような形は必要かなというふうなのを今考えております。校長をやっていた当時の子供たちが、校長先生、就職したよとか、私のところに直接話があったりする場合には、やはりとてもうれしく思っていますので、そういう意味で、また学校現場とタイアップしながら進めていけたらと思っています。ありがとうございます。

○**議長　新垣博正**　新垣善功議員。

○１５番　**新垣善功議員**　確かに教育長、進路変更によるのは690名ですね、1,200名のうち、平成30年度に進路変更で学校をやめた生徒は690名。しかし、家庭の事情とかいろいろ経済的理由でやめた方が54名です。いろんな家庭の事情で、今の高校生はほとんどアルバイトしています。ある意味では経済的に困っているからアルバイトをしているんです。アルバイトをしないで学生の本分である学業に身を打ち込むべきであり、アルバイトをして、朝は７時ぐらいに登校し、夜はアルバイトをして10時に帰ってくると。もうブラック企業並みというのが子供たちの意見であります。朝の７時に登校して帰宅は夜の10時過ぎ、これはアルバイトをして夜の10時にお家に帰ってくる、まさしくブラック企業並みにやっているからです。本当に子供た

ちが学業に専念できるようなシステムをつくらんと、いい人材は生まれてこないと思うんです。本当に将来伸びていく子供が埋もれてしまうんです。そういう意味でも、特に私は社会的に弱い経済的に困窮している家庭の子供、裕福な家庭の子供たちはいいですよ、そう言ったら悪いかもしれないけど自助でできるんです。そういうのはお互いに助け合っていって、いい人材をつくってあげると、それが将来のためになると思いますので、義務教育が自分たちの仕事だから高校は関係ないというんじゃなくて、高校の中退状況も把握して、そしてどこが悪いのか、今後の中城の教育の方針を見直す一つの資料にしてください。村長には早めに条例制定をしていただきたいのと、教育長にはそういう高校のことは関係ないじゃなくて、関心を持って自分たちが教えた子供が、他の市町村の子供たちと本当に肩を並べて勝負しているかどうか、その辺をひとつ調査して、参考にしながら良い教育をしてください。以上で終わります。

○議長　新垣博正　以上で、新垣善功議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１５時２２分）

令和２年第７回中城村議会定例会（第５日目）

招集年月日	令和２年９月７日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	令和２年９月11日　（午前10時00分）		
	散会	令和２年９月11日　（午後０時20分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	安里清市	９番	比嘉麻乃
	２番	新垣修	10番	安里ヨシ子
	３番	渡嘉敷眞整	11番	仲松正敏
	４番	屋良照枝	12番	金城章
	５番	桃原清	13番	石原昌雄
	６番	玉那覇登	14番	伊佐則勝
	７番	新垣貞則	15番	新垣善功
	８番	大城常良	16番	新垣博正
欠席議員				
会議録署名議員	８番	大城常良	９番	比嘉麻乃
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	こども課長	金城勉
	副村長	比嘉忠典	企画課長	比嘉健治
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	仲村盛和
	総務課長	與儀忍	産業振興課長兼農業委員会事務局長	仲村武宏
	住民生活課長	義間清	上下水道課長	知名勉
	会計管理者	荷川取次枝	教育総務課長	比嘉保
	税務課長	大湾朝也	生涯学習課長	稲嶺盛昌
	福祉課長	照屋淳	教育総務課主幹	宮城政光
	健康保険課長	仲松範三		

議 事 日 程 第 5 号

日　　程	件　　名
第　1	報告第８号　専決処分の報告について
第　2	報告第９号　令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について
第　3	報告第10号　令和元年度決算に係る健全化判断比率について
第　4	報告第11号　令和元年度決算に係る資金不足比率について
第　5	報告第12号　令和元年度決算に係る資金不足比率について
第　6	報告第13号　令和元年度決算に係る資金不足比率について
第　7	認定第１号　令和元年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について
第　8	認定第２号　令和元年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第　9	認定第３号　令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第　10	認定第４号　令和元年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第　11	認定第５号　令和元年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第　12	認定第６号　令和元年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第　13	認定第７号　令和元年度中城村水道事業会計決算認定について

○議長　新垣博正　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　報告第８号　専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　報告第８号　専決処分の報告について御報告申し上げます。

報告第８号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和２年９月７日　　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

地方自治体報（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定による議会の議決により指定された事案について専決処分したので、議会に報告する必要がある。

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで報告を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時０１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時０４分）

○議長　新垣博正　再開します。

日程第２　報告第９号　令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　報告第９号　令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について御報告申し上げます。

報告第９号

令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治体第243条の３第２項の規定により、令和元年度沖縄県村土地開発公社事業及び決算を別冊のとおり報告する。

令和２年９月７日　　提出

中城村長　浜　田　京　介

中城村は借り入れ等はございませんので御報告申し上げます。

○**議長　新垣博正**　これで報告を終わります。

日程第３　報告第10号　令和元年度決算に係る健全化判断比率についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長　浜田京介。

○**村長　浜田京介**　報告第10号　令和元年度決算に係る健全化判断比率について御報告申し上げます。

報告第10号

令和元年度決算に係る健全化判断比率について

中城村一般会計の令和元年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第３条第１項の健全化判断比率について、同項の規定により、次のとおり報告する。

（単位：％）

	平成30年度決算に係る健全化判断比率	令和元年度決算に係る健全化判断比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第７条の規定に基づき算定した早期健全化基準
実質赤字比率	―	―	15.00
連結実質赤字比率	―	―	20.00
実績公債費比率	8.6	7.8	25.0
将来負担比率	32.2	34.5	350.0

備考　実質赤字比率又は連結赤字比率がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「―」と記載する。

令和２年９月７日　　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第３条第１項の規定により議会に報告する必要がある。

意見書等が添付されておりますので、御参照頂きたいと思います。

以上でございます。

○**議長　新垣博正**　これで報告を終わります。

日程第４　報告第11号　令和元年度決算に係る資金不足比率についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　報告第11号　令和元年度決算に係る資金不足比率について御報告申し上げます。

報告第11号

令和元年度決算に係る資金不足比率について

中城村公共下水道事業特別会計の令和元年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第２項の資金不足比率について、同条第１項の規定により、次の通りに報告する。

（単位：％）

会計区分	平成30年度	令和元年度	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準
中城村公共下水道事業特別会計	―	―	20.00

備考　資金不足が発生してない場合は、「―」と記載する。

令和２年９月７日　　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定により議会に報告する必要がある。

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで報告を終わります。

日程第５　報告第12号　令和元年度決算に係る資金不足比率についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　報告第12号　令和元年度決算に係る資金不足比率について御報告申し上げます。

報告第12号

令和元年度決算に係る資金不足比率について

中城村土地区画整理事業特別会計の令和元年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第２項の資金不足比率について、同条第１項の規定により、次のとおり報告する。

（単位：％）

会計区分	平成30年度	令和元年度	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準
中城村土地区画整理事業特別会計	―	―	20.00

備考　資金不足が発生してない場合は、「―」と記載する。

令和２年９月７日　　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定により議会に報告する必要がある。

以上でございます。

○**議長　新垣博正**　これで報告を終わります。

日程第６　報告第13号　令和元年度決算に係る資金不足比率についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長　浜田京介。

○**村長　浜田京介**　報告第13号　令和元年度決算に係る資金不足比率について御報告申し上げます。

報告第13号

令和元年度決算に係る資金不足比率について

中城村水道事業会計の令和元年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第２項の資金不足比率について、同条第１項の規定により、次のとおり報告する。

（単位：％）

会計区分	平成30年度	令和元年度	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準
中城村水道事業会計	―	―	20.00

備考　資金不足が発生してない場合は、「―」と記載する。

令和２年９月７日　　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定により議会に報告する必要がある。

以上でございます。

○**議長　新垣博正**　これで報告を終わります。

日程第７　認定第１号　令和元年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○**村長　浜田京介**　認定第１号　令和元年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第１号

令和元年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定に基づき、令和元年度中城村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和２年９月７日　　提出

中城村長　浜　田　京　介

平成元年度

中城村一般会計歳入歳出決算書

歳入額　　9,360,847,781 円

歳出額　　9,153,103,813 円

差引残額　　207,743,968 円

令和元年度　一 般 会 計　　歳 入 決 算 書

（歳　入）　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
1 村税		2,615,247,000	2,794,421,903	2,673,127,311	8,155,516	114,138,210	57,880,311	還付未済額 999,134
	1 村民税	980,266,000	1,046,532,976	1,018,225,469	2,550,341	26,652,300	37,959,469	還付未済額 895,134
	2 固定資産税	1,471,633,000	1,582,073,389	1,493,351,552	5,543,177	83,275,460	21,718,552	還付未済額 96,800
	3 軽自動車税	74,222,000	80,670,792	76,405,544	61,998	4,210,450	2,183,544	還付未済額 7,200
	4 村たばこ税	89,125,000	85,144,746	85,144,746	0	0	△3,980,254	
	5 特別土地保有税	1,000	0	0	0	0	△1,000	
2 地方譲与税		46,425,000	47,184,080	47,184,080	0	0	759,080	
	1 地方揮発油譲与税	12,133,000	11,278,000	11,278,000	0	0	△855,000	

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
	2 自動車重量譲与税	32,043,000	32,483,000	32,483,000	0	0	440,000	
	3 特別とん譲与税	1,500,000	2,677,076	2,677,076	0	0	1,177,076	
	4 地方道路譲与税	1,000	4	4	0	0	△996	
	5 森林環境譲与税	748,000	746,000	746,000	0	0	△2,000	
3 利子割交付金		1,036,000	1,036,000	1,036,000	0	0	0	
	1 利子割交付金	1,036,000	1,036,000	1,036,000	0	0	0	
4 配当割交付金		3,683,000	3,679,000	3,679,000	0	0	△4,000	
	1 配当割交付金	3,683,000	3,679,000	3,679,000	0	0	△4,000	
5 株式等譲渡所得割交付金		2,597,000	2,597,000	2,597,000	0	0	0	
	1 株式等譲渡所得割交付金	2,597,000	2,597,000	2,597,000	0	0	0	
6 地方消費税交付金		311,179,000	311,143,000	311,143,000	0	0	△36,000	
	1 地方消費税交付金	311,179,000	311,143,000	311,143,000	0	0	△36,000	
7 ゴルフ場利用税交付金		25,547,000	25,387,712	25,387,712	0	0	△159,288	
	1 ゴルフ場利用税交付金	25,547,000	25,387,712	25,387,712	0	0	△159,288	
8 自動車取得税交付金		7,395,000	7,395,614	7,395,614	0	0	614	
	1 自動車取得税交付金	7,395,000	7,395,614	7,395,614	0	0	614	
9 環境性能割交付金		1,459,000	1,457,000	1,457,000	0	0	△2,000	
	1 環境性能割交付金	1,459,000	1,457,000	1,457,000	0	0	△2,000	
10 地方特例交付金		16,853,000	16,853,000	16,853,000	0	0	0	
	1 地方特例交付金	16,853,000	16,853,000	16,853,000	0	0	0	
11 地方交付税		1,297,566,000	1,316,626,000	1,316,626,000	0	0	19,060,000	
	1 地方交付税	1,297,566,000	1,316,626,000	1,316,626,000	0	0	19,060,000	

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
12 交通安全対策特別交付金		1,800,000	1,476,000	1,476,000	0	0	△324,000	
	1 交通安全対策特別交付金	1,800,000	1,476,000	1,476,000	0	0	△324,000	
13 分担金及び負担金		2,002,000	2,126,150	2,126,150	0	0	124,150	
	2 負担金	2,002,000	2,126,150	2,126,150	0	0	124,150	
14 使用料及び手数料		166,138,000	168,571,624	166,007,939	48,000	2,515,685	△130,061	
	1 使用料	131,988,000	132,741,294	130,222,609	48,000	2,470,685	△1,765,391	
	2 手数料	34,150,000	35,830,330	35,785,330	0	45,000	1,635,330	
15 国庫支出金		1,894,599,000	1,846,112,041	1,846,112,041	0	0	△48,486,959	
	1 国庫負担金	1,121,941,000	1,093,024,764	1,093,024,764	0	0	△28,916,236	
	2 国庫補助金	765,685,000	746,961,440	746,961,440	0	0	△18,723,560	
	3 委託金	6,973,000	6,125,837	6,125,837	0	0	△847,163	
16 県支出金		1,309,109,000	1,287,314,204	1,287,314,204	0	0	△21,794,796	
	1 県負担金	511,211,000	497,139,676	497,139,676	0	0	△14,071,324	
	2 県補助金	757,651,000	747,822,208	747,822,208	0	0	△9,828,792	
	3 委託金	40,247,000	42,352,320	42,352,320	0	0	2,105,320	
17 財産収入		12,368,000	16,839,889	16,839,889	0	0	4,471,889	
	1 財産運用収入	12,367,000	12,455,805	12,455,805	0	0	88,805	
	2 財産売払収入	1000	4,384,084	4,384,084	0	0	4,383,084	
18 寄附金		96,351,000	96,630,000	96,630,000	0	0	279,000	
	1 寄附金	96,351,000	96,630,000	96,630,000	0	0	279,000	
19 繰入金		712,211,957	485,857,957	485,857,957	0	0	△226,354,000	
	1 特別会計繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	2 基金繰入金	712,210,957	485,857.957	485,857,957	0	0	△226,353,000	
20 繰越金		242,652,859	242,653,585	242,653,585	0	0	726	
	1 繰越金	242,652,859	242,653,585	242,653,585	0	0	726	
21 諸収入		234,067,000	251,484,299	251,484,299	0	0	17,417,299	

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
	1 延滞金、加算金及び過料	4,238,000	9,213,541	9,213,541	0	0	4,975,541	
	2 村預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	3 貸付金元利収入	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	4 雑入	229,827,000	242,270,758	242,270,758	0	0	12,443,758	
22 村債		827,760,000	557,860,000	557,860,000	0	0	△269,900,000	
	1 村債	827,760,000	557,860,000	557,860,000	0	0	△269,900,000	
97 一時立替金		0	0	0	0	0	0	
	1 一時立替金	0	0	0	0	0	0	
98 一時借入		0	0	0	0	0	0	
	1 一時借入	0	0	0	0	0	0	
歳入合計		9,828,045,816	9,484,706,058	9,360,847,781	8,203,516	116,653,895	△467,198,035	還付未済 999,134

令和元年度　一般会計　歳出決算書

（歳　出）　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
1 議会費		101,966,000	101,641,884	0	324,116	324,116	
	1 議会費	101,966,000	101,641,884	0	324,116	324,116	
2 総務費		2,146,603,816	1,638,118,560	489,794,000	18,691,256	508,485,256	
	1 総務管理費	1,967,970,466	1,464,020,543	489,794,000	14,155,923	503,949,923	
	2 徴税費	112,462,350	110,900,002	0	1,562,348	1,562,348	
	3 戸籍住民基本台帳費	50,485,000	49,458,036	0	1,026,964	1,026,964	
	4 選挙費	11,139,000	10,511,296	0	627,704	627,704	
	5 統計調査費	2,981,000	1,678,741	0	1,302,259	1,302,259	
	6 監査委員費	1,566,000	1,549,942	0	16,058	16,058	
3 民生費		3,759,962,000	3,715,756,038	0	44,205,962	44,205,962	
	1 社会福祉費	1,454,020,000	1,443,741,753	0	10,278,247	10,278,247	
	2 児童福祉費	2,305,942,000	2,272,014,285	0	33,927,715	33,927,715	

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
4 衛生費		920,171,000	905,553,075	0	14,617,925	14,617,925	
	1 保健衛生費	535,525,000	523,543,185	0	11,981,815	11,981,815	
	2 清掃費	384,646,000	382,009,890	0	2,636,110	2,636,110	
5 労働費		3,771,000	3,770,735	0	265	265	
	1 労働諸費	3,771,000	3,770,735	0	265	265	
6 農林水産業費		253,320,000	251,523,424	0	1,796,576	1,796,576	
	1 農業費	185,628,000	183,987,213	0	1,640,787	1,640,787	
	2 林業費	1,036,000	1,029,756	0	6,244	6,244	
	3 水産業費	66,656,000	66,506,455	0	149,545	149,545	
7 商工費		185,294,000	157,865,869	0	27,428,131	27,428,131	
	1 商工費	185,294,000	157,865,869	0	27,428,131	27,428,131	
8 土木費		351,819,000	340,170,318	10,090,000	1,558,682	11,648,682	
	1 土木管理費	74,435,000	74,387,610	0	47,390	47,390	
	2 道路橋梁費	142,084,000	130,625,530	10,090,000	1,368,470	11,458,470	
	3 河川費	3,525,000	3,523,934	0	1,066	1,066	
	4 都市計画費	2,202,000	2,060,244	0	141,756	141,756	
	5 下水道費	129,573,000	129,573,000	0	0	0	
9 消防費		275,083,000	275,058,052	0	24,948	24,948	
	1 消防費	275,083,000	275,058,052	0	24,948	24,948	
10 教育費		1,233,695,000	1,182,502,564	12,927,000	38,265,436	51,192,436	
	1 教育総務費	140,812,000	138,037,159	0	2,774,841	2,774,841	
	2 小学校費	344,384,000	324,787,119	12,927,000	6,669,881	19,596,881	
	3 中学校費	93,852,000	91,228,928	0	2,623,072	2,623,072	
	4 幼稚園費	143,071,000	127,685,143	0	15,385,857	15,385,857	
	5 社会教育費	228,245,000	223,274,508	0	4,970,492	4,970,492	
	6 保健体育費	283,331,000	277,489,707	0	5,841,293	5,841,293	
11 災害復旧費		41,871,000	37,615,585	3,790,000	465,415	4,255,415	
	1 農林水産施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000	
	2 土木施設災害復旧費	8,134,000	4,341,600	3,790,000	2,400	3,792,400	

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
	3 文化財施設災害復旧費	33,736,000	33,273,985	0	462,015	462,015	
12 公債費		543,644,000	543,527,709	0	116,291	116,291	
	1 公債費	543,644,000	543,527,709	0	116,291	116,291	
13 諸支出金		1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 普通財産取得費	1,000	0	0	1,000	1,000	
14 予備費		10,845,000	0	0	10,845,000	10,845,000	
	1 予備費	10,845,000	0	0	10,845,000	10,845,000	
歳出合計		9,828,045,816	9,153,103,813	516,601,000	158,341,003	674,942,003	

歳入歳出差引残額　　207,743,968 円

令和２年９月７日

中城村 村長　浜田　京介

実質収支に関する調書

（一般会計）　　令和元年度

区分		金額
1. 歳入総額		9,360,848 千円
2. 歳出総額		9,153,104 千円
3. 歳入歳出差引額		207,744 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	20,751 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	20,751 千円
5. 実質収支額		186,993 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額		0 千円
備考	※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

まず、歳入について質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１０時３１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４０分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

質疑はありませんか。

安里清市議員。

○**１番　安里清市議員**　おはようございます。収入の村税のほうで還付未済額が大分計上されているんですが、これはどういった理由で計上されているのか、発生した理由についてお尋ねいたします。

○**議長　新垣博正**　税務課長　大湾朝也。

○**税務課長　大湾朝也**　それでは、安里議員の質問にお答えします。

還付未済額につきましては、各税目におきまして課税更正または二重納付等により還付決定されておりますが、受け取りが完了していない部分になります。それは通知はしているんですが、口座等の返信がない部分になります。引き続き翌年度でも通知をして還付分については返すものになります。

○**議長　新垣博正**　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

次に、歳出について質疑を行います。

歳出１款に対する質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１０時４３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４５分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出２款に対する質疑はありませんか。

新垣　修議員。

○**２番　新垣　修議員**　成果説明の中に観光防災支援事業の中の総額が1,481万6,971円と記されていまして、その中の工事請負費586万6,080円というのがありますよね。これは総事業費がまず予算現額が2,014万9,000円で組まれていたと思うんですけども、その中で支出済額が1,481万6,971円ですので、その執行率は予算現額からいくと75％、残り不用額が約25％ほどありまして、532万2,029円の予算執行が不用になったと思われるんですけど、この不用になった理由とかありますか。

それとこの中に書かれている問題と改善等に、災害用テントエアーマットの整備を検討するなどいろいろ書いてあるのですが、その不用額で改善対策ができなかったのかどうか。

○**議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１０時４８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４８分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

○**２番　新垣　修議員**　この工事請負費の中には観光防災事業のＷｉ－Ｆｉ設置が526万2,920円、そして杭工事で111万9,600円、合算で646万1,121円の不用額が出たというふうに書いてあるんですが、この526万2,920円というのがちょっと計算上で分からないものですから、そこを教えてほしいと思っているんです。要は、1,481万6,971円が総事業費なんですけども、この工事請負費は586万6,000円と書かれていますよね、決算書には。不用額の中に、これは設置工事は526万2,920円と書いていますよね。そこの違い。これは消費税込みで計算しても消費税別で計算しても、この金額との整合性が合わないものですから。

○**議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

○**総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

Ｗｉ－Ｆｉ設置工事で契約金額は586万6,080円です。本来はこの事業費は設置工事であれば1,110万円程度の予算額でありました。入札の

結果、落札率がほぼ半額、50％程度で落札ができましたので、今、不用額説明書に書いてある526万2,920円というのはこれは不用額です。

余ったものがこれだけだということです。

○議長　新垣博正　よろしいですか。休憩で確認します。休憩します。

休　憩（１０時５１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５４分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時５４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５５分）

○議長　新垣博正　再開します。

歳出３款に対する質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１０時５６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５７分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時５７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５８分）

○議長　新垣博正　再開します。

歳出４款に対する質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１０時５８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０１分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出５款に対する質疑はありませんか。

安里清市議員。

○１番　安里清市議員　村のシルバー人材センターの補助金なんですけれども、これは前年から、その前からですか、ほとんど同じ額で推移していると思うんですが、そこの決算の状況とか運営の状況について担当課ではどのように把握しているのか。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時０３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０３分）

○議長　新垣博正　再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　それでは、安里清市議員の質問にお答えいたします。

負担金が毎年推移をしているのですが、シルバー人材センターの事業は令和元年度における実績になるのですが、会員は82名いまして受注の契約額が1,140万円と、あと就業率が49.9％になっていて、会員数及び受注契約額ともに今は目標値を上回っているということの成果になります。

以上です。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　数字的なこともそうなんですが、補助金を出すということから、組織の運営とかに対して助言とか何かそういうふうなことをしているのか、センター自体も会員を集めていろんな仕事に取り組んで収入を得なが

ら運営をしているわけですので、効率が上がれば、それに応じて補助金が減っていっても運営できるのかなということも考え、行政の関わりが必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時０６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０６分）

○議長　新垣博正　再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　お答えします。

職員と一応密にいろいろ話合いをしながら、その辺の情報提供とか広報していく必要が今後はあるのではないかと考えています。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出６款に対する質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１１時０７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０９分）

○議長　新垣博正　再開します。

歳出６款に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出７款に対する質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１１時１０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１２分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出８款に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出９款に対する質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１１時１２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１６分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出10款に対する質疑はありませんか。

新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　10款いっぱいあるので。休憩お願いします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時１７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２６分）

○議長　新垣博正　再開します。

新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　それでは、質問させていただきます。

これは私のほうで、平成30年９月の決算の中でも少し疑問がありまして、そのときには委員会のほうに質問状を送ったんですけれども、平成30年並びに令和元年９月、そして今回の９月なんですけれども、電話料に関して少し質問したいと思います。

まず、今回この電話料の予算を組み立てるときに参考になる電話料金というのがあると思うんですけれども、料金の組立ての際に、まず平

成30年９月、小学校だけでいきますと補正が組まれていて14万1,000円補正、令和元年も補正で17万円の補正、そして今回も10款教育費02項小学校費の役務費の中の通信費なんですけど。ここでも10万5,000円の補正をずっともう毎年補正を組んでいるんです、通信費に関して。この内容は特に電話料なんですけど極端に３校を比較しても唐突に１か所金額的に３校の中でも計算すると45％以上占めているところがあるのですから、それに対してこれまで組立ての仕方、この料金に対してなぜこのような金額になっているのか。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　小学校の通信運搬費についてなんですけれども、電話代のほうで結構上がってきております。これまでの原因というものが津覇小学校で２本の回線が引かれていました、議員がおっしゃられるように昨年度の委員会の中で１本に絞り込んだらというような提案がありましたので、学校側と調整して授業中等はできませんので、この配線を切断しても大丈夫かどうか確認したところ、ちょっと支障が出るので、それで今年の３月の春休みに１本にしております。

それと、今回このＧＩＧＡスクール構想の中で通信を引き込む際に光通信に変えていきますので、それでまたその容量等を検討して、各学校に合うサイズに変えているところです。

以上です。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　今、通信費がネット回線のような捉え方なんだけど、課長、私が質問したいのは電話料金に対してなんです。津覇小学校においては、これは比較対象を３年間自分のほうでやってみたんですけど、津覇小学校は平成29年、それから３年直近で合計しても平均で大体50万円なんです。その生徒数が少ないということは父兄も少ないわけですので、中学校と対比しても群を抜いているし、もしかしたら回線云々よりも、もしかしたら以前、私が文教社会常任委員会が担当だったので電話料が唐突で高いと、その原因というのは何なのか調べてみないかという話をしたときに、そのときの回答は電話を多く使っているという形でしか回答を得られなくて、はっきりした原因というのは分からないということなので、もしこの電話料が学校側から父兄の携帯にかけるというのが津覇小学校が物すごく多いというのであるならば、その対策として今はいろんな格安スマホとかそういうのもあると思うので、そういう対策を講じたほうがいいんじゃないかということなんですけど、これまで３年間を電話料金だけを比較対象したことってありますか。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

休憩します。

休　憩（１１時３２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３２分）

○議長　新垣博正　再開します。

教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　予算を計上する際に３カ年の平均を取って額を上げているんですけれども、やはり足りなくなってきて補正に至っております。

今後、この各学校、指導も交えながらどういうふうな利用の方法になっているかというものを追求して指導していきたいと思います。

以上です。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　これも使い過ぎだからということで僕は質問しているんじゃなくて、こういった金額に対する経費節減も大事なのかなと思うんですけど、この学校の中での構成比率、中小、津覇小、それから南小、中中、これ全体で考えたときも津覇小は全体としても12％の生徒数なんです。だけど、料金に関しては４

校の合算と比較しても30％以上を津覇小学校が使っている。小学校だけで考えると小学校だけで327万か330万使っているんだけれども、津覇小学校が過去３年間、155万、要するに50％以上超えているわけ、電話料だけで。だから、この使うことは別にいいと思います。もしかしたら津覇小学校が小まめに父兄に電話しているかもしれないし、使い方がどうのこうのじゃなくて、もしそういうふうに予算を組むときも、津覇小学校は大体57万と組んでいると思うんです。各小学校は大体30万。やっぱりその中でも唐突に高いというんであれば、今言うようにＩＰ電話のほうを導入して制限を抑えるとか、あるいは格安スマホを備品として購入して与えて、今ＬＩＮＥ電話とか無料電話とか10分間無料だとか、いろんな手立てあると思うだけど、そういうふうに対策を講じないと常に通信に関しては毎年補正、補正になりかねないと思うので、確認したんですけど、その辺も今後予算組立てのときにちょっと考えてほしいなと思います。

以上です。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして、歳出11款、12款、13款、14款は一括して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第１号は総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、認定第１号　令和元年度中城村一般会計歳入歳出決算認定については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

休憩します。

休　憩（１１時３７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時４６分）

○議長　新垣博正　再開します。

日程第８　認定第２号　令和元年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　認定第２号　令和元年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第２号

令和元年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治体（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定に基づき、令和元年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和２年９月７日　　提出

中城村長　浜　田　京　介

令和元年度

中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳　入　額　　2,413,949,995 円

歳　出　額　　2,351,366,141 円

差引残額　　62,583,854 円

令和元年度　国民健康保険特別会計　歳入決算書

（歳　入）　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
1 国民健康保険税		375,530,000	452,125,563	381,337,164	4,028,591	67,505,908	5,807,164	還付未済額 746,100
	1国民健康保険税	375,530,000	452,125,563	381,337,164	4,028,591	67,505,908	5,807,164	還付未済額 746,100
2 一部負担金		2,000	0	0	0	0	△2,000	
	1一部負担金	2,000	0	0	0	0	△2,000	
3 使用料及び手数料		430,000	436,300	436,300	0	0	6,300	
	1手数料	430,000	436,300	436,300	0	0	6,300	
4 国庫支出金		771,000	770,000	770,000	0	0	△1,000	
	2国庫補助金	771,000	770,000	770,000	0	0	△1,000	
5 県支出金		1,621,492,000	1,661,343,526	1,661,343,526	0	0	39,851,526	
	1県補助金	1,621,491,000	1,661,343,526	1,661,343,526	0	0	39,852,526	
	2財政安定化基金支出金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
6 連合会支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000	
	1連合会補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
7 財産収入		1,000	0	0	0	0	△1,000	
	1財産運用収入	1,000	0	0	0	0	△1,000	
8 繰入金		329,351,000	329,349,190	329,349,190	0	0	△1,810	
	1他会計繰入金	329,350,000	329,349,190	329,349,190	0	0	△810	

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
	2基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
9 繰越金		34,555,000	34,554,824	34,554,824	0	0	△176	
	1繰越金	34,555,000	34,554,824	34,554,824	0	0	△176	
10 諸収入		2,712,000	11,063,857	6,158,991	0	4,904,866	3,446,991	
	1延滞金・加算金及び過料	1,412,000	1,534,158	1,534,158	0	0	122,158	
	2預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	3受託事業収入	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	4雑入	1,298,000	9,529,699	4,624,833	0	4,904,866	3,326,833	
11 村債		1,000	0	0	0	0	△1,000	
	1村債	1,000	0	0	0	0	△1,000	
97 一時立替金		0	0	0	0	0	0	
	1一時立替金	0	0	0	0	0	0	
98 一時借入金		0	0	0	0	0	0	
	1一時借入金	0	0	0	0	0	0	
歳入合計		2,364,846,000	2,489,643,260	2,413,949,995	4,028,591	72,410,774	49,103,995	還付未済 746,100

令和元年度　国民健康保険特別会計　歳出決算書

（歳　出）　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
1 総務費		41,743,000	41,192,947	0	550,053	550,053	
	1総務管理費	32,261,000	31,922,731	0	338,269	338,269	
	2徴税費	9,434,000	9,270,216	0	163,784	163,784	
	3運営協議会費	48,000	0	0	48,000	48,000	
2 保険給付費		1,559,396,000	1,552,050,206	0	7,345,794	7,345,794	
	1療養諸費	1,321,271,000	1,315,361,213	0	5,909,787	5,909,787	
	2高額療養費	222,965,000	222,898,355	0	66,645	66,645	

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
	3 移送費	64,000	0	0	64,000	64,000	
	4 出産育児諸費	14,522,000	13,310,638	0	1,211,362	1,211,362	
	5 葬祭諸費	574,000	480,000	0	94,000	94,000	
3 国民健康保険事業費納付金		700,217,000	700,201,541	0	15,459	15,459	
	1 医療給付費分	492,137,000	492,135,760	0	1,240	1,240	
	2 後期高齢者支援金等分	143,102,000	143,101,192	0	808	808	
	3 介護納付金分	64,978,000	64,964,589	0	13,411	13,411	
4 共同事業拠出金		1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 共同事業拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000	
5 財政安定化基金拠出金		1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000	
6 保健事業費		40,298,000	39,786,639	0	511,361	511,361	
	1 特定健康診査等事業費	21,906,000	21,761,859	0	144,141	144,141	
	2 保健事業費	18,392,000	18,024,780	0	367,220	367,220	
7 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000	
8 公債費		51,000	5	0	50,995	50,995	
	1 公債費	51,000	5	0	50,995	50,995	
9 諸支出金		18,561,000	18,134,803	0	426,197	426,197	
	1 償還金及び還付加算金	18,560,000	18,134,803	0	425,197	425,197	
	2 延滞金	1,000	0	0	1,000	1,000	
12 予備費		4,577,000	0	0	4,577,000	4,577,000	
	1 予備費	4,577,000	0	0	4,577,000	4,577,000	
歳出合計		2,364,846,000	2,351,366,141	0	13,479,859	13,479,859	

歳入歳出差引残額　　62,583,854 円

令和２年９月７日

中城村 村長　浜田　京介

実質収支に関する調書

（国民健康保険特別会計）　　令和元年度

区分		金額
1. 歳入総額		2,413,949 千円
2. 歳出総額		2,351,366 千円
3. 歳入歳出差引額		62,583 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実質収支額		62,583 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額		0 千円
備考	※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第２号は総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。

したがって、認定第２号　令和元年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第９　認定第３号　令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　認定第３号　令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第３号

令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治体（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定に基づき、令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和２年９月７日　　提出

中城村長　浜　田　京　介

令和元年度

中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳　入　額　　162,329,516 円

歳　出　額　　158,760,208 円

差 引 残 額　　3,569,308 円

令和元年度　後期高齢者医療特別会計　歳入決算書

（歳　入）　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
1 後期高齢者医療保険料		112,579,000	117,263,630	114,036,975	433,372	4,677,065	1,457,975	還付未済額 1,883,782
	1 後期高齢者医療保険料	112,579,000	117,263,630	114,036,975	433,372	4,677,065	1,457,975	還付未済額 1,883,782
2 使用料及び手数料		30,000	43,200	43,200	0	0	13,200	
	1 手数料	30,000	43,200	43,200	0	0	13,200	
3 寄付金		1,000	0	0	0	0	△1,000	
	1 寄付金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
4 繰入金		45,377,000	45,376,000	45,376,000	0	0	△1,000	
	1 一般会計繰入金	45,376,000	45,376,000	45,376,000	0	0	0	

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
	2 他会計繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
5 繰越金		75,000	75,020	75,020	0	0	20	
	1 繰越金	75,000	75,020	75,020	0	0	20	
6 諸収入		1,723,000	2,798,321	2,798,321	0	0	1,075,321	
	1 延滞金、加算金及び過料	2,000	35,700	35,700	0	0	33,700	
	2 償還金及び還付加算金	320,000	641,115	641,115	0	0	321,115	
	3 預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	4 雑入	1,400,000	2,121,506	2,121,506	0	0	721,506	
歳入合計		159,785,000	165,556,171	162,329,516	433,372	4,677,065	2,544,516	還付未済額 1,883,782

令和元年度　後期高齢者医療特別会計　歳出決算書

（歳　出）　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
1 総務費		5,504,000	5,116,026	0	387,974	387,974	
	1 総務管理費	3,411,000	3,128,408	0	282,592	282,592	
	2 徴収費	2,093,000	1,987,618	0	105,382	105,382	
2 後期高齢者医療広域連合納付金		153,586,000	153,585,032	0	968	968	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	153,586,000	153,585,032	0	968	968	
3 諸支出金		344,000	59,150	0	284,850	284,850	
	1 償還金及び還付加算金	343,000	59,150	0	283,850	283,850	
	2 繰出金	1,000	0	0	1,000	1,000	
4 予備費		351,000	0	0	351,000	351,000	
	1 予備費	351,000	0	0	351,000	351,000	
歳出合計		159,785,000	158,760,208	0	1,024,792	1,024,792	

歳入歳出差引残額　　3,569,308 円

令和２年９月７日

中城村 村長　浜田　京介

実質収支に関する調書

（後期高齢者医療特別会計）　　令和元年度

区分		金額
1. 歳入総額		162,329 千円
2. 歳出総額		158,760 千円
3. 歳入歳出差引額		3,569 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実質収支額		3,569 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額		0 千円
備考	※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

以上でございます。

○**議長　新垣博正**　これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第３号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。

したがって、認定第３号　令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第10　認定第４号　令和元年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○**村長　浜田京介**　認定第４号　令和元年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第４号

令和元年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定に基づき、令和元年度中城村公共下水道事業特別歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和２年９月７日　　提出

中城村長　浜　田　京　介

令和元年度

中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳　入　額　　276,851,819 円

歳　出　額　　272,251,843 円

差 引 残 額　　4,599,976 円

令和元年度　公共下水道事業特別会計　歳入決算書

（歳　入）　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
1 使用料手数料		47,796,000	50,494,070	50,494,070	0	0	2,698,070	
	1 使用料	47,736,000	50,204,070	50,204,070	0	0	2,468,070	
	2 手数料	60,000	290,000	290,000	0	0	230,000	
2 県支出金		54,110,000	54,110,000	54,110,000	0	0	0	
	1 県補助金	54,110,000	54,110,000	54,110,000	0	0	0	
3 繰入金		129,573,000	129,573,000	129,573,000	0	0	0	
	1 一般会計繰入金	129,573,000	129,573,000	129,573,000	0	0	0	
4 繰越金		1,847,000	1,846,041	1,846,041	0	0	△959	
	1 繰越金	1,847,000	1,846,041	1,846,041	0	0	△959	

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
5 諸収入		2,710,000	2,328,708	2,328,708	0	0	△381,292	
	1 預金利子	1,000	1,003	1,003	0	0	3	
	2 雑入	2,709,000	2,327,705	2,327,705	0	0	△381,295	
6 村債		38,500,000	38,500,000	38,500,000	0	0	0	
	1 村債	38,500,000	38,500,000	38,500,000	0	0	0	
97 一時立替金		0	0	0	0	0	0	
	1 一時立替金	0	0	0	0	0	0	
98 一時借入金		0	0	0	0	0	0	
	1 一時借入金	0	0	0	0	0	0	
歳入合計		274,536,000	276,851,819	276,851,819	0	0	2,315,819	

令和元年度　公共下水道事業特別会計　歳入決算書

（歳　出）　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
1 公共下水道費		147,267,000	145,183,529	0	2,083,471	2,083,471	
	1 公共下水道費	147,267,000	145,183,529	0	2,083,471	2,083,471	
2 公債費		127,069,000	127,068,314	0	686	686	
	1 公債費	127,069,000	127,068,314	0	686	686	
3 予備費		200,000	0	0	200,000	200,000	
	1 予備費	200,000	0	0	200,000	200,000	
歳出合計		274,536,000	272,251,843	0	2,284,157	2,284,157	

歳入歳出差引残額　　4,599,976 円

令和２年９月７日

中城村 村長　浜田　京介

実質収支に関する調書

（公共下水道事業特別会計）　　令和元年度

区　　分	金　　額
1.　歳　　入　　総　　額	276,851　千円
2.　歳　　出　　総　　額	272,251　千円

3. 歳入歳出差引額		4,600 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実質収支額		4,600 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額		0 千円
備考	※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第４号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。

したがって、認定第４号　令和元年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第11　認定第５号　令和元年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　認定第５号　令和元年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第５号

令和元年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治体（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定に基づき、令和元年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和２年９月７日　　提出

中城村長　浜　田　京　介

令和元年度

中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

歳　入　額　　434,393,719 円

歳　出　額　　421,528,818 円

差引残額　　12,864,901 円

令和元年度　土地区画整理事業特別会計　歳入決算書

（歳　入）　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
1 使用料及び手数料		1,579,000	1,618,136	1,618,136	0	0	39,136	
	2 使用料	1,579,000	1,618,136	1,618,136	0	0	39,136	
2 繰入金		100,000,000	100,000,000	100,000,000	0	0	0	
	1 基金繰入金	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0	0	0	
3 繰越金		232,409,584	232,408,771	232,408,771	0	0	△813	
	1 繰越金	232,409,584	232,408,771	232,408,771	0	0	△813	
4 諸収入		50,000	50,937	50,937	0	0	937	
	1 雑入	50,000	50,937	50,937	0	0	937	
5 保留地処分金		87,880,000	100,315,875	100,315,875	0	0	12,435,875	
	1 南上原区画整理事業保留地処分金	87,880,000	100,315,875	100,315,875	0	0	12,435,875	
歳入合計		421,918,584	434,393,719	434,393,719	0	0	12,475,135	

令和元年度　土地区画整理事業特別会計　歳出決算書

（歳　出）　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
1 土地区画整理事業費		421,917,584	421,528,818	0	388,766	388,766	
	1 南上原土地区画整理事業費	421,917,584	421,528,818	0	388,766	388,766	

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000	
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000	
歳出合計		421,918,584	421,528,818	0	389,766	389,766	

歳入歳出差引残額　　12,864,901 円

令和２年９月７日

中城村 村長　浜田　京介

実質収支に関する調書

（土地区画整理事業特別会計）　　令和元年度

区分		金額
1. 歳入総額		434,394 千円
2. 歳出総額		421,529 千円
3. 歳入歳出差引額		12,865 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実質収支額		12,865 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額		0 千円
備考	※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第５号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、認定第５号　令和元年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第12　認定第６号　令和元年度中城村

汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　認定第６号　令和元年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第６号

令和元年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治体（昭和22年度法律第67号第233条第３項の規定に基づき、令和元年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和２年９月７日　　提出

中城村長　浜　田　京　介

令和元年度

中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算書

歳　入　額	2,860,852 円
歳　出　額	2,311,583 円
差 引 残 額	549,269 円

令和元年度　汚水処理施設管理事業特別会計　歳入決算書

（歳　入）　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
1 使用料及び手数料		2,432,000	2,732,380	2,732,380	0	0	300,380	
	1 使用料	2,431,000	2,732,380	2,732,380	0	0	301,380	
	2 手数料	1,000	0	0	0	0	△1,000	
2 寄附金		1,000	0	0	0	0	△1,000	
	1 寄附金	1,000	0	0	0	0	△1,000	

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
3 繰入金		1,000	0	0	0	0	△1,000	
	1 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
4 繰越金		129,000	128,472	128,472	0	0	△528	
	1 繰越金	129,000	128,472	128,472	0	0	△528	
5 諸収入		2,000	0	0	0	0	△2,000	
	1 預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	2 雑収入	1,000	0	0	0	0	△1,000	
歳入合計		2,565,000	2,860,852	2,860,852	0	0	295,852	

令和元年度　汚水処理施設管理事業特別会計　歳出決算書

（歳　出）　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
1 汚水処理施設管理費		2,455,000	2,311,583	0	143,417	143,417	
	1 汚水処理施設管理費	2,455,000	2,311,583	0	143,417	143,417	
2 予備費		110,000	0	0	110,000	110,000	
	1 予備費	110,000	0	0	110,000	110,000	
歳出合計		2,565,000	2,311,583	0	253,417	253,417	

歳入歳出差引残額　　549,269 円

令和２年９月７日

中城村 村長　浜田　京介

実質収支に関する調書

（汚水処理施設管理事業特別会計）　　令和元年度

区分		金額
1. 歳入総額		2,860 千円
2. 歳出総額		2,311 千円
3. 歳入歳出差引額		549 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円

	計	0　千円
5.　実　質　収　支　額		549　千円
6.　実質収支額のうち地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額		0　千円
備考	※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第６号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。

したがって、認定第６号　令和元年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第13　認定第７号　令和元年度中城村水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　認定第７号　令和元年度中城村水道事業会計決算認定について御提案申し上げます。

認定第７号

令和元年度中城村水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定に基づき、平成30年度中城村水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付します。

令和２年９月７日　提出

中城村長　浜　田　京　介

令和元年度中城村水道事業決算報告書

（1）収益的収入及び支出

収　　入　　（単位：円）

区　分	予算額				決算額	予算額に比べ決算額の増減	備　考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第３項の規定による支出額に係る財源充当額	合　計			
第１款　水道事業収益	525,788,000	0	0	525,788,000	530,107,087	4,319,087	
第１項　営業収益	475,233,000	0	0	475,233,000	480,931,598	5,698,598	（うち、仮受消費税及び地方消費税38,401,684円）
第２項　営業外収益	50,553,000	0	0	50,553,000	49,175,489	△1,377,511	（うち、仮受消費税及び地方消費税1,937円）
第３項　特別利益	2,000	0	0	2,000	0	△2,000	

支　　出　　（単位：円）

区　分	予算額								決算額	地方公営企業法第26条第２項の規定による繰越額	不用額	備　考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第３項の規定による支出額	小　計	地方公営企業法第26条第２項の規定による繰越額	合　計				
第１款 水道事業費用	515,134,000	0	0	0	0	515,134,000	0	515,134,000	469,298,383	0	45,835,617	
第１項　営業費用	505,526,000	0	0	△600,000	0	504,926,000	0	504,926,000	460,984,489	0	43,941,511	（うち、仮払消費税及び地方消費税27,404,504円）
第２項　営業外費用	8,339,000	0	0	600,000	0	8,939,000	0	8,939,000	8,313,894	0	625,106	
第３項　特別損失	169,000	0	0	0	0	169,000	0	169,000	169,000	0	169,000	
第４項　予備費	1,100,000	0	0	0	0	1,100,000	0	1,100,000	0	0	1,100,000	

（２）資本的収入及び支出

収　　入

（単位：円）

区　　分	予算額						決算額	予算額に比べ決算額の増減	備　考
	当初予算額	補正予算額	小　計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費逓次繰越額に係る財源充当額	合　計			
第１款　資本的収入	47,501,000	△1,000,000	46,501,000	0	0	46,501,000	46,500,000	△1,000	
第１項　補助金	45,000,000	0	45,000,000	0	0	45,000,000	45,000,000	0	
第２項　出資金	2,500,000	△1,000,000	1,500,000	0	0	1,500,000	1,500,000	0	
第３項　固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△1,000	

支　　出

（単位：円）

区　　分	予算額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備　考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小　計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合　計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計		
第１款　資本的支出	172,238,000	△1,000,000	0	171,238,000	0	0	171,238,000	118,865,069	0	0	0	52,372,931	
第１項　建設改良費	162,680,000	△1,000,000	△5,000	161,675,000	0	0	161,675,000	110,403,763	0	0	0	51,271,237	（うち、仮払消費税及び地方消費税 9,184,078円）
第２項　企業債償還金	8,457,000	0	5,000	8,462,000	0	0	8,462,000	8,461,306	0	0	0	694	
第３項　その他資本的支出	1,000	0	0	1,000	0	0	1,000	0	0	0	0	1,000	
第４項　予備費	1,100,000	0	0	1,100,000	0	0	1,100,000	0	0	0	0	1,100,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 72,365,069円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額　4,956,806円及び過年度分損益勘定留保資金 67,408,263円で補填した。

令和元年度中城村水道事業損益計算書

（平成31年４月１日から令和２年３月31日まで）

（単位：円）

１　営業収益			
（１）給水収益	434,310,371		
（２）その他の営業収益	8,219,543	442,529,914	
２　営業費用			
（１）原水及び浄水費	233,517,282		
（２）配水及び給水費	57,861,559		
（３）総係費	47,318,313		
（４）減価償却費	91,078,938		
（５）資産減耗費	3,803,893	433,579,985	
営業利益			8,949,929
３　営業外収益			
（１）受取利息	4,000		
（２）工事負担金	0		
（３）雑収益	219,860		
（４）長期前受金戻入	46,647,489		
（５）引当金戻入	2,303,235	49,174,584	
４　営業外費用			
（１）支払利息	2,204,294		
（２）雑支出	133,075	2,337,369	46,837,215
経常利益			55,787,144
５　特別利益			
（１）過年度損益修正益	0	0	

6　特 別 損 失			
（1）過年度損益修正損	0	0	0
当年度純利益			55,787,144
前年度繰越利益剰余金			2 711 703
その他の未処分利益剰余金変動額			0
当年度未処分利益剰余金			58 498 847

令和元年度　中城村水道事業剰余金計算書

（平成31年４月１日から令和２年３月31日まで）

（単位：円）

	資本金	剰余金								資本合計
		資本剰余金				利益剰余金				
		受贈財産評価額	補助金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
前年度末残高	1,112,137,983	23,011,901	124,073,537	9,253,369	156,338,807	98,081,112	277,188,343	62,711,703	437,981,158	1,706,457,948
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	60,000,000	△60,000,000	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	60,000,000	△60,000,000	0	0
前年度純利益	0	0	0	0	0	0	60,000,000	△60,000,000	0	0
法令による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	1,112,137,983	23,011,901	124,073,537	9,253,369	156,338,807	98,081,112	337,188,343	（繰越利益剰余金） 2,711,703	437,981,158	1,706,457,948
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	0	55,787,144	55,787,144	55,787,144
資本金組入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本剰余金受入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	55,787,144	55,787,144	55,787,144
当年度末残高	1,112,137,983	23,011,901	124,073,537	9,253,369	156,338,807	98,081,112	337,188,343	（当年度未処分利益剰余金） 58,498,847	493,768,302	1,762,245,092

令和元年度　中城村水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,112,137,983	156,338,807	58,498,847
議会の議決による処分額	0	0	△50,000,000
減債積立金の積立	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	△50,000,000
処分後残高	1,112,137,983	156,338,807	（繰越利益剰余金） 8,498,847

令和元年度中城村水道事業貸借対照表

（令和２年３月31日）

資　産　の　部

（単位：円）

１　固定資産			
（１）有形固定資産			
イ　土地		47,769,530	
ロ　構築物	3,563,210,763		
減価償却累計額	△1,610,679,703	1,952,531,060	
ハ　機械装置	234,547,463		
減価償却累計額	△178,202,700	56,344,763	
ニ　車輌運搬具	2,201,704		
減価償却累計額	△2,091,618	110,086	
ホ　器具備品	47,437,832		
減価償却累計額	△42,746,466	4,691,366	
ヘ　建物	66,149,719		
減価償却累計額	△22,738,433	43,411,286	
ト　リース資産	0		
減価償却累計額	0	0	
チ　建設仮勘定		45,813,095	
有形固定資産合計			2,150,671,186
（２）無形固定資産			

イ 電話加入権	123,100		
ロ リース資産	0		
無形固定資産合計		123,100	
（3）投資その他の資産		66,995,663	
固定資産合計			2,217,789,949
2 流動資産			
（1）現金預金	667,340,709		
（2）未収金	42,363,880		
（3）貸倒引当金	△54,000		
（4）貯蔵品	318,500		
（5）その他流動資産	301,208		
流動資産合計			710,270,297
資産合計			2,928,060,246
負債の部			
3 固定負債			
（1）企業債	101,156,478		
（2）リース債務	0		
（3）引当金	11,121,838		
固定負債合計		112,278,316	
4 流動負債			
（1）未払金	28,581,909		
（2）前受金	0		
（3）預り金	4,983,720		
（4）その他流動負債	0		
（5）企業債	8,621,955		
（6）リース債務	0		
（7）引当金	3,482,000		

流動負債合計		45,669,584	
5 繰延収益			
（1）長期前受金	1,902,441,993		
（2）長期前受金収益化累計額	△894,574,739		
繰延収益合計		1,007,867,254	
負債合計			1,165,815,154

資本の部

6 資本金			
（1）資本金			
イ 固有資本金	40,841,872		
ロ 繰入資本金	121,331,192		
ハ 組入資本金	949,964,919		
資本金合計		1,112,137,983	
7 剰余金			
（1）資本剰余金			
イ 国庫補助金	124,073,537		
ロ 受贈財産評価額	23,011,901		
ハ 保険差益	93,318		
ニ 工事負担金	9,160,051		
資本剰余金合計	156,338,807		
（2）利益剰余金			
イ 減債積立金	98,081,112		
ロ 建設改良積立金	337,188,343		
ハ 当年度未処分利益剰余金	58,498,847		

利益剰余金合計	493,768,302		
剰余金合計		650,107,109	
資本合計			1,762,245,092
負債資本合計			2,928,060,246

以上でございます。

○**議長　新垣博正**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第７号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　「異議なし」と認めます。

したがって、認定第７号　令和元年度中城村水道事業会計決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１２時２０分）

令和２年第７回中城村議会定例会（第19日目）

招集年月日	令和２年９月７日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開　会	令和２年９月25日　（午前10時00分）		
	閉　会	令和２年９月25日　（午前11時19分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
	１番	安里清市	９番	比嘉麻乃
	２番	新垣　修	10番	安里ヨシ子
	３番	渡嘉敷眞整	11番	仲松正敏
	４番	屋良照枝	12番	金城　章
	５番	桃原　清	13番	石原昌雄
	６番	玉那覇　登	14番	伊佐則勝
	７番	新垣貞則	15番	新垣善功
	８番	大城常良	16番	新垣博正
欠席議員				
会議録署名議員	８番	大城常良	９番	比嘉麻乃
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者				

議 事 日 程 第 6 号

日　　程	件　　名
第　1	認定第１号　令和元年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について
第　2	認定第２号　令和元年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第　3	認定第３号　令和元年度中城村後期高齢医療特別会計歳入歳出決算認定について
第　4	認定第４号　令和元年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第　5	認定第５号　令和元年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第　6	認定第６号　令和元年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第　7	認定第７号　令和元年度中城村水道事業会計決算認定について
第　8	議案第38号　中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
第　9	議案第55号　令和元年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について
第　10	陳情第８号　新型コロナウイルス感染症対策に係る定期予防接種並びにインフルエンザ予防接種についての要望について
第　11	陳情第９号　地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）
第　12	陳情第10号　県産品の優先使用について（要請）
第　13	陳情第11号　嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のＰＦＡＳ汚染水の取水を止める陳情
第　14	陳情第12号　日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出を求める陳情
第　15	意見書第８号　日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書
第　16	意見書第７号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

○議長　新垣博正　皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　認定第１号　令和元年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長　石原昌雄。

○総務常任委員会委員長　石原昌雄　おはようございます。

それでは、委員会審査の報告をいたします。

令和２年９月25日

中城村議会

議長　新　垣　博　正　　殿

総務常任委員会

委員長　石　原　昌　雄

委 員 会 審 査 報 告 書

認定第１号　令和元年度中城村一般会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和元年度中城村一般会計歳入歳出決算は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

（別紙）

１　違法と認める事項

　　な　し

２　不当と認める事項

　　な　し

３　特に留意すべき事項

　　な　し

４　監査委員の審査意見に対する意見

　　な　し

５　その他

　中城村のこどもの居場所については、現在２箇所あるが地域の施設を活用して、さらなる居場所の増を図るよう指摘する。

以上であります。

○議長　新垣博正　これで、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、認定第１号　令和元年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決に対する委員長報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、認定第１号　令和元年度中城村一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

日程第２　認定第２号　令和元年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長　石原昌雄。

○総務常任委員会委員長　石原昌雄　それでは、委員会審査の報告をいたします。

令和２年９月25日

中城村議会
議長　新　垣　博　正　　殿

総務常任委員会
委員長　石　原　昌　雄

委 員 会 審 査 報 告 書

認定第２号　令和元年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和元年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算は審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

（別紙）

１　違法と認める事項

　　な　し

２　不当と認める事項

な　し

3　特に留意すべき事項
な　し

4　監査委員の審査意見に対する意見
な　し

5　その他
な　し

以上であります。

○議長　新垣博正　これで、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、認定第２号　令和元年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、認定第２号　令和元年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

日程第３　認定第３号　令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長　石原昌雄。

○総務常任委員会委員長　石原昌雄　それでは委員会審査の報告をいたします。

令和２年９月25日

中城村議会
議長　新　垣　博　正　　殿

総務常任委員会
委員長　石　原　昌　雄

委 員 会 審 査 報 告 書

認定第３号　令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

（別紙）

１　違法と認める事項

　　な　し

２　不当と認める事項

　　な　し

３　特に留意すべき事項

　　な　し

４　監査委員の審査意見に対する意見

　　な　し

５　その他

　　な　し

以上です。

○議長　新垣博正　これで、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、認定第３号　令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、認定第３号　令和元年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第４　認定第４号　令和元年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長　仲松正敏。　　委員会審査の報告いたします。

○建設常任委員会委員長　仲松正敏　それでは、

令和２年９月25日

中城村議会
議長　新　垣　博　正　　殿

建設常任委員会
委員長　仲　松　正　敏

委 員 会 審 査 報 告 書

認定第４号　令和元年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和元年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

（別紙）

１　違法と認める事項
　　な　し

２　不当と認める事項
　　な　し

３　特に留意すべき事項
　　な　し

４　監査委員の審査意見に対する意見
　　な　し

５　その他
　　令和元年度末までの下水道整備率は、52.2％（前年度比＋0.4％）まで進捗しており、今後も生活環境の改善、公用水域の保全に向けて引き続き、接続率を向上させる対策が必要である。

以上。

○議長　新垣博正　これで、委員長報告を終わります。

これから、委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、認定第４号　令和元年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、認定第４号　令和元年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第５　認定第５号　令和元年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長　仲松正敏。

○建設常任委員会委員長　仲松正敏　読み上げて委員会審査の報告いたします。

令和２年９月25日

中城村議会
議長　新　垣　博　正　　殿

建設常任委員会
委員長　仲　松　正　敏

委 員 会 審 査 報 告 書

認定第５号　令和元年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和元年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

（別紙）

１　違法と認める事項

なし

２　不当と認める事項
　　な　し

３　特に留意すべき事項
　　な　し

４　監査委員の審査意見に対する意見
　　な　し

５　その他
　　換地処分を令和４年度末とし、今年度から準備を行い、換地計画書の作成、住民説明会、換地計画縦覧広告、換地処分認可申請を行うこと。

以上。

○議長　新垣博正　これで、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、認定第５号　令和元年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、認定第５号　令和元年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第６　認定第６号　令和元年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長　仲松正敏。

○建設常任委員会委員長　仲松正敏　委員会審査の報告いたします。

令和２年９月25日

中城村議会
　議長　新　垣　博　正　　殿

建設常任委員会
委員長　仲　松　正　敏

委 員 会 審 査 報 告 書

認定第６号　令和元年度汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和元年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算は審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

（別紙）

１　違法と認める事項
　　な　し

２　不当と認める事項
　　な　し

３　特に留意すべき事項
　　な　し

４　監査委員の審査意見に対する意見
　　な　し

５　その他
　　今後、汚水処理施設は製造後、約30年近く経過しており、施設整備に係る維持管理、施設の建築に対応しなければならないと考える。

以上です。

○議長　新垣博正　これで、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、認定第６号　令和元年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、認定第６号　令和元年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第７　認定第７号　令和元年度中城村水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長　仲松正敏。

○建設常任委員会委員長　仲松正敏　それでは委員会審査の報告いたします。

令和２年９月25日

中城村議会
議長　新　垣　博　正　　殿

建設常任委員会
委員長　仲　松　正　敏

委 員 会 審 査 報 告 書

認定第７号　令和元年度水道事業会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和元年度中城村水道事業会計決算は審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

（別紙）

１　違法と認める事項
　　な　し

２　不当と認める事項
　　な　し

３　特に留意すべき事項
　　な　し

４　監査委員の審査意見に対する意見
　　な　し

５　その他

今後も水道施設の新設や老朽化施設の更新、耐震化等の整備を進めていくよう指摘する。

以上です。

○議長　新垣博正　これで、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、認定第７号　令和元年度中城村水道事業会計決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、認定第７号　令和元年度中城村水道事業会計決算認定については、認定することに決定しました。

日程第８　議案第38号　中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長　石原昌雄。

○総務常任委員会委員長　石原昌雄　それでは、委員会審査の報告をいたします。

令和２年９月25日

中城村議会議長　新垣　博正　殿

総務常任委員会
委員長　石　原　昌　雄

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第38号	中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	原案可決

以上。

○**議長　新垣博正**　これで、委員長報告を終わります。

（「休憩」と言う声あり）

○**議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１０時２４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３４分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

総務常任委員会委員長　石原昌雄。

○**総務常任委員会委員長　石原昌雄**　監査委員の意見を聴取するということになっております。監査委員の意見としては、懸念事項等はないというふうに回答を得ました。

以上です。

○**議長　新垣博正**　これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

15番　新垣善功議員。

○**１５番　新垣善功議員**　議案第38号についての中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定に関しての質疑を行います。

提案理由の中で、また条文の中でも善意かつ重大な過失とあるんだけど、これが曖昧で抽象的で、果たして基準があるのかどうか。これ、人の解釈によっては、これは重大じゃない、これは重大であるというふうであるし、ある程度の基準、何か審査したかどうか、その辺を伺います。説明を求めます。

○**議長　新垣博正**　総務常任委員会委員長　石原昌雄。

○**総務常任委員会委員長　石原昌雄**　それでは、条例の中の文言の中で、そういう事項については、委員会としては通常の表現という捉え方で、特にその文言等については深く審査はしませんでした。

ですから、通常のそういう罰則とか、あるいは取扱いとかについても同じ文言を一般的に使われているということでありますので、委員会としてはそのままでよいということでなっております。

以上です。

○**議長　新垣博正**　よろしいですか。

新垣善功議員。

○**１５番　新垣善功議員**　この重大な過失というのは、ある意味では法令違反とか、あるいは規則違反、役場にはいろんな規則があります。それを守らなくて、村民、村に対して損害を与えた場合。この基準、どの程度、どれぐらい重大か、どれぐらいが軽いかという、これは総務課長からは示されなかったんですか。それまた、聞くべきだと思うんです。もう、曖昧、この重大な過失というのはどういうものかは、事例を例えて、事例を取って説明を受けるべきじゃないかと思うんですけど。

○**議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１０時３８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３９分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

総務常任委員会委員長　石原昌雄。

○**総務常任委員会委員長　石原昌雄**　お答えします。

今回の条例の中には、そういう文言が確かにあります。

実際に、その適用については総務課長も読んで内容について確認したんですけども、実際に訴訟が出てそういう責任の問題とか出た場合は、その中で審査されていくと、いわゆる責任の度合いですから。ただ、責任の度合いについてはそういうふうに委員会、審査する場所が別にありますので、今回はそれを含めて、条例の中では限度額がメインになっているものですから、その訴訟に該当するかどうかは別のところで審査されるものだと理解しております。

以上です。

○**議長　新垣博正**　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　これは、条例を制定することができると、しなくてもいいわけね。なぜ、あえてそれを今、４月１日に改正されたのか、早々とこれを改正するのか、その理由。何か、村において今までそういう事例があったのかどうかです。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時４１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４１分）

○議長　新垣博正　再開します。

総務常任委員会委員長　石原昌雄。

○総務常任委員会委員長　石原昌雄　それではお答えします。

条例については、条例を制定することができるということで当局からもありまして、その時期等についての御質問でしたけども、この案件についてはもう既に前の法律の中で制定をされておりまして、その執行する時期が令和２年から走るということもありまして、この時期に合わせて当局は今回の条例の提案という説明を受けました。

以上です。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第38号　中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を採決します。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第38号　中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第９　議案第55号　令和元年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長　仲松正敏。

○建設常任委員会委員長　仲松正敏　それでは委員会審査の報告いたします。

令和２年９月25日

中城村議会議長　新垣　博正　殿

建設常任委員会

委員長　仲　松　正　敏

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第55号	令和元年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について	原案可決

以上です。

○議長　新垣博正　これで、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第55号　令和元年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第55号　令和元年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

日程第10　陳情第８号　新型コロナウイルス感染症対策に係る定期予防接種並びにインフルエンザ予防接種についての要望についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長　大城常良。

○文教社会常任委員会委員長　大城常良　それでは委員会審査の報告をいたします。

令和２年９月25日

中城村議会議長　新　垣　博　正　　殿

文教社会常任委員会
委員長　大　城　常　良

委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第１項の規定により報告します。

記

番　　号	付託年月日	件　　名	審査の結果
陳情第８号	令和２年 ９月７日	新型コロナウイルス感染症対策に係る定期予防接種並びにインフルエンザ予防接種についての要望について	採択

○議長　新垣博正　これで、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第８号　新型コロナウイルス感染症対策に係る定期予防接種並びにインフルエンザ予防接種についての要望についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、陳情第８号　新型コロナウイルス感染症対策に係る定期予防接種並びにインフルエンザ予防接種についての要望については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第11　陳情第９号　地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）を議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長　仲松正敏。

○建設常任委員会委員長　仲松正敏　それでは委員会審査の報告いたします。

令和２年９月25日

中城村議会議長　新　垣　博　正　　殿

建設常任委員会
委員長　仲　松　正　敏

委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第１項の規定により報告します。

記

番　　号	付託年月日	件　　名	審査の結果
陳情第９号	令和２年 ９月７日	地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）	採択

以上です。

○議長　新垣博正　これで、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第９号　地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、陳情第９号　地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第12　陳情第10号　県産品の優先使用について（要請）を議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長　仲松正敏。

○建設常任委員会委員長　仲松正敏　委員会審査の報告いたします。

令和２年９月25日

中城村議会議長　新　垣　博　正　　殿

建設常任委員会
委員長　仲　松　正　敏

委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第１項の規定により報告します。

記

番　　号	付託年月日	件　　名	審査の結果
陳情第10号	令和２年 ９月７日	県産品の優先使用について（要請）	採択

以上。

○議長　新垣博正　これで、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第10号　県産品の優先使用について（要請）を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、陳情第10号　県産品の優先使用について（要請）は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第13　陳情第11号　嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のＰＦＡＳ汚染水の取水を止める陳情を議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長　大城常良。

○文教社会常任委員会委員長　大城常良　それでは、委員会審査の報告をいたします。

令和２年９月25日

中城村議会議長　新　垣　博　正　　殿

建設常任委員会
委員長　仲　松　正　敏

委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第１項の規定により報告します。

記

番　　号	付託年月日	件　　名	審査の結果
陳情第11号	令和２年 ９月７日	嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のＰＦＡＳ汚染水の取水を止める陳情	採択

○議長　新垣博正　これで、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第11号　嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のＰＦＡＳ汚染水の取水を止める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、陳情第11号　嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のＰＦＡＳ汚染水の取水を止める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第14　陳情第12号　日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出を求める陳情、及び日程第15　意見書第８号　日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書については関連しますので一括して議題としたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、日程第14及び日程第15については一括議題とします。

本件について、委員長報告及び趣旨説明を求めます。

総務常任委員会委員長　石原昌雄。

○総務常任委員会委員長　石原昌雄　それでは委員会審査の報告いたします。

令和２年９月25日

中城村議会議長　新　垣　博　正　　殿

総務常任委員会
委員長　石　原　昌　雄

委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第１項の規定により報告します。

記

番　　号	付託年月日	件　　名	審査の結果
陳情第12号	令和２年 ９月７日	日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出を求める陳情	採択

意見書第８号

令和２年９月25日

中城村議会
　議長　新　垣　博　正　　殿

提出者
中城村議会　総務常任委員会
委員長　石原　昌雄

日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、
国会が批准することを求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第３項の規定により提出します。

提案理由

令和２年９月７日に本委員会に付託された陳情第12号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、
国会が批准することを求める意見書（案）

国連は、広島と長崎に原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年７月７日、歴史的な核

兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また、条約は核保有国の条約の参加への道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。　2017年９月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の84ヶ国。批准国は45ヶ国となり、発効に必要な条件（50ヶ国）まで残り５ヶ国となっています。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度をただちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、次の事項について取り組むよう要望します。

１　日本政府はすみやかに核兵器禁止条約に署名すること。
２　国会はすみやかに核兵器禁止条約を批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和２年9月25日
沖縄県中城村議会

あて先
内閣総理大臣　外務大臣　衆議院議長　参議院議長

以上であります。

○議長　新垣博正　これで、委員長報告及び趣旨説明を終わります。

これから、陳情第14号及び意見書第８号の委員長報告及び趣旨説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

６番　玉那覇登議員。

○６番　玉那覇登議員　文面ですけれども、９月23日、２日前ですね、マルタという国が批准したというニュースがあったんですけど、それで批准国は45カ国となって残り５カ国となっているということで、２日前の23日に批准されていますけど、この文書は25日付で出しますので、数字は直したほうがいいのか、どうでしょうか。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時０４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０６分）

○議長　新垣博正　それでは、再開します。

総務常任委員長　石原昌雄。

○総務常任委員会委員長　石原昌雄　お答えします。

提出した時点での文面になっておりまして、直近の情勢については議長に一任したいと思いますけど、よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　玉那覇登議員、よろしいですか。

○６番　玉那覇登議員　はい。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから、陳情第14号に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第12号　日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、陳情第12号　日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出を求める陳情は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

続きまして、ただいま議題となっております意見書第８号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、意見書第８号は委員会付託を省略します。

これから、意見書第８号に対する討論を行います。討論はありませんか。

８番　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは、意見書第８号について賛成の立場で討論をいたします。

日本は世界で唯一原爆が投下され20万人以上の国民が大事な命を奪われ、75年を経た今でも多くの方々が後遺症に苦しんでいます。

毎年、広島、長崎で行われている平和記念式典、原爆死没者慰霊祭においても核兵器廃絶、条約への調印、そして批准を求めております。

９月23日には、地中海の島国マルタが条約を批准し45カ国目となりました。マルタの外相は、核不拡散と世界的な軍縮は全ての人々と次の世代に、より安全な未来を保証する上で極めて重要であり、今回の条約批准はそれに向けたマルタの揺るぎない誓約を証明するものだと語っております。日本も速やかに条約に署名し批准を求めるこの意見書に対して賛成をいたします。

以上です。

○議長　新垣博正　ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、意見書第８号　日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、意見書第８号　日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書は原案のとおり可決されました。

日程第16　意見書第７号　新型コロナウイル

ス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

石原昌雄議員。

○１３番　石原昌雄議員　それでは意見書を提出します。

意見書第７号

令和２年９月25日

中城村議会

議長　新　垣　博　正　　殿

提出者

中城村議会議員　石　原　昌　雄

賛成者

中城村議会議員　金　城　　章

賛成者

中城村議会議員　屋　良　照　枝

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の
急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第１項、及び第２項の規定により提出します。

提案理由

本村議会は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地方税等の財源の確保が厳しくなることが想定されることから、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくため、地方交付税等の一般財源の確保・充実ができるよう強く要望する。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地

方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和３年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

１　地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

２　地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

３　令和２年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

４　税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

５　特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和２年9月25日

沖縄県中城村議会

あて先

衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　財務大臣　総務大臣　厚生労働大臣

経済産業大臣　内閣官房長官　経済再生担当大臣　まち・ひと・しごと創生担当大臣

以上です。

○議長　新垣博正　これで、提出者の趣旨説明を終わります。

これから、意見書第７号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第７号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、意見書第７号は委員会付託を省略します。

これから、意見書第７号に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから、意見書第７号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、意見書第７号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉　会（１１時１９分）

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長　新　垣　博　正

中城村議会議員　大　城　常　良

中城村議会議員　比　嘉　麻　乃